岩手県放射線影響対策報告書

～原子力発電所事故発生からの取組と平成 26 年度の対策～

平成 26 年６月

岩　手　県

表紙の説明

【左上】 ゲルマニウム半導体検出器による測定の様子 （岩手県環境保健研究センター）	【右上】 「私たちのくらしと放射線セミナー」開催の様子 （平成 23 年度、盛岡市）
【左下】 放射性物資除去・低減技術実証事業における実証試験の様子（生活圏を対象とした除染技術の試験）	【右下】 草地の除染方法試験の様子

はじめに

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災津波から３年が経ちました。

数多くの貴い命が失われ、いまなお応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされている被災者の方々もいらっしゃいます。岩手県においては、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻すために、県民、県及び市町村等が一体となって震災からの復旧・復興に取り組んできました。

大震災津波で被災した東京電力株式会社原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響は、この復旧・復興に向けた県民が一丸となった取組や、県民の暮らしや身近な環境等にまで広範囲に及んでいます。農林水産物の一部の産品は出荷制限等の対象となり、風評被害も大都市圏をはじめ各地で発生するなど、生産者の生活、ひいては地域社会の存続にまで影響を及ぼしている状況です。

当該事故発生以来、本県においては市町村等と密接に連携を図りながら、県民と一体となって、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校など子ども達の身近な生活環境の調査と放射線量の低減に重点的に取組み、食の安全・安心の確保を重点とする観点から農林水産物の放射性物質濃度の測定体制の充実を図るとともに、学校給食の検査や子どもの健康影響調査を実施してきました。また、放射性物質の影響を受けた農林産物の生産環境の回復、放射性物質の与える影響に最も意識の高い子育て中の主婦層をメインターゲットに情報発信等による風評被害対策や放射線に関する正しい理解等を図るリスクコミュニケーションの実施など、様々な放射線影響対策に取り組んでいます。

原発事故発生から３年が経過した今日においては県内の空間放射線量は減衰傾向にあり、農林水産物の放射性物質濃度の測定値も大半が検出限界を下回る状況が続いていますが、未だに県民の生活環境や食品に対する不安は払しょくされていない状況です。これからも、継続して放射線影響対策を推進していきます。

これらの放射線影響対策は、本来であれば、当該事故の原因者である東京電力自らが実施しなければならないものです。しかし、放射性物質の影響から住民の安全・安心を確保するとともに生産者の生活等を守るためには迅速に対応する必要等があることから、県及び市町村等がその合理性等を判断して実施してきたものです。これらの対策に要した費用の全てについては、東京電力が第一義的に責任を負うべきものであり、県及び市町村等は東京電力に対し賠償請求を行っていますが、これまでに東京電力が賠償金の支払いに合意したものは一部にとどまっています。引き続き、被害の実態に則し十分な賠償を行うよう東京電力に対し強く求めていきます。

この報告書は、原発事故発生から平成 25 年度までに本県、市町村等が実施した対策の状況及び平成 26 年度の実施予定を取りまとめたものです。本書が県民の皆さまをはじめとする多くの方々に広く活用され、本県放射線影響対策に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成 26 年６月

岩手県知事　達　増　拓　也

目　次

【本書のご利用にあたって 】

本県で行っている各種測定には、県立学校や県有施設などの放射線量を測定するものと、食品中や水道水、河川水などの放射性物質濃度を測定するものがあり、それぞれ測定単位が異なります。

放射線量の測定単位には「シーベルト（Sv）」などがあり、シーベルトは放射線によって人体に影響があるかを表す単位です。その他、物質に吸収されたエネルギー量を表す単位として「グレイ（Gy）」があります。

放射性物質濃度の測定単位には「ベクレル(Bq)」があり、ベクレルは、放射線を出す能力の強さを表す単位です。

本書では、測定結果について、測定値と測定単位を用いて記載していますが、各章の本文中、最初の記載は以下のとおり読み方を記載しています。

① **放射線量の単位　〇〇μSv/h（読み方：毎時〇〇マイクロシーベルト）**　※〇〇には数値が入ります。
　１時間当たりの放射線量を表します。μ（マイクロ）とは百万分の１（1/1000000）を表す単位です。その他、シーベルトを用いた単位には mSv（ミリシーベルト（m（ミリ）は千分の１(1/1000)を表す単位））などがあります。

② **放射性物質濃度の単位　〇〇Bq/kg（読み方：１キログラムあたり〇〇ベクレル）**※〇〇には数値が入ります。
　１キログラムあたりの放射性物質濃度を表します。その他、ベクレルを用いた単位として、Bq/m^2（１平方メートルあたりのベクレル）、Bq/m^3（１立方メートルあたりのベクレル）、Bq/ℓ（１リットルあたりのベクレル）、Bq/日（１日あたりのベクレル）などがあります。

また、本文中において繰り返し記載している主な用語、企業名につきましては、以下のとおり統一した記載としていますのでご参照ください。(各章の本文中、最初の記載のみを省略しないで記載しています。)

① **空間線量率**　：　対象とする空間の単位時間当たりの放射線量のことをいいます。
　μSv/h（毎時マイクロシーベルト）や nGy/h（毎時ナノグレイ）の表示単位があります。

② **重点調査地域**　：　放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域のことです。
　（法律などの詳しい解説は第１章の重要課題１　除染推進の取組をご参照ください。）

③ **東京電力**　：　東京電力株式会社のことをいいます。

④ **原発事故**　：　東京電力株式会社原子力発電所事故のことをいいます。

第１章　重要課題への取組状況・注目情報

重要課題１　除染推進の取組

除染の様子

平成 23 年３月 11 日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響により、県南地域を中心に放射線量の比較的高い地域が確認されました。

このうち、一関市、奥州市及び平泉町の３市町は、航空機モニタリング調査などで、１時間あたりの放射線量（以下、「空間線量率」という。）が毎時 0.23 マイクロシーベルト（μSv/h）以上の区域が確認されたため、放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、平成 23 年 12 月に汚染状況重点調査地域（以下、「重点調査地域」という。）に指定されました。指定を受けた３市町においては、除染実施計画に基づく除染や地域との協働による清掃等が進められています。

また、その他の地域でも、雨どいの下や側溝などで局所的に空間線量率の高い箇所が見つかったため、県は平成 23 年７月に「原発放射線影響対策の基本方針」を定め県民の健康を守るため放射線量の低減措置を講じることとし、平成 23 年９月には「放射線量低減に向けた取組方針」を定め、独自に補助制度を創設して市町村等が行う学校などの教育・福祉施設や、公園などの公共施設の除染を促進してきたほか、県が所有・管理する施設の除染を進めてきました。

なお、平成 26 年３月現在、除染により生じた除去土壌は現場で一時保管されています。また、生活圏の除染等により生じる土壌や道路側溝汚泥等の具体的処理方法が国から示されていないため、早急に示すよう国に求めています。

【放射性物質汚染対処特別措置法】

正式名称を、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」といい、この法律は、東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより､環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的として制定されたもので、平成 23 年８月 30 日に公布、平成 24 年１月１日に全面施行となりました。

【汚染状況重点調査地域】

地域の平均的な空間線量率が 0.23μSv/ｈ以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として､放射性物質汚染対処特別措置法に基づき市町村単位で指定された地域。本県では一関市、奥州市、平泉町の３市町が指定されている。指定を受けた市町村は、調査測定を実施して実際に除染を行う区域を定め、除染実施計画を策定して除染を進めています。

【除染実施計画】

汚染状況重点調査地域として指定を受けた市町村は、汚染の状況について調査測定を実施し、除染を実施する区域や除染の実施者、手法などを定めた除染実施計画を策定することとされており、市町村、県、国等は、この計画に基づき除染を実施しています。

県南３市町の除染の取組

重点調査地域である一関市、奥州市、平泉町における学校、公園等の生活空間の除染は、子どもが長時間滞在する施設を優先的に除染し、平成 25 年３月末までに進捗率は「学校・保育園・公園・スポーツ施設」で 100%となりました。

表 子どもが長時間滞在する施設における除染の実施状況　　単位：施設数

区分	一関市			奥州市			平泉町			計		
	除染対象施設			除染対象施設			除染対象施設			除染対象施設		
	計	除染実施	除染不要	計	除染実施	除染不要	計	除染実施	除染不要	計	除染実施	除染不要
学校・保育園等	93	68	25	144	116	28	5	4	1	242	188	54
公園・スポーツ施設	105	44	61	228	21	207	2	2	0	335	67	268

※　除染実施：除染作業を実施済みのもの。
※　除染不要：事前のモニタリングの結果により、除染作業が必要ないと判断されたもの。

民有施設、住宅等については、各市町は、住民に対してマスク、土のう、スコップ等の除染物品を提供する等の支援を行い、住民の協力のもと除染を行う等、対応を進めています。

このほか、各市町では、住民向けに除染方法等を説明するためのリーフレットを作成し配布する等、住民に対し除染に対する知識の普及、啓発等を行っています。

また、地域の安心感を醸成するため、３市町において除染実施箇所等の空間線量率を測定するとともに、県では、平成 23 年６月から県内主要地点の庁舎及び公園等 55 箇所の空間線量率をサーベイメータにより、地表１m、50 及び５cm の３つの高さで毎月１回測定しています。県の測定結果（平成 26 年３月）では、全地点とも国の除染基準である毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回っています。

自治会除染の様子（一関市）

一関市では、局所的に放射線量の高い住宅・事業所の 6137 カ所について、自治会等の協力を得て除染を実施しています。

市と PTA が協働で行った除染の様子（奥州市）

奥州市の小学校では、児童の安全・安心をいち早く確保するため、市と PTA が協力して除染を実施しました。

啓発用リーフレット（平泉町）

平泉町では、一般住宅の軒下や雨どい下など局所的な除染のため、啓発用リーフレットを作成し、講習会等で周知を図りました。

【放射能・放射線とは、その単位は？】

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。
単位には Bq（ベクレル）、Sv（シーベルト）があり、その違いは次のとおりです。
●放射能：ベクレル（Bq）…放射線を出す能力の強さを表す単位
●放射線量：シーベルト（Sv）…放射線によってどれだけ人体に影響があるかを表す単位
※単位で使われる「ミリ(m)」は千分の 1(1/1000)、「マイクロ(μ)」は百万分の 1 (1/1000000)を表します。
例） 1 μ Sv（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ）　⇒　1 Sv（ｼｰﾍﾞﾙﾄ）の百万分の 1　⇒　0.000001Sv　になります。

コラム　除染の基準と本県の放射線量の状況

東京電力原子力発電所事故発生以降、国や県などでは生活空間等の除染の基準を設けています。いずれの基準も国際放射線防護委員会※1勧告に基づき、追加被ばく線量※2を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指している点は共通し、施設や地域等の状況等によって測定高や除染基準を適切に運用しています。

※１　国際放射線防護委員会（ICRP）：放射線の人体などへの影響とその防護に関する勧告等を行う国際組織。
※２　追加被ばく線量：自然から受ける被ばく線量及び医療により受ける被ばく線量を除いた被ばく線量のこと。

１　国の除染基準

国における主な除染基準としては、文部科学省所管の学校の校舎・校庭等に関するもの、環境省所管の汚染状況重点調査地域に関するもの、及び全域を対象とした局所的汚染箇所に関するものがあります。

いずれの基準も、国際放射線防護委員会勧告に基づき、追加被ばく線量を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指している点は共通していますが、学校等のように小学生が日常生活を送る場所においては、児童の体格に合せ測定する高さを50cmとし、地域的に比較的高い値が測定された重点調査地域にあっては除染基準を0.23μSv/ｈにするなど、基準が適用される状況等により測定高や除染基準を運用しています。

なお、いわゆる「ホットスポット」等と呼ばれることもある局所的な汚染箇所の除染基準については、１ｍの測定高で１μSv/ｈとなっています。

国の主な除染基準

所管	対象等	箇所区分	測定高（地上）	除染の基準等	備考（根拠等）
文部科学省	学校 （校舎・校庭等）	面的	小学校等：50cm 中学校　：１ｍ	空間線量率 １μSv/h以上	学校の校舎･校庭等の線量低減について（H23.8.26通知）
環境省	汚染状況重点調査地域	面的	50cm～１ｍ	空間線量率 0.23μSv/h以上	放射性物質汚染対処特措法 （H24.1.1完全施行）
環境省	全域（汚染状況重点調査地域含）	局所的	１ｍ	空間線量率 １μSv/h以上	放射性物質による局所的汚染箇所への対処ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(H24.3策定)

※　面的：校庭や公園などの広い範囲　　局所的：雨樋下などごく狭い限られた範囲

２　県の除染基準等

平成23年９月、高線量である箇所について放射線量の低減措置を講じることにより、県民の安全・安心に資することを目的として、国の通知等を参考に「放射線量低減に向けた取組方針」を策定しました。

この方針については、国の基準と同様、追加被ばく線量を年間１ミリシーベルト以下とすることを目標としており、さらに県内の測定結果等を勘案し、県内全域において、面的な広がりのある場合と雨どいの下などの局所的な場合を区別することなく、測定高についても各施設等の管理者が利用実態に応じて50cm未満の高さでも測定することができるように地上からの高さを特に定めず、除染等の低減措置を講じる目安を１μSv/ｈとしています。

平成24年３月には、市町村が学校等や不特定多数の方が利用する施設について、放射線量の調査、低減措置を実施する際の参考となるよう、具体的な測定方法や低減措置の方法について定めた「岩手県放射線量低減マニュアル」を策定しました。

このマニュアルにおいて、「放射線量低減に向けた取組方針」に定める目安を越える空間線量率が測定された箇所等について、直ちに除染等の措置を講じることができない場合は、周囲に囲いを設ける等、立入制限の措置を講じることにより、放射線被ばくの防止を図ることとしています。

放射線量低減に向けた取組方針（H23.９策定）における県の除染基準

所管	対象等	箇所区分	測定高（地上）	除染の基準等	備　　考
岩手県	県内全域 （※）	面的・ 局所的	高さ制限は設けず、利用実態に応じ施設管理者が判断。	空間線量率 １μSv/h以上	岩手県放射線調査･低減事業費補助により助成。（1/2補助）

※　汚染状況重点調査地域も含まれるが、当該地域については国の補助事業（10/10）の対象となる。

３　本県の状況

県内において、平成23年３月11日の原発事故以前から空間線量率を測定していたのは、盛岡市の岩手県環境保健研究センターに設置しているモニタリングポストのみですが、事故発生前と発生後の測定値を比較すると、平成23年３月13日に当該事故後の最高値0.067μSv/ｈを計測しましたが、同年４月以降は事故発生以前の平成19年度から21年度の平均0.023μSv/ｈ前後で推移し、平成26年３月の月間平均は0.022μSv/ｈとなっています。

また、平成23年６月から県内主要地点の庁舎及び公園等55箇所の空間線量率を、サーベイメータにより、地表１メートル、50センチメートル及び５センチメートルの３つの高さで毎月１回測定しており、平成26年３月の測定において、全地点とも国の除染実施計画の対象区域となる0.23μSv/ｈを下回っています。

重要課題２　牧草地の除染

原発事故による放射性物質の拡散は、本県の公共牧場や採草地などの自給飼料※1基盤の多くに被害を与え、近年、この自給飼料基盤の拡大を柱に畜産振興してきた本県に大きな影響を与えています。

現在、国が設定した牧草などの飼料に含むことが許容される放射性物質の値「暫定許容値※2（１キログラムあたり 100 ベクレル超過）」に基づき、平成 23 年、24 年に実施した牧草の放射性物質調査結果により、14 市町村（全域８市町村、一部６市町村）に牧草の利用自粛を要請しています。また、原乳※3中の放射性物質を 10Bq/kg 未満とするよう生産者団体からの要請を踏まえ、牧草中の放射性物質が 100Bq/kg 以下であっても 50Bq/kg を超過する場合には自粛を要請し、牧草地再生対策事業により除染を実施しています。

除染の写真（耕起作業）

牧草が利用自粛となった牧草地面積は、16,331ha と本県の全牧草地面積 40,228ha の約４割となっています。

本県では、生産基盤の一刻も早い回復をめざし、利用自粛した牧草地を平成 26 年度までの３カ年で除染する工程計画を策定し、生産者と関係機関・団体が総力を挙げて牧草地の除染に取り組んでいます。

耕起後ほ場全景

※１　自給飼料
農家自らあるいは地域の生産組織等に依頼して作付け、収穫する家畜の飼料（牧草、飼料用トウモロコシ等）のこと。

※２　暫定許容値
国が設定した牧草などの飼料に含むことが許容される放射性物質の目安のこと（牛の飼料の場合：100Bq/kg）。
国が定める食品中に含まれる放射性セシウムの基準値を超えない牛乳や牛肉等を生産するために設定されている。

※３　原乳
搾ったままの牛の乳で生乳(せいにゅう)ともいわれる。加熱殺菌などの処理を経て牛乳・乳製品に加工される。

風評被害対策の除染

県では､国が定める牧草中の放射性物質の暫定許容値 100Bq/kg 以下または県独自に定める酪農における基準値 50Bq/kg 以下であっても、風評により消費者に対して安心感を与えることはできないといった市町村等からの要望を受け、利用自粛を要請していない牧草地について「いわて型牧草地再生対策事業」により放射性物質の低減を図るため、牧草地の除染を実施する市町村を支援しています。

■　除染対象事業の概要

内　　容	放射性物質濃度（kg あたり）	事業名
暫定許容値超過対策	100Bq 超過	牧草地再生対策事業 （平成 24 年度～26 年度）
原乳 10Bq 未満対策	50Bq 超過～100Bq 以下	
風評被害対策	酪農 50Bq 以下、肉用牛 100Bq 以下	いわて型牧草地再生対策事業 （平成 24 年度～28 年度）

岩手県除染プロジェクトチームの活動

本県では、平成24年に除染した牧草地の一部において、牧草の暫定許容値を超過する事例が確認されたことから、同年７月に県庁関係課、広域振興局（県南本局、遠野及び一関農林振興センター）、農業改良普及センター（中央、奥州及び一関）及び岩手県農業研究センターの職員からなる岩手県除染プロジェクトチームを設置し、暫定許容値を超過した事例の要因解析及び２回目除染の手法等について検討し、その検討結果を「岩手県牧草地除染マニュアル（平成24年12月）」にとりまとめ、牧草地の除染が的確に実施されるよう活用しています。

◎除染作業工程と留意点

マニュアルで示した作業工程（概要）と留意点は次のとおりです。

1　現地確認：ほ場条件（石礫、傾斜、表土厚等）を確認します。

2　前植生処理

除染の作業前に前植生の刈払いと除草剤の散布によりルートマット層を確実に枯死させます。

3　ほ場準備

①　耕起⇒耕起深（プラウ 30cm、ロータリー15cm）を確保するとともに、耕起は丁寧に行い、土壌から牧草へ移行する放射性物質を抑制します。
②　炭カル散布⇒土壌の pH6.5 に矯正します。
③　砕土整地⇒砕土により雑草の発生を抑制します。
④　肥料散布⇒カリウムを増強した肥料により、放射性物質の吸収を抑制します。
⑤　砕土整地⇒は種できるよう、ほ場を膨軟に整地します。
⑥　除草剤散布⇒雑草を十分に発芽させた後に散布します。また、根が完全に枯死するまでに、２週間程度かかりますので余裕を持った作業計画を立てます。

4　は種

は種後は、種子からの発芽、発根の環境を整えるためにケンブリッジローラー等で丁寧に鎮圧します。

砕土・整地の試験

牧草及び土壌調査

コラム　牛肉の安全性確保への取組

岩手県では、放射性物質に汚染された稲わらを給与した牛の肉から、暫定規制値を超えた放射性セシウムが検出されました。これにより平成23年８月１日に、原子力対策本部長（内閣総理大臣）からの「出荷制限」の指示を受け、県外移動やと畜※1が一時制限されました。

その後、「出荷・検査方針」を策定し、検査態勢を整え、関係機関・団体や生産者が一体となって、適正な飼養管理に取り組んだ結果、同月25日に出荷制限が一部解除されました。

平成24年４月１日には一般食品の国の基準値が 100Bq/kgに引き下げられましたが、適正な飼養管理の徹底と検査体制を構築し、平成24年３月から26年３月までに67,549頭の肉牛を出荷していますが、基準値を超過した事例はありません。

また、老齢等の理由により生産性が低下した廃用牛の出荷に際しては、給与牧草の検査結果等から、牛肉中の放射性物質濃度を算定して安全性を確認しているほか、平成24年10月１日からは、と畜場等において生体推定法※2を導入し、県として更なる安全の確保に取り組んでいます。

※1　と畜：食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）を解体すること。
※2　生体推定法：生きている牛の体表から放射線を測定して、牛肉中の放射性物質濃度を推定する検査法

重要課題３　原木しいたけ生産環境の再生の取組

１　被害の状況

本県は、昭和 40 年代から原木しいたけの生産振興に取り組み、乾しいたけは平成４年のピーク時には 933 トンを生産するなど、全国有数のしいたけ産地となっています。また、全国品評会で最高賞を受賞するなど、高い評価を得ています。

平成 24 年４月１日からの国の新たな食品中の放射性物質の基準値（100Bq/kg）に対応するため、３月 23 日に「原木しいたけ全戸検査要領」を策定し、出荷前検査を実施したところ、県南部を中心に 132 戸で基準値を超過したことから、露地栽培の原木しいたけについて 14 市町に国の出荷制限が指示されました。（盛岡市の解除により、平成 26 年３月末現在は 13 市町）

また、基準値以内の市町村では風評被害による価格下落や取引不調が発生するなど、県内全域で大きな被害を受け、特に、乾しいたけは震災前の 24%（1,113 円/kg、平成 24 年平均）と市場価格の低迷は現在も続いています。

このような出荷制限や価格低迷による生産休止などにより、平成 24 年の乾しいたけ生産量は震災前の約半分（101 トン）にまで減少しています。
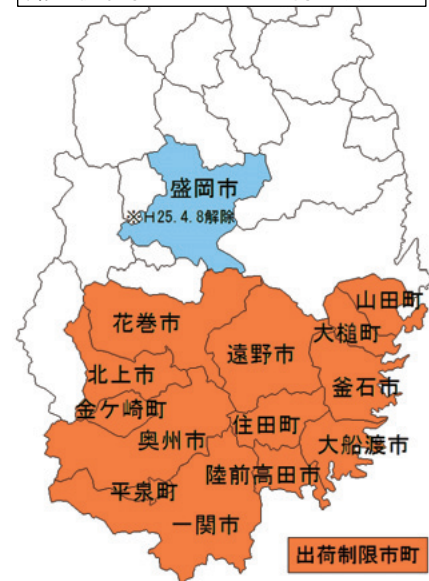
２　生産者支援

県では、原木しいたけ産地の維持・再生を図るため、平成 24 年３月に約 15 億円の補正予算を措置し、また、その後も必要な予算を措置しながら、生産から販売までの対策を市町村・関係団体と連携して実施しています。

生産・出荷対策としては、消費者や取引先の信頼を回復するため、生産者全戸を対象に生しいたけ、乾しいたけ、ほだ木の放射性物質濃度検査を実施しています。

また、出荷再開に向け、国の定める指標値（50Bq/kg）を超過した原木・ほだ木を処理するため、実施者である市町村に対し全額補助を行う「きのこ原木等処理事業」を創設し、その後平成 24 年 10 月からほだ場の落葉層除去を、平成 25 年８月から、落葉層除去後の土壌のほだ木への跳ね返り防止資材の敷設を事業のメニューに追加し、放射性物質の影響を低減するための環境整備を支援しています。

販売対策としては、出荷制限や風評被害等により資金繰りが悪化している生産者に対し、東京電力からの損害賠償金が支払われるまでのつなぎ資金として無利子の「原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金」を創設し、関係団体を通じた資金融通を行っています。

さらに、ほだ木の更新に必要な原木を確保供給するため、岩手県森林組合連合会など木材生産団体の協力のもとに、放射性物質濃度検査により、安全性を確認した原木を、順次、生産者の方々に供給しています。

3　生産再開に向けた取組

県では、平成24年6月以降、基準値を超過する事例が発生していないこと、また、出荷制限対象の生産者が限られることから、盛岡市について、全戸検査の結果や出荷管理の考え方を国に提示し協議を重ねながら、出荷制限解除のための検査を実施しました。平成25年4月に、露地栽培の原木しいたけとしては、全国で初めて盛岡市の出荷制限が解除されました。

現在、国においては、「放射性物質の影響を低減させるための『栽培管理（生産工程管理)』の実施により、基準値を超えるきのこが生産されないとの判断が可能なこと」を出荷制限指示の解除の条件のひとつとしています。また、平成25年3月に、林野庁では「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン（案)」を公表しました。

県では、このガイドライン（案）に基づき、平成25年7月に「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」を制定し、具体的な管理の方法について、生産者自ら取り組むべき事項をまとめたチェックシートを作成しました。

現在、生産者の方々にはチェックシートによる栽培管理の徹底に取り組んでいただきながら早期の生産再開に向け、関係者が一丸となって取り組んでいます。

コラム　放射性物質の影響低減のための原木きのこ栽培管理

「岩手県放射性物質の影響低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」（平成25年7月3日制定）について、栽培管理は、放射性物質の影響を低減させるために、特に以下の点に留意して行います。

① 原木の伐採地、植菌年、ほだ場毎に栽培を管理・記録すること。

② 原木・ほだ木は検査を行い、国の定める指標値（50Bq/kg）以下であることを確認して使用すること。

③ 原木・ほだ木・生産物に土・林内雨・粉塵等を付けないこと。

④ 生産物は検査を行い、国の定める食品の基準値（100Bq/kg）以下であることを確認して出荷すること。
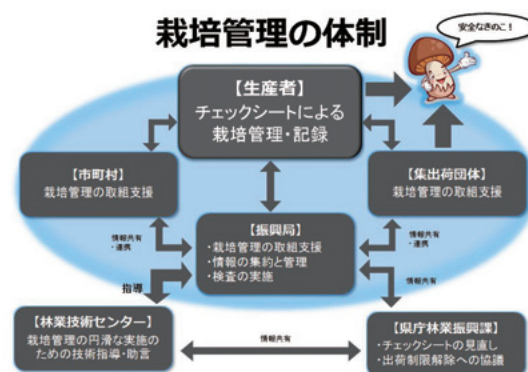
重要課題４　風評被害対策の取組　～消費者に直接 PR する取組～

PR ポスター（24 年度）

電車中吊り広告ポスター（25 年度）

生活情報誌「レタスクラブ」

PR イベント「うまっ！いわて」

商談会の様子

原発事故に伴う放射性物質拡散の影響により、「いわて」の産品の買い控えなどの風評被害が発生しています。

このため、家庭の消費行動を決定する消費者層である女性を対象に、日常の生活や四季に応じた「いわて」の情報を届け、体験してもらうことによって、「いわて」への理解と「いわて」産品の消費行動につなげていくような取組が重要と考え、「いわて」への興味と共感を喚起する情報発信、体験機会の提供等による消費拡大、顧客と定番化を図る販路拡大の取組を、年間を通して展開することによって、新たな「いわて」ファンの獲得につなげていく「いわてブランド再生推進事業」を平成 25 年度に創設しています。

この「いわてブランド再生推進事業」では、平成 24 年度に実施した県産農林水産物の安全性確保に係る取組や生産者の一生懸命な姿をＰＲするポスター等を用いた大都市圏での情報発信や、実際の取引に結び付けるための商談会の開催などの取組を継続するとともに、新たに生活情報誌や航空機内誌、料理専門誌等を活用した情報発信、産地訪問した料理人が県産食材の魅力を伝えながら行う料理セミナーの開催、物産展でのいわての食や文化を親子連れで体験できるブースの設置など、県産品を体験し、購入してもらう消費拡大に向けた取組を行っています。

これらの取組によって、県産品等に対する風評被害は一定程度縮小してきていますが、全国的な乾しいたけの価格下落や三陸わかめの関西圏での販路縮小など、いまだ被害の続いている事例もあることから、今後も引き続き風評被害の解消に向けた対策を講じていきます。

コラム　市町村や生産者の取組の支援　～いわて農林水産物消費者理解増進対策事業～

県では、消費地と産地との交流を通じて、県産農林水産物の放射性物質に対する消費者の不安を払しょくし、産地としての信頼回復と県産農林水産物の販路の回復・拡大を図るため、消費者庁の地方消費者行政活性化交付金を活用し、平成 25 年度６月補正予算において**「いわて農林水産物消費者理解増進対策事業」**を創設しました。

この事業は、市町村や生産者が首都圏等の商店街や量販店等において、県産農林水産物の品質の高さや安全・安心の確保に向けた産地の取組等を消費者に対して広く PR する取組を支援するものです。

PR の内容は、単なる農林水産物の試食会や展示即売のみならず、ポスター等を活用して生産者等による放射性物質低減のための取組や食品と放射能に関する普及啓発など、消費者の理解増進に向けた取組を必須としています。

この事業を活用した 15 市町村、15 生産者団体が物産フェア等を開催し、県産農林水産物の安全安心を PR するポスターの掲示や試食・試供品の提供等を実施しました。参加した消費者に対するアンケート等の回答者の約９割が「産地の安全・安心の取り組みを理解した」「岩手県産品をまた利用したい」との回答であったとのことです。

【取組の状況】

地域	取組
盛岡広域振興局管内（３市町、１団体）	・八幡平市（東京１回）、紫波町（東京２回）、雫石町（東京２回） ・盛岡地方しいたけ生産振興協議会（首都圏２回）
県南広域振興局管内（４市町、５団体）	・北上市（東京１回）、金ケ崎町（東京１回、愛知２回）、一関市（東京４回、埼玉１回）、平泉町（東京３回） ・で・くらす遠野サポート市民会議（東京１回）、奥州市畜産物利用推進協議会（東京１回）、ＪＡ花巻北上地域営農センター（千葉１回、宮城１回）、ＪＡ岩手ふるさと（奈良１回）、ＪＡ江刺市（東京２回）
沿岸広域振興局管内（６市町、４団体）	・釜石市（東京１回）、山田町（神奈川１回）、住田町（愛知２回）、大槌町（千葉１回、茨城１回）、大船渡市（東京１回、長野１回）、陸前高田市（東京２回） ・ＪＦたろう（埼玉１回、神奈川１回）、ＪＦ三陸やまだ（神奈川１回）、広田園芸生産組合（東京１回）、川の駅よこた（東京１回）
県北広域振興局管内（２市町、３団体）	・久慈市（東京１回、埼玉１回）、九戸村（東京６回） ・ＪＡ新いわて久慈地域菌床しいたけ部会（神奈川１回）、二戸市特産品開発推進協議会（東京２回）、オドデ館友の会（東京１回）
県全域（２団体）	・ＪＡ岩手県中央会（東京１回）、ＪＦ岩手漁連（大阪１回）

【事業のイメージ】

重要課題５　放射性物質等に汚染された廃棄物処理の取組

原発事故により放射性物質に汚染された廃棄物が県南地域を中心に発生しました。

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物のうち、生産現場で循環利用できなくなった稲わら、牧草、堆肥、ほだ木といった農林業系副産物については、当該事故から３年を経過した時点でも県内に約４万１千トンが保管されています。

これらの処理を進めるため、市町村等の既存焼却施設において、生活系ごみなど一般廃棄物と混合焼却し、焼却灰が 8,000Bq/kg 以下となるよう管理しながら処理を進めるため、裁断などの前処理施設や放射能測定器など整備するための財政支援が行われ、処理が進められています。

道路については、重点調査地域に指定された県南３市町の側溝枡で高濃度の汚泥が確認されています。道路側溝汚泥の撤去、保管及び処理に要する費用について、環境省は除染実施区域内において、フレキシブルコンテナ※など簡易保管施設を整備する場合に限り財政支援をするとしていますが、県では既存処理施設での受入が難しく処理までに長期間保管する必要があること、除染実施区域外でも高濃度の汚泥が確認されており除染実施区域内と同様の排水対策などを講じなければならないことなどから、財政支援の拡大や処理促進に向けた技術支援を国に求めています。

※フレキシブルコンテナ：荷物を保管・運搬するための袋状の包材のこと。柔らかい素材で作られており、使用しない時には小さく折り畳むことができる袋状の容器。

前処理施設の整備

放射能測定器の整備

コラム　一関市の取組（環境省モデル事業）

一関市では、環境省からの委託により、平成 23 年度に「放射性物質を含む焼却灰セメント固化処理等業務」、平成 23 年度から 24 年度にかけて「放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業」が行われました。

焼却灰セメント固化処理等業務では、8,000Bq/kg 超の焼却灰に水とセメントを混合し混練り固型化物を製造する方法と、フレキシブルコンテナに入れた焼却灰を更に一回り大きいフレキシブルコンテナに入れ、隙間をセメント系材料等で充填することにより封じ込め固型化物を製造する方法が用いられ、作業従事者や周辺環境に影響が出ないよう処理できることが確認されています。

牧草の焼却実証事業では、牧草を一般廃棄物と混合し、焼却灰の濃度が高くならないようコントロールしながら処理できることが確認されています。

重要課題６　災害廃棄物処理の取組　～広域処理について～

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災津波により、県内では、約 584 万トンにも及ぶ災害廃棄物が発生しました。

災害廃棄物の発生量は、平時の岩手県における一般廃棄物の発生量の約 12 年分に相当するほどの膨大な量であり、県内の処理施設だけでは期限内（環境省マスタープランに沿って策定した岩手県災害廃棄物処理詳細計画において平成 26 年３月末と設定）に処理することができない見込みでした。

そこで、平成 23 年４月に、環境省から全国の自治体に向けて災害廃棄物の受入協力要請を行ったところ、全国 41 都道府県、500 を超える自治体等から受入可能の回答が寄せられたところです。

しかし、放射性物質への懸念が広がる中、災害廃棄物も放射性物質に汚染されているという誤った風評が広がり、受入れを可能とする自治体がなくなってしまうという事態となりました。

環境省では、災害廃棄物安全評価検討会における専門家の検討を経て、平成 23 年８月に「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」を策定するとともに、Ｑ＆Ａやパンフレットの作成などを行い、災害廃棄物の受入れの目安、広域処理における安全性の確認方法などを定め、告示しました。

平成 23 年９月に東京都との基本協定が締結され受入れが始まったものの、後に続く自治体は現れなかったのですが、平成 23 年 10 月に改めて環境省から全国の自治体へ向けて、災害廃棄物の広域処理の受入検討状況調査を行ったところ、54 市町村（一部事務組合等を含む）から検討を行っている旨の回答があったものです。

この結果を受けて、環境省では、平成 23 年 11 月にもさらなる広域処理推進への協力依頼を行い、平成 24 年３月には総理大臣から広域処理の協力要請を発出した結果、徐々に広域処理に協力頂ける自治体が増え、最終的に１都１府 13 県の自治体に受け入れて頂きました。

広域処理をお願いするにあたっては、受入自治体との協定・契約に基づき、環境省や受入自治体独自の基準値を超えていないことを確認するため、搬出する災害廃棄物の空間線量率や遮蔽線量の測定など、搬出までの各段階で細かく放射線量を測定したうえで搬出しています。また、受入自治体においては、測定値等をホームページで逐次公表してきたところです。広域処理の協力のおかげで、災害廃棄物の処理は大きく進み、目標期限である平成 26 年３月末までに処理が終了しました。
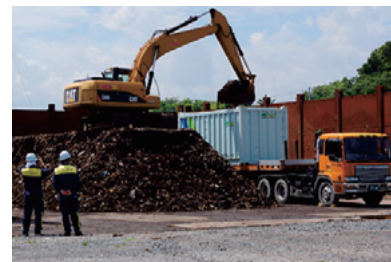
災害廃棄物の積込みの様子

空間線量率測定の様子

空間線量率測定の様子

遮蔽線量測定の様子

【環境省の基準】
・「可燃物」：焼却後の焼却灰等の放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下。焼却前の災害廃棄物の放射能濃度として、240Bq/kg 以下、流動床炉を用いる場合は 480Bq/kg 以下（十分な安全率をもった目安）。
・「再生利用」：製品としての流通前段階で、放射能濃度が 100Bq/kg 以下。
・「不燃物」：放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下。実際の放射能濃度は、不検出から数百 Bq/kg 以下。

重要課題７　東京電力株式会社に対する損害賠償請求の取組

平成 23 年３月 11 日に発生した原発事故による放射性物質の影響は、県内の広い地域、各種産業に及んでいます。

原発事故の発生以来、県、市町村、広域連合及び一部事務組合は密接に連携を図りながら、県民の安全・安心を確保するため、放射線量の測定、除染や汚染廃棄物の処理、食品中の放射性物質の検査や風評被害対策、さらに県民への正確な知識の普及などに取組んできました。当該事故の責任は、一義的に原因者である東京電力が負うべきものであり、これら様々な放射線影響対策についても、本来は事故の原因者である東京電力が実施すべきものです。

損害賠償請求の様子（市町村等と連携）

東京電力社長への直接要請の様子

県と市町村等は民間事業者等の行う東京電力に対する損害賠償請求の取組を支援するとともに、自治体として必要と判断した各種放射線影響対策に要した費用について東京電力に損害賠償請求を行っています。東京電力は、県や市町村等が実施してきた放射線影響対策に要した費用の全てについて、第一義的に責任を負い、速やかに損害賠償請求に応じるべきものです。

これまで平成 24 年１月 26 日に第１次請求を行い、同年６月 20 日、平成 25 年２月１日、同年６月 21 日そして平成 26 年２月５日の第５次までにわたる損害賠償請求を行いました。請求金額は、平成 26 年３月末時点で、測定経費、機器購入費、除染経費、広報経費、人件費など総額 5,984,886 千円（県：4,975,131 千円、市町村：906,805 千円、広域連合・一部事務組合：102,951 千円）となっています。

また、東京電力が当該事故の責任を広く認め、民間事業者の損害も含め、速やかに損害賠償請求に応じるよう、市町村等と連携しながら東京電力に対する要請や交渉を断続的に行うとともに、消滅時効への対応など国に対しても要請を行ってきました。その結果、放射線量測定や学校給食検査の費用及び農林事業者への支援費用等の一部について、東京電力と賠償金の支払いに合意することができました。

しかし、東京電力は、住民の安全・安心を預かっている県や市町村等が、その必要性と合理性を判断して実施した放射線影響対策や現実に発生し生産者の経営に大きな影響を与えている風評被害への対策等について、「必要かつ合理的な範囲を超えている」あるいは「自治体の本来業務である」などとして、基本的に賠償に応じない姿勢を変えておらず、政府指示等に基づき実施を余儀なくされたものなどに賠償対象を限定しています。

そこで、直接交渉だけでは、これ以上東京電力の姿勢が変化することは期待できないと考え、平成 26 年１月 23 日、県及び 24 の市町村等が連携して原子力損害賠償紛争解決センター（原発ＡＤＲ）へ和解仲介の申立てを実施しました。原発ＡＤＲでの審理を通じて、東京電力が、県や市町村等が実施してきた原発放射線影響対策の必要性、合理性をしっかりと認識し、これまでの姿勢を改め適切な判断をすることを期待します。

なお、平成 26 年３月末時点の合意金額は 3,131,509 千円（県:3,063,712 千円、市町村:55,436 千円、広域連合・一部事務組合:12,361 千円）となっています。今後も市町村等と連携し、速やかに賠償が進むよう交渉を継続していきます。

コラム　原子力損害の賠償に関する法律、中間指針

原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年 6 月 17 日法律第 147 号。以下「原賠法」という。）は、原子力損害※が生じた場合の損害賠償に関する基本的制度を定めており、今回の事故において適用される主なものは次のとおりです。

※　原子力損害：原発事故が発生した場合に、通常生じると考えられる範囲の損害。

①　東京電力は無過失・無限責任を負う（原賠法３条１項）

原子力事業者（東京電力が該当します）が、原子炉の運転等により原子力損害を与えた際の損害賠償責任には、通常とは異なり過失を要件としていません（無過失責任）。また、特に賠償の上限が定められていないことから無限責任を負います。

②　東京電力は免責されない（原賠法３条１項ただし書）

原発事故が「異常に巨大な天災地変」によって生じた場合は免責されます。しかし、東北地方太平洋沖地震はこの「異常に巨大な天災地変」には当たらないとされ、また、福島県及び宮城県に所在する他の原子力発電所では重大事故が発生していないことなどから、一般的には今回の原発事故の場合は免責されないものとされています。

ただし、その責任の範囲については、被害者と加害者である東京電力では見解の相違が認められます。

③　原子力損害賠償紛争審査会を置く（原賠法 18 条）

原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における、和解仲介、自主的な解決のための一般的な指針の策定に係る事務を行わせる原子力損害賠償紛争審査会が、文部科学省に設置されました。原子力損害紛争解決センター（原発ＡＤＲ）は、この審査会の中に置かれています。

原子力損害賠償制度の概要（出展：文部科学省ホームページ）
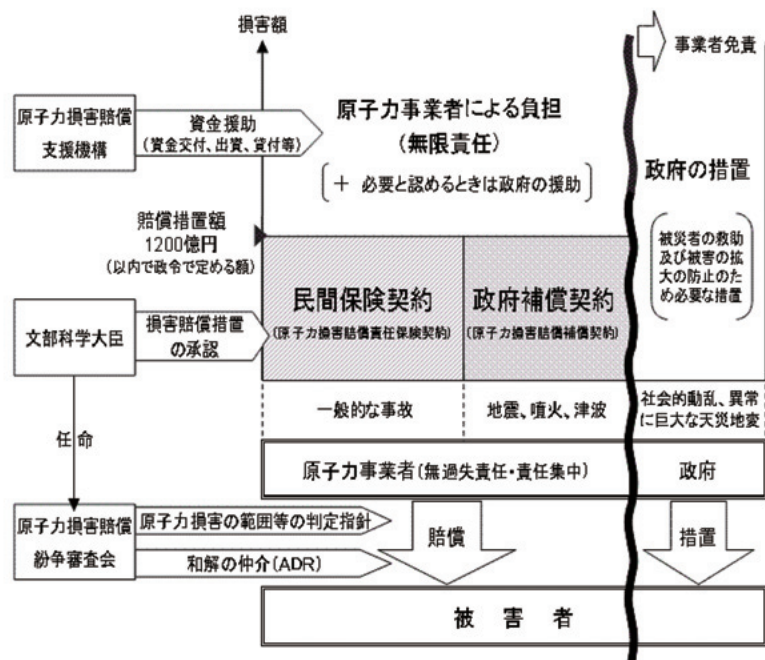
【中間指針とは】

平成 23 年８月５日、原子力損害賠償紛争審査会（上記≪原子力損害の賠償に関する法律≫③参照）が、原発事故の被害者と東京電力との損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成を促すために策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」のことです。

中間指針は被害者と東京電力との自主的な解決のための一般的な指針であり法的な拘束力はありませんが、中間指針は加害者の東京電力でも賠償対象として認めると思われる損害を類型化したものであり、実際に東京電力も中間指針に明記された損害については、基本的に賠償対象として対応しています。

しかし、中間指針に明記されなかった損害であっても賠償対象となる場合があることが中間指針自体に明記されているにも関わらず、東京電力は中間指針に明記されていないことなどをもって、中間指針を理由に賠償を拒む例が認められます。

注目情報１　子どもの内部被ばく健康影響調査

原発事故に伴う放射線の健康への影響を心配される県民からの声が多く寄せられたことなどから、本県における健康への影響を把握するため、平成 23 年度に、主に県南部を中心に３歳～15 歳の子どもを対象とした尿中の放射性物質のサンプリング(抽出)調査を実施しました。

調査結果について、緊急被ばく医療、放射線防護、公衆衛生等の専門家からなる有識者会議において「放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。

また、同有識者会議において、「県民へのフォローアップの観点から継続調査が必要。」との意見もいただいたこと等を受け、リスクコミュニケーション※1の観点から、平成 23 年度に調査を行った子どもを対象に継続調査を行っています。

さらに、平成 24 年度には、県南部の３市町（奥州市、一関市、平泉町）が実施する内部被ばく検査等に要する経費への県の補助制度を創設し、この補助制度を活用した内部被ばく※2検査が３市町合計で 2,960 名の子どもに実施され、県実施の調査と同様の結果が報告されています。

※１　リスクコミュニケーション：放射性物質による健康影響や食品の安全性などに関する情報の提供や住民や事業者等の意見表明の場の設定等により、正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。
※２　内部被ばく：空気・水・食べ物などを摂取して、放射性物質が体内に取り込まれること。なお、大地からの放射線や宇宙線、エックス線など体の外にある放射性物質からの放射線を受けることを外部被ばくという。

岩手県放射線内部被ばく健康影響調査結果（平成23年度調査結果）
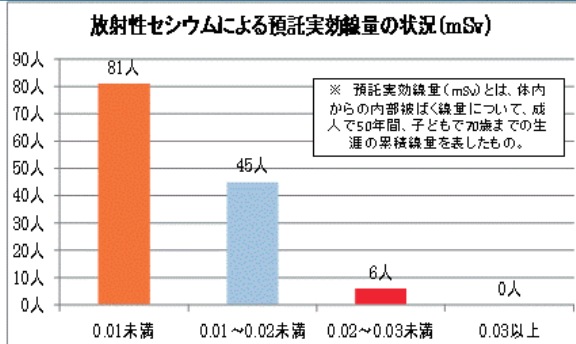
●放射性セシウムによる預託実効線量(生涯累積の内部被ばく線量)は、最大でも0.03mSv未満と全員が1mSv(※)をはるかに下回る。
※年間1mSvは、国際放射線防護委員会(ICRP)2007年勧告による平常時の基準値であり、原子炉等規制法に基づく一般公衆の線量限度。(自然放射線、医療放射線を除く)

区 分	預託実効線量(mSv)=生涯累積の内部被ばく線量				計
	0.01未満	0.01～0.02未満	0.02～0.03未満	0.03～	
人 数	81人	45人	6人	-	132人
比 率	61.4%	34.1%	4.5%	0%	100%

岩手県放射線内部被ばく健康影響調査結果 （平成25年度継続調査結果）
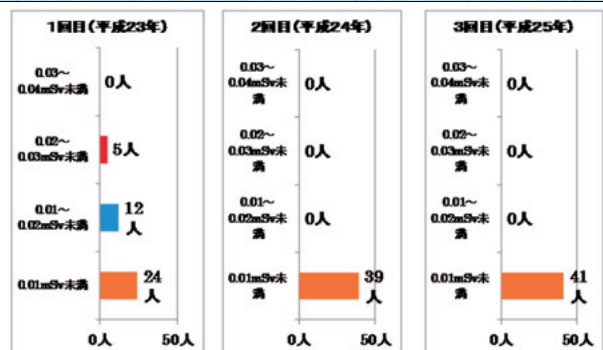
【預託実効線量の算出方法】
1回目は、原発事故発生時から1回目調査時（平成23年12月頃）までの慢性経口摂取とした。
2、3回目は、前回調査終了日翌日を起点とし、各回調査時（各年11月頃）までとして算出。

●尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も0.01mSv未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。【岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議委員による評価結果】

※預託実効線量：体内からの内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの生涯の累積線量を表したもの。

注目情報２　学校給食の放射性物質濃度測定

県では、市町村と連携して、児童生徒の安全を確保し、保護者の皆さんの不安を解消するため、給食食材などの放射性物質濃度測定を行っています。

県をはじめ 29 市町村において、学校給食食材等の測定を実施しています。また、市町村の測定において国の基準値の２分の１以上の値が検出された場合、県が精密検査を行うなど、県と市町村が連携し、学校給食の安全確保に努めています。なお、これまでの測定において、国の基準値を超えた例はありません。

また、県では、平成 24 年度から平成 25 年度において、県内５施設を対象に、実際に提供した給食の放射性物質濃度について把握する学校給食モニタリング事業を文部科学省の委託により実施しました。全ての検査において、放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）はいずれも検出されませんでした。

【学校給食モニタリング事業実施市町村（施設）：紫波町、大船渡市、大槌町、普代村、県立前沢明峰支援学校（奥州市）】

こうした状況から、学校給食における児童生徒への放射性物質による健康影響は極めて小さいと考えられますが、今後も継続した測定を実施し、より一層の安心の確保に努めていきます。

●県立学校での給食食材測定の様子

①給食食材（予定）を用意します。　②ﾌｰﾄﾞﾌﾟﾛｾｯｻ等で細かく細断します。　③測定容器に測定試料を詰めます。

⑥安全を確認した食材で給食を提供します。　⑤測定結果を確認します。　④測定機器に測定容器を入れ測定します。
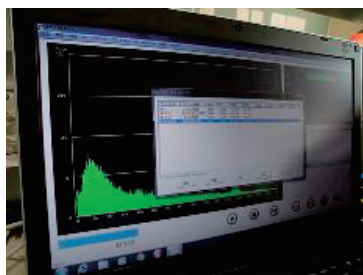
【検出されない（不検出）とは？】

放射性物質濃度を測定する場合、検出できる濃度の限界があり、これを検出下限値といいます。この検出下限値を下回っていた場合に、検査結果を「不検出（検出下限値未満）」と記載しています。（なお、学校給食モニタリング事業では、検出下限値を 1 Bq/kg以下になるよう検査時間などを設定して検査しています。）

【放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム）】

● **ヨウ素 131（Ｉ-131、半減期：８日）**※半減期：放射線を出す能力（放射能）が元の半分になるまでの期間
呼吸や飲食により体内に吸収されやすく、甲状腺に集まる性質があります。口から摂取されたヨウ素は容易に消化管から吸収され、血中に入った後、30%は甲状腺に蓄積し、残りは体内から排泄されます。半減期が８日と短く、早い段階で放射線を出さなくなります。

● **セシウム 134（Ｃs-134、半減期：２年）、セシウム 137（Ｃs-137、半減期：30 年）**
気化しやすく、飛散しやすい特徴があり、セシウム 137 は半減期が 30 年と長く、主に土壌汚染、海洋汚染の原因となります。体内に残存する際、特定の臓器に蓄積する性質はありません。

注目情報３　野生山菜・野生きのこの放射性物質濃度検査

県と県内全 33 市町村が協力して、野生山菜と野生きのこの放射性物質濃度の検査を実施しています。

その外、県では地域の住民から依頼を受けて市町村が行う検査を支援しています。

また、産地直売施設、農業協同組合等の生産者団体及び地方卸売市場に対し、出荷制限等の対象となっているものを販売することのないように注意を促すとともに、安全性を確認したものを消費者に提供するため、放射性物質濃度の検査の実施もお願いしています。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

毎年、春には野生山菜、秋には野生きのこが県内各地の産地直売所や食料品店の店頭にあふれるとともに、山菜採りやきのこ採りを楽しむ沢山の人たちが県内各地の野山に分け入ります。野生山菜や野生きのこは、季節の味覚としてだけではなく、行楽として私たちの生活の一部となっています。

原発事故は、そんな県民の身近な楽しみにまで影響を及ぼしました。原発事故の放射性物質が、県内の一部の野生山菜や野生きのこから検出されており、中には平成 24 年４月に施行された国の定める食品の新たな基準値 100Bq/kg を超える値が検出されたものもあり、国の出荷制限指示等の対象となっている野生山菜、野生きのこが発生しています。

県では、安心して野生山菜と野生きのこを楽しむことができるように、市町村と協力して野生山菜と野生きのこの放射性物質濃度検査を実施し、分かりやすく情報提供をしています。

【検査の流れ】

①：[市町村]
土などを除去し１品種あたり 200g の検体を県に送付する。

②：[県]
①の検体をゲルマニウム半導体検出器で精密測定を行う。

③：[県]（国の基準値未満の場合は対応なし）
国の基準値を超えた場合は出荷自粛等の措置等を講じる。

④：[県]
県ホームページ等で一般向けに情報提供し注意喚起を図る。
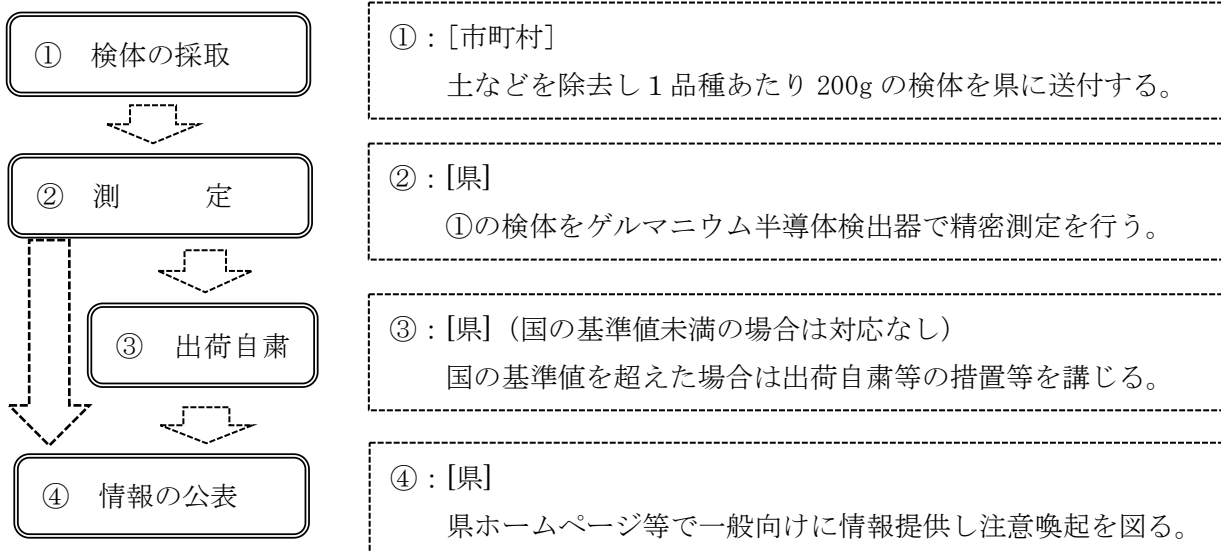
【国の出荷制限指示・県の出荷自粛要請の状況】　（平成 26 年３月 31 日現在）

《 野生山菜 》　～当該市町村で採取される野生山菜の品目ごとに対象となります～

コシアブラ（盛岡市・花巻市・北上市・遠野市・釜石市・奥州市・住田町）、**ゼンマイ**（一関市・奥州市・住田町）、**野生ワラビ**（一関市・陸前高田市・奥州市、平泉町）、**野生セリ**（一関市・奥州市）、**タケノコ**（一関市・陸前高田市・奥州市）、**野生コゴミ**（花巻市・陸前高田市）、**野生タラノメ**（一関市）、**野生ミズ**（一関市）、**野生フキ**（奥州市）、**野生サンショウ**（奥州市）

《 野生きのこ 》　～当該市町村で採取される野生きのこ全体が対象となります～

大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町

【平成 25 年　野生きのこマップ】

県産農林水産物のモニタリング検査※は、販売を目的として生産されたものを対象としています。しかし、野生山菜と野生きのこについては、自宅で食したり知り合いにお裾分けするなど、販売を目的としない場合も多く、このような行楽目的の県民に向けて県内の野生山菜や野生きのこの状況を提供する必要がありました。また、野生山菜や野生きのこ採りに、他の市町村に出かける場合も少なくないことから、県内全域の傾向が把握しやすいものでなければなりません。

そこで、全市町村検査の結果については、検査結果の一覧とは別に県内の市町村単位に検査結果･出荷制限指示等の状況を表示した地図データを手作りで作成し、県公式ホームページに掲載しています。

《 掲載中のマップ 》

野生きのこマップ（平成 24 年・25 年）

野生こごみマップ（平成 25 年）

野生わらびマップ（平成 25 年）

※モニタリング検査：放射線量や放射性物質濃度などの状態を把握、監視するため検査を行うこと。

コラム　検査の協力体制について

県と市町村及び流通関係者は、放射性物質濃度の検査を協力して実施しています。

①　一次測定：　市町村や流通関係者が、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータで測定。

⇒　国の定める基準の１/２以上の値が測定された場合は、再測定を県に依頼する。

②　再測定　：　県は①の依頼にもとづき、ゲルマニウム半導体検出器により精密測定を実施。※

⇒　国の定める基準を超える値が測定された場合は、出荷自粛等の措置を講じる。

※　出荷自粛等の措置を講じるためには、ゲルマニウム半導体検出器で測定したレベルの精度が必要となります。

【①一次測定】NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ		【②再測定】ゲルマニウム半導体検出器	
	ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用したもので、ゲルマニウム半導体検出器と比較して精度は劣るが、維持管理が容易で簡便に測定可能。		ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を精密に測定可能。

注目情報４　県民等への情報発信の取組

県では、県民の健康と安全を守るため、放射線量の測定や県産食材等の検査などを実施し、正確かつ速やかに公表するとともに、放射線影響対策に関する基本的な知識の理解や風評被害防止のため、広報誌に特集記事を掲載するなど情報発信に取り組んでいます。

なかでもホームページによる情報発信は早くから取り組んでおり、平成 23 年６月に、県公式ホームページ内にポータルサイト「環境放射能に関する情報」を開設しました。

このポータルサイトは、測定結果を測定対象、測定実施日などで整理して掲載し、あわせて県の取組方針やセミナー等イベントのお知らせ、放射線の基礎知識をまとめたパンフレット、国や市町村の取組などのホームページをリンクし、測定結果だけでなく基礎知識や県等の取組の把握が可能なものとなっています。

しかし、測定結果については、連日のように新しいデータが追加され、多く蓄積されるにつれ、日常生活の場面で活用するうえでは見づらいものとなりました。

そこで、平成 24 年６月に、ポータルサイト内に「いわての今」というコーナーを設け、県民等が関心の高いテーマである「生活空間の放射線量」「岩手県産食品の安全性情報」「健康への影響（内部被ばく）」のページを順次開設し、県内外の方が見やすく、分かりやすく閲覧できるよう、測定結果に加えその評価を明示するとともに、閲覧する方の理解を助けるため地図やイラストなどを掲載しました。なお、「健康への影響」のページでは、基礎知識を分かりやすくお知らせするイラストも掲載しています。

さらに、季節感に配慮し「野生山菜」「野生きのこ」のページも開設し、春の山菜採り、秋のきのこ採りシーズンにあわせて、検査結果を地図を用いてお知らせし、採取の際の留意点などもお知らせしています。

平成 26 年３月には、膨大な測定結果をより見やすく閲覧できるようにするため、測定結果の「検索サイト」をポータルサイト内に開設しました。

このサイトの開設によって、年間数万件に及ぶ各種測定結果について、施設の放射線量などは地図上から、食品の測定結果は品目や採取期間、地域などの条件で検索し閲覧できるようになりました。

これからも、県民等の不安を解消し、風評被害を防止していくため、県内外に継続して情報発信の取組を進めていきます。

生活空間の放射線量

生活空間の放射線量（地図表示）

放射線測定検索ページ

コラム　市民と協働した放射線量測定、奥州市放射線量測定マップによる情報発信

市町村では、各種測定結果や放射線の基礎知識などについて、ホームページや広報誌などを活用して情報発信に取り組んでいますが、奥州市では、市の行った測定結果に加え、市民自ら測定した結果についても地図上に記録し、ホームページで公開しており、市民と協働した情報発信に取り組んでいます。

奥州市では、原発事故による放射性物質の影響から市民の健康と安全を守るため、市内の定点について市が定期的に放射線量を測定するとともに、平成24年１月からは自治会や町内会、PTAや保護者会などの団体や奥州市に住所を有する市民などに簡易放射線測定器の貸出を行い、市民自らが放射線量の測定をできるようにしています。

平成 24 年３月からは、これら測定結果を市民と情報の共有を図り、放射線影響に対する安全の確保と不安の解消に寄与することを目的に、市の行った測定に加え、市民が測定した放射線量の結果を「奥州市放射線量測定マップ（以下「マップ」という。)」に記録し、奥州市のホームページ上で公開するとともに、必要に応じて地区センター等に掲示しています。

市から簡易測定器を借り、放射線量を測定した市民は、測定結果を記した報告書を市に提出し、市はその結果をマップに記録しホームページ上で公表しています。ホームページでは、確認したい測定結果を住所や施設名などから検索ができ、さらにはマップ上から「行政施設」「学校・保育園」「公園・スポーツ施設」「その他」「市民測定」の区分で測定結果を検索することができます。

平成 25 年度末まで、2,920 の市民（団体）が、市から測定器を借りて測定を行い、平成 24 年３月のマップ開設以降は 2,142 地点の測定データがマップに掲載されています。なお、平成 26 年３月末時点で、14,782 件の閲覧数となっています。

● 奥州市放射線量測定マップ　http://www.sonicweb-asp.jp/oshu（出展：奥州市ホームページ）
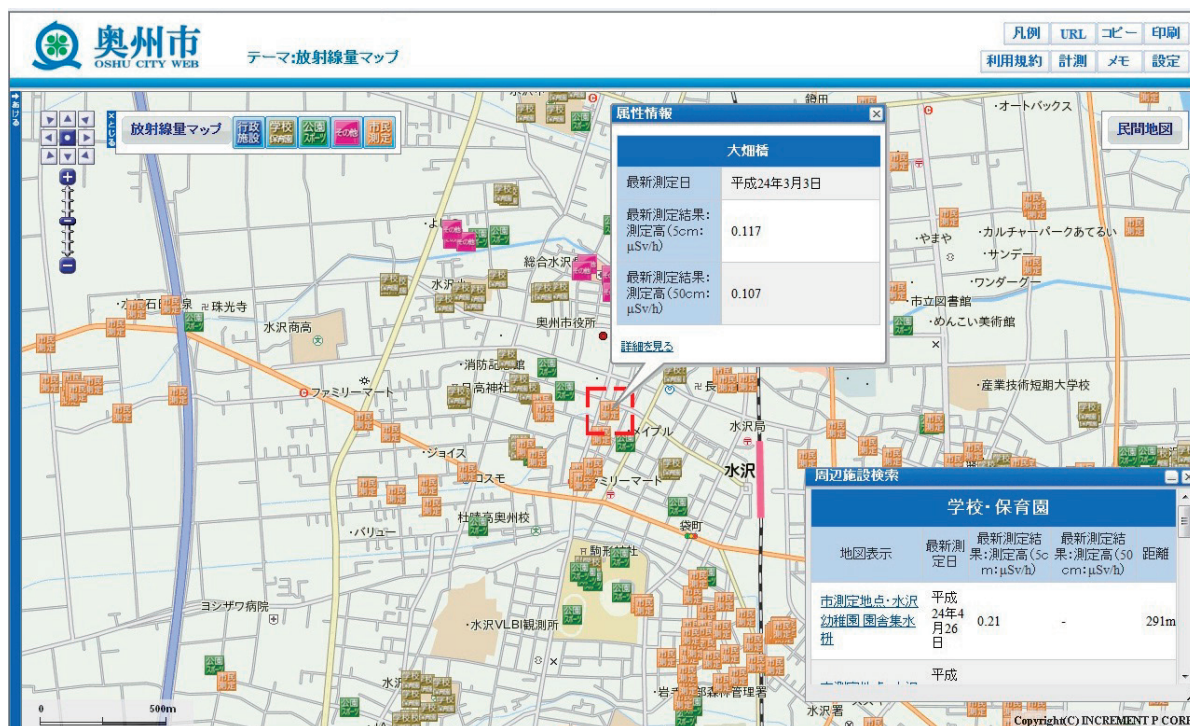
注目情報５　県民への普及啓発の取組

県では、放射線の影響に対する県民の不安解消のためには、県民が放射線について正しく理解する機会等を設けることが重要であると考え、パンフレットの作成のほか、有識者を講師としたセミナーや県民との意見交換等を行うリスクコミュニケーションの開催により、放射線に関する普及啓発に取り組んでいます。

①　パンフレット

普及啓発の資料については、放射線の基礎知識のほか、食品や健康影響等に関する情報を取りまとめ、パンフレットを作成しました。このパンフレットは、重点調査地域の３市町に全戸配布したほか、県内各市町村に配布して、県民への情報発信を行っています。

啓発パンフレット

②　セミナー

セミナーは、県民を対象としたセミナーと県民からの相談に対応する自治体職員を対象としたセミナーの２種類に分けて、平成 23 年度から実施しています。

県民を対象としたセミナーについては、県内各所において、放射線に関する有識者により基礎知識や県内の状況等にかかる講演を行い、また、自治体職員を対象としたセミナーについては、基礎編、スキルアップ編など知識の習得状況にあわせた内容で実施しています。

セミナーの様子

③　食品と放射線に関するリスクコミュニケーション

食品の安全性に対する信頼の回復には、放射線に関する正しい理解とともに、県民相互の意思疎通が不可欠であることから、基調講演や放射線健康影響調査結果報告のほか、消費者、生産者、事業者等によるパネルディスカッション、参加者との意見交換等を行っています。

リスクコミュニケーションの様子

参加者からは、聴講を通じて疑問が解消したり、不安の解消が図られたという意見が寄せられた一方で、依然として多くの不安や、県の情報発信の充実、より多くの食品の検査を求める意見等がありました。

また、「県の情報発信はホームページが中心だが、手軽にネットを閲覧できない多くの県民がいる中、新聞やテレビをもっと活用すべき。」といった意見等を踏まえ、県民がより手軽に入手しやすい手段による情報提供の取組が必要と考えられたため、平成 25 年 12 月及び平成 26 年３月には、新聞広告を活用し、食品の安全性に関する情報等を発信しています。
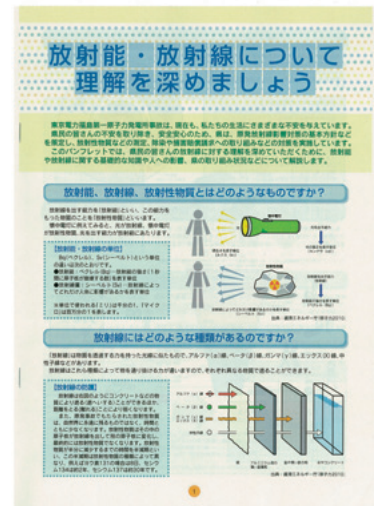
注目情報６　岩手県地域防災計画原子力災害対策編の策定

原発事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、長期かつ広範囲にわたって県民生活に影響を及ぼしました。

これまで、岩手県地域防災計画は大雨や地震・津波、火山等の自然災害を対象に作成していましたが、こうした状況を踏まえ、本県においても、原子力災害が発生した場合の対処方法等をあらかじめ定めておく必要があると判断し、県では、平成25年３月28日に開催した岩手県防災会議において、新たに岩手県地域防災計画・原子力災害対策編を策定しました。原子力災害対策編には、原子力事業者からの情報収集や住民の避難、環境等のモニタリング等、原子力災害発生時等に講ずべき対策が盛り込まれています。

また、原子力災害対策編に定める対策を迅速かつ確実に実施するためには、原子力災害が発生した場合等における情報連絡体制を原子力事業者との間で構築しておくことが必要です。このため、県では、平成25年３月28日付けで東北電力株式会社との間で「原子力発電所に係る県民の安全確保のための情報連絡等に関する協定」を締結しました。さらに、日本原燃株式会社に対しても、平成25年９月20日付けで原子力災害等が発生した場合の速やかな情報提供を文書で要請し、９月30日付けで承諾が得られました。これらの協定締結等により、原子力災害発生時には原子力事業者から県に直接情報提供が行われることとなりました。

岩手県防災会議の様子

コラム　隣接県に立地する原子力事業所

本県に立地する原子力事業所はありませんが、隣接県に立地する下記の事業所を岩手県地域防災計画・原子力災害対策編に位置付けています。

事業者	事業所	所在地
東北電力株式会社	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
日本原燃株式会社	・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村

第２章　総合的な対策等に関する報告　～原発事故発生から平成25年度～

第１節　東京電力株式会社原子力発電所事故の影響と体制整備

１　東京電力株式会社原子力発電所事故の影響

東京電力株式会社原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）によって環境中に放出された放射性物質は広範囲に拡散しました。その後、物理的減衰※1やウェザリング効果※2、さらには除染による効果等により、放射線量は低減してきていますが、事故の影響は発災から３年以上がたった今も続いています。

本県には、原子力発電所等の原子力関連事業所が立地していないものの、東日本大震災津波によって発生した原発事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、広範囲にわたって県民生活に影響を与えることとなりました。

※１　物理的減衰：放射性物質の放射線を出す能力（放射能）が時間の経過とともに低下していくこと。
※２　ウェザリング効果：風雨等の自然要因によって、放射性物質が減少し放射線量が低減すること。

(1)　放射性物質の分布の状況

原発事故による影響を把握するため、文部科学省が本県全域で航空機モニタリングを平成 23 年９月から 10 月にかけて実施し、その結果を平成 23 年 11 月 11 日に公表しました。

延べ 70 回の飛行調査を行い、地表面から 1 メートルの高さの放射線量と地上に沈着した放射性セシウムの量を測定しました。

調査の結果、放射線量は県内の大部分の地域が毎時 0.1 マイクロシーベルト（μSv/h）以下でしたが、奥州市、一関市、平泉町などの県南地域では、0.1μSv/h を超え 0.5μSv/h 以下の地域がありました。（図表２－１）

国では、長期的な目標として、自然界や医療行為から受ける放射線量を除いた追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト（1 時間当たりでは 0.23μSv/h に相当）以下を目指すとしています。

上空や地上における調査の結果、0.23μSv/h 以上が計測された一関市、奥州市及び平泉町の県南３市町については、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域（以下、「重点調査地域」という。）として指定を受け、除染すべき区域を定めて国の支援により除染が行われてます。

それ以外の地域でも、県や市町村が行った測定の結果、雨どいの下や側溝など局所的に放射線量の高い箇所については、平成 23 年９月に県が定めた「放射線量低減に向けた取組方針」に基づき、学校や公園など子供たちが生活する環境を中心に除染などの低減措置が進められました。

【航空機モニタリング】

航空機モニタリングは、地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に大型高感度の検出器を搭載し、地上に沈着した放射性物質からのガンマ線を広範囲かつ迅速に測定する方法です。この手法は、原子力安全委員会による環境モニタリング指針においても有効な手段として推奨されているものです。

測定原理は、高感度の検出器を搭載した航空機が対地高度150mから300mの上空を飛行しながら、上空において地表面からのガンマ線を１秒間に１回の頻度で連続測定し、その測定結果を高度による減衰を考慮し地表面から１mの空間線量率として算出するものです。

図表２−１　航空機モニタリング調査結果（出典：原子力規制委員会ホームページ）
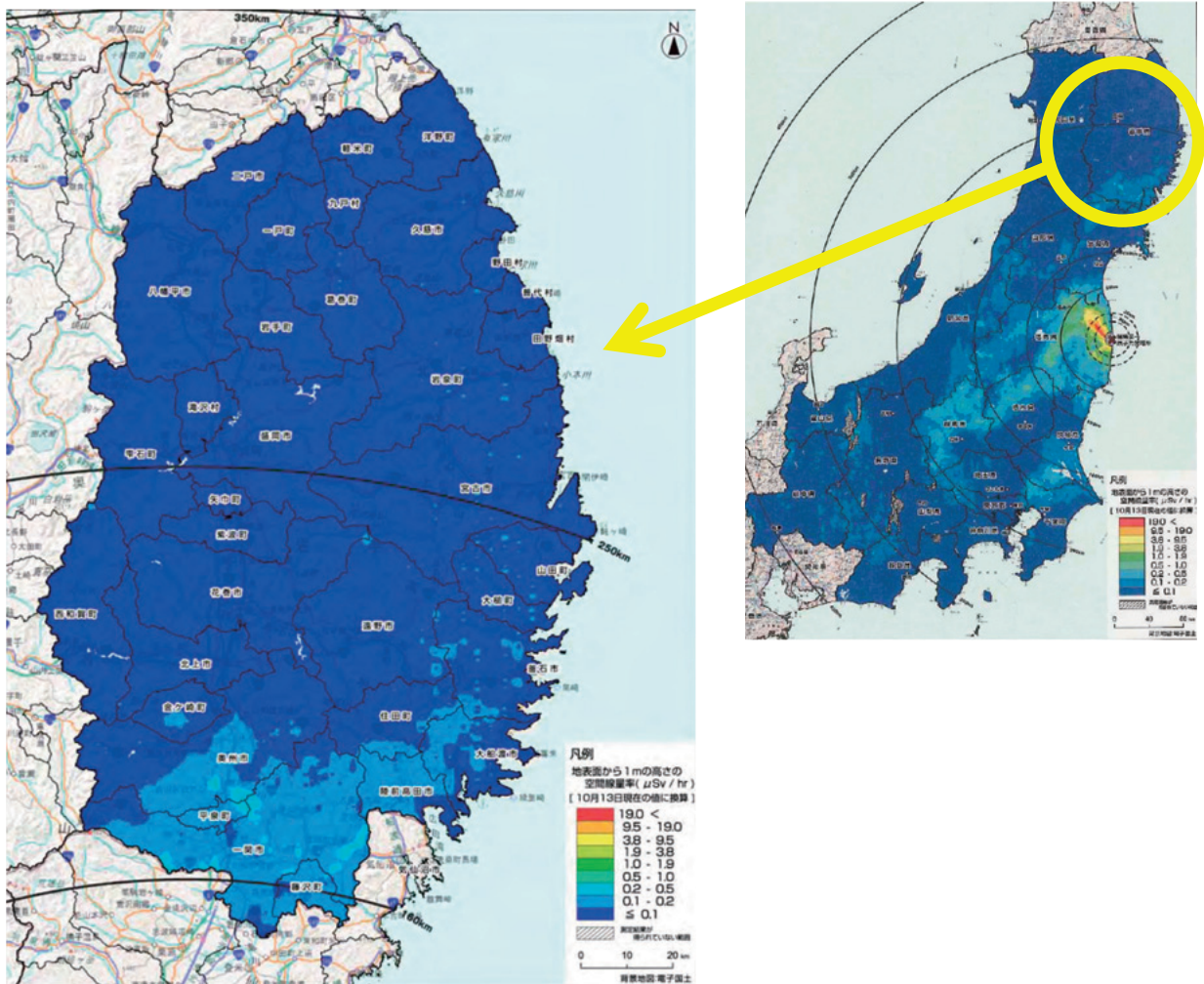
【放射線の種類】

「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ（α）線、ベータ（β）線、ガンマ（γ）線、エックス（X）線、中性子線などがあります。

【放射線の防護】

放射線はこれら種類によって物を通り抜ける力が違いますので、それぞれ異なる物質で遮ることができます。放射線はコンクリートなどの物質により遮る（遮へいする）ことができるほか、距離をとる（離れる）ことにより弱くなります。

また、原発事故でもたらされた放射性物質は、自然界に永遠に残るものではなく、時間とともに少なくなります。放射性物質はその中の原子核が放射線を出して別の原子核に変化し、最終的には放射性物質でなくなります。放射性物質が半分に減少するまでの時間を半減期といい、この半減期は放射性物質の種類によって異なり、例えばヨウ素131の場合は８日、セシウム134は約２年、セシウム137は約30年です。
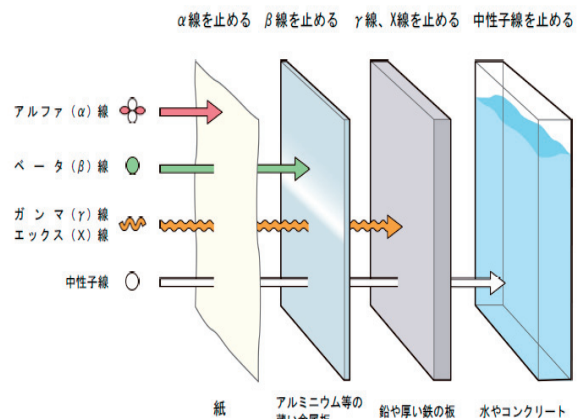
出展：資源エネルギー庁「原子力 2010」

(2)　牧草への放射性物質の影響

原発事故による本県への影響が懸念される中、県は、平成 23 年５月 11 日に、国の示すルールに沿って、県内３地域（県北東部、県北西部、県南部）で牧草を採取し、放射性物質の影響について調査を実施しました。調査の結果、滝沢村（当時）で採取した牧草から、国が定めた乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）及び肥育牛に給与する粗飼料の暫定許容値（以下「飼料の暫定許容値」という。）を超える放射性セシウムが検出されました。

さらに、一関市の放射線量の測定や、宮城県における県境の牧草の放射性物質濃度測定結果を踏まえ、牧草の安全性を再確認するため、一関市（旧藤沢町含む）において、牧草の放射性物質濃度を検査した結果、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されました。この結果を受け県南部の全市町村の放射性物質濃度を検査した結果、新たに遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町の一部で、飼料の暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されました。

２　原発放射線影響対応本部から原発放射線影響対策本部へ

県は、飼料の暫定許容値を超過した滝沢村、一関市（旧藤沢町を含む）、遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町の一部に、乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）及び肥育牛への牧草の利用自粛や放牧の見合わせを要請するとともに、平成 23 年６月 22 日に、総務部長を本部長とする原発放射線影響対応本部を設置し、庁内各部局が連携して放射線影響に対応する体制を整えました。

７月 13 日には、原発事故以降に水田から収集された放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていた問題で、畜産農家に対し、このような稲わらの利用を差し控えるよう注意を喚起し、７月 16 日には、放射性セシウムによる汚染が懸念される県外産稲わらの給与自粛や、このような稲わらを給与した肥育牛の出荷自粛を要請しました。

しかし、７月 20 日、県内において汚染稲わらが給与された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、この事態を受けて県は、７月 29 日、原発放射線影響対応本部を、知事を本部長とする原発放射線影響対策本部（以下「対策本部」という。）に格上げし、全庁挙げてこの問題に取り組むべく体制を強化しました。

(1)　原発放射線影響対策本部

対策本部は、①放射線量測定に係る対応方針、②放射線量低減に向けた取組方針、③県産食材等の安全確保方針、④放射線影響に係る県民への情報提供のあり方、⑤放射線影響に伴う風評被害の防止などを所掌事務としており、知事を本部長、副本部長を副知事、本部員を関係部局長で構成される本部員会議、関係部局の課長で構成され、本部員会議開催に先立って連絡調整などを行う連絡会議、関係部局の職員で構成され、各種対応方針等に関する調整や市町村等関係機関との連携等を行う放射線影響対策特命チームなどで構成されています。（図表２－２）

第１回原発放射線影響
対策本部本部員会議

本部員会議は、平成 23 年度から平成 25 年度まで合計 16 回開催されています。各種方針の策定や改訂、東京電力に対する損害賠償請求、放射線影響対策の取組状況などについて協議・決定し、対策本部の決定を踏まえ全庁挙げて各種対策を進めています。（図表２－３）

ア　本部員会議

知事を本部長、副知事を副本部長とし、本部員は以下の部局長等で構成しています。

秘書広報室長、総務部長、政策地域部長、環境生活部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長、県南広域振興局長、医療局長、企業局長、教育長、警察本部長

イ　連絡会議

各部局等との調整等を円滑に行うため、総務室長を議長とし、各部局等の課長を連絡員として構成しています。本部員会議開催に先立っての調整等を行います。

議長：総務室長、副議長：環境保全課総括課長
連絡員構成室課：広聴広報課、総務室、政策推進室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室、県南広域振興局総務部総務課、医療局経営管理課、企業局経営総務室、教育委員会事務局スポーツ健康課、警察本部警備課

ウ　放射線影響対策特命チーム

平成 23 年８月５日に放射線影響対策特命チーム（以下「特命チーム」という。）を設置しました。特命チームは、各種対応方針等に関する調整や、市町村等関係機関との連携等を行うことを目的に、総務部、環境生活部、保健福祉部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会事務局の職員で構成しました。平成 24 年４月１日からは、総務部総務室に放射線影響対策課長が設置されたことにともない、放射線影響対策課長をチームリーダーに、チーム員を総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部職員の構成に変更しています。

エ　アドバイザー

特命チームのアドバイザーとして、平成 23 年８月から４名の学識経験者を委嘱しています。

所属	職名	氏名
岩手大学　副学長（人文社会科学部 環境科学課程 教授）		西崎　滋　氏
岩手大学　農学部　農学生命課程	教授	築城　幹典　氏
岩手大学　農学部　附属動物医学食品安全教育研究センター	教授	佐藤　至　氏
元 岩手医科大学医学部	特任教授	板井　一好　氏

※所属と職名は平成 26 年３月 31 日現在

オ　現地対応チーム

平成 24 年３月 13 日、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の実施など県南部において市町の取組を重点的に支援していくため、県南広域振興局に現地対応チームを設置しました。重点的な対応が必要な地域を所管する広域振興局に必要に応じて設置するもので、チームリーダー、サブリーダー及びチーム員で構成し、それぞれ県南広域振興局等の職員で構成しています。

現地対応チームでは、関係市町職員を対象とした農林業系副産物に関する勉強会の開催や市町が行う汚染牧草等の焼却に関する住民説明会への参加など市町の取組を継続して支援しています。

カ　事務局

対策本部が設置されてから、総務部総合防災室に事務局を置いていましたが、平成 24 年４月１日、総務部総務室に放射線影響対策課長が設置されたことに伴い、対策本部の事務局を総務室に変更しています。

図表２−２　原発放射線影響対策本部組織図
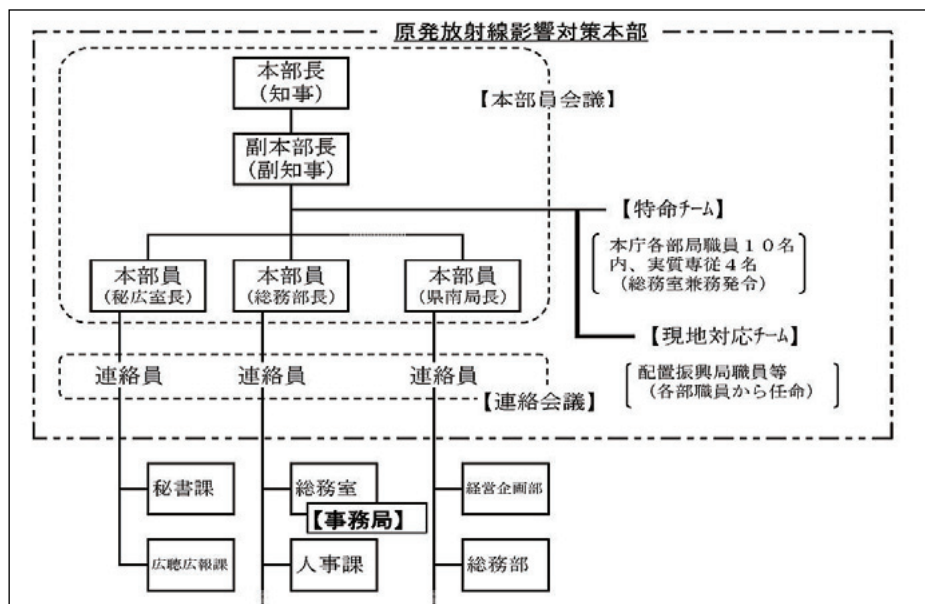
図表２-３　原発放射線影響対策本部本部員会議開催状況

		開催年月日	主な議題
平成23年度	第１回	平成 23 年７月 29 日	対策本部の設置、原発放射線影響対策の基本方針について
	第２回	平成 23 年８月 31 日	放射線量測定に係る対応方針について
	第３回	平成 23 年９月 20 日	放射線量低減に向けた取組方針について
	第４回	平成 23 年 10 月４日	県産食材の安全確保方針について
	第５回	平成 23 年 12 月５日	放射線影響対策に関する取組状況について、損害賠償請求に向けた取組について
	第６回	平成 24 年１月 24 日	放射線影響対策に関する取組状況について、第１次損害賠償請求について
	第７回	平成 24 年３月 29 日	本部設置要綱、各種方針の見直しについて 放射線影響対策に関する取組状況について 第２次損害賠償請求に向けた被害額の算定について
平成24年度	第１回	平成 24 年６月 18 日	県民への情報提供のあり方について、第２次損害賠償請求の実施について
	第２回	平成 24 年９月 20 日	放射線影響対策の取組状況及び取組予定について 「野生きのこ」の放射性物質濃度検査について
	第３回	平成 24 年 11 月 27 日	放射線影響対策に関する取組状況について、放射能汚染廃棄物等への対応について
	第４回	平成 25 年１月 25 日	放射線影響対策に関する取組状況について、第３次損害賠償請求の実施について
	第５回	平成 25 年３月 28 日	放射線影響対策に係る各種方針の見直しについて 自治体損害賠償請求の現状と課題等について
平成25年度	第１回	平成 25 年６月 17 日	放射線影響対策に関する取組状況について、第４次損害賠償請求の実施について
	第２回	平成 25 年９月 26 日	放射線影響対策の取組状況及び取組予定について、損害賠償請求について
	第３回	平成 25 年 11 月 25 日	放射線影響対策に関する取組状況について、損害賠償請求について
	第４回	平成 26 年３月 28 日	放射線影響対策に係る各種方針の改訂について 放射線影響対策に関する取組状況及び来年度の取組予定について 放射能汚染廃棄物等への対応について 岩手県放射線影響対策報告書について

【市町村等の取組：対策本部等設置状況】

市町村においても、住民の安全を確保し、放射性物質に対する不安を解消するため、放射線影響対策に関する対策本部や専門組織を設置するとともに、庁内関係部局の連絡会議等を開催するなど、全庁的に対策を進めています。（図表２-４）

図表２-４　市町村の対策本部等設置状況

市町村名	対策本部・専門組織	庁内連絡会議・部局横断チーム等
盛岡市	盛岡市災害対策本部放射能対策部（H23.7.5～H24.3.9） 盛岡市東日本大震災復興推進・放射能対策本部（H24.3.9～）	盛岡市災害対策本部放射能対策部放射能対策幹事会・放射能対策連絡会（H23.7.5～H24.3.9） 東日本大震災復興推進・放射能対策本部放射能対策部幹事会・常任幹事会(H24.3.9～)
宮古市	－	放射能対策連絡会議（H23.7.15～）
大船渡市	－	原発事故放射線影響対策関係課会議(H23.12.2～)
花巻市	政策推進部震災対策室（H23.9～24.3） 総務部防災危機管理課（H24.4～）	－
久慈市	－	原発放射線影響対策連絡会議（H23.8.30～）
遠野市	遠野市原発放射線影響対策本部（H24.4.23～）	－
一関市	一関市災害対策本部放射能対策部会、放射線対策調整班（H23.10.24～H24.3.31） 市民環境部放射線対策室（H24.4.1～）	－
釜石市	－	放射線等影響対策会議（H24.5.22～）
二戸市	－	原発放射線影響対策連絡会議（H23.8.17～）
奥州市	奥州市原発放射線影響対策本部（H23.8.25～） 市民環境部危機管理課原発放射線対策室（H24.4.1～）	除染支援チーム（H24.6.1～） 共同仮置場設置推進チーム（H24.6.1～）
滝沢市	滝沢市原発放射線影響対策本部（H23.9.11～）	－
雫石町	－	雫石町原発放射線影響対策連絡会議（H23.8.29～）
金ケ崎町	金ケ崎町放射能対策本部（H23.6.23～）	－
平泉町	放射線対策室（H24.4.1～）	－
岩泉町	放射能影響対策本部（H23.8.1～）	－

３　原発放射線影響対策の基本方針と３つの方針

全力を挙げて放射線影響対策に係る測定及び迅速・適切な公表を行い、県民の不安の払拭につながる的確な対策を速やかに決定し実施することにより、県民の安全安心の確保及び風評被害の防止を図るため、平成 23 年７月 29 日の原発放射線影響対策本部本部員会議において「原発放射線影響対策の基本方針（以下「基本方針」という。)」を策定しました。基本方針では、特に放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康と食の安全・安心の確保を重点としていくこととし、放射線量の測定や適時の情報提供、被ばく量の低減や風評被害の防止、県民への普及啓発など的確な対策の実施、国への要請や市町村との連携強化について定めました。

これ以降、対策本部では、県民の健康と安全の確保に向けた取組の指針として、８月 31 日に「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針（以下「測定方針」という。)」を、９月 21 日に「放射線量低減に向けた取組方針（以下「低減方針」という。)」を、そして 10 月４日には「県産食材等の安全確保方針（以下「食材方針」という。)」を策定しました。これらの方針は、特命チームが、アドバイザーの助言を得ながら素案の検討や作成を行い、連絡会議などを通じた関係部局との調整のうえ、本部員会議での決定を経て策定しました。

県では、市町村や関係機関等と連携しながら、これら３つの方針に則って、県有施設等の放射線量測定や比較的高い値が検出された場合の低減措置の実施、農林水産物等県産食材の放射性物質濃度測定や出荷自粛要請等各種対策を講じています。

また、測定方針、低減方針、食材方針の３つの方針については、毎年度、改訂の検討を行い、平成 24 年４月、平成 25 年３月、平成 26 年３月に一部改訂しています。

(1)　原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針

測定方針では、原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るために市町村等と連携し、測定機器や体制を整備し全力をあげて県内全域できめ細かな測定を行い、多岐に渡る放射線の影響について把握するとともに、県民に対し迅速かつ効果的な情報提供を行い、県民の不安の解消と風評被害の防止を図ることを目的に、測定の体制、測定の体系、基本的考え方などを定めています。

(2)　放射線量低減に向けた取組方針

低減方針では、測定方針により実施した放射線量測定の結果等に基づき、県が市町村と連携して行う地域における放射線量低減の取り組みの基本となる考え方を示し、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減することにより、県民の安全・安心の確保に資することを目的に、除染等低減措置の対象、低減措置の実施者、実施方法、低減措置により生じた土壌等の管理について定めています。

(3)　県産食材等の安全確保方針

食材方針では、原発事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、県が、県産食材等を対象とした検査の実施や安全な県産食材等を提供していくための措置を講じるとともに、農林漁業者の経営継続に係る支援を行うほか、検査結果の速やかな公表等県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、消費者の安全･安心の確保と風評被害の防止を図ることを目的に、県産食材等の放射性物質濃度の検査、出荷自粛の要請と解除、農林漁業者への支援などについて定めています。

4　原発放射線影響対策市町村等連絡会議

県と市町村、広域連合、一部事務組合が連携して放射線影響対策を進めていくため、平成 23 年８月から原発放射線影響対策市町村等連絡会議（以下「市町村等連絡会議」という。）を開催しています。

市町村等連絡会議は、平成 23 年度から平成 25 年度まで合計７回開催しています。県の各種方針や取組状況の情報共有を進め、全市町村を対象とした野生山菜、野生きのこの放射性物質濃度検査や風評被害対策、東京電力への損害賠償請求など、県と市町村等が連携して進めていく必要のあるテーマを議題に設定し、効果的に対策が実施できるよう意見交換や協議を行っています。（図表２－５）

市町村等連絡会議の様子

図表２－５　原発放射線影響対策市町村等連絡会議開催状況

年度	回数	開催年月日	主な議題
平成 23 年度	第１回	平成 23 年８月 22 日	対策本部の設置、原発放射線影響対策の基本方針について 学校等での放射線量等の測定、除染について 放射線対応に係る普及啓発について
	第２回	平成 23 年 11 月９日	放射線影響対策に係る県の取組について 市町村の取組事例紹介（奥州市）
	第３回	平成 24 年２月 16 日	放射線影響対策に係る県の取組について 東京電力に対する損害賠償請求の今後の対応について
平成 24 年度	第１回	平成 24 年９月 12 日	「野生きのこ」の放射性物質濃度検査について 風評被害対策について 平成 24 年度下半期の取組について 東京電力に対する損害賠償請求の今後の対応について
	第２回	平成 25 年２月 13 日	「野生山菜」の放射性物質濃度検査について 風評被害対策について 平成 25 年度の取組について
平成 25 年度	第１回	平成 25 年９月 10 日	東京電力に対する損害賠償請求について 平成 25 年度下半期の取組について 岩手県放射線影響対策報告書(仮称)の発行について
	第２回	平成 26 年２月 13 日	東京電力に対する損害賠償請求について 平成 26 年度の取組について

第２節　原発放射線影響対策の取組状況

1　生活圏等の安全安心確保に向けた取組

県では、原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針及び放射線量低減に向けた取組方針に基づき、市町村等と連携しながら測定機器・体制を整備し、県内全域で全力を挙げてきめ細かな測定を行い、県公式ホームページ等で迅速かつ効果的に情報提供しています。

(1)　測定機器の配備

県では、原発事故以前は、環境保健研究センターに設置してある１台のモニタリングポストなどわずかしか保有していませんでした。しかしながら、原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、放射線量や放射性物質濃度をきめ細かく測定する必要が生じたため、測定機器を順次整

備してきました。その結果、平成 25 年度までにモニタリングポストは 10 台、サーベイメータは 29 台、ゲルマニウム半導体検出器は５台配備されるなど事故前と比べ数多くの測定機器が配備されています（図表２−６）。また、市町村や広域連合、一部事務組合においても測定機器が配備されています。（図表２−７）

図表２−６　岩手県における測定機器の配備状況　　　　**平成26年３月31日現在**

測定対象・機器種別			配　置　場　所　　（配置台数等）	合計
空間線量率等を測定	モニタリングポスト		盛岡市(1)（環境保健研究センター、地上14.7m） 花巻市(1)（花巻地区合同庁舎、地上1.0m(以下、同じ。)） 奥州市(1)（奥州地区合同庁舎)、一関市(1)（三反田大気測定局) 大船渡市(1)（大船渡地区合同庁舎)、釜石市(1)（釜石地区合同庁舎) 宮古市(1)（宮古市立宮古小学校)、久慈市(1)（久慈地区合同庁舎) 二戸市(1)（二戸地区合同庁舎)、滝沢市(1)（岩手県立大学)	10
	サーベイメータ	NaI(Tl) シンチレーション	各広域振興局保健福祉環境部(計 9)(盛岡(1)・奥州(1)・釜石(1)・久慈(1)・花巻(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・二戸(1)) 県南広域振興局土木部(計 3)(奥州(1)・一関(1)・千厩(1)) 環境保健研究センター(4)、北上川上流流域下水道事務所(1) 企業局県南施設管理所(2)、教育委員会事務局スポーツ健康課(1) 各教育事務所（計 6)(盛岡(1)・中部(1)・県南(1)・沿岸南部(1)・宮古(1)・県北(1))、工業技術センター(2)	28
		ＧＭ計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)	1
	積算線量計		総合防災室（5、防災航空センター)、県南広域振興局保健福祉環境部(10) 各広域振興局農政（林）部(計 15)（盛岡・奥州・釜石・久慈・花巻・遠野・一関・宮古・大船渡・二戸　計10公所で、配置を特定せずに使用。) 県南教育事務所(18)	48
放射性物質濃度を測定	ゲルマニウム半導体検出器		環境保健研究センター(3)、農業研究センター(1)、工業技術センター(1)	5
	NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ		県南広域振興局農政部(計 3)(奥州(1)・一関(2)) 各広域振興局水産部(計 3)(久慈(1)・大船渡(1)・宮古(1)) 農業研究センター(1)、農業研究センター畜産研究所(3) 林業技術センター(1)、水産技術センター(1) 中央農業改良普及センター(1) 県立高等学校（計 3）(杜陵(1)・盛岡工業(1)・釜石(1)) 県立支援学校（計 8）(盛岡視覚(1)・盛岡聴覚(1)・盛岡となん(1)・盛岡峰南高等(1)・花巻清風(1)・前沢明峰(1)・久慈拓陽(1)・気仙光陵(1)) ㈱岩手畜産流通センター(岩手県岩畜検査室)(4)	28
	簡易測定器		農業改良普及センター(計 10)（中央(2)・盛岡(1)・八幡平(1)・奥州(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・久慈(1)・二戸(1))	10

図表２−７　県内市町村・広域連合・一部事務組合における測定機器の保有状況　　　　**平成26年３月31日現在**

測定対象・機器種別			配置台数等		合計
			市町村	広域連合・一部事務組合	
空間線量率等を測定	サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	34	5	39
		ＧＭ計数管式	11	7	18
		簡易測定器等	539	39	578
	積算線量計		143	112	255
放射性物質濃度を測定	NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等 (簡易測定器含む)		65	1	66

コラム　放射線量等測定に用いる機器の種類

測定機器には、大気中の放射線量を測定するものと食品などの放射性物質濃度を測定するものに大きく分かれます。

ア　空間線量率等を測定するもの

（ア）　モニタリングポスト

ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用し、大気中の放射線量（空間線量率）のうちガンマ線を連続して測定する据え置き型の装置であり、極めて低い空間線量率まで精密に測定することができる。屋外に置くNaI（Tl）シンチレーション式検出器と屋内に置く測定器で構成され、放射線が検出器に当たると検出器内でかすかな光を発し、その光を検出・増幅し、空間線量率として計測する。本県では、昭和63年（1988年）から盛岡市において測定を行ってきたが、原発事故を受け、県内９箇所に増設し、計10箇所において、24時間体制で測定を行っている。

【調査項目：放射線量（空間線量率（大気））、測定単位：μGy/h※（ﾏｲｸﾛｸﾞﾚｲ毎時）、測定頻度：24時間連続測定】

※　緊急時は1μGy/h＝1μSv/h（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時）として換算できます（環境放射線モニタリング指針；原子力安全委員会、平成20年3月、平成22年4月一部改訂）。

（イ）　サーベイメータ

放射性物質や放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした小型で可搬型の放射線測定器で、一般環境（低線量）の測定に適したNaI（Tl）シンチレーションサーベイメータと、表面汚染等の検査等に適したＧＭ計数管式サーベイメータ（ガイガーカウンタ）がある。本県では地表付近の空間線量率等の測定のため、主にNaI（Tl）シンチレーションサーベイメータを使用している。

①　NaI（Tl）シンチレーションサーベイメータ

検出器の仕組みはモニタリングポストと同様。測定した結果の正確さではモニタリングポストの方が優る。

②　ＧＭ計数管式サーベイメータ（ガイガーカウンタ）

ガンマ線に加えてベータ線も測定するため、表面汚染の測定に向く。ただし感度が低く、自己照射（測定器自身に存在する放射性物質の影響）も大きいため空間線量の測定には適さない。

【調査項目：放射線量（空間線量率（大気））、測定単位：μSv/h（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時）、μGy/h（ﾏｲｸﾛｸﾞﾚｲ毎時）、測定時間：１ヶ所当たり概ね５分】

（ウ）　積算線量計

積算線量計には事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を３ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定するものと、放射線作業従事者等が一定の作業期間に受けた放射線量を積算して測定するものがある。

イ　放射性物質濃度を測定するもの

（ア）　ゲルマニウム半導体検出器

ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を測定できる。ガンマ線を放出する放射性物質は、物質ごとに決まったエネルギーを放出するため、その試料から放出されるガンマ線のエネルギーの種類と強さを計測することで、どのような放射性物質がどれくらい含まれているかを測定する。

【調査項目：水道水、土壌、食品等、測定単位：Bq（ベクレル）、調査時間：１品目概ね１時間】

（イ）　NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータ

ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用したもので、測定原理はゲルマニウム半導体検出器と同様。ゲルマニウム半導体検出器と比較してエネルギー分解能は劣るため、数多くの核種が検出される場面には向かないが、検出器部分を液体窒素で冷却する必要がないなど、維持管理が容易である。

【調査項目：水道水、土壌、食品等、測定単位：Bq（ベクレル）、調査時間：概ね10分～20分】

（ウ）　簡易測定器

サーベイメータに遮蔽体など付属機器を設置したもので付属プログラムによりガンマ線量を放射性物質濃度に換算して測定する機器。放射性物質の種類ごとの濃度はわからないが、食品などの放射性物質濃度を簡便に測定できる。【調査項目：水道水、土壌、食品等、測定単位：Bq（ベクレル）、調査時間：概ね25分～30分】

グレイ（Gy）：物質に吸収されたエネルギー量を表す単位（吸収線量）のこと。
シーベルト（Sv）：体が被ばくすることで受ける影響の程度は、Sv（シーベルト）という一つの単位で表されており、外部被ばくでも内部被ばくでも、数値が同じであれば体が受ける影響も同じ。
ベクレル（Bq）：放射線に関してしばしば使われる単位Bq（ベクレル）は放射性物質から放射線を出す能力そのものを表している。

(2)　きめ細かな測定の実施

原発事故による生活環境への影響を把握するため、県内10箇所のモニタリングポストにおいて24時間体制で空間線量率を測定し県公式HP上でリアルタイムで公表しています。また、サーベイメータにより県内の代表的な55地点の空間線量率を毎月測定しているほか、県立学校や県立病院など県有施設の空間線量率も定期的に測定し、結果等を県公式HP等で公表しています。

さらに、雨やちりなどの降下物、水道水のほか、廃棄物処理施設における焼却灰、下水汚泥、工業用水道などの放射性物質濃度も定期的に測定しています。

これらの測定の結果、現在、空間線量率は低減傾向にあり、河川水や水道水などの放射性物質濃度は不検出であり安定して推移しています。モニタリングポストにおける空間線量率の測定結果からは、大気中の放射線量に異常は見られません（図表２−８）。県内55地点の空間線量率は測定開始以来、低減傾向にあります（図表２−９）。なお、平成25年６月以降は、55地点全てで国の除染基準である0.23μSv/hを下回っています。また、雨水や水道水から人工の放射性物質は検出されていません。

今後も、原発事故による生活環境への影響を把握し、県民の健康と安全を守るため、継続して測定していきます。
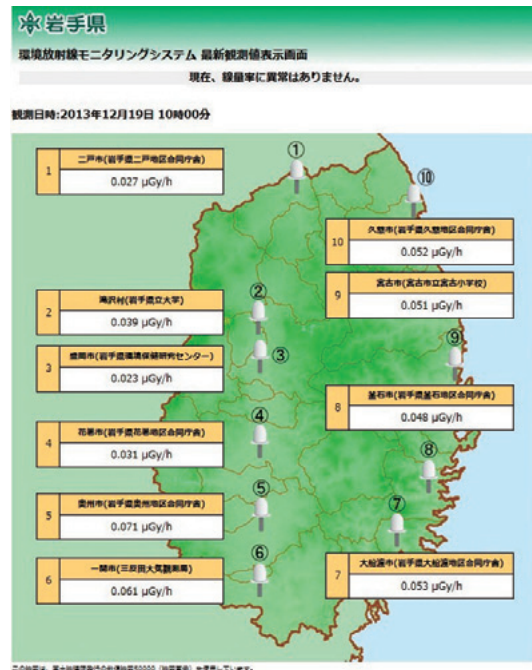
環境放射線モニタリングシステムHP
（モニタリングポスト測定結果の地図表示）

図表２−８　モニタリングポスト空間線量率の推移（月平均）
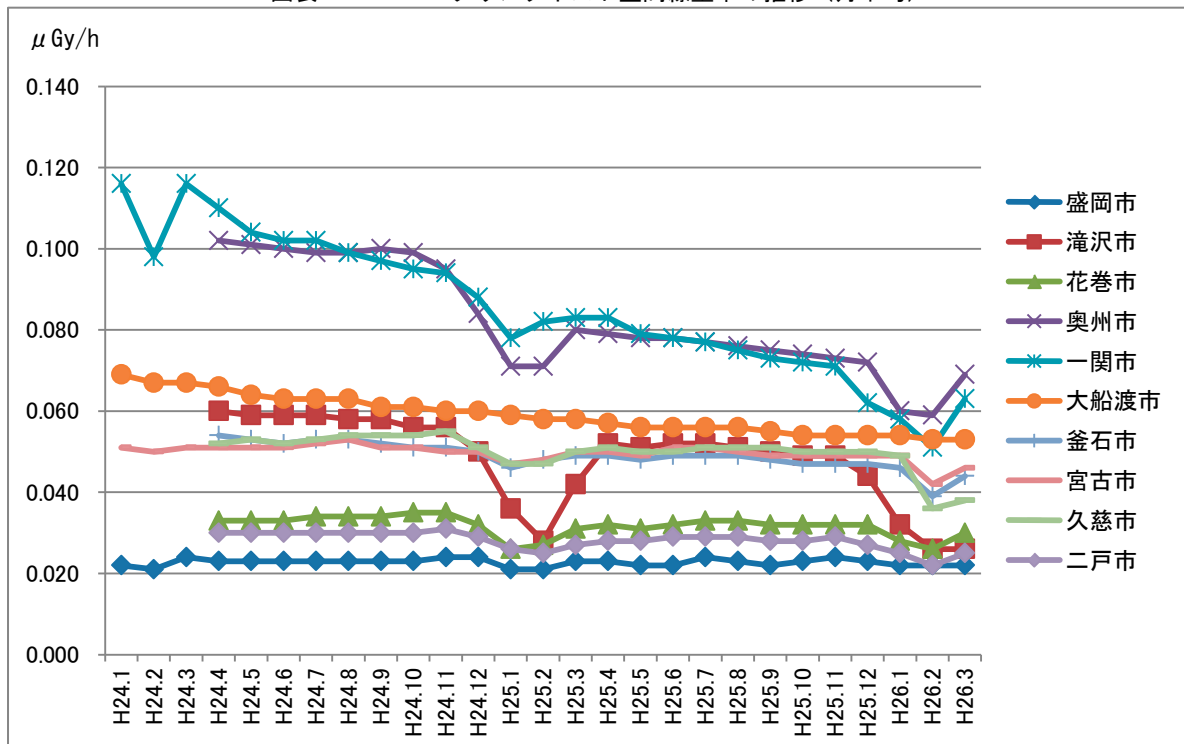
図表２－９　汚染状況重点調査地域におけるサーベイメータ測定結果平均値の推移
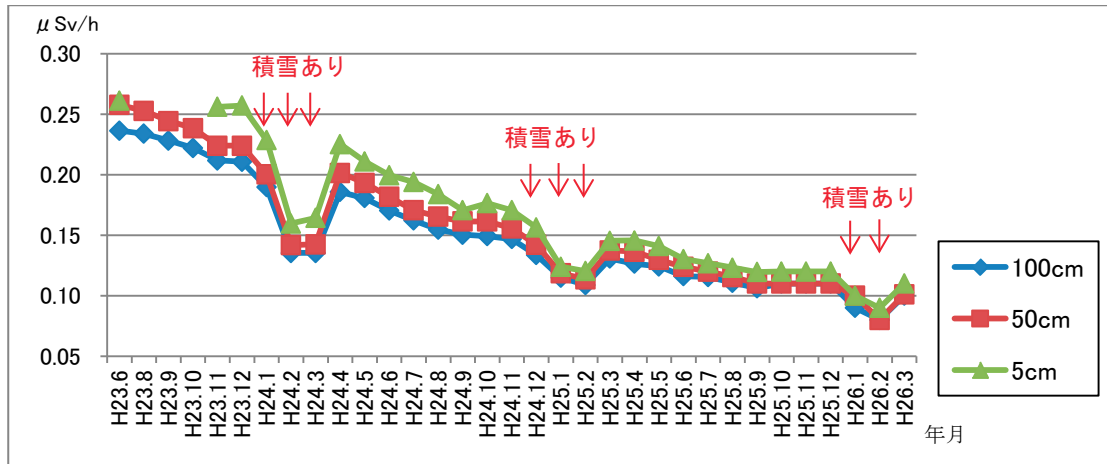
※冬期は、積雪の影響で放射線量が低く測定された箇所がありました。

(3)　県有施設の測定と低減措置の実施

県では、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、重点調査地域を重視するとともに、放射線の影響を受けやすいとされる子ども（高校生まで）の健康を重視する観点から、定期的に学校等の施設の放射線量を測定しています。

また、測定の結果、放射線量低減に向けた取組方針に基づく低減措置実施の目安である１μSv/hを超えた場合には、低減措置を実施することとしています。

これまでに 17 施設において１μSv/h を超えた箇所等があったため、汚染土壌の除去を行うなどの低減措置を実施し、その後は１μSv/h を下回っています。（図表２－10）

これからも、定期的に測定を行い１μSv/h を超えた場合には、低減措置を実施します。

図表２－10　低減措置を実施した施設（平成 23 年度～平成 25 年度）

測定実施施設数	低減措置実施施設数	低減措置実施施設名
280	17	岩手県立大学（滝沢市）、一関児童相談所（一関市）、県営関が丘第一アパート（一関市）、県営関が丘第二アパート（一関市）、県営羽沢アパート（金ケ崎町）、県立胆沢病院内保育所（奥州市）、一関清明支援学校（一関市）、一関清明支援学校山目校舎（一関市）、前沢明峰支援学校（奥州市）、前沢高等学校（奥州市）、一関第一高等学校（一関市）、一関第二高等学校（一関市）、一関工業高等学校（一関市）、花泉高等学校（一関市）、千厩高等学校（一関市）、水沢高等学校（奥州市）、水沢工業高等学校（奥州市）

【市町村等の取組：放射線量等測定・低減措置実施状況】

市町村等においても、原発事故による放射性物質の影響から住民の健康と安全を守るため、測定機器を整備し、学校や幼稚園、公園、公民館などの放射線量や水道水、一般廃棄物処理施設の焼却灰や排ガスなどの放射性物質濃度の測定を行っています。

一関市、奥州市、平泉町の３市町においては、文部科学省が平成 23 年 11 月 11 日に公表した「航空機モニタリング」（同年９月 14 日から 10 月 13 日まで実施）で、追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）が年間１ミリシーベルト（1 時間当たりでは 0.23μSv/h に相当）以上の地域があることを確認したことを受け、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、重点調査地域の指定を受け、３市町がそれぞれ策定した除染実施計画に基づき、除染が進められています。

しかしながら、除染を実施した際に発生する汚染土壌の保管場所の確保や安全な処分方法などの課題があり、国等からの具体策への支援等が行われることが望まれています。

除染の様子

コラム　奥州市前沢区・迎畑公民館における市民の除染の取組

奥州市では、市民の皆さんの協力により除染が進められています。奥州市の前沢区白山地区では、市が子ども関係施設の除染を優先して実施し、公民館などを地区振興会が線量測定及び除染作業を実施しました。

地区振興会による除染の様子（奥州市）

２　食の安全安心確保に向けた取組

本県は国内における農林水産物の主要な産地であり、消費者に安全な県産食材等を供給していく観点から、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、リスクコミュニケーションや出前講座の開催等により、県産食材等の安全性を広くアピールする取組みを積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保や風評被害の防止に向け取り組んでいます。

食品の放射性物質濃度検査については、国の原子力災害対策本部が示すガイドライン（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」）等が示されており、県では、「県産食材等の安全確保方針」に基づき、農林水産物等、流通食品、給食食材について、各段階で計画的にきめ細かな検査を実施し、検査結果等を速やかに公表することとしています。

なお、検査の結果、国が定める基準値（食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値)を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請することとしています。

また、県内の多くの市町村においても県産食材等の検査が行われています。これらのうち販売を目的として生産・製造された食品で、検査の結果、国が定める基準値の２分の１以上の値であったものについては、県が市町村からの依頼に基づき精密検査を実施しています。

(1)　県産農林水産物の放射性物質の影響対策

県は、消費者に安全な農林水産物を供給していくため、平成 23 年５月から、野菜や原乳、海産魚などを対象に、独自に放射性物質濃度の測定を開始しました。

その後、平成 23 年８月に、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、本県が検査計画策定対象自治体となる「総理指示対象自治体及びその隣接自治体」とされたことから、同月、穀類、野菜、果実、畜産物、特用林産物、水産物など主要な県産農林水産物を対象とした「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」を策定しました。以降３カ月ごとに検査計画を策定し、これに基づく検査を行うとともに、検査結果を速やかに公表してきました。また、農林水産物の生産に係る飼料、肥料等の生産環境についても測定を行うとともに、本県の農作物が放射性物質の影響を受けるリスクを低減するため、「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」を作成し、生産者に対する生産管理の支援を行ってきました。

これまでの検査の結果、平成 23 年度から平成 25 年度まで延べ 177 品目 44,123 件の検査を実施し、うち、「食品中の放射性物質の基準値」（平成 23 年度は暫定規制値）を超過したものは、牛肉や原木しいたけ、山菜、川魚など 260 点、割合にして 0.6％となっています（平成 26 年３月末現在、図表２−11）。これらの品目については、国の出荷制限指示等に基づき、出荷等の自粛を関係機関・団体に要請し、安全性の確保に努めるとともに、出荷制限等による被害を受けた生産者への経営支援等を実施しています。
（詳細は第３章第３節の１県産農林水産物の放射性物質の影響対策に記載しています。）

図表２−11　県産農林水産物の検査品目、検査件数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計（のべ）
対象品目	41 品目（農 19、畜４、特林４、水 14）	73 品目（農 40、畜５、特林 11、水 15、その他２）	63 品目（農 30、畜５、特林 16、水 12）※1･2	177 品目
検査件数	8,314 件	18,234 件	17,575 件	44,123 件
超過件数	14 件（0.17％）	240 件（1.32％）	６件（0.03％）	260 件

※１　農：農産物、畜：畜産物、特林：特用林産物、水：水産物
※２　厚生労働省通知（H25.3.19）：直近約１年間の検査結果では、基準値を超える食品の大部分を水産物、きのこ類、山菜類、野生鳥獣肉などが占めているため、葉菜類、果実の一部、表層沿岸魚類等を検査対象品目から削除

(2)　流通食品の放射性物質濃度の検査

県では、食品衛生法に基づく流通食品の収去検査※を実施しており、毎年、食品衛生法に基づく「岩手県食品衛生監視指導計画」を策定し、計画的に検査を実施しています。平成 24 年度からは、本計画の重点取組として食品の放射性物質についての収去検査を強化することとし、検体数や検査頻度等を定め放射性物質濃度を測定しています。検査にあたっては、地域や過去の検査結果を踏まえて、適切な検査品目の設定に努めており、平成 24 年度は、わらび、フキ等の山菜や鶏卵、食肉、生鮮野菜等 95 検体検査を実施し、全て基準値以下を確認しました。

平成 25 年度は、200 検体の検査を行い、そのうち野生山菜のコシアブラ１件が国の基準値を超過しました。検査結果については、県公式ホームページで公表し、基準値を超過した品目については、県は販売者に対して、当該商品を回収するよう行政指導し、販売者は自主回収を行いました。

※　収去検査：食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするため必要最小限の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいう。

食品検査の様子

試料の加工

機器にセットし測定
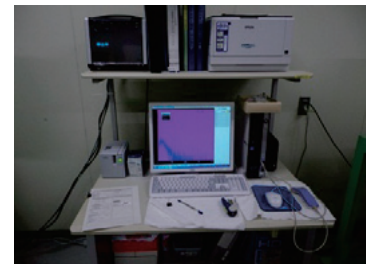
測定結果を確認

コラム　国の食品中の放射性物質における基準値について　～暫定規制値から基準値へ～

原発事故後、国では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、暫定規制値を超える食品が流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されていましたが、平成 24 年４月１日から、より一層、食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点から新たな基準値を設定しています。新基準値は、食品の国際基準を作成している国際的な政府間機関であるコーデックス委員会の指標にのっとり、暫定規制値よりさらに安全な値を採用したものとなっています。

放射性セシウムの暫定規制値（23 年度）

食品群	規制値（単位：Bq/kg）
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200

放射性セシウムの新基準値（24 年度～）

食品群	基準値（単位：Bq/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

新基準値では、放射性物質を含む食品からの１年間の被ばくの線量の上限を、年間５ミリシーベルトから年間１ミリシーベルトに引き下げ、年齢や性別ごとに体格や食べる量、代謝などから被ばく線量の上限値を算出し、最小値であった 13 歳から 18 歳の１キログラムあたり年間 120 ベクレルよりさらに安全な値である１キログラムあたり年間 100 ベクレルを一般食品（野菜類、穀類、肉、卵、魚など）の基準値としています。これは、乳幼児はじめ、すべての世代に配慮した基準となっています。

また、乳児用食品と牛乳については、子どもへの影響を考慮し、一般食品の半分である１キログラムあたり年間 50 ベクレルに設定しています。飲料水はすべての人が摂取し、代わりが効かず、摂取量が多いことから、世界保健機関（WHO）の基準を踏まえ１キログラムあたり年間 10 ベクレルに設定しています。

【一般食品の新たな基準値設定の考え方（出展：厚生労働省パンフレット）】

食品からの線量の上限値
１ミリシーベルト/年

限度値を算出
（年齢や性別など 10 区分毎に摂取量や体格・代謝などを考慮し算出）

年齢区分	性別	限度値（Bq/kg）
１歳未満	男女	460
１歳～６歳	男	310
	女	320
７歳～12 歳	男	190
	女	210
13 歳～18 歳	男	120
	女	150
19 歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

各年齢層ごとに、通常の食生活を送れば、年間線量の上限値を十分に下回る水準に設定

１００ベクレル/kg に基準値を設定

※全ての年齢区分の限度値のうち最も厳しい値（120）を下回る数値に設定

※　年間の線量の上限値１ミリシーベルトから、飲料水による線量（約 0.1 ミリシーベルト）を引き、残りの線量を一般食品（乳児用食品、牛乳を含む）に割り当て算出。
※　シーベルト（Sv）：放射線による人体への影響の大きさを表す単位
※　ベクレル（Bq）：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

(3)　野生山菜、野生きのこの放射性物質濃度検査

岩手の野山は、春には山菜、秋にはきのこというように自然の恵みを県民にもたらしています。毎年、季節の便りを待ちわびていた多くの県民が野山に分け入り、県内各地の産地直売所やスーパーマーケット等の店先には様々な野生山菜や野生きのこが彩り、食卓を賑わすのが日常の風景です。

しかし、原発事故以後は、放射性物質の影響が、野生山菜や野生きのこにも及ぶことが懸念され、また、平成24年春から国において新たに食品中の放射性物質の基準値が施行され、これまでの１キログラムあたり500ベクレル(Bq/kg)から100 Bq/kgへと厳格化されました。

それ以前から実施されていた農林水産物の計画的な検査は、田畑等の生産環境や流通状況を農家や関係団体が日常的に管理している米や野菜等を主な検査対象としていました。しかし、野生山菜や野生きのこは、産地直売所等で商品として広く流通している一方で、多くの県民が野山に自生しているものを採取して楽しむことも一般的な行楽として定着している状況にあり、その生育環境や流通はそれぞれ異なることから、生産から流通まで管理されている米や野菜等と同じ体制で検査対象とすることが困難であり、野生山菜と野生きのこの放射性物資濃度検査については、多くの県民が行楽として採取したものから、商品として店頭に並ぶものまで網羅した体制を新たに構築する必要がありました。

そこで、県では食の安全安心を確保し県民の不安を解消するため、平成24年春の野生山菜から県民向けに広く情報提供し注意を促すとともに、県内市町村とともに野生きのこの放射性物質濃度検査を開始し、現在に至っています。（図表２-12）

行楽シーズンにあわせて実施した検査結果は、県公式ホームページなどで速やかに公表し、あわせて手作りのマップに検査結果を分かりやすく掲載するとともに採取する際の留意点等も掲載し注意喚起をしています。国の基準値を超えた場合には、国の出荷制限指示等に基づき、出荷等の自粛を関係機関・団体に要請し、安全性の確保に努めています。なお、流通関係者（生産者団体、産地直売所、青果卸売市場）や市町村が野生山菜と野生きのこの自主的な検査を行い、国の基準値の２分の１以上の値が検出された場合には、流通関係者や市町村の依頼に基づき精密検査も行っています。

なお、平成25年度までの検査の結果、野生山菜については、10市町で10品目（延べ24品目）が国の出荷制限指示等の対象となり、野生きのこについては、９市町で国の基準を超える放射性物質が検出され、国の出荷制限指示の対象となりました。

図表２-12　野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度検査の流れ

1-1　県の定める方法に従い、市町村が検体を採取。
　（市町村は、採取した検体を県に提供。）

2-1　県は、ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体検出器で放射性物質濃度を測定。
2-2　県は、測定結果について市町村へ通知し、報道機関等へ公表。

（②で、国の基準を超える値が測定された場合）
3-1　検体が採取された市町村の品目（※2）について、出荷自粛等を要請。
　※2　野生きのこは、全種類の品目が出荷制限となる。

4-1　県内全域の野生山菜、野生きのこの情報を、県ホームページ(※3)等に掲載。
　※3 「放射能に関する情報」内のページ
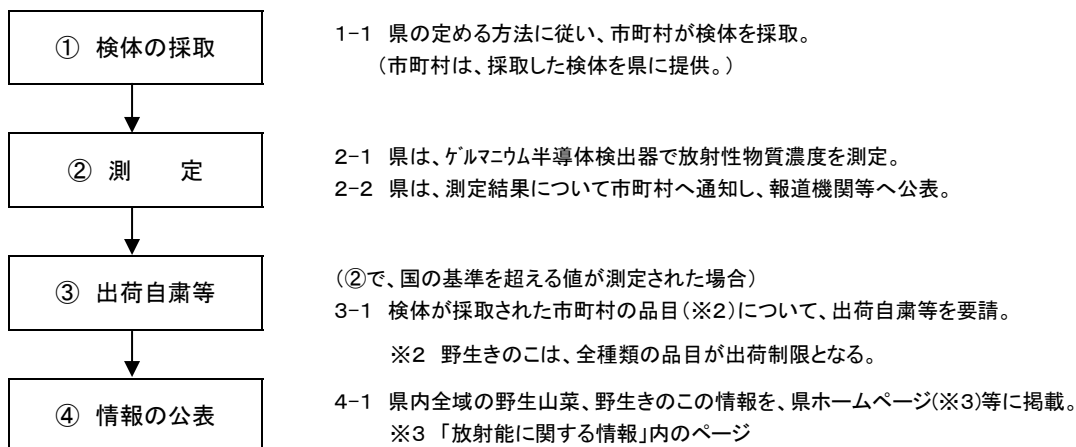
(4)　野生鳥獣肉の放射性物質濃度の検査

平成 23 年８月に、宮城県産及び福島県産のイノシシの肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを受けた野生鳥獣肉の放射性物質濃度検査の実施を求める国の通知に従い、岩手県における野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング要領を定め、食肉として活用されることが多い野生鳥獣肉の検査を開始しました。以後、年度ごとに県の「農畜水産物等の放射性物質検査計画」の中で検査計画を定め、放射性物質濃度を測定しています。野生鳥獣肉の検査にあたっては、捕獲状況や過去の検査結果を踏まえながら対応しています。

平成 23 年度は、シカ肉 22 検体、クマ肉８検体、ヤマドリ肉１検体及びカルガモ肉１検体について検査を実施した結果、クマ肉１検体から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

平成 24 年度は、シカ肉 52 検体、クマ肉 11 検体、ヤマドリ肉 11 検体、カルガモ肉９検体及びキジ肉８検体について検査を実施した結果、複数の検体から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について、国の原子力災害対策本部から、全県を対象とした出荷制限が指示されました。

平成 25 年度は、出荷制限の指示が継続しているシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について、捕獲状況に応じた随時検査を実施しました。なお、平成 25 年７月から平成 26 年３月までに、シカ肉 62 検体、クマ肉 24 検体及びヤマドリ肉 21 検体について検査を実施したところ、シカ肉５検体、クマ肉３検体及びヤマドリ肉２検体から基準値を超える放射性セシウムが検出されています。

(5)　市町村が実施する食品の放射性物質濃度の測定に係る支援

原発事故発生以降、市町村においても食品中に含まれる放射性物質に対する住民の不安を解消することを目的に、比較的簡易な測定機器である NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等を整備し、住民の持ち込んだ農林水産物等の放射性物質濃度を測定をする取組が広がりました。

測定を実施している市町村からは、測定の結果、一定以上の放射性物質が検出された場合に、県において、精密測定可能であるゲルマニウム半導体検出器を用いて再測定を行うよう要望があり、また、平成 24 年度から本格的に実施された学校給食食材の放射性物質濃度測定において、一定以上の値が検出された場合の対応をあらかじめ定めておく必要があったことなどから、平成 24 年３月に、市町村と県が連携して一層の食の安全・安心の確保に資するため、市町村が行った測定において一定以上の放射性物質が検出され、当該市町村から依頼があった場合には、県がゲルマニウム半導体検出器により精密測定を行う体制を構築しました。

測定の対象は、販売目的として生産・製造された食品（給食食材を含む。）で、市町村が NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等で測定を行い、測定結果が国の定める基準値の２分の１以上の値であったものとしています。

市町村は、測定をした食品区分ごとに県の担当部署に連絡・通知し、原則として市町村が測定をした同一の検体を県に送付します。これを受け県は国の定める方法でゲルマニウム半導体検出器により精密測定を行い、その結果を依頼市町村に通知し、県公式ホームページ等で公表しています。精密測定において国の定める基準値を超えていた場合には、県は出荷制限等の措置を講じています。（図表２-13）

図表２-13　市町村の自主検査を受けた県の精密検査の流れ
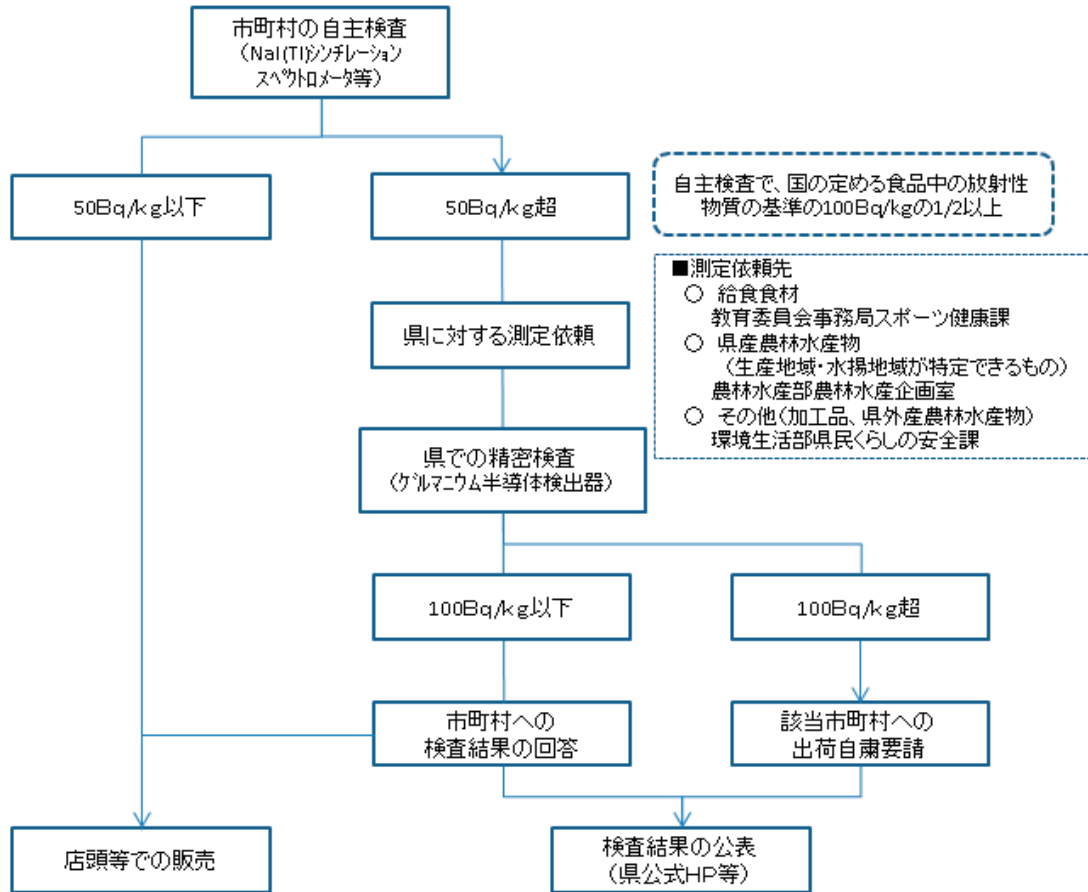
【なぜ２分の１なのか？　スクリーニング法】

食品から国の基準値を超える放射性物質が検出された場合、県では出荷制限等の措置を講じる際に、国の定めた緊急時マニュアルに規定されたゲルマニウム半導体検出器により検査結果を確定させています。しかし、機器の数が限られていること、必要とする試料量が多いこと等、多数の試料を効率よく検査する性能は限られているため、ゲルマニウム半導体検出器よりも簡易な測定器を用いて放射性セシウム濃度が基準値よりも確実に低い検体を判別しあらかじめふるいにかけるスクリーニング法が国から示されています。

簡易な測定器には一定の測定誤差があり、測定値が統計的に確実に基準値を超えているか否かを判定する必要があります。スクリーニング法では、ゲルマニウム半導体検出器により検査結果を確定させる必要のあるスクリーニングレベル(判定値)を、簡易な測定器での測定値において基準値の２分の１以上としています。

これは、この数値以下であればほぼ100%の確率で基準値以下であると判定できる数値のことで、測定器にはこのレベルの性能を持つことが求められます。また、スクリーニングレベルまで測定するには、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等による測定が必要とされています。

県では、市町村に対し、国のスクリーニング法を満たす測定機器や検査環境とするよう依頼したうえで、市町村からの依頼に基づく精密検査を行っています。

【市町村等の取組：住民が測定を依頼した食品検査実施状況】

市町村では、住民などからの依頼等に基づき、独自に食品等の放射性物質濃度を測定しています。27 の市町村で独自に整備した測定機器や NPO 法人等への委託などにより測定が行われています。（図表２-14）

図表２-14　市町村における住民等の依頼に基づく食品等の放射性物質濃度測定状況　　（平成 26 年３月 31 日現在）

実　施 市町村	住民要件等	地元産に 限定	販売目的 に限定	農林水産 物に限定	加工品を 対象	流通品を 対象	食品以外 対象
盛岡市					○	○	○
宮古市	市民、市内企業及び事業所			○	○		
大船渡市	市内在住者			○		○	
花巻市	市民、市内事業所				○	○	○
北上市		○					
遠野市	市民、市内事業所	○			○		○
一関市	生産者	○		○			
陸前高田市	市内居住者	○					○
釜石市	市内水産・農業生産者、市内居住者	○		○			○
二戸市	市内居住者				○		○
奥州市		○		○			
雫石町	町内居住者				○	○	○
滝沢市			○	○	○	○	
葛巻町	町内の希望者	○					○
岩手町	町民	○		○			○
紫波町	町内居住者	○		○	○		○
矢巾町	家庭菜園生産者、農業生産者	○		○			○
西和賀町	町内居住者				○	○	○
金ケ崎町	町内生産者	○		○			
平泉町	町民が町内産のものを測定	○		○			
住田町	町内居住者	○		○			
山田町	町内居住者、団体等	○					○
岩泉町	町内居住者、法人、団体等						○
普代村	村内居住者、事業所・事務所				○	○	
軽米町	町民	○	○	○			○
九戸村	村民	○		○			
洋野町	町民、町内生産者			○	○	○	○
27		16	2	15	11	8	16

３　健康影響対策の取組

原発事故に伴い、放射線による健康への影響を心配する県民からの声が多く寄せられたこと等から、本県において事故による放射線が健康に影響を及ぼすレベルにないことを確認することが重要と考え、比較的放射線量の高い県南部を中心とし、大人に比べて放射線による影響（感受性）が高い可能性がある子どもの内部被ばく状況を把握するため、放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング検査）を平成 23 年度から行うとともに、県南３市町（奥州市、一関市、平泉町）が実施する内部被ばく検査や個別健康相談等の対策に対し、補助事業を通じた支援を行っています。

調査結果については、県公式ホームページや広報誌、セミナー等で広く県民等に対してお知らせしています。

(1)　岩手県放射線内部被ばく健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング調査）の実施

本県における健康への影響を把握するため、平成 23 年度に、主に県南部を中心に３歳～15 歳の子どもを対象とした尿中の放射性物質のサンプリング調査を実施しました。

調査結果について、緊急被ばく医療、放射線防護、公衆衛生等の専門家からなる有識者会議において「放射性セシウムによる預託実効線量※は、最大でも 0.03 ミリシーベルト（mSv）未満という結果であり、全員が１mSv をはるかに下回っていることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。（図表２-15、２-16）

※預託実効線量：体内からの内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの生涯の累積線量を表したもの。

(2)　岩手県放射線内部被ばく健康影響調査（平成 24 年度継続調査）の実施

平成 23 年度の調査結果及び有識者会議における評価について、県ホームページや各種セミナーにおいて周知に努めたものの、県民の不安は十分には払しょくされず、調査継続への要望が寄せられました。

また、有識者会議においても「県民へのフォローアップの観点から調査継続が必要」との意見もいただいていた状況等を踏まえリスクコミュニケーションの観点から継続して調査を実施しました。

調査結果について、有識者会議において「尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も 0.01 mSv 未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。（図表２-15、２-17）

(3)　岩手県放射線内部被ばく健康影響調査（平成 25 年度継続調査）の実施

平成 24 年度の継続調査結果及び有識者会議における評価について、これまでと同様に、県ホームページや各種セミナーにおいて周知に努めたものの、県民の不安は十分には払しょくされず、調査継続への要望が寄せられました。

また、有識者会議においても「内部被ばくの減少をわかりやすく伝える貴重なデータであり、リスクコミュニケーションの一環として、可能であればもう少し継続してはどうか。」との意見もいただいていた状況等を踏まえ、平成 25 年度も継続して調査を実施しました。

調査結果について、有識者会議委員から平成 24 年度と同様に「尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も 0.01 mSv 未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。（図表２-15、２-18）

図表２-15　調査対象者の属性（平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度）

区　分	3～8歳未満	8～13歳未満	13～15歳	計
一関市	21	25	14	60
奥州市	12	15	9	36
宮古市、金ケ崎町、平泉町	12	15	9	36
計	45	55	32	132

平成 23 年度対象者の属性

調 査 協 力 者 の 属 性

区　分	一関市	奥州市	宮古市	金ケ崎町	平泉町	計
1回目（平成23年度）	60	36	12	12	12	132
2回目（平成24年度）	44	23	0	8	11	86
3回目（平成25年度）	16	11	2	3	9	41

※1　宮古市については、2回目調査には参加しなかったこと
※2　一関市2回目については、1回目調査以降に釜石市に転居した者1名を含むこと

平成 25 年度対象者の属性

図表２-16　平成 23 年度調査結果

区　分	不検出	尿1日当たり放射性セシウム量(Bq/日)								計
		1未満	2未満	3未満	4未満	5未満	6未満	7未満	7～	
134+137	13	20	48	33	15	3	-	-	-	132

区　分	預託実効線量(mSv)=生涯累積の内部被ばく線量				計
	0.01未満	0.01～0.02未満	0.02～0.03未満	0.03～	
人　数	81	45	6	-	132
比　率	61.4%	34.1%	4.5%	0%	100%

図表２-17　平成 24 年度調査結果

放射性セシウムによる預託実効線量の状況（mSv）
（いずれのグラフとも n＝86）

	１回目（平成23年）	２回目（平成24年）	１～２回目通算
0.03～0.04mSv未満	0人	0人	1人
0.02～0.03mSv未満	6人	0人	8人
0.01～0.02mSv未満	32人	0人	32人
0.01mSv未満	48人	86人	45人

【預託実効線量の算出方法】
1回目は、原発事故発生時から1回目調査時（平成23年12月頃）までの慢性経口摂取とした。
2回目は、1回目調査終了日翌日を起点とし、2回目調査時（平成24年11月頃）までとして算出。
1～2回目通算は、個々の調査対象者につき1回目と2回目を合計した預託実効線量。

図表２-18　平成 25 年度調査結果

放射性セシウムによる預託実効線量の状況（mSv）

	１回目（平成23年）	２回目（平成24年）	３回目（平成25年）
0.03～0.04mSv未満	0人	0人	0人
0.02～0.03mSv未満	5人	0人	0人
0.01～0.02mSv未満	12人	0人	0人
0.01mSv未満	24人	39人	41人

※ 3回目実施の宮古市参加者2名について、2回目は未実施のため、2回目のみ合計人数が異なること。

【預託実効線量の算出方法】
1回目は、原発事故発生時から1回目調査時（平成23年12月頃）までの慢性経口摂取とした。
2、3回目は、前回調査終了日翌日を起点とし、各回調査時（各年11月頃）までとして算出。

(4)　岩手県放射線健康相談等支援事業費補助の創設

平成 24 年度には、原発事故による放射線の健康影響への不安の解消を図るため、県南３市町（奥州市、一関市、平泉町）を対象に、住民に身近な相談窓口である市町が実施する個別健康相談等の事業や内部被ばく検査に要する経費への県の補助制度を創設し、対象市町が実施する放射線対策の支援を行っています。

(5)　県外からの避難者に対する健康相談

原発事故に伴い、本県にも福島県から多くの方々が避難されてきました。

避難されてきた方の中には、健康への不安を訴えられる方も多く、事故直後から、保健所や岩手医科大学附属病院へ相談が寄せられました。

このような状況や県に先行して相談対応を行っていた岩手医科大学附属病院からの相談窓口設置の要望などを受け、平成 23 年３月 19 日から県央、中部、奥州、一関の県内４ヵ所の保健所及び盛岡市保健所に「健康相談窓口」を開設しました。

健康相談窓口では、電話による相談のほか、民間の企業等からご協力をいただきサーベイメータを配備し、避難の状況及び相談者からの希望により、被ばく線量の測定を行いました。

相談窓口開設から平成 23 年６月末までの間に、270 名からの相談を受付ました。（図表２-19）

図表２-19　健康相談実施状況

期間	相談者数（人）	うち放射線測定実施者数（人）					
		計	県央	中部	奥州	一関	盛岡市
H23.3.14～31（18 日間）	236	195	33	82	40	24	16
H23.4.1～30（30 日間）	19	15	0	0	1	0	14
H23.5.1～31（31 日間）	9	4	0	0	1	0	3
H23.6.1～30（30 日間）	6	2	0	0	0	0	2
合計	270	216	33	82	42	24	35

【市町村等の取組：県南３市町の内部被ばく調査実施状況】

県南３市町では、岩手県放射線健康相談等支援事業費補助を活用し、平成 24 年度、３市町合計で 2,960 名の子どもに内部被ばく検査が実施され、概ね県調査と同様の結果が得られました。（図表２-20）

図表２-20　放射線健康相談等支援事業費補助事業実施状況（内部被ばく検査、平成 24 年度事業）

ア　放射性セシウム検出状況について

区 分	不検出	１日当たり尿中放射性物質量（Bq/日）					計
		１未満	２未満	３未満	４未満	５未満	
奥州市	1,307(98.3%)	20(1.5%)	3 (0.2%)	－	－	－	1,330
一関市	1,432(94.8%)	60(4.0%)	11(0.7%)	4 (0.3%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)	1,510
平泉町	108(90.0%)	9 (7.5%)	3 (2.5%)	－	－	－	120

イ　預託実効線量（内部被ばく線量）の推計・評価

区　分	預託実効線量（mSv）						計
	0.01 未満	0.01～0.02 未満	0.02～0.03 未満	0.03～0.04 未満	0.04～0.05 未満	0.05～0.06 未満	
奥州市	1,326(99.7%)	4 (0.3%)	－	－	－	－	1,330
一関市	1,492(98.9%)	10(0.7%)	4 (0.3%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1,509
平泉町	118(98.3%)	2 (1.7%)	－	－	－	－	120

※　預託実効線量の算定にあたり、３市町においては摂取期間を原発事故後～検査時点までで算定。
※　なお、一関市分は、尿量未記載のため、預託実効線量の算定が出来なかった者１名あり。

４　学校などでの対策の取組

県では、原発放射線影響対策の基本方針において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組み、対策の実施にあたっては、学校などの教育施設等における環境整備に対する県民の期待を十分考慮することとしています。

そこで、県では、平成23年度から県立学校の放射線量を毎月測定するとともに、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、空間線量率が局所的に１μSv/h を超えた場合には、除染等の低減措置を行っています。学校給食についても平成 24 年度から使用予定食材や提供後の給食一食分について放射性物質濃度測定を行っています。

市町村等においても、小中学校などにおける放射線量の測定や給食食材の放射性物質濃度の測定が行われています。県は測定機器の貸出、給食食材測定機器購入費用の助成、放射線量の測定・除染費用の助成などを行い、市町村等の取組を支援しています。

これからも、市町村等と連携して、学校の放射線量の測定や給食食材などの放射性物質濃度測定を行っていきます。

(1)　県立学校校地内等の放射線量等の測定と低減措置

ア　県による県南地区小中学校のサンプリング調査の実施

県では、平成 23 年７月から９月に、他の地域と比べて空間線量率が比較的高い値を示していた県南地区の小中学校の一部（６校）を抽出し、グラウンド及び教室内等の空間線量率、屋外プール水、グラウンド土壌のサンプリング調査を実施し状況を確認しました。調査の結果、児童生徒に影響を与えるレベルではないことを確認しました。（図表２-21）

図表２-21　県南地区小中学校サンプリング調査結果

調査項目	空間線量率	屋外プール水	グラウンド土壌
調査結果	全て１μSv/ｈ以下※1	全て不検出（測定下限値：10 Bq/kg未満）	93.6 Bq/kg～727 Bq/kg※2
測定機関・検査協力機関	スポーツ健康課	岩手県環境保健研究センター	弘前大学被ばく医療総合研究所（青森県）
	県南教育事務所	（財）環境科学技術研究所（青森県）	

※１　学校において児童生徒等が受ける線量の目安（文部科学省）…１μSv/ｈ未満
※２　一般環境土壌の土壌に関する基準値は設けられていないが、水稲の作付制限の判断基準である5,000Bq/kgを大きく下回る。

教室内測定の様子

グラウンド測定の様子

イ　県立学校等の局所的な箇所の測定及び除染等

県立学校については、平成 23 年度から定期的に放射線量の測定を行っていますが、平成 23 年９月から 11 月にかけて、県立学校における局所的な除染作業の要否等、現況を把握するため、業者委託により全県立学校の校地内空間線量率の測定を実施しました。いずれも校庭等の場所で文部科学省が定めた学校において児童生徒等が受ける線量の目安（校舎・校庭等において年間１ミリシーベルト(mSv)以下、毎時１マイクロシーベルト未満）を下回っており、健康に影響を与えるレベルにないこ

とを確認しました。

しかし、雨樋の下等局所的に高い値（１μSv/h 以上）を示した箇所があったため、立入制限等の措置を行ったうえで、平成 23 年 12 月 27 日までに局所的に高い値を示した全ての県立学校（10 校、計 109 ヶ所）の除染を完了しました。その後は全ての箇所で文部科学省の目安を下回っています。

業者委託による測定に加えて、平成 23 年 11 月から各県立学校（除染を行った学校は除染完了後から実施）において、職員が原則月１回、校庭や雨どい、側溝などの空間線量率の測定を行い、測定結果については、県公式ホームページで公表しています。測定の結果、全ての県立学校で文部科学省の目安を下回っています。

また、教育委員会所管の社会体育施設（県営運動公園、県営体育館、県営野球場等）、社会教育施設（県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家、県立県北青少年の家）、文化施設（県民会館、県立美術館、県立博物館）では、各施設の指定管理者が定期的に敷地内の空間線量率を測定しています。

なお、今後、空間線量率が局所的に１μSv/h を超えた場合には、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、除染等の低減措置を行います。

除染作業の様子

除染作業の様子

ウ　汚染状況重点調査地域内の県立学校の測定と面的な除染

重点調査地域指定を受けた一関市と奥州市にある県立学校では、グラウンド等の詳細な測定を平成 24 年６月に実施した結果、16 校中４校（前沢高等学校、前沢明峰支援学校、一関清明支援学校、千厩高等学校）が国の面的除染基準である 0.23μSv/h 以上で対象となりました。平成 24 年９月 28 日には国から補助事業の交付決定が得られ、環境省の定める「除染関係ガイドライン」及び市の除染作業方法に準じてグラウンド等の面的な除染に着手し、平成 25 年５月までに４校全ての除染作業が完了しました。

エ　県立学校牧草地の除染

平成 24 年２月、県立学校の農業教育実習で使用している牧草地の牧草から、国が設定した飼料中の放射性セシウムの暫定許容値（飼料中の放射性セシウムの暫定許容値：100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたため、県から牧草地の利用自粛要請が出されました。

牧草地の除染が必要となった県立学校３校（盛岡農業高等学校、水沢農業高等学校、岩谷堂高等学校）において、牧草地の除染作業を行い、平成 24 年 11 月までに３校全ての除染作業を完了しました。

また、平成 25 年９月、遠野北東部および南部にある全ての牧草地の利用自粛要請が県から出されたことから平成 26 年度中に、遠野市内県立学校１校（遠野緑峰高等学校）の牧草地の除染作業を実施する予定です。

オ　放射線量測定機器の整備、積算線量計による年間放射線量の推計調査の実施

県では、県立学校等における放射線量を測定するため、平成 24 年１月に７台のサーベイメータを各教育事務所及び教育委員会事務局スポーツ健康課に配置し、県立学校の測定に加え、市町村や施設指定管理者等への貸出を行っています。

また、除染後の安全性を確認するため、除染作業を実施した学校において積算線量計を使用し、個人が学校において受ける年間放射線量の推計調査を３回実施しました。(①平成 23 年 11 月～平成 24 年１月②平成 24 年４月～７月③平成 25 年６月～７月)

調査の結果、どの学校においても文部科学省が定めた学校において児童生徒等が受ける線量の目安（年間１mSv 以下、毎時１μSv 未満）を下回りました。

(2)　学校給食の放射線影響対策等

県では、「県産食材等の安全確保方針（平成 23 年 10 月策定)」に基づき、安全な県産食材の供給に向けた取組を積極的に実施し、これらの取組等により学校給食の安全性の確保に努めてきました。しかし、保護者などからの放射線への不安が解消されない状況にあったことから、県では、国の平成 23 年度３次補正事業を活用して放射性物質濃度の測定機器を導入（平成 24 年３月整備）するなど、平成 24 年４月以降の測定開始に向け県立学校における測定体制の整備に取り組むとともに、市町村等の測定体制整備への支援を実施し、現在では、県及び 29 市町村で学校給食食材等の測定を行っています。測定の結果、平成 25 年度までに国の定める基準値を超えた事例はありません。

ア　給食食材の放射性物質濃度測定

学校給食のより一層の安全・安心確保のため、自校で給食調理を実施している県立学校 11 校（盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、気仙光陵支援学校、久慈拓陽支援学校、杜陵高等学校、盛岡工業高等学校、釜石高等学校）に測定機器を設置し、平成 24 年６月から、給食で使用する予定の食材について放射性物質濃度の測定を行い、自校における食材のほか、測定機器を持たない市町村等からの依頼に応じた測定も行っています。

対象食材は、産地直売所や個人農家などから直接仕入れる地場産物（野菜類）等で使用量の多いものを中心とし、測定時期は学校給食提供日の１週間から４週間前としています。食材の測定を行い、国が定める基準値の２分の１以上の値が出た場合には、再度精密検査を行い、国が定める基準値を超える結果となった場合は、給食食材として使用しないこととしています。平成 25 年度までの測定の結果、基準値を超えた事例はありません。なお、平成 25 年２月からは、児童生徒への提供後の学校給食についても測定しています。

イ　学校給食モニタリング事業

学校給食における放射性物質の有無や量について把握・分析し、より一層の学校給食の安心の確保につなげることを目的として、平成 24 年９月から文部科学省の委託により提供後給食についてのモニタリング検査を実施しています。

この検査は、児童生徒へ提供されている学校給食１人分を１週間（月曜日から金曜日の５食分）ごとにまとめてゲルマニウム半導体検出器で放射性物質濃度を検査するもので、県内の市町村立学校給食センターなど５施設で実施しています。(図表２-22)

平成 25 年度までの検査では、いずれの施設においても放射性物質（セシウム 134、セシウム 137、

ヨウ素 131）は不検出（検出下限値未満）の結果でした。

図表２-22　学校給食モニタリング事業実施施設名等

市町村等名	給食施設名	備考（広域振興圏）
紫波町	紫波町学校給食センター	県央
大船渡市	大船渡市立越喜来学校給食共同調理場	沿岸
大槌町	大槌町学校給食センター	沿岸
普代村	普代村学校給食共同調理場	県北
岩手県立前沢明峰支援学校	岩手県立前沢明峰支援学校	県南

※実施市町村等は、希望調査及び地域バランス等を考慮し選定。

(3)　市町村等への支援

県では、市町村等の学校の放射線量や給食食材などの測定が円滑に進むよう支援しています。

ア　放射線量測定機器（サーベイメータ）の貸出（平成 23 年度～）

平成 24 年１月に各教育事務所等に配置した７台のサーベイメータを、平成 24 年２月 1 日から市町村や施設指定管理者等に対して貸出しています。

イ　市町村等の測定・除染費用の助成（平成 23 年度～）

平成 23 年９月に放射線の影響から学校等における安全・安心を確保するため、学校等における放射線量測定費用及び土壌の除染費用について県が２分の１の助成を行う岩手県放射線調査・低減事業を創設しました。この事業により平成 25 年度までに 18 市町村（３私立高校）に助成を行い、627 小中学校（２私立高校、46 公共施設）の放射線量測定、80 小中学校（１私立高校、61 公共施設）の除染が行われました。

ウ　学校給食食材測定機器の購入費の助成（平成 23～24 年度）

市町村が学校給食等食材の放射性物質濃度測定検査機器を購入する際の費用に対し、１台あたり 275 万円を上限としてその２分の１を県が補助し、20 市町村に助成しました。

エ　依頼による給食食材の放射性物質濃度の精密検査

市町村が実施した給食食材の事前測定において、国の基準値の２分の１以上が検出された場合は、市町村の依頼を受け、県が精密検査を行うこととしています。

【市町村等の取組：市町村立学校等の除染状況、給食食材測定状況】

市町村においても、小中学校等における安全・安心確保のため、校地内の放射線量の測定を実施し、除染が必要な学校においては、除染を実施しています。これまで、公立幼稚園 22 園、公立小学校 84 校、公立中学校 39 校、合計 145 校が局所的な除染を行っており、そのうち、重点調査地域指定を受けた一関市と平泉町にある公立幼稚園１園、公立小学校８校、公立中学校２校の合計 11 校では、面的な除染を行っています。(図表２-23)

学校給食食材等の測定に関しては、各市町村において測定機器の導入などにより測定を実施しています。県では、平成 23 年度に市町村が検査体制整備のために機器を購入する際の費用を助成する補助金制度を創設し、20 市町村が補助金を活用し測定機器を平成 24 年８月までに整備し、測定を実施しています。また、県の補助制度を活用せず、市町村独自に測定機器を整備した市町村においても、測定を実施しており、全部で 29 市町村において測定が実施されています。(図表２-24)

なお、市町村が実施した給食食材の事前測定において、国の定める基準値の２分の１以上が検出された場合は、市町村の依頼を受け、県が精密検査を行うこととしています。

また、私立学校でも各学校設置者が必要に応じ放射線量や給食食材の測定等を行っています。

図表２-23　市町村立幼稚園、小中学校における除染実施状況

区分	局所的な除染を行った校数				左のうち一関市、平泉町の小中学校等で局所的な除染を行った後、面的除染を行った校数			
	23 年度	24 年度	25 年度	計	23 年度	24 年度	25 年度	計
公立幼稚園	22	0	0	22	0	1	0	1
公立小学校	83	1	0	84	0	8	0	8
公立中学校	38	1	0	39	0	2	0	2
合計	143	2	0	145	0	11	0	11

図表２-24　市町村の学校給食食材等の放射性物質濃度測定状況

区分	右のいずれかを測定	食材			給食		
		地場産	県内産	他県産	加工品	提供前	提供後
実施市町村数	29	26	11	11	9	11	16

5　風評被害対策の取組

県は、原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、市町村等と連携し、県内全域できめ細かな測定を行い、多岐に渡る放射線の影響について把握するとともに、広く県内外に対して迅速かつ効果的な情報提供を行っています。

各種測定の結果、県内主要地点などにおける放射線量は低減傾向にあり、県産農林水産物等においても、放射性物質濃度が国の定める基準値を超過しているものは林産物などごく一部にとどまっています。また、事業者の依頼で実施した工業製品の放射性物質濃度検査においても基準値等を超えた事例はありません。

しかしながら、放射性物質の影響を懸念した消費者が「いわて」の産品の購入を買い控えることなどにより、県内各種産業において「風評被害※」の発生が見られています。

このため、県は、市町村や関係団体等と連携して、県産食材等の放射性物質濃度等の検査結果や、安全を確保するための取組などを速やかに公表するとともに、県産食材等の安全性や魅力を広くアピールする取組を積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止に取り組んでいます。

※風評被害：根拠のないうわさなどの広がりによって、製品の買い控えなどの被害が生じること。

(1)　農林水産業等

ア　風評被害の発生状況

県は、県産食材等の放射性物質濃度の検査の結果、国の基準値を超える放射性物質が検出された場合、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請するとともに、原子力災害対策特別措置法に基づき、国から県に対する出荷制限の指示があった場合には、出荷団体等に対して重ねて出荷を差し控えるよう要請しています。

平成 26 年３月 31 日現在、国の出荷制限指示を受けている品目は牛肉、原木生しいたけ、野生山菜類など 16 品目、県が出荷自粛要請を行っている品目は乾しいたけなど 11 品目となっています。

風評被害は、稲わらから放射性セシウムが検出された平成 23 年７月以降、県産牛肉の枝肉単価の低下が見られ、その後、大豆や小麦の農産物、生しいたけ、乾しいたけ、山菜・きのこ類等の林産物、ソイ類、マダラ等の水産物においても、価格の低下や取引の敬遠等の被害が見られました。

例えば、牛肉については、出荷制限の一部解除後の平成 23 年 10 月の平均価格は、対 22 年比で約３割下落しました。

乾しいたけについては、全県的に出荷量、価格とも落ち込み、原発事故前に比べて 24%まで下落、生しいたけについても、価格が原発事故前に比べて 80%程度まで下落しました。

また、本県特産の三陸わかめなど海藻類については、関西圏等において、震災によって、それまで

本県産の取扱いであったものが、他産地産（鳴門、中国・韓国）に切り換えられ、本県産の供給が可能となった後も、放射性物質への懸念などを理由に、問屋や小売店との取引が縮小しました。

このほか、出荷制限等の対象でない牛乳・乳製品や菌床しいたけなどについても、風評被害の発生が見られました。

平成 26 年３月現在、牛肉及び生しいたけの価格は原発事故前の水準にほぼ回復していますが、乾しいたけの価格は、原発事故前の３割程度の水準で低迷しており、わかめ等の海藻類は、依然として取引が縮小したままになっているなど、風評被害が続いています。

なお、県産農林水産物全体の風評被害については、買い控えや価格の下落、取引中止による販路の縮小など、品目や取引形態などで、様々なケースがあるため、被害金額全体を把握することは難しいですが、これまでＪＡ等を通じて、東京電力に損害賠償請求した額をみると、平成 26 年３月 31 日現在で、請求額約 315 億円のうち、風評被害に関係する金額は約 24 億円となっています。

イ　風評被害対策の取組状況

（ア）　県産牛肉の安全安心の確立と牧草地再生の取組

平成 23 年８月１日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から発出された県産牛の出荷制限の指示については、同年８月 25 日に一部解除され、県で定める牛肉の「出荷・検査方針」に基づき管理されている牛については、県外への移動及びと畜場への出荷が可能となりました。これを受け、安全安心な県産牛肉の供給体制を確立するとともに、県内外に出荷される県産牛に対する消費者の不安等を解消するため、牛肉の放射性物質検査の実施と結果の公表のほか、生産者が参加しての、県内外での県産牛の販売促進活動などの風評被害防止対策を実施しています。

平成 24 年度から現在までのところ、国の基準値（100Bq/kg）を超過した事例は発生しておらず、風評被害対策の取組効果もあって、市場価格は原発事故前の水準に戻りつつあります。

また、県が利用自粛を要請していない草地（酪農 50Bq/kg 以下、肉用牛 100Bq/kg 以下）であっても、風評被害対策として放射性物質の低減を図るため除染を実施する市町村を支援しています。

（イ）　情報発信、販路回復の取組

平成 23 年度は、東日本大震災津波後、生産量が大きく落ち込んだ水産物など本県産品の販路の回復・拡大を図ることを目的とし、本県農林水産物の品質の高さや安全性、被災地の復旧状況などをＰＲするため、量販店や自治体、企業から協力を得て復興フェア等を開催・対応しました。

ポスター掲示（都営地下鉄（H25.2））

平成 24 年度は、県産農林水産物の安全性確保の取組や生産者の一生懸命な姿をＰＲするポスターを作成し、その安全安心を広く発信するとともに、流通業者に安全性を訴え販路を確保していくための商談会の開催のほか、生産者団体と連携した試食販売などの消費者へのＰＲ活動に取り組みました。（いわて食材販路回復・拡大推進事業）

電車広告
（JR 東日本３線群、H25.8）

平成 25 年度は、県産農林水産物の風評被害を防止するとともに、縮小した県産品の販路の回復・拡大を図るため、各種広告媒体等を利用した安全安心な県産農林水産物のＰＲや首都圏等での商談会開催等の取組を強化するため、新たに女性誌等

を通じて安全に対する岩手の姿勢をアピールし、消費者の購買行動につなげていくとともに、実需者等を招聘した産地見学会を開催するなど、県産農林水産物の信頼を取り戻し、生産者が意欲を持って生産活動を行っていくことができるよう取り組んでいます。(いわてブランド再生推進事業)

（ウ）　生産者団体等が消費者に直接ＰＲする取組への支援

消費地と産地との交流を通じて、県産農林水産物の放射性物質に対する消費者の不安を払拭し、産地としての信頼回復と県産農林水産物の販路の回復・拡大を図るため、消費者庁所管の地方消費者行政活性化交付金を活用し、市町村や生産者等が主体となった県産農林水産物の安全性確保に対する消費者の理解増進を目的としたフェア等（農林水産物等の展示即売、ポスター等を活用して生産者等による放射性物質低減のための取組や食品と放射能に関する普及啓発等）の開催経費を支援しました（平成 25 年度：市町村 15 件、生産者団体 15 件で実施)。

（エ）　損害賠償請求への支援

平成 24 年度に産直施設等が東京電力に対して賠償請求を行うための支援として東京電力の出席を求めた説明会（個別相談会含む）を計 19 回、県内各地域で実施しました。

平成 25 年度は、本庁関係各課、広域振興局及び農林振興センターの農林水産担当課に問い合わせ窓口を設置し、４月には、県、市町村、関係団体等に対し、東京電力の出席を求めた説明会を実施するとともに、産直や水産加工業者等を対象とした説明会を沿岸地域で実施しました。

コラム　PR イベント「甦れ！いわて原木しいたけ」を開催

盛岡市は、露地栽培原木しいたけが平成 24 年５月に国の出荷制限を受けたことから、出荷制限解除に向けホダ木の処理や安全確認の検査を積み重ね、平成 25 年４月８日に、原木しいたけでは全国で初めて出荷制限が解除されました。

このことから、盛岡地方しいたけ生産振興協議会（会長　立花正）では、盛岡市内生産者の意欲を盛り上げるため、「甦れ！いわて原木しいたけ」を、４月 28 日・29 日の２日間、盛岡市大通の「クロステラス盛岡」で開催し、消費者へ原木しいたけの安全・おいしさをアピールしました。

初日のセレモニーでは、谷藤盛岡市長から、生産者への労いや励ましの言葉、来場者への消費拡大への呼びかけがありました。地元生産者や応援に駆け付けた生産者が対面販売し、この２日間で用意した約 100kg の原木生しいたけを完売しました。

来場した消費者からは、「待っていたよ」、「やっぱり美味しいね」などと、笑顔で声をかけていただき、参加した生産者にとっては、原木しいたけの生産再生に向けた活力になりました。

(2)　商工・観光業における風評被害の発生状況と対策の取組状況

商工・観光業においては、製品の買い控えや出荷時の検査費用の増加、本県への観光客や教育旅行者数の減少が生じるなど風評被害が発生しています。

このため、県では、本県の自然や風土、事業者の製品などの魅力を広く情報発信するとともに、物産展等を通じた事業者の販路回復の支援、教育旅行などの観光客誘致を行うなど、海外も含め風評を払しょくする取組を実施しています。また、被害を受けた事業者に対し、東京電力に対する損害賠償請求に向けた支援として、平成25年度に説明会や相談会を21市町村で実施（168事業者が参加）し、商工・観光業に関する風評被害の相談窓口を設置し、個別の事業者の相談に対応しています。また、平成25年11月から、岩手弁護士会と連携し、無料法律相談を実施しています。

ア　商工業

食品加工業などを中心に岩手県で生産された製品の買い控えや出荷時の放射線検査費用が追加で発生するなどの風評被害があり、また、食品の輸出にあたって９つの地域（仏領ポリネシア、エジプト、シンガポール、韓国、中国、モロッコ、タイ、ブルネイ、EU）から生産地証明が求められ、中国及びEUから放射線検査証明書が求められていました。平成24年11月にEUの一部食品規制緩和、平成24年12月にブラジル、平成25年３月にマレーシアが証明書の添付を廃止するなど規制が緩和傾向にありましたが、汚染水漏れ事故を受け、平成25年９月には韓国が全ての水産物を輸入禁止としました。

県は、国や関係機関を通じて正確な情報を発信することにより、早期に規制解除が行われるよう働きかけるとともに、海外での啓発も進めています。

また、風評被害の払しょくに向け、首都圏での物産展への出展やアンテナショップ「いわて銀河プラザ」内のイベントコーナー設置などを通じた事業者の販路開拓支援に取り組んでいます。引き続き、製品の魅力をＰＲする機会を設け、広く情報発信をしつつ、事業者への新たな販路開拓の支援に取り組んでいきます。

イ　観光業

観光業については、原発事故直後から放射性物質の影響に対する懸念により、各国から日本渡航に関する自粛勧告が出され、平成23年６月には解除されたものの、海外からの観光客の宿泊等のキャンセルが生じ、外国人観光客の入込数で見ると、平成23年は71.5%減（平成22年比）の28,737人、平成24年は53.6%減（平成22年比）の46,841人と、未だ回復途上にあります。（図表２-25、２-26）

また、中・高校生の修学旅行は、平成23年は31.7%減（平成22年比）の130,985人、平成24年は5.0%増（平成22年比）の201,518人となりましたが、震災前に約４割を占めていた北海道からの修学旅行は、平成23年はほぼ皆減、平成24年は78.4%減（平成22年比）の17,066人、平成25年は42.8%減（平成22年比）の45,360人と、回復途上にあります。（図表２-27）

これまでの風評被害対策の取組や、平成24年４月から６月のいわてデスティネーションキャンペーンや平成25年４月から９月に放映されたNHK連続テレビ小説「あまちゃん」の効果などもあり、観光客の入込は平成23年は21.5%減（平成22年比）の2,271万人回、平成24年は5.3%減の2,740万人回、平成25年（１月～９月）は2,308万人回と、ほぼ震災前の水準に戻っています。なお、平成25年（１月～９月）の地域ごとの入込は、県央地域が111.4%、県南地域が101.2%、県北地域が124.1%、沿岸地域が71.8%（いずれも平成22年比）となっています。県では、引き続き、沿岸部・県北部を中心とした観光情報の発信や、教育旅行（特に、震災前に約４割を占めていた北海道からの修学旅行）の誘致などに取り組みつつ、キャンペーン等による風評の払しょく、いわてへの観光のリピーターを

増やすことなどに取り組んでいきます。

図表２-25　観光客の入込数推移　（単位：人回）
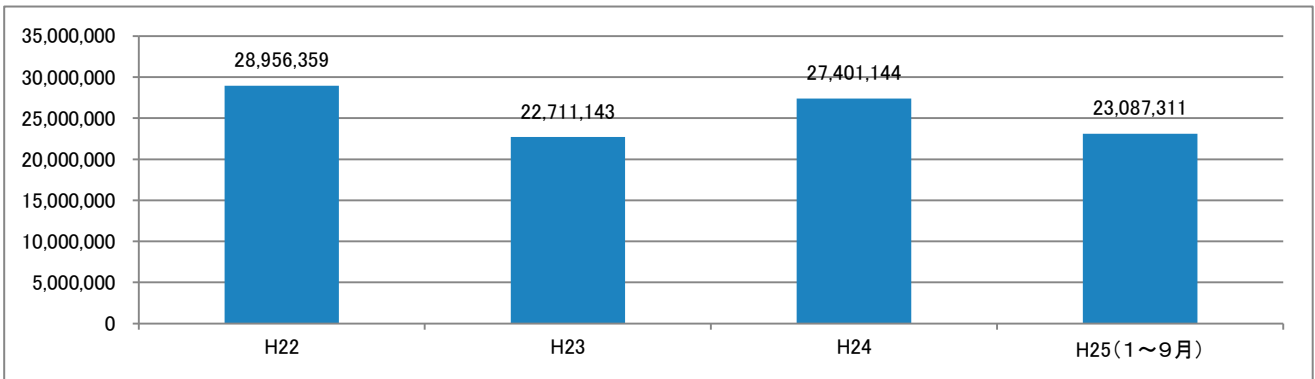
図表２-26　外国人観光客の入込数推移　（単位：人）

図表２-27　教育旅行入込客数の推移

時期別教育旅行入込客数比較（H22～H25）　（単位：人）

出発地域別教育旅行入込客数比較（H22～H25）　（単位：人）
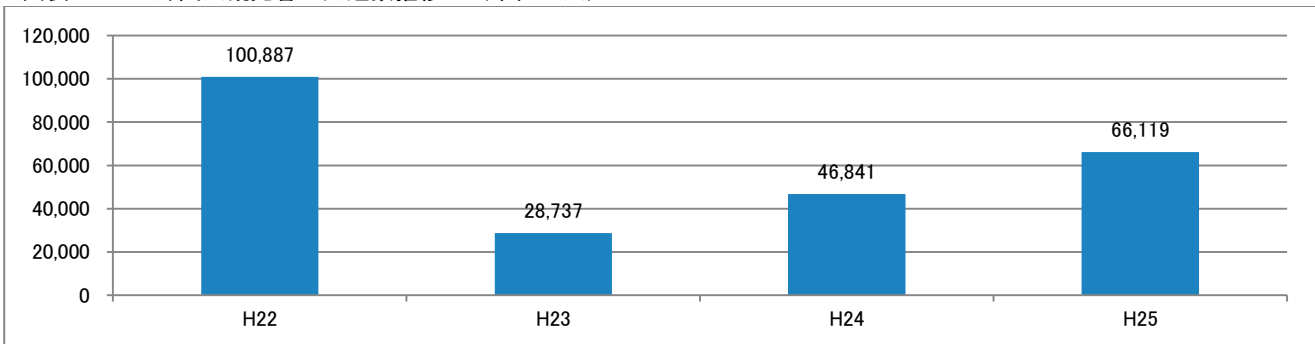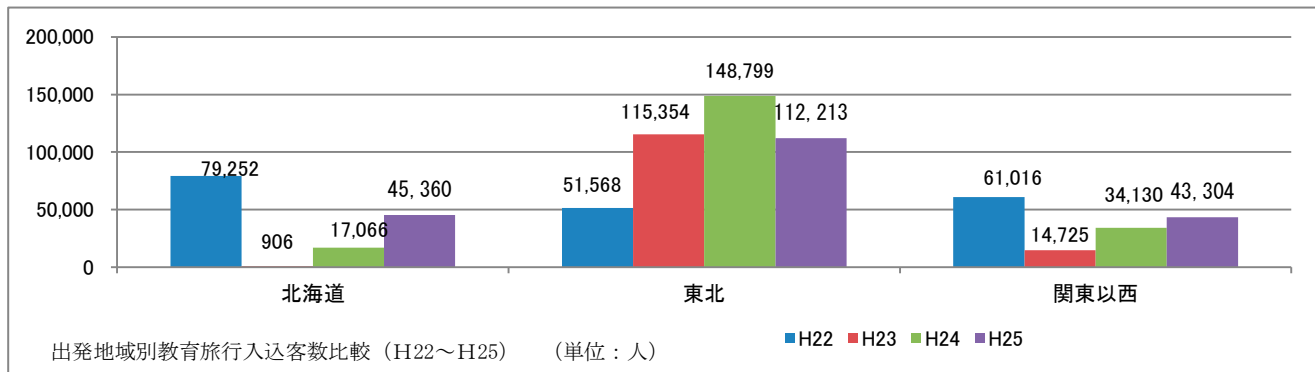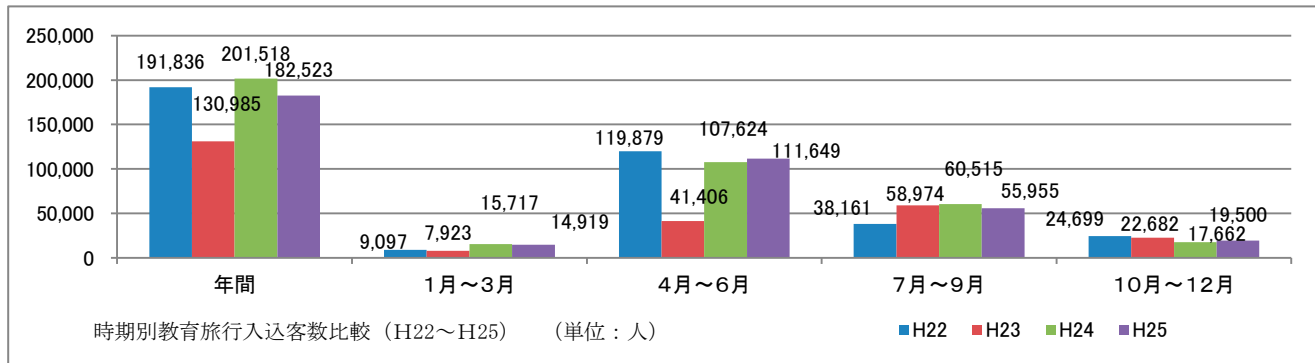
６　県民等への情報発信、普及啓発の取組

本県では、平常時から、広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用して情報発信を行っていますが、原発事故によって、放射性物質が健康に与える影響や食の安全安心を心配する声が高まりました。本

県においても、県産農林水産物の一部から放射性物質が検出されたり、製造業や観光業の分野でも風評被害が心配されました。

放射性物質の影響については、事故前はあまりなじみがなかったため、ニュースなどの中で「セシウム（Cs)」「シーベルト（Sv)」「ベクレル（Bq)」など、今まで耳にしたことのない用語が使われ、分かりにくいものとなっていました。

県や市町村等において、放射線量の測定や県産食材等の検査など対策が進められていますが、これらの実施結果などを正確かつ分かりやすく伝え、基礎的な知識とあわせて理解していただくとともに、県産品や農林水産物などの魅力を含め県内外に広くお知らせすることによって風評被害発生を防止していく必要があります。

このため、県では、原発事故発生以降、県民等に対し、本県への放射性物質の影響や放射線影響対策の実施状況などをお知らせし、県内外における風評被害発生を防止していくため、広報紙やホームページなどを活用して情報発信を行うとともに、放射性物質に関する知識の正しい理解を深めるため普及啓発を行ってきており、今後も継続して取組を進めていきます。

(1)　情報発信の取組

ア　広報紙

平成 23 年度から、県広報誌「いわてグラフ」を活用した情報発信を行っています。

平成 23 年８月 26 日には、いわてグラフ臨時号として、放射能対策特集号を発行し、放射性物質の基礎知識や岩手県の現状と対策などについて紹介しました。その後も、県の取組や食の安全確保対策などをお知らせする特集を掲載しています。

平成 25 年６月号からは、毎号、お知らせページを活用して、インターネット環境にない県民の皆さま等に対して、放射性物質の測定結果や基礎知識などをお知らせしています。（図表２-28）

平成 23 年臨時号

図表２-28　いわてグラフを活用した情報発信の状況

回数	発行号	テーマ
1	平成 23 年臨時号（平成 23 年８月 26 日）	放射線影響対策特集号
2	平成 24 年１月号（平成 23 年 12 月 31 日）	放射線影響対策特集
3	平成 24 年３月号（平成 24 年３月１日）	放射線影響対策の取組
4	平成 24 年６月号（平成 24 年６月 15 日）	食の安全確保対策の取組
5	平成 25 年３月号（平成 25 年３月１日）	放射線影響対策の取組
6	平成 25 年６月号（平成 25 年６月１日）	県内放射線量、県産食品、子どもの内部被ばくの測定結果
7	平成 25 年８月号（平成 25 年８月１日）	野生きのこを採りに行かれる際の留意点
8	平成 25 年 10 月号（平成 25 年 10 月１日）	学校の放射線量測定、給食食材検査の取組
9	平成 25 年 12 月号（平成 25 年 12 月１日）	県産農林水産物の安全確保に向けた取組、検査結果
10	平成 26 年３月号（平成 26 年３月１日）	野生山菜を採りに行かれる際の留意点

イ　インターネット

県では、原発事故発生前は、昭和 62 年から国の委託事業として実施している環境放射能水準調査の結果について、県ホームページ等で公表していました。

原発事故発生後は、これに加え、県内の放射線量の測定状況などについて、ホームページで公表してきましたが、平成 23 年６月にはポータルサイト「環境放射能に関する情報」を開設し、県で行っている各種測定結果を掲載しているホームページや、県の取組方針やセミナーなどの開催のお知らせ、国、市町村等のホームページのリンクを掲載しています。

平成 24 年５月には、県民の関心の高い「野生山菜の採取の注意喚起」のページを開設しました。平成 24 年６月からは、ポータルサイト内に「いわての今」というコーナーを設け、県民の関心が高く、日常生活に関わりのあるテーマである「生活空間の放射線量、県産食材の安全性情報、健康への影響」のページを順次開設するとともに、きのこ採りのシーズンに併せ「野生きのこを採取する際の注意喚起」のページを開設しています（図表２-29）。「いわての今」の各ページは、測定結果の地図上表示やイラストなどを用いて、閲覧する方が見やすく、分かりやすくなるよう配慮して作成しています。

なお、「環境放射能に関する情報」の平成 24 年度のアクセス件数は 147,311 件であり、県の CMS（コンテンツマネージメントシステム）を用いて作成しているホームページの中で２番目に多いことから、このポータルサイトに多くの方がアクセスし、閲覧していることがうかがわれます。その他、平成 23 年度は 394,612 件で全体で５番目、平成 25 年度は 61,354 件で全体で４番目に多い件数でした。

また、平成 25 年度には、ポータルサイト内に掲載するリンクが多くなり、見づらくなってきたことからリニューアルに着手し、県有施設の放射線量や農林水産物の放射性物質濃度検査結果などを見やすく、分かりやすく検索表示できるシステムを導入し、平成 26 年３月に開設しています。

図表２-29　環境放射能に関する情報（いわての今）掲載ページ開設状況

	HP 開設年月日	内容等	備考
1	平成 24 年５月 11 日	野生山菜の採取の注意喚起	※表中 HP は測定結果等が判明次第、随時更新している。
2	平成 24 年６月 18 日	生活空間の放射線量	
3	平成 24 年８月９日	岩手県産食品の安全性情報	
4	平成 24 年８月９日	健康への影響（内部被ばく）	
5	平成 24 年９月６日	野生きのこの採取の注意喚起	

このほか、県産農林水産物の安全性確保に向けた取組や生産者の一生懸命な姿勢を通じて、全国の消費者の信頼を確保するため、「食の総合ポータルサイト『いわて食財倶楽部』」により、消費者、生産者、流通・加工業者の別にターゲットを絞った情報発信を行っています。さらに、平成 25 年８月からは、特設サイト「いわて食財サポーター通信」及びフェイスブック「いわて食財サポーター通信」を新たに創設し、食に関する情報発信力を強化しました。

HP（いわて食財倶楽部）

この特設サイトやフェイスブックを通じて、生産者や料理人のインタビュー記事、全国から寄せられた応援メッセージ等の発信のほか、別途実施した生活情報誌や鉄道中吊り広告等と「いわて食財倶楽部」を連動させた情報発信を行いました。

これら一連の取組に対して、㈱日経リサーチが実施している「地域ブランド戦略サーベイ 2013」（今回調査は平成 24 年 11 月下旬～12 月上旬、都道府県等の地域や名産品のブランド力をオリジナルの指標により評価する調査）において、「地域産品の購入意向」が前回調査（平成 22 年）の 23 位から８位に躍進したことが評価され、「日経リサーチアワード　地域ブランド大賞 2013　産品魅力度躍進賞」を受賞しました。

※審査講評：「地域の魅力として『みやげ物』『ご当地料理』『農水産物』の評価が向上し、震災復興支援サイトから発展した食の総合ポータルサイト『いわて食財倶楽部』が、恵まれた県産品の魅力を再発信するとともに、全国からサポーターを募集するなど『買う復興支援』を促す取組となった」

また、楽天株式会社との連携により開設した自治体ブログ「イーハトーブログ」により、いわての観光・物産情報について、広域振興局等に臨時職員（ライター）を配置し、現場での取材に基づき記事を作成して情報発信しており、平成 24 年度は 430,811 アクセス、平成 25 年度は 556,746 アクセスとなっており、楽天自治体ブログランキングでは常に上位を占めています。

ウ　発行物

平成 25 年３月に「岩手県東日本大震災津波の記録（以下「記録紙」という。）」を発行しました。これは、東日本大震災津波への対応という未知の領域ともいえる中で県、市町村、自衛隊、消防等の関係機関による対応をはじめ、被災地における県民等の行動などを、地震・津波の概要や被害状況とともに記録し、大震災津波の全貌と教訓を後世に伝えていくことを目的としたものであり、本県の放射線影響対策に関する各種方針や測定・検査の状況など放射線影響対策の概要についても掲載しています。

岩手県東日本大震災津波の記録､第５章放射線対策の概要

この記録紙は、800 冊作成し、関係省庁、都道府県、市町村、学校（中学校、高等学校、大学)、公立図書館、防災関係機関、報道機関など関係機関・団体に配付するとともに、県ホームページにおいても公開しています。平成 25 年８月１日からは、300 冊増刷し、一般に販売を開始しています。

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第９条に基づき毎年発行している「環境報告書」においても、平成 25 年３月に発行した平成 24 年版のものから、原発事故以後に実施した放射線量の測定状況や除染の状況、普及啓発の実施状況などについて掲載しています。400 冊作成し、関係省庁、市町村、公立図書館、報道機関など関係機関・団体に配付するとともに、県ホームページにおいても公開しています。

なお、平成 26 年６月には、本県の放射線影響対策全体を記載したこの「岩手県放射線影響対策報告書」を発行しました。

エ　雑誌・新聞等

雑誌を活用した情報発信については、首都圏をはじめ、全国の消費者を対象に県産農林水産物の安全・安心や魅力を情報発信するため、岩手の食材に関心の高い著名な料理人を広告やＰＲの顔として、生活情報誌「レタスクラブ」や週刊誌などの記事広告で、食材としての魅力をアピールしました。

生活情報誌（レタスクラブ）

① 生活情報誌「レタスクラブ」（５回）
（平成 25 年８、９、10、12 月、平成 26 年２月の発行号）
② 週刊誌（週刊新潮 H25/８/21・H25/12/25、週刊ポスト H25/８/26・H26/１/４、AERA（アエラ）H25/８/26・H26/１/４、週刊朝日 H25/８/27・H26/１/４各発行号）

また、新聞広告については、広報紙は紙幅や発行回数に制約があることや、インターネットは必ず

しも多くの県民が手軽に閲覧出来る環境にはないこと等から、県民の皆様からは、より身近な媒体の活用を求める声が多くありました。これを受けて、平成 25 年 12 月及び平成 26 年３月には、新聞広告を活用し、食品の安全性に関する情報等を発信しました。

オ　鉄道広告・航空会社広告等

鉄道広告等は、平成 24 年度と 25 年度の２か年実施しています。平成 24 年度は、県産農林水産物の主な販売先となる首都圏のほか、買い控えなどが懸念される関西及び九州地域を対象に県産農林水産物の安全安心をアピールするため、駅や空港等へのポスター掲示を実施しました。

①駅　：東京：新宿駅、都営地下鉄の 10 駅、大阪：阪急梅田駅、福岡：西鉄天神駅
②電車：都営地下鉄全４線での中吊り広告
③空港：大阪国際空港（伊丹空港）、福岡空港

平成 25 年度は、料理人等による県産食材の魅力や、生産者の農林水産物生産に対する一生懸命な姿をＪＲ東日本３線群（京浜東北、山手、中央）の中吊り広告によりアピールしました。

①広告回数：計４回（平成 25 年８月 26～27 日、10 月 21～22 日、12 月 25～26 日、平成 26 年２月 20～21 日の各２日間）
②ポスター：１セット 10 枚

平成 24 年度作成ポスター

平成 25 年度作成ポスター

ポスター掲示（福岡空港（H25.2））

中吊り広告（ＪＲ東日本３線群（H25.8））

航空会社広告においては、日本航空㈱の機内誌「Skyward」への県産農林水産物に関する記事掲載と、フレンチレストラン「ロレオール」（奥州市前沢区）のオーナーシェフ伊藤勝康氏が監修した県産食材（短角和牛、さんま等）を用いた国内線ファーストクラスでの機内食の提供（平成25年９月）を行ったほか、㈱フジドリームエアラインズの機内誌「DREAM3776」では「おいしいっ、いわて」をテーマに県産農林水産物に関する記事を掲載しました（平成25年10月～26年３月）。

カ　その他

（ア）　雑誌と飲食店での県産食材フェア等を連動させた取組

飲食業界関係者に対し、料理専門誌を通じて県産農林水産物の魅力を発信するとともに、専門誌と連動した首都圏外食店での県産食材を活用した特別メニューを提供する「じっくり　岩手食」フェアを開催しました。

- 首都圏等のシェフによる産地見学会の実施(平成25年７～26年３月､参加シェフ総数13人)。
- 料理専門誌「食生活」及びホームページによる、県産農林水産物の魅力及び調理メニューの紹介（「食生活」への記事掲載：計７回（平成25年９～26年３月発行号))。
- 産地見学会参加シェフの飲食店における県産食材を用いたフェアの開催（平成 25 年 10～11月)。

（イ）　テレビ番組の制作・放映

タレントの福田萌さん（滝沢市出身・希望郷いわて文化大使）が県内産地に赴き、県産農林水産物の魅力を紹介するテレビ番組を制作し､全国向けにBSフジやインターネット(ユーチューブ)で放映したほか､県内向けに岩手めんこいテレビでも番組を放映しました(平成25年２～３月)。

(2)　普及啓発の取組

ア　一般県民向けセミナー

原発事故によって、放射性物質が環境中に放出されたことを受けて、県では、県内の放射性物質の状況を把握するため、環境放射能や食品等の放射性物質濃度を測定しました。その結果を県民にお知らせするにあたり、放射性物質の影響に対する県民の不安を解消するためには、県民が放射線について正しく理解する機会等を設けることが重要であると考え、平成23年度から、放射性物質についての基礎知識と県内の放射線の状況を理解していただくため、県南３市町を含む県内各所でセミナーを開催しました。(平成23年度：７回、平成24年度：12回、平成25年度：８回)

イ　行政職員向けスキルアップセミナー

原発事故によって、放射性物質が環境等に与える影響を心配する声が高まるなか、行政職員が県民の放射性物質の影響についての様々な相談に適切に対応するためには、行政職員が放射性物質にかか

る正しい知識を身に付ける必要があると考え、平成 23 年度から、放射性物質についての基礎知識や健康影響等にかかるセミナーを開催しました。（平成 23 年度：８回、平成 24 年度：７回、平成 25 年度：８回）

ウ　食品と放射能に関するリスクコミュニケーション、食品関係事業者セミナー、出前講座

食品の安全性に対する信頼が、放射性物質の影響により大きく揺らいでいる中、県では、県民の放射線に対する正しい知識の普及と、県民相互の意思疎通が急務であるととらえ、平成 24 年度から、消費者、生産者、事業者等が一堂に会して正しい知識の共有と意見交換を行う「リスクコミュニケーション※」の取組を重ねてきました。

※リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることをいう。

一関会場（平成 24 年５月 20 日）

釜石会場（平成 24 年９月 29 日）

一関会場・パネル展（平成 25 年９月１日）

一関会場・くらしと放射線セミナー（同）

食品に関係する事業者に対しては、セミナーを開催しました（平成 24 年９月 12 日・盛岡市アイスアリーナ）。また、地域の団体や町内会等の要請に応じて職員が出向き、放射線に関する正しい知識の普及を図る「出前講座」の取組も行いました。県庁や各保健所、環境保健研究センターにおいて対応し、平成 24 年度は 62 回（参加人数延べ 3,158 人）、平成 25 年度は２回（同 57 人）実施しています。

エ　普及啓発資料の作成・配付

県民の原発事故による放射線にかかる不安を解消するには、まず放射線に対する理解を深めていただく必要があると考え、平成 23 年度から放射線についての取組等を取りまとめたパンフレットを作成しました。

このパンフレットでは、放射能とはどのようなものであるのかについてはもちろんのこと、日常における放射線の被ばく量や健康影響について説明しているほか、県が実施している環境放射能や食品の検査体制、被ばく状況等について説明しています。

パンフレットは、重点調査地域に指定されている県南３市町に全戸配付しているほか、県内各市町村にも配付しており、県民の放射線に対する理解の促進を図るための資料として活用しています。

【市町村等の取組：情報発信、普及啓発実施状況】

市町村においても、ホームページや広報誌などを活用して、各種検査結果や放射線の基礎知識、市町村の取組状況などについてお知らせしています。さらには、住民に関心の高いテーマである食品中の放射性物質などについて分かりやすくまとめたパンフレットを独自に作成し住民に配付するなど、様々な媒体を用いて情報発信を行っています。

市町村における普及啓発の取組としては、放射線に関する基礎知識や、空間線量や食品の放射性物質濃度等の測定結果を広報紙に掲載する取組が最も多く、29 市町村において行われました。

また、市民や関係団体を対象としたセミナー、出前講座等については、一関市（延べ 33 回、3,492 人参加)、花巻市（延べ 15 回、559 人参加)、盛岡市（14 回、562 人参加）ほか 15 市町村において実施しており、また、奥州市、一関市等県南部の市町を中心に７市町では、パンフレット等を作成し、正しい知識の普及を図る取組が行われています。(図表２-30)

図表２-30　市町村における普及啓発の取組（平成 23 年度～平成 25 年度）

市町村	ｾﾐﾅｰ、出前講座等		ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等作成	広報紙等掲載	市町村	ｾﾐﾅｰ、出前講座等		ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等作成	広報紙等掲載
	回数	総参加者数				回数	総参加者数		
盛岡市	14	562		○	紫波町				○
宮古市	3	108		○	矢巾町	1	20		○
大船渡市	1	22	○	○	西和賀町				○
花巻市	15	559	○	○	金ケ崎町	1	120	○	○
北上市	2	80		○	平泉町	3	68	○	○
久慈市	3	57		○	住田町	2	60		○
遠野市	3	183		○	大槌町				○
一関市	33	3,492	○	○	山田町				○
陸前高田市	1	20		○	岩泉町				○
釜石市	1	45		○	田野畑村				○
二戸市	1	50		○	普代村				○
八幡平市	1	68			軽米町				
奥州市	8	260	○	○	野田村				○
滝沢市				○	九戸村				
雫石町	3	50	○	○	洋野町				○
葛巻町					一戸町				○
岩手町				○	合計	96	5,824	7	29

７　放射性物質により汚染された廃棄物等の処理に向けた取組

(1)　東京電力原子力発電所事故の影響と法規制

平成 23 年６月、環境省から、廃棄物処理施設において放射性物質が濃縮されるおそれがあるとして、産業廃棄物焼却施設の焼却灰の放射性セシウム濃度を測定するよう要請があり先行調査を実施しました。

原発事故による放射性物質により汚染された廃棄物については、事故当初、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の対象外となっていましたが、平成 23 年８月に放射性物質汚染対処特別措置法が議員立法により可決・成立し、平成 24 年１月から全面施行されました。

これにより、放射性セシウムの濃度が 8,000Bq/kg 以下の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物に

ついては、廃棄物処理法の適用を受け、既存の廃棄物処理施設で処理することが可能となりました。一方、8,000Bq/kg を超えた廃棄物のうち環境大臣が指定した廃棄物(指定廃棄物)については、国が処理することになりました。

県内の除染廃棄物（重点調査地域の除染実施区域内から生じるもの)、廃棄物処理施設である焼却施設から生じた焼却灰等、廃稲わら、廃堆肥及びこれらを処分するために処理したものが特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当し、これらを処理する際は、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準を遵守することが義務付けられました。

また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処分の用に供される廃棄物処理施設、例えば市町村等や事業者が設置している焼却施設、汚泥の脱水施設、最終処分場(特定一般廃棄物や特定産業廃棄物、これらの処理物を処理するもの)などが特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に該当となり、これら施設の設置者等には、周辺の生活環境や人への健康に影響がないことを確認するため、当分の間、廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく維持管理基準を遵守することが義務付けられ、処分に伴い生じた焼却灰等、排ガス、排水及び地下水の放射性物質濃度や施設の敷地境界での空間線量率を測定することとされました。

これらの測定結果については、県の公式ホームページで公表しています。

(2)　農林業系副産物の焼却処理

原発事故により、生産現場で利用ができなくなった稲わら、牧草、堆肥、ほだ木など農林業系副産物が多量に発生しました。また、これらを廃棄物として処理する場合、焼却処理が安全な方法と考えられましたが、これらの廃棄物だけを焼却（専焼）すると焼却灰が 8,000Bq/kg を超えてしまい最終処分が困難となる可能性があること、県内の市町村等既存焼却処理施設で生活系ごみと混合のうえ処理するためには、牧草などを事前に裁断する等の処理が必要であること等の課題が生じました。

このため、市町村等の既存の焼却施設で一般廃棄物と混焼し、焼却灰の放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下となるよう管理して処理する方針を決め、平成 24 年８月「岩手県放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業」により、市町村・一部事務組合・広域連合が焼却処理をする場合に必要となる破砕・裁断など前処理施設整備や、濃度管理のための放射能測定機器（NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ）の整備等に要する費用に対し、県単独で財政支援を行うこととし、平成 24 年 11 月に「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン(第１版)」にてその処理方針を示しました。

平成 25 年４月からは、環境省が農林業系副産物の焼却処理について財政支援を行うこととなり、県では処理を推進するために、市町村等の焼却処理計画の策定や、住民説明会への職員派遣など技術的支援を行っています。(図表２-31)

図表２-31　市町村等による農林業系副産物の焼却処理状況

	市町村数	備　考
焼却処理終了	4	
焼却処理中(予定を含む)	8	国の補助事業を活用または活用予定

(3)　除染廃棄物(道路側溝汚泥)の処理

原発事故以降、県南３市町(一関市、奥州市、平泉町)については、重点調査地域の指定を受け、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染実施区域内において除染等に伴い生じた廃棄物については、特定一般廃棄物または特定産業廃棄物として処理することになりました。また、除染廃棄物を現場で保

管する場合に、除染実施者又は土地の所有者等が保管場所の空間線量率の測定や記録をすることが義務付けられました。

道路側溝汚泥については、これまで道路の清掃活動として住民協働のもと撤去したり、道路管理者が民間事業者に委託して除去し、市町村等の最終処分場や民間事業者のセメント工場で処理が行われてきていましたが、原発事故以降、道路の側溝枡などで放射性セシウムが高濃度の汚泥が確認されたことから、撤去や処理ができなくなりました。

このため、県では県南３市町に対し、側溝汚泥の撤去にあたりコンクリート構造等の一時保管施設を設置する場合に県独自に財政支援をすることとし、住民説明会へ職員を派遣するなどの技術的支援を行っています。

除染廃棄物（道路側溝汚泥）については、現在、県南３市町において現場保管場所の設置に向けた住民説明会が行われています。

(4)　道路法面や河川敷草木の処理

道路法面草木や河川敷草木については、現場での刈り倒しのほか、市町村や民間処理業者により破砕・堆肥化などの廃棄物処理や飼料としての活用が行われていましたが、原発事故以降、市町村や民間処理業者による受入制限や飼料の利用自粛により、現場で刈り倒しをすることになりました。

その後、道路法面や河川敷草木については、放射性セシウム濃度の低減が確認され、民間処理業者による受入が一部再開されています。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において焼却禁止の例外となっている道路法面等草木の野外焼却行為については、原発事故以降、県として自粛をお願いしていましたが、外部有識者による「野外焼却の影響評価に関する検討委員会」において、県内の草木の放射性セシウム濃度の調査結果をもとに、野外焼却に伴う放射性セシウムによる影響を評価したところ、「本県内の草木の野外焼却による影響については、汚染レベルの高い地域であっても十分に小さく、河川管理者、道路管理者及び農業上の管理者の便益等を比較衡量した結果、野外焼却の自粛を継続する必要はないと評価する。」との見解を受けたことから、県として自粛要請を継続しないこととし、市町村等関係機関に周知を行っています。

(5)　災害廃棄物の処理に向けた取組

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物は、特に対策を講ずることなく処理が可能でありますが、破砕・選別施設及び仮設焼却炉では、定期的に空間線量率の測定を行い、仮設焼却炉から発生する排ガス、主灰及び飛灰は、放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づき放射性物質濃度の測定を行っています。

(6)　廃棄物の処理に向けた市町村への支援

県では、県南地域を中心に発生している除染廃棄物、農林業系副産物、道路・河川管理に係る廃棄物に係る課題を、市町村と連携して部局横断的に解決に向けて取り組むこととし、平成 24 年８月に「放射能汚染廃棄物対策連携チーム」を設置しました。

この検討のなかで、放射性物質により汚染された廃棄物等の種類ごとに、焼却・処分等を行う場合の基本的スキームについて、国のガイドライン等において明確化されていないものを補完するほか、県として当面、安全安心な処理方法と支援策を示し、市町村における放射性物質汚染廃棄物の円滑な処理を促進するため、平成 24 年 11 月に「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第１版）」を示しました。

平成 24 年 12 月 26 日に連携チーム設置要領を一部改正して「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」を設置し、処理等への技術的支援、地域住民への説明支援、特に多くの処理すべき廃棄物等を抱える市町村等に対しての重点的支援を行っています。(図表２-32)

図表２-32　市町村等への支援実績

	支援内容	回数	備　考
農林業系副産物関係	住民説明会	14 回	
	その他	５回	試験焼却・本焼却支援
除染廃棄物関係	住民説明会	５回	

【市町村等の取組：焼却施設、最終処分場の測定実施状況】

市町村・一部事務組合・広域連合が設置している焼却施設や最終処分場は、特定一般廃棄物処理施設に該当になりました。

焼却施設については、原発事故後の平成 23 年７月に環境省からの調査依頼を受け、市町村等において焼却灰や排ガスの任意調査が行われました。この結果、県南地域の胆江地区衛生センターや一関清掃センターで、一時 8,000Bq/kg を超えるばいじん（飛灰）が確認されました。このうち、胆江地区衛生センターのばいじん（飛灰）については、自然減衰等により 8,000Bq/kg を下回ったことから既存の最終処分場で埋立処理が行われました。また、一関清掃センターのばいじん（飛灰）については、平成 23 年度環境省モデル事業にてセメント固化等試験が行われ、平成 24 年度以降に発生した 8,000Bq/kg 超のばいじん（飛灰）については指定廃棄物として事業場内に保管されています。

市町村等の焼却施設や最終処分場については、焼却灰等、排ガス、排水及び地下水の放射性セシウム濃度の測定や施設の敷地境界での空間線量率の測定を行い、市町村等ホームページや県公式ホームページでその結果を公表しています。

８　原子力災害から県土、県民を守るための取組

(1)　岩手県地域防災計画・原子力災害対策編の策定

今般の東京電力原子力発電所事故が長期かつ広範囲にわたって県民生活に影響を及ぼしたことにより、本県においても原子力発電所事故が及ぼす影響の甚大性が広く認識されました。また、県議会では、平成24年３月13日に受理した原子力施設の過酷事故災害を想定した防災計画の策定等を内容とする「岩手県民の命と暮らしを守るための請願」が平成24年９月定例県議会本会議において採択されました。

こうしたことを踏まえ、県では、平成24年10月に開催した岩手県防災会議幹事会議において、新たに岩手県地域防災計画・原子力災害対策編を策定することを確認し、策定作業に着手しました。策定作業では、岩手県防災会議専門委員に任命した放射線医療分野等の有識者から専門的な見地から助言等をいただくとともに、本県には原子力事業所が立地せず、隣接県に立地する原子力事業所との間に一定の距離があること、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に規定する原子力災害対策重点区域に本県の区域が位置付けられていないことなど本県を取り巻く状況や防災基本計画に定める内容等を踏まえながら、盛り込むべき内容等を検討しました。こうした検討の結果、平成25年３月28日に開催した岩手県防災会議において、避難対策など、本県としてあらかじめ講じる必要があると認められる対策を盛り込んだ岩手県地域防災計画・原子力災害対策編を策定しました。

この原子力災害対策編の策定の動きは、市町村にも波及し、平成26年２月１日現在で県内13市町村が市町村地域防災計画に原子力災害対策に関する規定を盛り込んでいます。

⑵　策定後の取組

原子力災害対策編では、青森県や宮城県に立地する事業所において、原子力災害対策特別措置法に基づく特定事象※1や原子力緊急事態※2が発生したときを災害として想定しています。

一方、原子力事業者は、法令上、特定事象が発生した場合に施設が立地する都道府県等に通報する義務が課されていますが、青森県の東通原子力発電所や宮城県の女川原子力発電所で特定事象が発生したとしても、岩手県に情報提供がされるとは限りません。

このため、県では、原子力災害から県民の安全を守り、岩手県地域防災計画・原子力災害対策編を実効性のあるものとするためには、原子力事業者から直接情報提供が行われる体制の構築が不可欠であると考え、平成25年３月28日付けで東通原子力発電所等を運営する東北電力株式会社との間で「原子力発電所に係る県民の安全確保のための情報連絡等に関する協定」を締結しました。さらに、青森県六ヶ所村で核燃料サイクル施設を運営する日本原燃株式会社に対しても、平成25年９月20日付けで原子力災害等が発生した場合の速やかな情報提供を文書で要請し、９月30日付けで承諾が得られました。これらの協定締結等により特定事象等が発生した場合には原子力事業者から県に直接情報提供が行われ、県から関係機関に情報提供が行われます。（図表２-33）

⑶　原子力災害対策編に係る課題について

放射性物質である放射性ヨウ素が身体に取り込まれると甲状腺がん等を発生させる可能性がありますが、国の原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針によると、このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能となります。ただし、安定ヨウ素剤の服用については、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性がある等の問題点も指摘されています。

原子力災害対策指針では、安定ヨウ素剤の取扱について、原子力事業所から半径５キロメートルの範囲では、地方公共団体が安定ヨウ素剤を住民に事前配布すること等と規定していますが、女川原子力発電所から30㎞以上離れ、原子力災害対策重点区域※3に含まれていない本県が、安定ヨウ素剤をどのように取り扱えばよいのかについては明確にされていないのが現状です。

県では、原子力災害対策指針において、本県の区域に係る安定ヨウ素剤の取扱が判明次第、安定ヨウ素剤の服用による問題点等も考慮しながら、原子力災害対策編の見直しの必要性について検討・判断していくこととしています。

※１　特定事象：原子力施設の敷地境界付近において毎時５マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合などの事象をいう。

※２　原子力緊急事態：原子力施設の敷地境界付近において毎時500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合などの事象をいう。

※３　原子力災害対策重点区域：防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定など、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域をいい原子力災害対策指針で実用発電用原子炉の場合の区域を次のように定めている。
- 予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）：原子力施設から概ね半径５キロメートル
- 緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）：原子力施設から概ね半径30キロメートル
- プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域（ＰＰＡ）：原子力規制委員会で検討中

図表２-33　特定事象発生情報等伝達系統図
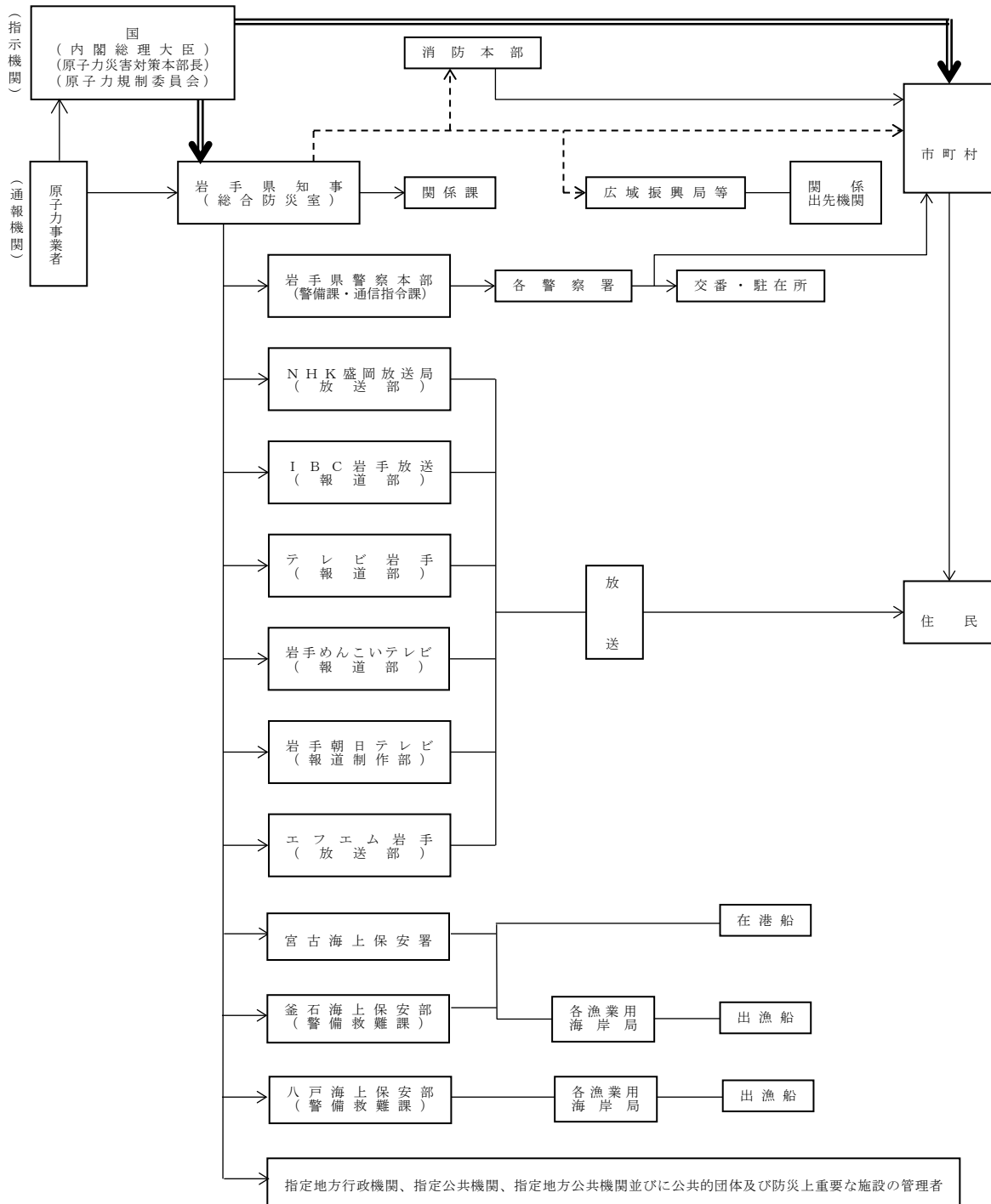
（注）　1　═══　は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示

　　　　2　－－－　は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

９　東京電力株式会社に対する損害賠償請求への取組

平成23年３月11日の原発事故発生以来、県と市町村等は密接に連携を図りながら、県民の安全・安心を確保するために、環境放射能の測定、除染や放射能汚染廃棄物の処理、食品中の放射性物質の検査や風評被害対策、さらに県民への正確な知識の普及などに取組んできました。当該事故の責任は、一義的に東京電力が負うべきものであり、これら様々な放射線影響対策についても、本来は事故の原因者である東京電力が実施してしかるべきものです。

県、市町村、広域連合及び一部事務組合は、民間事業者等の東京電力に対する賠償請求を支援するとともに、自治体として実施した各種放射線影響対策に要した費用について東京電力に賠償請求を行い、国への要請などの取組も進めています。これらの取組の結果、東京電力が賠償対象としたものについては合意に至り、一部賠償金の支払いを受けています。今後も東京電力に対しては、事故の原因者としてその社会的責任を改めて認識し、県内で発生している全ての損害について、被害発生の実態に則した速やかな賠償を強く求めていきます。

(1)　県の対応方針の決定と意思表示

平成23年12月５日に開催された平成23年度第５回原発放射線影響対策本部本部員会議において、東京電力に対する損害賠償請求に関する対応方針を決定しました。

①　東京電力に対し、損害賠償に関する意思を強く表示する。 ②　民間の損害賠償請求について、組織的に支援する。 ③　県及び市町村が連携して、自治体の被害に係る損害賠償請求を行う。

東京電力は一部の民間損害については中間指針に沿う形で賠償に応じ始めていましたが、中間指針を限定的に解釈し賠償対象を一方的に制限しているほか、自治体損害の賠償に関する態度を明らかにしないなど、原発事故の放射性物質による損害に対する東京電力の姿勢は極めて不十分なものでした。

県は市町村等と連携し、原発事故の原因者である東京電力のこのような姿勢を改めさせ、損害発生の実態に則し、誠意をもって速やかに十分な損害賠償を行うよう強く求めることとしました。

(2)　損害賠償請求、損害賠償実現に向けた取組

ア　民間事業者への支援

県内の民間事業者が被った原発事故による損害は、国の基準値を超える放射性物質濃度が測定され国の出荷制限指示等の対象となった食品に係るものなどを除き、その多くが風評被害に区分されます。

当初、東京電力は中間指針に明記された地域・産品等以外には賠償すべき風評被害を認めず、岩手県については中間指針に明記された牛肉等以外は賠償対象外としていた状況にあり、本県の民間事業者の損害賠償請求は難航することが見込まれました。県では、民間事業者の原発事故による損害賠償請求について、関係団体等と連携しながら、原発事故によって風評被害が発生した事業者等に対し、説明会や個別相談会等を開催するなど損害賠償請求の支援をしています。

また、本県ＪＡグループ等の農林漁業団体では、原発事故により被害を受けた農林漁業者の損害賠償請求を迅速かつ十分に行うため、損害賠償請求対策県協議会を設立し、組織的に農林漁業者の請求事務等を支援しています。県では、これらの協議会にアドバイザーとして参画し、活動の支援と連携の確保を図るとともに、東京電力及び国に対して、賠償金が早期かつ確実に支払われるよう要請を行うなど、損賠賠償請求に向けての取組を支援しています。

なお、商工・観光業者の風評被害に関する損害賠償金請求額及び支払額は平成26年３月末現在で請

求金額約42億100万円で、うち約17億9,200万円が支払われており、農林漁業団体においては、平成26年３月末現在、請求金額315億5,290万円、うち278億1,580万円が支払われている状況となっています。

イ　市町村、広域連合、一部事務組合と連携した自治体損害賠償請求（第１次～第５次）

平成23年度には、原発事故の影響から住民の安全と安心を確保するため、それぞれの自治体において様々な放射線影響対策が実施されており、これらの費用を東京電力に対し損害賠償請求を行う動きが全国的に広がりつつありました。

しかし、地方公共団体の財産的損害等以外については中間指針に明記されなかったことなどもあり、東京電力は上下水道処理の過程で発生する汚泥に関する費用など民間事業者への賠償と同様の整理が可能なものを除き、自治体の損害に関する態度を明らかにしませんでした。なお、上下水道に関する対応についても、国の関係省庁の働きかけにより東京電力が対応を改めたものです。

県と市町村等は原発事故による放射線影響対策について連携を図りながら対応してきており、これら対策に要した費用について当該事故の原因者である東京電力に対し損害賠償請求を行うことも、同様に県と市町村等が一体となって強い姿勢で行うこととしました。

なお、県と市町村等が東京電力に対して損害賠償を求め交渉していくことにより、原発事故による損害賠償に関する世論形成を図り東京電力の対応の変化を促すことなどで、民間事業者による賠償請求の取組を支援することも目的の一つとしました。

自治体が東京電力へ行う原発事故による損害賠償請求も、民間事業者と同様に民事上の損害賠償請求であり、加害者である東京電力に対し被害者である県等が賠償請求を行うことで、初めて具体的な交渉が可能となります。東京電力への請求行為自体は、県・市町村等がそれぞれ行う必要がありますが、賠償請求の対象とする損害、算定方法及び様式等について、事前に県と市町村等の間で調整し、考え方を統一しました。また、岩手県全体が一致協力して損害賠償の実現に取り組む姿勢を東京電力に示すため、東京電力に対する賠償請求書の手交や交渉等についても協調して対応することとしました。

これまで、県及び市町村等は連携し、平成24年１月26日に東京電力に対して第一次損害賠償請求を実施して以降、同年６月20日、平成25年２月１日、同年６月21日及び平成26年２月５日と第５次にわたる損害賠償請求を行っており（請求順に、以下「第一次請求」などという。）、請求金額は、平成26年３月末現在、総額5,984,886千円（県:4,975,131千円、市町村:906,805千円、広域連合・一部事務組合:102,951千円）となっています。請求金額は請求時点の金額からその後に金額が確定した国庫補助金相当額等を除いた金額となっています。第一次請求及び第二次請求は平成23年度の損害について、第三次請求及び第四次請求は平成24年度の損害について、第五次請求は平成25年度の損害について賠償を求めるものです。（図表２-34）

なお、平成26年３月末現在で、総額3,131,509千円（県:3,063,712千円、市町村:55,436千円、広域連合・一部事務組合:12,361千円）の合意金額となっています。（図表２-34）

図表２-34　県、市町村、広域連合、一部事務組合損害賠償請求額・合意額内訳　　（単位：千円）

項目／団体	請求額・合意額等区分		合計	人件費	除染経費	機器購入	広報経費	測定経費	その他
合計	請求額	第１～５次	5,927,002	1,005,553	2,931,025	81,027	10,046	98,641	1,800,710
		その他	57,884	0	0	0	0	10,052	47,832
		計	5,984,886	1,005,553	2,931,025	81,027	10,046	108,693	1,848,542
	合意額		3,131,509	0	2,669,707	21,720	0	28,447	411,635
	未合意額		2,853,377	1,005,553	261,317	59,307	10,046	80,246	1,436,907
県	請求額	第１～５次	4,924,357	517,003	2,889,795	3,831	4,608	13,879	1,495,241
		その他	50,773	0	0	0	0	4,687	46,086
		計	4,975,131	517,003	2,889,795	3,831	4,608	18,566	1,541,327
	合意額		3,063,712	0	2,664,444	845	0	3,863	394,560
	未合意額		1,911,419	517,003	225,351	2,986	4,608	14,703	1,146,767
市町村	請求額	第１～５次	899,873	463,330	41,230	73,611	5,141	53,425	263,136
		その他	6,932	0	0	0	0	5,190	1,742
		計	906,805	463,330	41,230	73,611	5,141	58,615	264,878
	合意額		55,436	0	5,263	19,781	0	13,320	17,072
	未合意額		851,368	463,330	35,966	53,830	5,141	45,294	247,806
広域連合・一部事務組合	請求額	第１～５次	102,772	25,220	0	3,585	297	31,337	42,333
		その他	178	0	0	0	0	175	4
		計	102,951	25,220	0	3,585	297	31,512	42,337
	合意額		12,361	0	0	1,094	0	11,263	4
	未合意額		90,590	25,220	0	2,491	297	20,249	42,333

※　請求額は請求時点のものから、追加の請求額を足し、国庫補助金相当額等を除いた額。項目毎に端数を四捨五入。

ウ　東京電力への要請、交渉等

これまで、岩手県及び市町村等は、東京電力に対して誠意ある対応を求め、また、あらゆる機会をとらえ東京電力に要請を行うとともに、交渉を重ねてきました。しかし、民間被害者への賠償が優先というやむを得ない側面があったものの、地方自治体への賠償に関する東京電力の対応は遅れがちな状況となっていました。原発事故発生から２年が経とうとし、第一次請求から一年後となる平成25年１月になって、ようやく、東京電力から自治体損害に対する全体的な賠償案を提示するに至りましたが、その提案内容は、県及び市町村等の判断で実施した放射線影響対策については基本的に賠償対象外とするなど、極めて問題の多いものであり、到底受け入れがたいものでした。

県と市町村等は、東京電力のこのような態度を改めさせるべく、民間事業者への対応も含めて要請や交渉をしてきました。知事と市町村長が東京電力本店へ赴き、東京電力社長に対し直接要請をこれまで３回行っています（うち１回は宮城県知事、宮城県内市町村長と合同実施）。また、各賠償請求時における市町村長、県幹部との交渉や事務レベルの交渉などを継続して実施しています。

大きな変化の見られない東京電力の態度を公の下で質すべく、平成25年６月の第四次請求の際、併せて、東京電力の対応における疑義に対する公開質問を実施しました。しかし、これに対しても、これまで同様の見解の繰り返しや形式論に終始している回答が多く、具体的な内容が認め難いものであり、損害賠償を誠実に進めていくという姿勢に欠けると言わざるを得ないものでした。

これら要請や交渉等の結果、県及び市町村等は、平成25年度以降、東京電力と一部合意に至っている状況となっています。しかし、依然として賠償対象外としているものについては、東京電力はその理由について合理的な説明を拒み、具体的交渉の進展が期待できない状況になっています。

また、県では、消滅時効の延長、東京電力への指導強化などを要請するため、国（関係省庁等）に対しても要請を行ってきました。

(3)　消滅時効を巡る動き

民法第724条により原発事故に係る損害賠償請求権は、被害者が損害を知った時から３年が経過した時点で消滅時効が完成することから、平成25年度当初の時点において、原発事故発生時の損害について消滅時効が完成するまで１年を切るところとなりました。

民法第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）
不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

消滅時効の問題については、被害者が時効により適切な賠償が受けられないようなことがないよう、平成24年12月19日には文部科学省から東京電力に対し要請書が、翌１月11日には日本弁護士連合会から意見書が、国や東京電力に対し提出されました。

県においても、消滅時効の援用をしないと確約することを東京電力に対し繰返し要請するとともに、平成25年５月９日、民法に定める３年の短期消滅時効の適用を排除する特別立法措置等を求め、『原子力発電所事故に係る要望書』（知事名）により国に要望を行いました。

しかし、東京電力は平成25年２月４日に変更された『総合特別事業計画※』において、時効が完成しても直に時効を援用することはしない等の考え方を表明するにとどまりました。

※総合特別事業計画：原子力損害賠償支援機構が原子力事業者（東京電力）に対し資金援助を行う際には、損害賠償の迅速かつ適切な実施や経営の合理化に関する「特別事業計画」を同機構と東京電力が共同して作成し、主務大臣（内閣総理大臣、経済産業大臣）の認定を受けなければならない（原子力損害賠償支援機構法第45条）。主務大臣は、認定した計画の履行確保のため必要があると認める時は、履行状況の報告徴収、必要な措置の命令を行うことができる。（同法第47条）。

平成25年５月29日、当該事故による損害賠償請求に係る時効中断の特別措置法である「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用促進に係る時効の中断の特例に関する法律」が成立し、同年６月25日に施行され、紛争解決センターへの和解申立てに時効中断の効果を与え、和解が不成立の場合、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から一月以内に裁判所に訴訟提起すれば、和解仲介の申立時に遡って時効中断の効果が生じることとなりました。

時効中断特例法　第２条（時効の中断）
原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打切った場合（当該打切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立をした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。

これまで紛争解決センターにおける和解仲介には平成24年実績で平均８カ月を要しており、和解仲介の途中において消滅時効が成立し、協議が整わないまま仲介が打切られた場合、被害者が賠償請求を裁判で争うことが困難となる懸念がありました。この時効中断特例法により、被害者の権利保護が前進したものの、次のような問題点が認められました。

ア　消滅時効完成前に、紛争解決センターへ和解仲介申立を行う必要があること。
イ　消滅時効の問題や紛争解決センターを知らない被害者が多数いることが見込まれること。
ウ　和解仲介の打切り通知後一月以内に訴訟提起を行うのは困難な場合が想定されること。

同年６月25日には、東京電力の「総合特別事業計画」が改定され、被害者と東京電力が協議を継続している間は事実上時効の進行が停止しているものとして扱うなど柔軟な対応を行うことを表明しました。しかしながら、これは東京電力が時効の援用を行わない意思を表明したものではなく、東京電力の一方的な運用が可能な余地を残していました。

平成25年12月４日、消滅時効等の特別措置法である「東日本大震災における原子力発電所の事故に

より生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」（以下「消滅時効特例法」という。）が成立しました。

消滅時効特例法　第３条（消滅時効等の特例） 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第724条の規定の適用については、同条前段中「三年間」とあるのは「十年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。

民法第724条に定められた消滅時効の期間が３年から10年に延長され、将来的に健康被害等が認められた場合等に関係する除斥期間の開始時点が事故発生時（平成23年３月11日）から損害が生じた時に変更されました。

これにより、最も早いものでも消滅時効が完成するのが平成33年３月11日となり、当面の間は東京電力の運用に左右されることなく、当該原発事故の被害者は損害賠償請求権を行使できる期間は安定的に確保されました。しかし、民間を含め本県における被害の大半を占める経済的な損害については、時間経過とともに被害額等を立証することが困難になっていくことから、なるべく早めに東京電力へ賠償請求を行い交渉を行うことが望ましいものと考えられます。

(4)　原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立て

これまでの東京電力と交渉等を重ねた結果、東京電力が「賠償対象」と認めた牧草地の除染費用等放射線影響対策の一部については賠償金の支払いについて合意に至っています。

一方、依然として東京電力は、原則として賠償対象は政府の指示等にもとづき負担を余儀なくされたものに限り、県及び市町村等の判断で実施した放射線影響対策については必要かつ合理的なものとは認められないとして賠償対象外とする姿勢を改めてはいません。政府指示等によるもの以外を賠償対象外とする判断に至った理由や根拠等について、再三、東京電力に対し説明を求めてきましたが、東京電力からはこれまでの見解等を繰り返すのみで明確な説明はなく、これらの損害については具体的な交渉が滞っています。

県では、東京電力の自治体賠償に対する考え方や県及び市町村等の賠償請求に対する対応等の問題点が明らかとなり、これまでのように東京電力と直接交渉を重ねるだけでは、これ以上の具体的な交渉の進展が期待できない現状であるとの認識に至り、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）に対し和解仲介を申立てることとしました。紛争解決センターの審理の過程において、県、東京電力双方の主張や法的な問題点等が整理され、原発事故の原因者である東京電力の対応を改めさせ、原発事故に係る損害賠償の実現を図ろうとするものです。

【紛争解決センター】

紛争解決センターは、原子力事故の被害者が原子力事業者に対して行う損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として、原子力損害の賠償に関する法律にもとづき文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会に設置されました。

同センターは、文部科学省のほか、法務省、裁判所及び日本弁護士連合会出身の専門家等により構成される、公的な紛争解決機関です。被害者の方が東京電力と直接交渉をしても合意できない場合などに、裁判よりも手続きが簡単で、弁護士等を間に立てなくとも被害者本人が申立てることもでき、仲介費用は無料です。

原発ＡＤＲなどと呼ばれることも多く、ＡＤＲ（Alternative Dispute Resolution）とは、裁判所の訴訟手続きによらない紛争解決方法を広く指すものです。原発ＡＤＲ以外にも金融ＡＤＲ等があります。

≪原発ＡＤＲ連絡先≫

ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ　０１２０－３７７－１５５　（月曜日～金曜日　10:00～17:00）

※　聴覚に障害のある方、電話でのお問い合わせが困難な方などはＥメールでお問い合わせください。

Ｅメールアドレス　chukai@mext.go.jp

これまでの東京電力に対する損害賠償請求と同様に、紛争解決センターへの申立についても県と市町村等が協調して実施することとしました。なお、東京電力への賠償請求内容、交渉・一部合意の状況等に団体間で差が認められたことから、改めて各市町村等において検討し、最終的に36団体（26市町村、10広域連合等）が県と協調して紛争解決センターへ和解仲介の申立てを行うこととしました。今回申立ての実施を見送った13団体（７市町村、６広域連合等）についても、東京電力との交渉の進展状況次第では、今後申立てを行う可能性もあることから、審理状況等については情報共有を行っています。

紛争解決センターへの申立は、形式的には、県・市町村等団体毎に行われましたが、これらの申立てについては一体的に審理が行われるように同センターと調整しました。

紛争解決センターへの和解仲介の申立てについては議会の議決が必要であり、団体の議会日程等の関係から、36団体中、24団体が平成26年１月23日に申立てを行い、残り12団体については準備が整い次第申立てを行うこととしました。（図表２-35）

今回、紛争解決センターに申立てた対象は、平成23年度及び平成24年度分の賠償請求額であり、平成26年３月末までに申立てを行った県及び32団体で総額1,529,200千円（県:632,139千円、市町村:822,162千円、広域連合・一部事務組合:74,899千円）となっています。（図表２-36）

図表２-35　紛争解決センター申立団体状況（平成26年３月末現在）

１月23日 申立団体 【25団体】	○　岩手県（１） ○　市町村（23）：盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、金ケ崎町、平泉町、岩泉町、普代村、洋野町、一戸町 ○　広域連合等（１）：宮古地区広域行政組合
２月以降 申立団体 【12団体】※1	○　市町村（３）：矢巾町、住田町、軽米町 ○　広域連合等（９）：久慈広域連合、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、北上地区広域行政組合、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合、岩手沿岸南部広域環境組合、岩手県競馬組合、滝沢・雫石環境組合

※１　下線は平成26年４月以降に申立予定の団体。

図表２-36　県、市町村、広域連合、一部事務組合の紛争解決センター申立額（平成26年３月末現在、単位：千円）

	申立額（A-B）※１	議会提案額（A）※２	控除額（B）※３	備考
岩手県	632,139	2,101,957	1,469,818	
市町村等	897,061	927,262	30,201	
市町村	822,162	849,629	27,467	24市町村計
広域連合等	74,899	77,633	2,734	８団体計
合計	1,529,200	3,029,219	1,500,019	

※１「申立額」:「議会提案額」から「控除額」を差し引いた額。
※２「議案提案額」：賠償請求額から議案提案時点における東京電力との合意済額等を控除したもの。
※３「控除額」：議会提案後において新たに東京電力と合意した額など申立額から控除すべきもの。

第３章　各分野の対策等に関する報告 ～原発事故発生から平成25年度～

第１節　放射線量等の測定に関する取組状況

１　放射線量（空間線量率）

(1)　環境放射能水準調査

我が国の環境放射能調査は、昭和 29 年のビキニ環礁における米国の核爆発実験を契機として開始されました。その後、米国、旧ソ連、中国の大気圏内核爆発実験やチェルノブイリ原発事故による放射能汚染の我が国への影響に関する調査・研究が進められてきました。現在は環境放射能調査体制の整備拡充が図られ、すべての都道府県で環境放射能調査を実施しています。

本県においても、昭和 62 年 12 月より、文部科学省の委託を受けて「環境放射能水準調査」を実施しており、環境及び人への影響を把握するための基礎的データの収集に努めています。

(2)　東京電力原子力発電所事故を受けたモニタリングポストによる測定

本県では、昭和 63 年（1988 年）から盛岡市において測定を行ってきましたが、東京電力原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）を受けて、生活空間への影響を把握するため、本県の環境放射能測定体制を見直し、モニタリングポストを増設して県内 10 箇所で 24 時間体制のきめ細かな測定を行っています。

測定箇所は、原発事故以前から測定を実施している盛岡市の１台に加えて、平成 23 年 12 月に３台（一関市、大船渡市、宮古市）、平成 24 年３月に６台（滝沢村(現滝沢市)、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市）を増設し、計 10 台で全県域を監視するとともに、測定結果を県公式ホームページ上にリアルタイムで公表する体制を整備しました。

なお、１時間当たりの放射線量（以下、「空間線量率」という。）の事故後の最大値は盛岡市（岩手県環境保健研究センター）で平成 23 年３月 13 日の毎時 0.067 マイクロシーベルト（μSv/h）で、平成 23 年４月以降は事故前のレベルで推移しており、大気中の放射線量に異常な数値は出ていません。（図表３－１、３－２）

図表３－１　東京電力原子力発電所事故前、事故後の空間線量率測定結果（盛岡市）

測定機器	昭和 63 年度～平成 22 年度	平成 23 年度～平成 25 年度	単位	測定場所
モニタリングポスト（月平均値）	0.017～0.029	0.020～0.025	μSv//h	盛岡市

図表３－２　モニタリングポストによる放射線量測定結果（平成 23 年度）　　（単位：μSv/h）

	平成 23 年度												
	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10	H23.11	H23.12	H24.1	H24.2	H24.3	平均
盛岡市	0.025	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.021	0.020	0.023	0.023
滝沢市												0.052	0.052
花巻市												0.032	0.032
奥州市												0.098	0.098
一関市										0.116	0.098	0.116	0.112
大船渡市										0.069	0.067	0.067	0.068
釜石市												0.054	0.054
宮古市										0.051	0.050	0.051	0.051
久慈市												0.045	0.045
二戸市												0.029	0.029

※　モニタリングポスト設置高さは、地上１m。ただし、盛岡地区は地上１ｍを滝沢市、地上 14.7mを盛岡市の計２地点で測定。

図表３－２　モニタリングポストによる放射線量測定結果（平成 24 年度～平成 25 年度）　　（単位：μSv/h）

	平成 24 年度												
	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	平均
盛岡市	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.024	0.024	0.021	0.021	0.023	0.023
滝沢市	0.060	0.059	0.059	0.059	0.058	0.058	0.056	0.056	0.050	0.036	0.028	0.042	0.052
花巻市	0.033	0.033	0.033	0.034	0.034	0.034	0.035	0.035	0.032	0.026	0.027	0.031	0.032
奥州市	0.102	0.101	0.100	0.099	0.099	0.100	0.099	0.095	0.084	0.071	0.071	0.080	0.092
一関市	0.110	0.104	0.102	0.102	0.099	0.097	0.095	0.094	0.088	0.078	0.082	0.083	0.094
大船渡市	0.066	0.064	0.063	0.063	0.063	0.061	0.061	0.060	0.060	0.059	0.058	0.058	0.061
釜石市	0.054	0.053	0.052	0.053	0.053	0.052	0.051	0.051	0.050	0.046	0.048	0.049	0.051
宮古市	0.051	0.051	0.051	0.052	0.053	0.051	0.051	0.050	0.050	0.047	0.048	0.050	0.050
久慈市	0.052	0.053	0.052	0.053	0.054	0.054	0.054	0.055	0.051	0.047	0.047	0.050	0.052
二戸市	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.031	0.029	0.026	0.025	0.027	0.029

	平成 25 年度												
	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3	平均
盛岡市	0.023	0.022	0.022	0.024	0.023	0.022	0.023	0.024	0.023	0.022	0.022	0.022	0.023
滝沢市	0.052	0.051	0.052	0.052	0.051	0.050	0.049	0.049	0.044	0.032	0.026	0.026	0.045
花巻市	0.032	0.031	0.032	0.033	0.033	0.032	0.032	0.032	0.032	0.028	0.026	0.030	0.031
奥州市	0.079	0.078	0.078	0.077	0.076	0.075	0.074	0.073	0.072	0.060	0.059	0.069	0.073
一関市	0.083	0.079	0.078	0.077	0.075	0.073	0.072	0.071	0.062	0.058	0.051	0.063	0.070
大船渡市	0.057	0.056	0.056	0.056	0.056	0.055	0.054	0.054	0.054	0.054	0.053	0.053	0.055
釜石市	0.049	0.048	0.049	0.049	0.049	0.047	0.047	0.047	0.047	0.046	0.039	0.044	0.047
宮古市	0.050	0.049	0.051	0.051	0.050	0.049	0.049	0.049	0.049	0.049	0.042	0.046	0.049
久慈市	0.051	0.050	0.050	0.051	0.051	0.051	0.050	0.050	0.050	0.049	0.036	0.038	0.048
二戸市	0.028	0.028	0.029	0.029	0.029	0.028	0.028	0.029	0.027	0.025	0.022	0.025	0.027

※　モニタリングポスト設置高さは、地上１m。ただし、盛岡地区は地上１m を滝沢市、地上 14.7m を盛岡市の計２地点で測定。

２　県内 55 地点の測定

原発事故後、原子力発電所周辺の放射線量は低減傾向にありましたが、滝沢村(現滝沢市)の牧草から飼料の暫定許容値を超える放射性物質が検出されるなど降下物の影響が懸念されていたことから、県民の不安を解消するため、平成 23 年６月から県内主要地点の庁舎及び公園等の地上付近の放射線量を測定しています。

事故後、盛岡市（環境保健研究センター）では毎日、平成 23 年６月から一関市（一関地区合同庁舎）で週１回測定を実施し、６月から７月にかけては、県内全市町村の測定を行ったほか、10 月までは県南の奥州市、一関市及び平泉町の庁舎や公園の測定を毎月実施しました。

また、平成 23 年 11 月からは、県内の公園等 55 地点で月１回測定を実施し、現在も継続しています。

原発事故後、これまでの最大値は一関市の運動場で平成 23 年６月に測定した 0.47μSv/h でしたが、全地点とも、文部科学省による校庭、園庭の空間線量率の目安（1μSv/h）を下回り、また、平成 25 年６月からは、国の除染基準とされる 0.23μSv/h をも下回り低減傾向にあります。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域（以下「重点調査地域」という。）における空間線量率（平成 26 年３月測定分)は、測定を開始した平成 23 年６月比で、平均で 38%まで低減しています。

３　走行サーベイの実施

走行サーベイとは、乗用車に高精度の放射線測定機器を搭載し、道路を走行しながら、道路周辺からのガンマ線の情報とＧＰＳによる位置情報を連続的に収集し、道路上・道路周辺の空間線量率の分布状況をマップ化するものです。

平成 23 年度は、文部科学省が、本県南部を含む福島第一原子力発電所から 20km 圏外の地域について走行サーベイを実施しました。

平成 24 年度は、文部科学省から県が貸与を受けた機器を市町村に貸出し、６月には県内 20 市町村が、また、11 月には３市町が走行サーベイを実施しました。また、６月に県が６市町村の主要地方道等を調査しました。

平成 25 年度は、原子力規制庁（平成 25 年度に文部科学省から事務を引き継ぎ）から県が貸与を受けた機器を市町村に貸出し、６月から７月にかけて県内 12 市町が、また、11 月には１市が走行サーベイを実施しました。また、６月から７月にかけて県が 11 市町村の主要地方道等を、11 月には県が７市町の主要地方道等を調査しました。

４　県有施設の放射線量の測定状況

県では、放射線量等測定に係る対応方針及び放射線量低減に向けた取組方針に基づき、重点調査地域として指定を受けた一関市、奥州市及び平泉町の地域を重視するとともに、放射線の影響を受けやすいとされる子ども（高校生まで）の健康を重視する観点のもと、原発事故による生活環境への影響を把握するため、以下の目安を設け、定期的に県有施設の空間線量率の測定を行っています。（図表３－３）

測定の結果、低減措置実施の目安である１μSv/h を超えた場合には、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、低減措置を実施することとしています。

平成 25 年度においては、合計 244 施設の測定を実施していますが（図表３－４）、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

図表３－３　県有施設測定頻度の目安

施設の例	測定頻度の目安
汚染状況重点調査地域の学校、教育施設等	１ヶ月に１回以上
汚染状況重点調査地域の病院、合同庁舎、警察署等	３ヶ月に１回以上
汚染状況重点調査地域以外の学校、教育施設等	２ヶ月に１回以上
汚染状況重点調査地域以外の病院、合同庁舎、警察署等	６ヶ月に１回以上

図表３－４　測定施設数（平成 25 年度）

施設区分	測定施設数		
	計	汚染状況重点調査地域	その他の地域
不特定多数の者が利用する施設	80	14	66
県庁舎・合同庁舎	18	5	13
その他公共施設等	54	9	45
医療施設・福祉施設	3	0	3
県立都市公園・花巻空港・駐車場	5	0	5
県立病院・院内保育所	35	9	26
警察署・運転免許試験場等	20	4	16
児童福祉施設等	6	1	5
県立学校、社会体育施設、社会教育施設、文化施設	97	17	80
県立大学、専門学校等	6	1	5
計	244	46	198

(1)　不特定多数の者が利用する施設

ア　県庁舎・合同庁舎

（ア）　汚染状況重点調査地域

奥州地区合同庁舎、奥州地区合同庁舎分庁舎、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、一関地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎の計５施設を対象に、３か月に１回を目安に測定しており、平

成23年12月から平成26年２月の測定の結果は0.06～0.50μSv/hでした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

（イ）　その他の地域

県庁舎、各地区合同庁舎など計13施設を対象に、６か月に１回を目安に測定しており、平成23年12月から平成25年11月の測定の結果は0.02～0.44μSv/hでした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

イ　その他公共施設等

（ア）　汚染状況重点調査地域

岩手県立緑化センター、流域下水道浄化センター（水沢浄化センター、一関浄化センター）、企業局水力発電所など計９施設を対象に、定期的に測定しており、平成24年１月から平成26年３月の測定の結果は0.03～0.59μSv/hでした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

（イ）　その他の地域

県公会堂、いわて県民情報交流センター（アイーナ）、岩手産業文化センター、岩手県水産科学館、流域下水道浄化センター（都南浄化センター、北上浄化センター）、企業局水力発電所など計45施設を対象に、定期的に測定しており、平成23年11月から平成26年３月の測定の結果は0.02～0.464μSv/hでした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

ウ　医療施設・福祉施設

重点調査地域に対象施設はありませんが、それ以外の地域にあるいわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手の計３施設を対象に、定期的に測定しており、平成24年６月から平成26年３月の測定の結果は0.03～0.18μSv/hでした。

なお、平成24年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

エ　県立都市公園・花巻空港・駐車場

（ア）　県立都市公園

内丸緑地(盛岡市)、御所湖広域公園(盛岡市・雫石町)、花巻広域公園(花巻市)の３公園を対象に、放射性物質が蓄積しやすいとされる雨樋の下などで空間線量率を概ね年４回測定しており、平成 26 年３月の測定の結果は 0.02～0.08μSv/h でした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

（イ）　花巻空港

駐車場において、空間線量率を年２回測定しており、平成26年２月の測定の結果は0.031～0.041μSv/hでした。

なお、平成 23 年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

また、着陸帯(牧草地)において、放射性物質検査を年１回の検査を実施しており、平成 25 年５月の検査結果は１キログラムあたり 0～22 ベクレル（Bq/kg）でした。

（ウ）　県営内丸駐車場

放射性物質が蓄積しやすいとされる雨樋の下などで空間線量率を年２回測定しており、平成26年３月の測定の結果は0.038～0.040μSv/hでした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

オ　県有観光施設

岩洞湖家族旅行村、船越家族旅行村、陸前高田オートキャンプ場、八幡平山頂レストハウスの計４施設を対象に、定期的に測定しており、平成23年から平成25年９月の測定の結果は0.02～0.166μSv/hでした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

(2)　県立病院・附属地域診療センター・院内保育所

ア　汚染状況重点調査地域

県立磐井病院、県立胆沢病院など一関市及び奥州市に所在する９施設を対象に敷地内の空間線量率を測定しており、平成23年度には１回、平成24年度からは四半期ごとに年４回測定することとしています。なお、平成23年９月から平成26年３月までの測定の結果は０～最大0.8μSv/hとなっており、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていませんが、0.8μSv/hが測定された施設の該当箇所（雨どいの下）については除染を行い、再測定で0.1μSv/hに低下しています。

イ　その他の地域

県立中央病院、県立中部病院など26施設を対象に、敷地内の空間線量率を測定しており、平成23年度には１回、平成24年度からは半期ごとに年２回測定することとしています。なお、平成23年９月から平成26年３月までの測定の結果は０～最大0.5μSv/hとなっており、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

(3)　警察本部、警察署、運転免許試験場等

重点調査地域の４警察施設（水沢署、江刺署、一関署、千厩署）では毎月測定しているほか、その他地域の警察施設では半年に１回測定し、測定結果を踏まえて低減措置の必要の有無を判断しています。なお、平成 23 年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

(4)　児童福祉施設等

ア　汚染状況重点調査地域

一関児童相談所を対象に、定期的に測定しており、平成23年８月から平成26年３月の測定の結果は0.07～3.45μSv/hでした。

なお、平成23年９月及び10月の測定において、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値1.00

～3.45μSv/hが測定された雨どい下の測定箇所があったため、平成23年９月及び10月に表土を取り除く低減措置を実施しています。当該箇所については、継続して空間線量率を測定していますが、低減措置実施後は低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

イ　その他の地域

宮古児童相談所、岩手県立療育センター、福祉総合相談センター、いわて子どもの森、杜陵学園の計５施設を対象に定期的に測定しており、平成23年８月から平成26年３月の測定の結果は0.03～0.16μSv/hでした。

平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

⑸　県立学校、社会体育施設、社会教育施設、文化施設

ア　県立学校における測定状況

平成 23 年 11 月から全県立学校において、定期的（原則月１回）に校地内の空間線量率の測定を実施しています（校庭のほか、雨どい、側溝などを測定)。平成 23 年度に県南地域 10 校の局所除染を完了して以降、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

測定結果については、県公式ホームページで公表しています。

イ　県教育委員会所管施設（社会体育施設、社会教育施設、文化施設）における測定状況

平成 23 年 12 月から各施設指定管理者において、定期的に測定を実施しています。これまでに低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

測定結果については、県公式ホームページで公表しています。

⑹　県立大学、専門学校等

ア　汚染状況重点調査地域

県立一関高等看護学院を対象に放射線量を定期的に測定しており、平成24年６月から平成26年３月の測定の結果は0.07～0.21μSv/hでした。

なお、平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

イ　その他の地域

岩手県立大学・盛岡短期大学部、岩手県立大学宮古短期大学部、県立宮古高等看護学院、県立二戸高等看護学院、県立農業大学校など計５施設を対象に、定期的に測定しており、平成23年11月から平成26年３月の測定の結果は0.03～1.00μSv/hでした。

平成23年度から継続して測定していますが、低減措置を実施する目安（１μSv/h）を超える値は測定されていません。

なお、岩手県立大学・盛岡短期大学部（滝沢キャンパス）においては、平成23年９月の測定において、１μSv/hを超えた箇所はなく、直ちに健康に影響を与えるような水準の値は計測されませんでしたが、キャンパス内の第三、第四調整池の測定箇所において、他の測定箇所と比較して高い値の箇所があったため、平成24年３月に表土を取り除く低減措置を実施しています。

５　降下物、大気浮遊じん等

⑴　環境放射能水準調査

原発事故以前は、文部科学省からの委託による環境放射能水準調査により、盛岡市（環境保健研究セ

ンター）において降下物※1を毎月、大気浮遊じん※2を３か月ごと、降水を降雨ごとに採取し放射性物質測定を実施したほか、県内の定点において水道水、原乳、海藻、野菜、穀類（精米）、海水、海底土及び土壌を年１回採取し測定を行ってきました。

※１　降下物：１か月間に採取した雨やちり等の降下物について、単位面積あたりの放射性物質の量を測定するもの。
※２　大気浮遊じん：特定期間に採取した大気中の浮遊粉じんについて、単位体積あたりの放射性物質の量を測定するもの。

(2)　東京電力株式会社原子力発電所事故を受けた測定

原発事故後は、文部科学省からの指示により環境放射能測定体制が強化され、降下物と水道水を盛岡市の環境保健研究センターで毎日測定しました。また、平成 23 年度に整備した機器により平成 24 年４月から一関市（一関地区合同庁舎）において大気浮遊じんを３か月ごとに測定しています。

降下物については、平成 23 年３月 19 日から盛岡市で毎日測定を実施しました。事故後の最大値は３月 20 日から 21 日に観測された放射性ヨウ素 7,830 ベクレル/平方メートル（Bq/㎡）、放射性セシウム 1,320Bq/㎡で、５月９日以降は不検出です。なお、文部科学省の指示に基づき、平成 24 年１月から月単位の測定に切替え微量の濃度まで測定するとともに、事故後に毎日行う降下物測定の代わりに中止していた降水の測定を再開しました。（図表３-５、３-６）

大気浮遊じんについては、盛岡市で事故後の最大値は平成 23 年４月から６月期に放射性セシウム 0.0041 ベクレル/立方メートル（Bq/㎥）でしたが、平成 23 年 10 月から 12 月期以降は不検出でした。また、一関市で平成 24 年４月から６月期及び同７から９月期に放射性セシウム 0.000066Bq/㎥でしたが、その後は概ね低減傾向にあります。

図表３-５　降下物（月間降下物測定結果、平成 23 年度～平成 24 年度）

（単位：核種別放射線濃度　Bq/㎡、実効線量　mSv）

平成23年度							
区分	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	備　　考
ヨウ素131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム134	327	61.1	9.32	3.89	3.29	1.74	
セシウム137	319	61.6	9.75	3.91	3.6	2.19	
50年間実効線量	0.0431	0.00832	0.00132	0.000528	0.000485	0.000294	
区分	H23.10	H23.11	H23.12	H24.1	H24.2	H24.3	備　　考
ヨウ素 131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム 134	0.852	5.99	4.25	1.60	1.54	11.8	
セシウム 137	0.95	7.23	5.37	1.99	1.90	15.9	
50 年間実効線量	0.000128	0.00097	0.00072	0.000267	0.000255	0.002127	
平成24年度							
区分	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	備　　考
ヨウ素131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム134	10.7	1.81	0.68	0.47	0.51	0.84	
セシウム137	14.8	2.45	0.94	0.68	0.73	1.32	
50年間実効線量	0.001979	0.000328	0.000126	0.000091	0.000098	0.000176	
区分	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	備　　考
ヨウ素 131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム 134	0.67	0.43	0.41	0.39	1.01	1.7	
セシウム 137	1.16	0.70	0.66	0.68	1.87	3.18	
50 年間実効線量	0.000154	0.000093	0.000088	0.00009	0.000248	0.000422	

※　１日あたりに換算すると、不検出となるレベル。

図表３-５　降下物（月間降下物測定結果、平成 25 年度）　　（単位：核種別放射線濃度　Bq/㎡、実効線量　mSv）

平成25年度							
区分	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	備　　考
ヨウ素131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム134	1.31	0.63	0.24	0.15	0.15	0.17	
セシウム137	2.44	1.26	0.45	0.29	0.38	0.39	
50年間実効線量	0.000324	0.000167	0.000060	0.000038	0.000050	0.000052	
区分	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3	備　　考
ヨウ素 131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム 134	0.063	0.29	0.13	0.16	0.63	0.81	
セシウム 137	0.18	0.56	0.31	0.39	1.49	1.93	
50 年間実効線量	0.000024	0.000074	0.000041	0.000052	0.000197	0.000255	

※　１日あたりに換算すると、不検出となるレベル。

図表３-６　降水（平成 26 年３月の検査結果）　　（単位：mm、ｍｌ、Bq/l）

採取期間	降水量	採取量	放射能濃度	検出下限値	採取期間	降水量	採取量	放射能濃度	検出下限値
3/4～3/5	0.3	21.7	不検出	7.2	3/13～3/14	16.7	1178.4	不検出	1.5
3/5～3/6	3.1	216.4	不検出	1.5	3/14～3/17	13.7	965.3	不検出	1.6
3/6～3/7	0.5	34.8	不検出	4.6	3/18～3/19	7.5	527.2	不検出	1.6
3/7～3/10	3.9	276.3	不検出	1.6	3/19～3/20	1.6	111.1	3.00※	1.6
3/11～3/12	7.3	517.5	不検出	1.5	3/20～3/24	26.8	1893.2	不検出	1.6
3/12～3/13	17.0	1198.2	不検出	1.6	3/28～3/31	31.6	2232.2	不検出	1.5

※　ベリリウム(自然核種)を検出

６　水道水

原発事故による放射性物質の水道水に与える影響を把握するため、県では、盛岡市については平成 23 年３月 18 日から 12 月 27 日まで毎日、一関市については平成 23 年４月８日から 12 月 22 日まで１週間に１回水道水中の放射性物質の測定を実施しました。

また、盛岡市及び一関市以外の地域においても、厚生労働省の方針に基づき、放射性物質の拡散による水道水への影響を把握するため、平成 23 年４月から７月にかけて、水道水中の放射性物質のモニタリングを県内全市町村及び水道用水供給事業を行う２事務組合で実施しました。

これらの測定により検出された放射性物質は、最大でも放射性ヨウ素 5.29Bq/kg、放射性セシウム 0.73Bq/kg で、いずれも国が定めた管理目標値（10Bq/kg）を下回りました。なお、水道水中の放射性物質は、平成 23 年４月 18 日に盛岡市で放射性セシウム 0.12Bq/kg が検出されて以降は不検出が続いています。

平成 24 年以降は、放射線量の測定に係る対応方針に基づき、盛岡市及び重点調査地域に指定された奥州市、一関市及び平泉町において、水道水中の放射性物質濃度の定期的な測定を行っています。平成 25 年度においては、この４地域について３ヶ月に１回の頻度の測定を実施しておりますが、いずれの地域においても放射性物質は検出されていません。

これからも、県民へ水道水に対する安心を提供するため、放射性物質の観測を継続していきます。

７　河川水、海域、海水浴場、地下水

(1)　国によるモニタリング調査

国では、東京電力原子力発電所から放出された放射性物質の影響を把握するため、文部科学省や環境省を中心に平成 23 年６月より緊急的にモニタリングを行っています。（第１回：本県沖１海域１地点、第２回：本県沖１海域３地点、第３回：５海域９地点、第４回：３海域６地点、第５回：３海域６地点、第６回：２海域５地点）（図表３-７のア）

その後、平成 23 年８月には、原子炉の状態が比較的安定し、原子炉施設からの放射性物質の放出が

十分小さくなってきたとして、国では、文部科学省を中心としたモニタリング調整会議を立ち上げ、原子力発電所周辺地域の環境回復、子どもの健康や国民の安全・安心に応える「きめ細やかなモニタリング」の実施と、一体的で分かりやすい情報提供のため、河川水や海域、地下水等にかかる総合モニタリング計画を毎年策定して、その調査結果を公表しています。現在、本県においては、重点調査地域を中心にモニタリングが行われています。（平成 23 年度：14 河川 18 地点、２海域２地点、海水浴場１地点、地下水 42 地点、平成 24 年度：16 河川 18 地点、２海域２地点、地下水 22 地点、平成 25 年度：17 河川 22 地点、２海域２地点、地下水 22 地点）（図表３－７のイ）

図表３－７　環境省調査結果

ア　被災地の海洋環境の有害物質等モニタリング調査結果（本県沖海域９地点）

		放射性セシウム(Bq/kg)			ストロンチウム90(Bq/kg)
		セシウム 134	セシウム 137	計	
海水	第１回　H23.6.10～6.18	不検出	不検出	不検出	(調査なし)
	第２回　H23.8.30	0.0043～0.015	0.0064～0.018	0.0107～0.033	(調査なし)
	第３回　H23.12.7～12.14	不検出～0.015	0.0017～0.020	0.0017～0.035	(調査なし)
	第４回　H24.11.30～12.3	不検出	0.0013～0.0027	0.0013～0.0027	(調査なし)
	第５回　H24.1.13～1.20	不検出	0.0016～0.0022	0.0016～0.0022	(調査なし)
	第６回　H25.2.20	不検出	0.0017～0.0025	0.0017～0.0025	(調査なし)
海底土	第１回　H23.6.10～6.18	不検出	24	24	(調査なし)
	第２回　H23.8.30	0.72～2.3	1.0～2.4	1.7～4.7	不検出
	第３回　H23.12.7～12.14	不検出～44	不検出～58	不検出～102	不検出～0.19
	第４回　H24.11.30～12.3	不検出～11	0.76～24	0.76～35	不検出
	第５回　H24.1.13～1.20	不検出～15	0.65～30	0.65～45	不検出
	第６回　H25.2.20	4.2～17	8.6～36	13～53	不検出

イ　河川等の放射性物質モニタリング調査結果

		放射性ヨウ素　(Bq/kg)			放射性セシウム　(Bq/kg)			備　考
		水　質	底　質	土　壌	水　質	底　質	土　壌	
河川	第１回 H23.12.21～ H24.1.6	不検出	不検出	不検出	不検出	62～ 990	116～3,400	
	第２回 H24.6.4～6.7	不検出	不検出	不検出	不検出	18～ 770	70～2,160	
	第３回 H24.9.3～9.5	不検出	不検出	不検出	不検出	40～ 400	220～2,600	
	第４回 H24.12.3～12.6	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出～1,040	不検出～17,400	
	第５回 H25.2.4～2.6	不検出	不検出	不検出	不検出	19～ 530	550～1,980	
	第６回 H25.5.20～6.4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出～340	88～4,100	
	第７回 H25.8.26～8.29	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出～101	115～2,670	
	第８回 H25.11.8～11.27	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出～326	13～2,460	
	第９回 H26.2.3～2.7	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出～177	82～1,790	
海域	第１回 H23.12.21～ H24.1.6	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	
	第２回 H24.12.3～12.6	不検出	不検出	—	不検出	不検出～33	—	
	第３回 H25.2.26～3.5	不検出	不検出	—	不検出	不検出～39	—	
	第４回 H25.7.19	不検出	不検出	—	不検出	不検出～46	—	
	第５回 H25.11.12	不検出	不検出	—	不検出	不検出～35	—	

(2)　県によるモニタリング調査

県では、国が実施しているモニタリング計画とは別に、農林水産物等の出荷制限などが行われている地域近くの河川を独自にモニタリングし、その結果を公表しています。（平成 24 年度：13 河川 19 地点、平成 25 年度：12 河川 20 地点）（図表３－８）

このほか、海水浴場を開設するにあたっては、安心してご利用いただくため、事前に空間線量率を確認し、公表しております。このうち、平成 23 年度については、国において海水浴場１地点を調査しましたが、平成 24 年度より、海水浴場調査の一環として、県で開設予定の海水浴場を調査しております。（平成 24 年度：海水浴場１地点、平成 25 年度：海水浴場３地点）

その結果、海水の放射性物質濃度は、３水浴場の海水について測定をした結果、放射性セシウム及び放射性ヨウ素ともに不検出でした。また、空間線量率は、砂浜の地表１m、50 cm、１cmの放射線量を測定した結果、最大 0.11μSv/h でした。いずれも、国が示した追加被ばく線量の長期目標に相当する 0.23μSv/h を下回っています。（図表３-９）

これからも、県民の放射線にかかる影響に対する不安を少しでも解消するために、国と協力して放射性物質のモニタリングを継続し、県民へのすみやかな情報提供に努めていきます。

図表３-８　県による河川のモニタリング調査結果

区分		放射性セシウム		空間線量率（μSv/h）	
		水質（Bq/L）	底質（Bq/kg）	右左岸	水面
北上川（本川、４支川）及び気仙川の12 地点	H24 年度第１回 H24.6.4～6.18	不検出	9.58～424	0.03～0.15	0.02～0.05
北上川（２支川）、津軽石川、閉口川、大槌川、小川川、平糠川の７地点	H24 年度第２回 H24.8.27～9.3	不検出	3.24～293	0.04～0.07	0.03～0.04
北上川(本川、2 支川)、猿ヶ石川及び気仙川（本川、１支川）の 10 地点	H25 年度第１回 H25.6.3～6.17	不検出	5.72～144	0.03～0.10	0.03～0.06
気仙川、大股川、津軽石川、閉口川、大槌川、小川川、平糠川の 10 地点	H25 年度第２回 H25.9.11～9.24	不検出	不検出～433	0.03～0.08	0.03～0.05

図表３-９　海水浴場の測定結果

測定場所	測定日	海水放射性物質濃度（Bq/kg）		放射線量（μSv/h）		
		放射性ヨウ素	放射性セシウム	地上１cm	地上 50cm	地上 1m
浄土ヶ浜（宮古市）	H24.5.10	不検出	不検出	0.04	0.04	0.03～0.04
	H25.5.9	不検出	不検出	0.04	0.03～0.04	0.03～0.04
舟渡（久慈市）	H24.5.8	不検出	不検出	0.10	0.09	0.11
	H25.5.9	不検出	不検出	0.10	0.09	0.10
江戸ヶ浜（洋野町）	H25.5.14	不検出	不検出	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04

８　廃棄物

平成 24 年１月以降、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、県内の特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設の施設設置者等により、処分に伴い生じた焼却灰等や汚泥、排ガス、排水及び地下水の放射性セシウム濃度や施設の敷地境界での放射線量の測定が行われています。

県内の特定一般廃棄物処理施設は 39 施設（焼却施設:18 施設、最終処分場:21 施設）、特定産業廃棄物処理施設は 38 施設（焼却施設:15 施設、汚泥の脱水施設:22 施設、最終処分場:１施設）となっています。

特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の焼却施設や汚泥の脱水施設については、焼却灰等や汚泥の放射性セシウム濃度が低いなど一定の要件に該当した場合、環境大臣の確認を受け排ガスなどの調査義務が免除される制度があり、県内では 36 施設が調査義務免除を受けています。（図表３-10）

図表３-10　特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設

区分		施設数	調査義務免除※1	備考
特定一般廃棄物処理施設	焼却施設	18 施設	15 施設	※1　18 施設中 15 施設が放射性物質汚染対処特措法施行規則第 32 条第 2 号の確認（調査義務免除）を受け排ガス等の測定が免除。
	最終処分場	21 施設	（免除制度なし）	
	計	39 施設	15 施設	
特定産業廃棄物処理施設	焼却施設	15 施設	12 施設	※1　15 施設中 12 施設が放射性物質汚染対処特措法施行規則第 34 条第 2 号の確認（調査義務免除）を受け、排ガス等の測定が免除。 休止　2 施設（うち１施設は上記免除を受けている）
	最終処分場※2	1 施設	（免除制度なし）	※2　最終処分場のうち、特定産業廃棄物等を埋立している施設のみ。
	汚泥の脱水施設	22 施設	9 施設	休止・実績なし　10 施設
	計	38 施設	21 施設	
合計		77 施設	36 施設	

測定結果については、焼却施設のばいじん(飛灰)で、原発事故直後 8,000Bq/kg 超が確認されましたが、その後は減少傾向にあります。焼却施設の排ガスは不検出（N．D.）、最終処分場の排水は不検出（N．D.）～基準値未満、周辺地下水は不検出（N．D.）、汚泥の脱水施設の排水は不検出（N．D.）、施設の敷地境界の空間線量率は追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以内となっています。(図表３-11, 12, 13)

県では、これら施設設置者等が測定した結果を取りまとめ、県公式ホームページで公表するとともに、産業廃棄物Ｇメンや廃棄物担当者による監視指導を行っています。(図表３-14)

図表３-11　特定一般廃棄物焼却施設、特定一般廃棄物最終処分場における測定結果

区分	調査義務有	排ガス(Bq/m³)	排水※(Bq/ﾘｯﾄﾙ)	周辺地下水(Bq/ﾘｯﾄﾙ)	空間線量率(μSv/h)
焼却施設	3	N.D.	—	—	0.02～0.15
最終処分場	21	—	N.D.～48	N.D.	0.02～0.21

※　排水濃度限度に対する割合　0.01～0.61 ※基準値１

図表３-12　産業廃棄物焼却施設における測定結果

	施設数	調査義務有	排ガス(Bq/m³)	空間線量率(μSv/h)
岩手県	12	2	N.D.	0.04～0.11
盛岡市	3	0	－	－

図表３-13　産業廃棄物最終処分場における測定結果

管理型最終処分場	特定産業廃棄物等を埋立している施設	排水(Bq/ﾘｯﾄﾙ)	周辺地下水(Bq/ﾘｯﾄﾙ)	空間線量率(μSv/h)
5	1	N.D.～2	N.D.	0.04～0.11

図表３-14　廃棄物担当者及び産廃Ｇメンによる監視回数（平成 26 年３月 31 日現在）

施設等の種類	産業廃棄物関係			一般廃棄物関係	
	管理型処分場	汚泥脱水施設	焼却施設	最終処分場	焼却施設
平成 24 年度	41	47	90	90	56
平成 25 年度	38	35	107	84	59

９　災害廃棄物

災害廃棄物の広域処理に当たっては、環境省から示された基準又は受入自治体との契約等に基づき定められた基準に基づいて、出荷時、到着時、それぞれにおいて放射線量の測定を行いました。

また、平成 23 年度から可燃物の放射性物質濃度を測定しており、環境省が災害廃棄物を広域処理する場合の受入れの目安としている焼却前の災害廃棄物の放射性物質濃度 240 Bq/kg以下（焼却しても焼却灰等の放射性物質濃度が埋立基準 8,000Bq/kg 以下となる十分な安全率をもった目安）を超過しないため、問題なく処理できることを確認しています。(図表３-15)

なお、測定データは受入自治体のホームページでも報告されています。

図表３-15　災害廃棄物（可燃物）の放射性物質濃度測定結果（平成 23 年度、平成 24 年度）

年度	市町村数	推計結果※	備　　　考
H23	9 市町村	N.D.～ 104Bq/kg	７月 12 日～11 月 22 日実施（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、宮古市、山田町、大槌町、陸前高田市）
H24	12 市町村	33.8～173.7Bq/kg	５月 15 日～５月 29 日実施（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）
	12 市町村	25.6～207.8Bq/kg	８月６日～８月 29 日実施　上記 12 市町村
	11 市町村	26.1～156.1 Bq/kg	11 月５日～11 月 22 日実施（洋野町、久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市（普代村の定点は災害廃棄物搬出済みにより測定を終了。))
	10 市町村	25.8～167.2 Bq/kg	２月４日～２月８日実施（洋野町、久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、陸前高田市（大船渡市及び普代村の定点は災害廃棄物搬出済みにより測定を終了。))

※推計結果：災害廃棄物の組成（木質、紙類、繊維、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、わら、細塵）毎に放射性物質濃度を測定し組成比を乗じて算出した結果

図表３-15　災害廃棄物（可燃物）の放射性物質濃度測定結果（平成 25 年度）

年度	市町村数	測定結果	備　　考
H25	４市町村	N.D.～16Bq/kg	４月３日～４月 10 日実施（野田村、宮古市、山田町、大槌町）
	４市町村	N.D.～82Bq/kg	７月１日～７月 12 日実施（野田村、宮古市、山田町、大槌町）
	２市町村	N.D.～51Bq/kg	10 月１日～10 月 12 日実施（野田村、大槌町）
	３市町村	N.D.～8.5 Bq/kg	12 月９日～１月 10 日実施　（野田村、宮古市、山田町）

10　浄水発生土

市町村及び一部事務組合が行っている水道事業では、水道原水中の土砂等を急速ろ過などの浄水工程により取り除いた浄水発生土について、適切に処理（再生利用、廃棄物処理）するため放射性物質濃度の測定を行っています。

環境省では、浄水発生土の最終処分（埋立）の基準を 8,000Bq/kg 以下と定めていますが、これまでの測定結果では、最大で 1,780Bq/kg（平成 23 年８月）となっており、基準を大きく下回っています。

平成 25 年度（平成 26 年３月末現在）の測定結果は、不検出から 241Bq/kg の間であり放射性物質のレベルは減少しています。（図表３-16）

図表３-16　浄水発生土の測定状況

測定年度	測定期間	測定結果	備　考
平成 23 年度	H23.６.６～H23.12.31	N.D.～1,780Bq/kg	放射性物質特措法に基づく指定基準 （管理型最終処分場への埋立基準）8,000Bq/kg 原子炉等規制法に基づくクリアランスレベル （製品における基準）　100Bq/kg
平成 24 年度	H24.４.１～H24.６.１	不検出～640Bq/kg	
	H24.６.１～H24.８.31	不検出～300Bq/kg	
	H24.９.１～H24.11.30	不検出～430Bq/kg	
	H24.12.１～H25.３.31	不検出～77Bq/kg	
平成 25 年度	H25.４.１～H25.６.30	不検出～68Bq/kg	
	H25.７.１～H25.９.30	不検出～241Bq/kg	
	H25.10.１～H26.１.31	不検出～98Bq/kg	
	H26.２.１～H26.３.31	不検出～162Bq/kg	

11　工業製品等

地方独立行政法人岩手県工業技術センターでは、平成 23 年度以降、事業者の要望に応じてサーベイメータによる測定を実施しています。また、平成 23 年度に、ゲルマニウム半導体検出器１台を県からの補助により購入し、平成 24 年度から測定を実施しています。

測定の結果、基準値（検体の種類による。）を超えた場合には、測定を依頼した事業者に対し、廃棄方法・連絡先等について情報提供しています。

平成 25 年度においては、ゲルマニウム半導体検出器による測定を 41 件・92 点について行っており、そのうち基準値を上回る放射性物質濃度の検出件数が側溝土砂の１点、道路側溝土砂２点及び試験用土壌１点の計４点ありましたが、測定依頼者に対し、廃棄方法について情報提供しています。

12　流域下水道

(1)　下水汚泥等の放射性物質濃度の測定状況

流域下水道の都南浄化センター（盛岡市）、北上浄化センター（北上市）、水沢浄化センター（奥州市）、一関浄化センター（一関市）の４施設から排出される下水汚泥等（脱水汚泥と焼却灰）を安全に有効利用や埋立処分を行うために、放射性物質濃度を測定しています。

脱水汚泥については、当初（平成 23 年６月）は、21～320Bq/kg でしたが、現在は、検出下限値未満～17Bq/kg 程度まで低下しています。

焼却灰については、当初は 810～2,510Bq/kg でしたが、現在は 164～315Bq/kg 程度まで低下しています。また、脱水汚泥焼却炉の排ガスと下水処理水の測定を実施しており全て検出下限値未満でした。

(2)　空間線量率の測定状況

焼却灰を排出している都南浄化センターと北上浄化センターにおいて、周辺住民や作業従事者への影響を把握するため敷地境界等において空間線量率を測定しています。

平成 23 年度から平成 24 年度まで週１回以上の測定を継続し、結果は 0.02～0.20μSv/h と低減措置を実施する目安（1μSv/h）を超えることはなかったことから、現在は他の公共施設等と同様の年２回の頻度で測定しており、平成 25 年９月の測定の結果は 0.04～0.06μSv/h となっています。(図表３-17)

図表３-17　流域下水道浄化センター境界敷地

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
都南浄化センター	0.03～0.18μSv/h	0.02～0.06μSv/h	0.04～0.05μSv/h
北上浄化センター	0.02～0.20μSv/h	0.04～0.07μSv/h	0.06μSv/h

空間線量率測定（敷地境界）

空間線量率測定（下水処理施設内）

13　工業用水道

県では、法令及び国の通知等に基づき、工業用水道施設２カ所について放射性物質等の測定を実施し、その結果をホームページで公表することで、工業用水の使用ユーザー等に対する安全の周知、風評被害対策に努めています。

○測定施設：第一北上中部工業用水道（第一工水）　北上市北工業団地内
　　　　　　第二北上中部工業用水道（第二工水）　北上市相去町地内

(1)　工業用水道

安全な工業用水を供給するため、国の通知に基づき放射性物質濃度を測定しています。(図表３-18)

平成 23 年度からこれまで、第一工水及び第二工水をゲルマニウム半導体検出器又は NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータで年１回測定していますが、その結果はいずれも不検出でした。(図表３-19)

図表３-18　工業用水の測定根拠、測定基準、測定頻度

測定根拠	・福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う工業用水道の対応について（H23.３.25 経済産業省通知） ・水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等に伴う工業用水道の対応について（H24.３.29 経済産業省通知）
測定基準	・平成 23 年度：放射性セシウム 200Bq/kg 以下、放射性ヨウ素　300Bq/kg 以下（H23.３.25 通知による） ・平成 24 年度以降：放射性セシウム 10Bq/kg 以下（H24.３.29 通知による）
測定頻度	脱水汚泥の測定結果が高い場合又は水道水から暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合に測定 （年１回は測定）

図表３-19　工業用水の放射性物質濃度　（単位:Bq/kg）

施　設　名	H23. 7	H24. 6	H25. 5	H26. 3	備　　考
第一北上中部工業用水道	不検出(<20)	不検出(<0.77)	不検出(<1.0)	不検出（<0.05)	管理目標値 H23：200Bq/kg 以下 H24：10Bq/kg 以下
第二北上中部工業用水道	不検出(<20)	不検出(<0.79)	不検出(<1.0)	不検出(<0.07)	

※　H23 と H24 で管理目標値が異なるため、測定方法を変更

(2)　脱水汚泥

工業用水製造の過程で排出される脱水汚泥の処理（再生利用・最終処分）を適切に行うため、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき放射性物質濃度を測定しています。(図表３-20)

これまでのゲルマニウム半導体検出器又はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定の結果、平成 23 年６月 30 日に最大 799Bq/kg が検出されましたが、それ以降は徐々に低下し、平成 23 年12 月以降、第一工水及び第二工水において、再利用基準の 100Bq/kg 以下となりました。(図表３-21)

工業用水道　脱水汚泥　放射性セシウム濃度測定結果
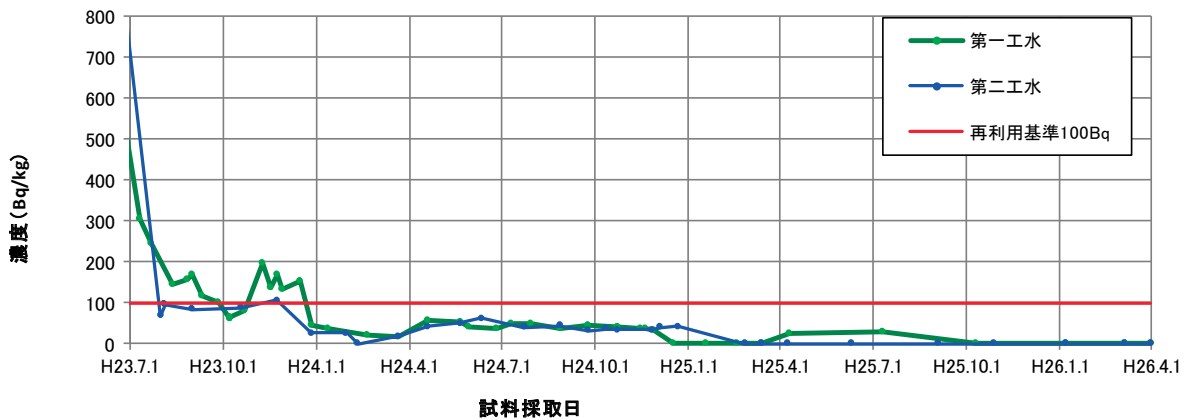
図表３-20　脱水汚泥の測定根拠、測定基準、測定頻度

測定根拠	・放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方（H23.3.25　経済産業省通知） ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H24.1.1　施行） ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（クリアランス基準:再利用 100Bq/kg 以下）
測定基準	・放射性セシウム 100Bq/kg 以下　：コンクリート製品に再利用が可能 ・放射性セシウム 100～8,000Bq/kg：埋立処分が可能 ・放射性セシウム 8,000Bq/kg 超　：特別措置法による管理が必要
測定頻度	・平成 23～24 年度：月１回または搬出の都度 ・平成 25 年度：脱水汚泥の処理(再生利用または最終処分)のために必要な場合 脱水汚泥の保管場所を変更する場合 敷地境界等の空間線量率測定で高い測定値となった場合

図表３-21　脱水汚泥の放射性物質濃度　（単位：Bq/kg）

施　設　名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備　　考
第一北上中部工業用水道	17～505	不検出(<20)～62	不検出(<20)～28	再利用基準：100Bq/kg 以下 埋立処分基準：8000Bq/kg 以下
第二北上中部工業用水道	不検出(<20)～799	不検出(<20)～51	不検出(<20)	

(3)　敷地境界等の空間線量率

工業用水製造の過程で排出される脱水汚泥を保管する施設において、作業従事者や周辺住民への安全確認のため、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき敷地境界等(保管場所の境界及び施設の敷地境界)での空間線量率を測定しています。(図表３-22)

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる測定の結果、第一工水及び第二工水の測定におい

て、すべて基準値（0.19μSv/h）以下となっています。（図表３-23）
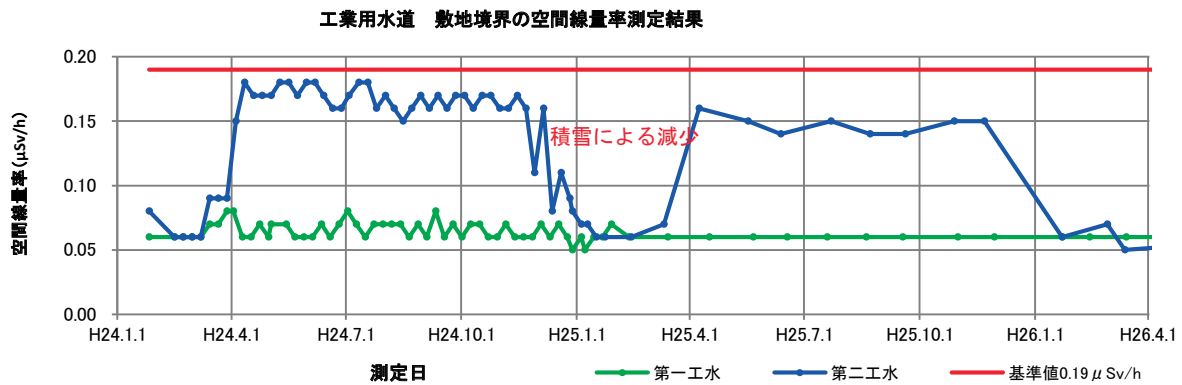
図表３-22　敷地境界等の空間線量率の測定根拠、測定基準、測定頻度

測定根拠	・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H24.1.1　施行） ・特措法施行規則第32条第２項の規定による環境大臣の確認の要件の一部改正について（H24.11.30　環境省告示第164号）、確認通知書（H25.1.23　東北地方環境事務所長）
測定基準	追加被ばく線量：1mSv/年（＝0.19μSv/h以下）
測定頻度	平成24年１月から25年１月まで：週１回（特別措置法による） 平成25年２月以降：月１回（確認通知書により法令による測定義務がなくなったが、安全確認のために測定）

図表３-23　敷地境界等（保管場所の境界、施設の敷地境界）の空間線量率　（単位：μSv/h）

施　設　名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備　考
第一北上中部工業用水道	0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.06	追加被ばく線量＜１mSv/年（＝0.19μSv/h）
第二北上中部工業用水道	0.04～0.09	0.05～0.18	0.02～0.16	

(4)　脱水汚泥の処理

発生した脱水汚泥は、埋立処分基準（8,000Bq/kg以下）及び再利用基準（コンクリート原材料として使用する場合は100Bq/kg以下）に従って処理しています。100Bq/kgを超える脱水汚泥については、施設内に一時保管し、いわてクリーンセンターで焼却処分を行っています。

100Bq/kg以上のために施設内に保管していた原子力事故直後の脱水汚泥については、平成25年10月16日で処分を終了しました。（図表３-24）

図表３-24　脱水汚泥の処理量

年度	脱水汚泥処理量	備考
23年度	6.28t	
24年度	44.94t	
25年度	68.34t	10月16日で処分完了
計	119.56t	

第２節　放射線量低減に関する取組状況

1　県有施設の低減措置実施状況

県では、原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、県有施設における空間線量率の測定を行い、低減措置実施の目安である１μSv/hを超えた箇所については、低減措置を実施しています。

県内４市町村の県立学校等 14 施設、県営アパート３施設の雨どいの下など 128 ヵ所において汚染土壌の除去や埋設等の低減措置を平成 23 年９月から平成 25 年８月にかけて実施し、その後は全ての施設において１μSv/h を下回っています。

なお、県立学校においては、平成 23 年度中に局所的に高い値（１μSv/h 以上）を示した箇所の除染（10 校、計 109 ヶ所）に加え、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて重点調査地域内にある４校の面的除染を実施しました。

２　市町村の低減措置実施状況

(1)　汚染状況重点調査地域指定市町村

放射性物質汚染対処特別措置法が制定され、本県では、空間線量率が 0.23μSv/h（国が追加被ばく線量の長期的目標とする年間１ミリシーベルト（mSv）相当）以上の地域が確認された一関市、奥州市、平泉町の３市町が重点調査地域として指定を受けています。

３市町では、除染実施計画を策定し、平成 23 年度、24 年度に子どもが長時間滞在する学校、公園等を中心に、平成 25 年度には、その他公共施設や住宅等の除染を実施しています。

その結果、平成 25 年 12 月までに子供が長時間滞在する学校、公園等の施設における面的除染（校庭や公園の広い範囲を除染すること）を完了しました。

(2)　岩手県放射線調査・低減事業の創設による市町村の低減措置への支援

重点調査地域の指定を受けた３市町の他、その他の地域でも、雨どいの下や側溝などで局所的に空間線量率の高い箇所が見つかったことから、県では、「放射線量低減に向けた取組方針」に基づき、空間線量率が１μSv/h 以上の箇所を有する公共施設（学校等の施設については、私立施設を含む。）に対し市町村等が行う低減措置について財政的支援を行うなど、除染を促進してきました。（図表３-25）

これまでに６市町村が補助事業を活用し、計 136 の学校等の施設において低減措置が行われています。

図表３-25　岩手県放射線調査・低減事業の内容

項目	内容
補助対象空間線量率	【低減事業のみ】空間線量率が毎時 1.0 マイクロシーベルト以上となった場合
補助額	市町村等が実施する放射線量の調査に要する費用及び毎時１ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ以上となっている箇所の低減作業に要する費用に２分の１を乗じて得た額。（ただし、調査事業は学校等の数に 12 千円（私立高等学校は 22 千円）を乗じて得られた額を、低減事業は学校等の数に 64 千円（高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は 83 千円）を乗じて得られた額（私立高等学校は 110 千円（高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は 129 千円））を限度とする）
補助対象施設	公立及び私立の「幼稚園、小学校、中学校（県立を除く）、高等学校（県立を除く）、特別支援学校（県立を除く）、保育所、児童館（県立を除く）、認可外保育施設、へき地保育所、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立生活援助事業所、知的障害児福祉施設、知的障害児通園施設、重症心身障害児施設、障害福祉サービス事業所（児童デイサービス）」その他知事が必要と認める施設
実施主体	【公立施設】市町村 【私立施設（私立高等学校を除く）】市町村(設置者が実施することも可) 【私立高等学校】設置者（市町村が実施することも可）
補助対象事業費	調査・測定費及び放射線量低減のための費用 （市町村又は設置者の人件費及び旅費、機器購入に要する費用は対象外）
費用負担	公立施設については県 1/2 市町村 1/2、私立施設については、県 1/2 原則として設置者 1/2(設置者負担分について、市町村が負担を行うことも可。)

(3) 市町村独自の測定・低減措置

重点調査地域の指定を受けた県南３市町の除染や岩手県放射線調査・低減事業を活用した市町村の低減措置の他にも、市町村は独自に放射線量の測定を行い、市町村がそれぞれ定める低減措置の目安等を

超えた場合には除染等の低減措置が行われています。

なお、平成26年３月31日までに、延べ30,174件の測定が行われ、そのうち、795件の低減措置が行われています。（放射性物質汚染対処特別措置法に基づく県南３市町除染、県補助金を活用した除染を含む。）（図表３-26）

図表３-26　市町村測定・低減措置実施状況　（単位：箇所）

区分 ＼ 項目		調　査 実施施設数	低　減 実施施設数	備　考
学校等	H23	1,282	263	
	H24	1,055	62	
	H25	679	23	
不特定多数利用施設	H23	2,455	289	
	H24	2,394	54	
	H25	935	86	
その他生活圏	H23	129	0	
	H24	121	0	
	H25	21,124	18	
計	H23	3,866	552	
	H24	3,570	116	
	H25	22,738	127	

３　岩手県放射線量低減マニュアル

県は、原発事故による放射性物質の影響により、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減するため、平成25年９月に「放射線量低減に向けた取組方針」を策定しました。

一方、本県における放射線量の状況は、文部科学省が平成23年９月14日から10月13日にかけて実施した航空機モニタリング結果によると、放射線量が比較的高い県南部においてほぼ 0.2～0.5μSv/h の地域が認められる程度であり、局所的に高い放射線量の箇所について低減措置を講じることにより低減方針の目標である追加被ばく線量年間１mSvを達成できるものと考えられました。

このため、平成24年３月、本県の現状を踏まえ、低減方針に基づきこれまで優先的に取組んできた学校等の施設のほか不特定多数の人が利用する施設に対して、市町村が放射線量調査及び低減措置を行う際に参考としていただく事項を示した「岩手県放射線量低減マニュアル」を作成しました。

なお、「岩手県放射線調査・低減事業費補助金交付要綱」に基づき実施する補助事業においては、本マニュアルに基づき実施することとしました。

４　放射性物質により汚染された廃棄物の処理に向けた取組

県では、県南地域を中心に発生している除染廃棄物、農林業系副産物、道路・河川管理に係る廃棄物に係る課題を、市町村と連携して部局横断的に解決に向けて取り組むため、平成24年８月に「放射能汚染廃棄物対策連携チーム」を設置しました。連携チームでは、廃棄物等の種類ごとに、焼却・処分等を行う場合の基本的スキームについて、国のガイドライン等において明確化されていないものの補完及び当面の安全安心な処理方法や支援策を検討し、市町村における円滑な処理を促進するため、平成24年11月に「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第１版）」を示しました。

平成24年12月26日には連携チームから「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」に改組し、処理等への技術的支援、地域住民への説明支援、特に多くの処理すべき廃棄物等を抱える市町村等に対しての重点的支援を行っています。（図表３-27）

図表３-27　放射能汚染廃棄物対策連携チーム、放射能汚染廃棄物処理等支援チームの活動状況

チーム	活 動	開催日	内　容
放射能汚染廃棄物対策連携チーム	第１回会議	平成 24 年８月１日	設置要領、作業スケジュール確認
	第２回会議	平成 24 年８月 30 日	現状把握
	第３回会議	平成 24 年９月 13 日	対応方針(第１次報告案)の検討
	第４回会議	平成 24 年 11 月 14 日	ガイドライン(最終報告案)の検討
	公表	平成 24 年 11 月 30 日	ガイドライン(第１版)策定
放射能汚染廃棄物処理等支援チーム	H24 第１回会議	平成 25 年２月 14 日	取組状況等
	H25 第１回会議	平成 25 年６月 19 日	取組状況等
	H25 第２回会議	平成 25 年９月 13 日	取組状況、ガイドライン改定検討
	H25 第３回会議	平成 25 年 11 月 13 日	取組状況、ガイドライン改定検討
	H25 第４回会議	平成 26 年２月５日	取組状況等

５　放射性物質除去・低減技術実証事業

「放射線量低減に向けた取組方針」に基づき、県民の皆さんが日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減できるよう取組んでいます。その一環として、県内放射性物質除去・低減措置の参考にすることを目的として、平成 24 年度から関係各部及び県の試験研究機関で構成する岩手県放射性物質除去・低減技術検討プロジェクトチームにより、市町村の課題に対応し、県内で活用できる実用的な技術の情報収集と調査及び技術試験を実施しています。（図表３-28）

なお、公募による技術試験の結果は、その概要を県ホームページに公開しています。

時間の経過とともに、原発事故に由来する放射線量は低減していますが、なお残る放射性物質に関する課題の解決に向けて継続して取り組むこととしています。

図表３-28　放射性物質除去・低減技術実証事業における技術試験実施状況

対　象	技　術　名	実施年度	備　考
道路側溝汚泥	放射性セシウムを吸着し含水汚泥を減容化させる除染用土のう	H25	H25 公募
	特殊ジオテキスタイル製袋を活用した用水路底質等の脱水減容化	H24	H24 公募
	環境放射線モニタを用いた簡易測定法による放射性セシウム濃度推定	H25	
遮蔽容器	放射線遮蔽容器 L-box による放射線量低減	H25	
	銅スラグコンクリートボックスによる遮蔽 （平成 24 年度特殊ジオテキスタイル製袋試験時に実施）	H24	
原木しいたけ関係	しいたけ原木洗浄機による放射性物質濃度低減効果の確認	H25	
	バキューム機能付きエンジンブロワによるほだ場環境改善（落葉層除去）の試行	H25	
	プルシアンブルー利用による原木しいたけへのセシウム移行低減	H24	H24 公募
農林業系副産物等	オゾンを用いた排ガス処理装置付輻射熱熱分解炉による有機物等減容化技術	H25	H24 公募 H25 実施
	牧草のペレット化技術	H24	
道路舗装面等	ポリイオン水を用いた回収型高圧洗浄機による舗装面除染	H24	H24 公募
	ゼオライト含有高分子水溶液の塗膜乾燥剥離による除染	H24	H24 公募
放射線量低減等に関連する技術	（廃棄物最終処分場運用効率の向上） ベントナイト加工技術を利用した焼却灰の減容化処理技術	H25	
	（測定方法） NaI シンチレーションサーベイメータ TCS-172B と GPS マルチロガーを活用した放射線量測定方法に関する調査	H25	
	（測定方法） 農林業系副産物を対象とした放射性物質濃度の簡易測定方法の検討	H25	

第３節　県産食材等の安全確保に関する取組状況

１　県産農林水産物の放射性物質の影響対策

原発事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、本県で生産された農林水産物や消費者向けに販売の用に供する食品等の放射性物質濃度検査については、国の原子力災害対策本部が示すガイドラインや県の策定した「県産食材等の安全確保方針」等に基づき、計画的にきめ細やかな検査を実施し、検査結果等の速やかな公表に努め、消費者の食の安全安心の確保と風評被害の防止を図っています。

(1)　検査計画に基づく検査

県では、平成 23 年５月から野菜や原乳、海産魚などを対象に、独自に放射性物質濃度の測定を開始しましたが、平成 23 年８月に、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、本県が「総理指示対象自治体及びその隣接自治体」とされたことから、同月、穀類、野菜、果実、畜産物、特用林産物、水産物など主要な県産農林水産物を対象とした「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」を策定、以降３カ月ごとに検査計画を策定し、これに基づく検査を行ってきました。

23 年度は 41 品目 8,314 件、24 年度は 73 品目 18,234 件、25 年度は 63 品目 17,575 件（３月末現在）の合計のべ 177 品目 44,123 件の検査を実施したところです。うち、国の基準値（23 年度は暫定規制値）を超過したものは、原木しいたけや山菜、川魚など 260 点（0.6%）となっています。（図表３-29）

図表３-29　県産農林水産物等の放射性物質濃度の検査状況（H26. ３月末現在）

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
穀類		128	1,312	554
	米	102	223	155
	麦類	9	73	36
	大豆	12	540	250
	雑穀	－	－	4
	そば	5	474	108
	小豆	－	2	1
野菜類		44	127	71
果実類		11	51	30
特用林産物		150	1,025	608
	原木しいたけ	121	611	399
	菌床しいたけ	12	89	69
	山菜類	－	57	90
	野生きのこ類	8	53	37
	その他(原木なめこ等)	9	215	13
畜産物		7,523	13,756	14,425
	牛肉	7,213	13,081	13,783
	豚・羊・鶏・鶏卵	34	63	30
	乳	276	612	612
水産物		458	1,954	1,881
	海面魚種	444	1,725	1,721
	内水面魚種	14	229	160
その他		－	9	6
	茶	－	1	3
	はちみつ	－	7	－
	くわい（露地）	－	1	3
合計		8,314	18,234	17,575

検査体制については、原発事故以降、県としても検査機器の増設を進めてきており、農林水産分野においては、県農業研究センターに平成 24 年３月に配備されたゲルマニウム半導体検出器による精密分析、各地の現地機関に配備された NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータによる簡易分析により対応しているほか、検査が短期間に集中する場合など、県内外の検査機関も活用しています。

(2)　野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度検査

ア　平成24年度

（ア）　野生山菜類

平成24年春の野生山菜の放射性物質濃度検査は、市町村もしくは野生山菜を取扱う産地直売所等の流通関係者が一次検査を行い、国の基準値の２分の１以上の値が測定された場合は、県において再測定する協力体制で対応することとなりました。（図表３-30）

市町村と流通関係者の段階でそれぞれ安全・安心の確保を図るために多くの野生山菜の測定が行われました。この取組が進む中において９市町村で採取された野生山菜が国の基準値の２分の１以上の値が測定されたことから、県による再測定の結果、７市町で10品目（延べ18品目）の野生山菜が国の出荷制限指示等の対象となりました。

県では、野生山菜を販売する流通関係者に対し自主的な放射性物質の検査の実施について協力を依頼し、販売されている野生山菜の安全性の確保に努めるとともに、これらの流通関係者をはじめ市町村から依頼により県が再検査した結果については、国の基準値を下回ったものも含め、全ての測定結果を、県公式ホームページで公表しました。

また、野生山菜は販売を目的に採取されるだけではなく、行楽として野山に自生する山菜を採取し各家庭で楽しまれていることから、これらの行楽目的で野生山菜を採取している県民に向けて、注意喚起を促すため、県公式ホームページの「環境放射能に関する情報」内に、「野生山菜の情報」のページを新たに設け、「山菜を採取する際の留意点」を掲載しました。

【山菜を採取する際の留意点】

野生の山菜の放射性物質濃度については、県や市町村が検査を行った山菜の採取場所の周辺地域において、類似しているものと考えられます。山菜取りにお出かけになる際には、県や市町村の検査結果をご覧いただき、山菜取りを計画している周辺地域の品目の状況を参考にしてください。

なお、県から採取の自粛要請が出ている地域では、山菜を採取することを控えるとともに、出荷や採取の自粛が行われていない地域であるかを確認したうえで山菜を食べるようにしましょう。

図表３-30　県と市町村・流通関係者との検査協力体制

項　目	内　容　等
ア　測定対象	販売することを目的として生産・製造された食品（給食食材を含む。）
イ　一次測定	・測定者　：市町村、流通関係者 ・測定機器：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等 ⇒　国の基準の1/2以上の値が測定された場合：県へ再検査を依頼する。
ウ　再測定（精密検査）	・測定者　：　県（県産農林水産物→農林水産部、その他→環境生活部） ・測定機器：　ゲルマニウム半導体検出器 ⇒　国の基準を超える値が測定された場合：出荷自粛等の措置を講じる。
エ　結果公表等	・依頼を受けた市町村等へ測定結果を通知するほか、県ホームページ等で公表する。
オ　根拠通知	「市町村が実施する食品中の放射性物質濃度の測定に関する県の対応について」 （平成24年３月28日防災第1186号 総務部長通知） 「野生山菜類の安全性の確保について」（平成24年４月16日流第36号・林振第67号 農林水産部長通知）

（イ）　野生きのこ類

春の山菜シーズンには、県ホームページ上で行楽等の目的で山菜採りに行く県民に向けて注意喚起を行いましたが、市町村が実施している住民からの持込み検査や流通関係者の自主検査に基づく

ものであったことから、県内全市町村を網羅することができませんでした。平成24年秋の野生きのこの検査体制を構築するにあたり、春の野生山菜の取組を踏まえ、野生きのこの検査を行う際の課題等を市町村に照会したところ、以下のとおり意見がありました。

【市町村からの主な回答】
○　全市町村が同じ対応となるように、県として計画的にモニタリング検査をしてほしい。
○　販売目的のものを検査したデータが、本来の目的と異なる行楽情報のように扱われるのは筋が違う。
○　各市町村における測定基準等を統一し、迅速な県の再検査体制を整備してほしい。
○　出荷自粛等の対象区域を、旧市町村単位にしてほしい。
○　一般の県民が採取する前に、県によるサンプル調査を実施してほしい。　　　　　　　等

野生きのこは、野生山菜と同様に、秋の行楽として一般的なことや、多くの市町村から早期に全県的な取組を求められたことから、県と市町村が連携した全市町村検査を新たに実施することとしました。

なお、国の原子力災害対策本部が示す「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等により、野生きのこについては、一品種から国の基準を超える放射性物質が検出された場合は、当該野生きのこが採取された市町村の全ての野生きのこが出荷制限の対象となります。

≪野生きのこの出荷制限について≫
国の定める基準を超過する値が検出された場合は、次の理由により、当該検査対象が採取された市町村の野生きのこ全種が出荷制限の対象となった。
ア　国の原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(最終改正平成24年７月12日）において、野生きのこについては品目ごとの記載が無く「野生きのこ類」として一括表記されていること。
イ　各自治体に対する国からの出荷制限指示において、前例では、特定の種類の測定結果をもって、その他の種類を含む「野生きのこ」全種を制限対象としていること。

全市町村検査及び流通関係者からの依頼測定等の結果、８市町の野生きのこから国の基準を上回る放射性物質が測定されたことから、当該８市町に対し国の出荷制限指示等が出されました。

全市町村検査による測定結果については、県ホームページに一覧表として形成するとともに、測定状況を地図形式にまとめた「野生きのこマップ」を作成し、行楽として野生きのこを採取する県民向けに分かりやすく情報を届けるようにしました。「野生きのこマップ」では、測定結果が国の基準値を下回った市町村と、国の基準値を上回り出荷自粛等の対象となった市町村の表示色を分けて、地域的な傾向を把握しやすいようにしています。また、採取した後に自家用と販売用に用途が分かれるという野生きのこの特性に配慮し、一般の県民と流通関係者のいずれにも活用できる情報とするために、マップ内に流通関係者に向けた野生きのこの自主検査実施を働きかけるページへのリンクボタンを設定しました。

イ　平成25年度

（ア）　野生山菜類

平成25年春の野生山菜の放射性物質濃度全市町村検査については、平成24年秋に実施した野生きのこの放射性物質濃度全市町村検査に準じて実施することとしました。しかし、検査の検討時点において既に出荷制限等の対象品目が発生していることや、国の出荷制限指示等は品目毎に対象となることなどが、野生きのこの場合と異なります。

このため、野生山菜の全市町村検査については、原子力災害対策本部の検査対象指定品目から

県内流通量や発生時期等を考慮して、２品目（平成25年はコゴミ・ワラビ）を指定して検査することとしました。検査結果については、一覧表とともにマップ形式で公表しており、検査対象品目を統一することにより県内全域の傾向を県民がより把握し易くすくなる効果も期待できました。

検査結果については、検査対象の２品目について、それぞれ検査結果一覧とマップで、県ホームページに掲載しました。平成25年全市町村検査を含む野生山菜類検査の結果、新たに基準値を超過した品目はありませんでしたが、２品目で３市町が新たに出荷制限の対象市町村となり、最終的に10市町で10品目（延べ25品目）の野生山菜が国の出荷制限指示等の対象となりました。（図表３-31）

なお、国から出荷制限指示解除の要件が明らかとなっていない中、この全市町村検査結果では出荷制限指示が解除される見込みがないことから、出荷制限指示等の対象品目は検査対象外としました。

（イ）　野生きのこ類

平成25年秋の野生きのこの放射性物質濃度全市町村検査については、基本的に平成24年秋に実施した野生きのこ全市町村検査に準じて実施することとしましたが、既に国の出荷制限の対象となっている８市町については検査の対象外としました。

平成25年全市町村検査等の結果、新たに１町の野生きのこから基準を超える放射性物質が検出され、９市町が国の出荷制限指示の対象となりました。（図表３-31）

≪農林水産部が実施しているモニタリング検査との調整≫

マツタケは「野生きのこ」に含まれることから、全市町村検査の対象となるが、マツタケについては農林水産部が実施しているモニタリング検査の対象にもなっている。業務の重複を避けるため、モニタリング検査でマツタケの検査を行う市町村（※）にあっては、このモニタリング検査の結果をもって全市町村検査の結果とみなすこととした。

※H25年度：宮古市、葛巻町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑町、軽米町、野田村

図表３-31　野生山菜、野生きのこの国出荷制限指示、県出荷自粛要請の状況

区　分		市町村	
		平成24年度	平成25年度
野生山菜類	コシアブラ	盛岡市、花巻市、奥州市、住田町、釜石市	遠野市、北上市
	ゼンマイ	奥州市、一関市、住田町	
	ワラビ（野生）	奥州市、陸前高田市	一関市、平泉町
	セリ（野生）	奥州市、一関市	
	タケノコ	奥州市、一関市	陸前高田市
	コゴミ（野生）	花巻市	陸前高田市
	タラノメ（野生）	一関市	
	ミズ（野生）	一関市	
	フキ（野生）	奥州市	
	サンショウ（野生）	奥州市	
野生きのこ類		遠野市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ケ崎町、平泉町	住田町

(3)　農作物等の適切な生産管理

県では、平成23年度に、農林水産省技術会議と連携して、県内160地点の農地土壌中の放射性セシウム濃度の調査を行い、その結果及び文部科学省の「航空機モニタリング結果」を基に、「岩手県農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

さらに、放射性物質の土壌から農作物への吸収・移行等に関する調査研究を行い、得られた知見に基づき、平成24年２月に、「土壌からの吸収リスク低減」や「資材等からの持込リスク低減」など、放射性物質の影響を軽減するための生産管理対策についてとりまとめた「放射性物質影響防止のための農作

物生産管理マニュアル」を作成し、生産管理面の支援を行ってきました。

⑷　基準値超過への対応、出荷制限等の解除に向けた取組

ア　大豆・そば

大豆について、平成 24 年産を検査した結果、一関市旧磐清水村で産出された大豆が国の基準値を超過し、平成 25 年１月に国の出荷制限指示の対象となりましたが、同年２月、県及び一関市の「管理計画」に基づき、出荷制限が一部解除となり、当該区域において全袋検査を実施し、国の基準値以下であった大豆の出荷・販売等が可能となりました（結果はすべて国の基準値以下）。

しかし、平成 25 年産の大豆について、全袋検査実施前に一部の生産者が大豆を出荷したことが明らかになったため、出荷した大豆の回収に向けた取組を行うとともに、管理計画の取下申請を行い、当該区域の平成 25 年産の未出荷大豆については全て出荷等を行わないこととしました。

そばについて、平成 24 年産を検査した結果、盛岡市旧渋民村、一関市旧大原町及び奥州市旧衣川村で産出されたそばが国の基準値を超過し、平成 24 年 11 月に国の出荷制限指示の対象となりましたが、盛岡市旧渋民村、一関市旧大原町については、同年 12 月、県及び両市の「管理計画」に基づき、出荷制限が一部解除となり、当該区域毎に全袋検査を実施し、国の基準値以下であったそばの出荷・販売等が可能となりました（結果はすべて国の基準値以下）。なお、奥州市旧衣川村については、出荷用のそばを栽培しているのは基準値超過農家１戸のみであり、農家と市が協議した結果、平成 24 年産のそばは出荷を見合わせましたが、平成 25 年 10 月に県及び市の「管理計画」に基づき、出荷制限が一部解除となり、当該地域においても、全袋検査の結果、国の基準値以下であったそばの出荷・販売等が可能となりました。

【管理計画と出荷制限の一部解除】
　農林水産部が実施する農作物のモニタリング検査において、国が定める基準値を超過した場合、原則としてその農作物が産出された区域に対して、国から出荷制限が指示されます。
　米、大豆及びそばについては、出荷制限区域を含む市町村及び県が「管理計画」を作成し、出荷制限指示を受けているものが出荷、販売等されることの無いよう適切に管理することとなっています。
　「管理計画」に基づき適切に管理されている農作物について、安全性が確認されたものの出荷制限を解除する許可を国に申請し、これが認められた場合、袋単位での検査を実施し、安全性を確認したものの出荷・販売等が可能となります（出荷制限の一部解除)。

イ　牛肉

平成 23 年７月に、原発事故後に水田から収集された放射性セシウムを含む稲わらを給与された牛肉から暫定規制値（当時）を超える放射性セシウムが検出され、同年８月１日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から発出された県産牛の出荷制限の指示については、同年８月 25 日に変更され、県で定める牛肉の「出荷・検査方針」に基づき管理されている牛については、県外への移動及びと畜場への出荷が可能となりました。このことを受けて、安全安心な県産牛肉の供給体制を確立するため、県内外に出荷される県産牛の全頭を対象に、牛肉の放射性物質検査を実施しています（平成 25 年度 25 度 33,425 頭（26 年３月末現在)、24 年度 34,124 頭、23 年度 21,544 頭)。

また、牛の出荷に際し牧草中の放射性物質濃度の検査を実施し、牧草の給与量等から牛肉中の放射性物質濃度を算定した結果により出荷時期を判断するなど、適切な生産管理が行われるよう努めています。

なお、検査の結果、平成 23 年度においては、出荷制限の一部解除後から同年度中に出荷された頭数の 0.04％にあたる８頭が暫定規制値を超過（超過したものは流通せず廃棄処分）しましたが、新たな食品中の放射性物質の基準値が施行された平成24年度以降においては、すべて国の基準値以下であり、

引き続き安全性が確認された牛肉が流通しています。

ウ　原木しいたけ（露地栽培）

平成 24 年４月及び５月に、県内 14 市町が国の出荷制限指示の対象になりました。県では「管理計画」を作成し、生産されたしいたけの放射性物質濃度検査はもとより、原木・ホダ木の放射性物質濃度検査や、ホダ場の環境整備など生産段階の安全性の確保の取組を進めています。

平成 25 年４月には、盛岡市の出荷制限が解除されています。

なお、出荷制限の対象となっていない地域では、全生産者を対象に生産されたしいたけの出荷前検査を行い、県産しいたけの安全性の確保に努めています。

県ではこのような状況を踏まえ、出荷制限により販売機会を失ったり、風評被害により取引停止や価格下落などの被害を受けたりした生産者に対するつなぎ融資等の経営支援を行うとともに、使用自粛となった原木・ホダ木の処理、新たな原木の確保・ホダ木造成、落葉層の除去等ホダ場の除染に取り組んでいます。また、簡易ハウスの導入による露地栽培から施設栽培への転換にも取り組むなど、しいたけ産地の再生に向けた支援を行っています。

エ　水産物

（ア）　海産魚

平成 26 年３月現在、出荷制限が指示されている魚種は、三陸南部沖海域（宮城県沖海域で一部に本県沖海域（陸前高田市沖）を含む）のスズキとクロダイとなっており、県ではこれらの放射性物質濃度の調査を実施しています。

（イ）　川魚

平成 26 年３月現在、出荷制限が指示されている魚種は、ウグイ（県内河川のうち大川水系及び北上川水系（四十四田ダムの下流、一部除外水域あり）、気仙川水系）、イワナ（磐井川水系及び砂鉄川水系）、県が採捕自粛を要請している魚種は、ヤマメ（衣川水系及び磐井川水系）となっており、県ではこれらの放射性物質濃度の調査を実施しています。

オ　牧草等

平成 23 年産、24 年産及び 25 年産牧草の放射性物質濃度のモニタリング調査結果に基づき、平成 26 年３月現在、国の暫定許容値を超過した８市町（奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、住田町、釜石市、一戸町）全域での自粛及び６市町村（盛岡市、滝沢市、花巻市、遠野市、陸前高田市、大槌町）の一部地域での自粛を要請しており、計 14 市町村に牧草の利用自粛を要請しています。

県では、これら利用自粛の対象となった牧草地の除染のほか、国の暫定許容値以下の牧草地についても、原乳 10 ベクレル未満対策としての除染や、風評被害対策として市町村が独自に取り組む除染について支援し、粗飼料生産基盤の再生に向けた取組を進めています。

【原乳 10 ベクレル未満対策】

国の「食品中の放射性物質の基準値」は、牛乳は 50Bq/kg とされているが、乳製品に加工した際にセシウム濃度が濃縮され、食品の基準値 100Bq/kg を超過する恐れがあることから、原乳中の放射性物質濃度を 10Bq/kg 未満とするよう生産者団体から要望されたため、牧草中の放射性物質濃度が 50Bq/kg を超過し 100Bq/kg 以下であっても除染を実施するもの。

カ　林産物等（野生山菜類、野生きのこ類）

平成 26 年３月現在、野生山菜類については、コシアブラやゼンマイなど 10 品目、10 市町村、野生きのこ類については、９市町村が国の出荷制限等の対象となっており、県ではこれらの品目を対象と

した放射性物質濃度の経年変化を把握するための追跡調査を実施しています。

２　流通食品の放射性物質濃度の検査

毎年、「岩手県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品衛生法に基づく流通食品の収去検査を計画的に実施し、食品中の放射性物質濃度を測定しています。検査にあたっては、地域や過去の検査結果を踏まえて、適切な検査品目の設定に務めています。

平成 24 年度は、わらび、フキ等の山菜や鶏卵、食肉、生鮮野菜等 95 検体検査を実施し、全て国の基準値以下を確認しました。平成 25 年度は 200 検体の検査を行い、そのうち野生山菜のコシアブラ１件が基準値を超過しました。基準値を超過した品目については、県は販売者に対して当該商品を回収するよう行政指導し、販売者は、自主回収を行いました。（図表３-32）

図表３-32　流通食品の放射性物質濃度の検査結果

食品区分		平成 25 年度		平成 24 年度		備考
		検査件数	基準値超過件数	検査件数	基準値超過件数	
農産物	穀類	17	0	0	0	
	野菜類	29	0	27	0	
	果実類	15	0	2	0	
	特用林産物	21	1	9	0	H25:コシアブラ１件超過
畜産物	牛肉	6	0	1	0	
	豚肉	18	0	13	0	
	鶏肉	4	0	5	0	
	馬肉	1	0	0	0	
	鶏卵	11	0	5	0	
水産物	海面魚種等	12	0	0	0	
	内水面魚種	3	0	1	0	
牛乳・乳児用食品		22	0	11	0	
飲料水		4	0	2	0	
その他		37	0	19	0	
合計		200	1	95	0	

３　野生鳥獣肉の放射性物質濃度の検査

平成 23 年８月に、岩手県における野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング要領を定め、食肉として活用されることが多い野生鳥獣肉の検査を開始し、以後、年度ごとに県の「農畜水産物等の放射性物質検査計画」の中で検査計画を定め、放射性物質濃度を測定しています。

これまで、シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉、カルガモ肉及びキジ肉について検査を実施しましたが、平成 24 年度に複数の検体から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について、国の原子力災害対策本部から全県を対象とした出荷制限が指示されています。（図表３-33）

図表３-33　野生鳥獣肉の放射性物質濃度の検査結果（平成 23 年度）

年度	品目名	検査件数	基準値超過件数	超過検体の捕獲場所市町村
平成 23 年度（※基準値超過件数は暫定規制値を超過した件数）	シカ肉	22	0	
	クマ肉	8	1	一関市
	ヤマドリ肉	1	0	
	カルガモ肉	1	0	
	合計	32	1	

図表３-33　野生鳥獣肉の放射性物質濃度の検査結果（平成 24 年度、平成 25 年度）

年度	品目名	検査件数	基準値超過件数	超過検体の捕獲場所市町村
平成24年度	シカ肉	52	12	奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市
	クマ肉	11	2	一関市、陸前高田市
	ヤマドリ肉	11	3	一関市、陸前高田市、釜石市
	カルガモ肉	9	0	
	キジ肉	8	0	
	合計	91	17	
平成25年度	シカ肉	62	5	一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町
	クマ肉	24	3	奥州市、一関市、陸前高田市
	ヤマドリ肉	21	2	一関市、山田町
	合計	107	10	

４　出荷制限等の状況

県では、平成 23 年８月より「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき、放射性物質の検査を継続的に実施しています。平成 23 年度は 8,314 件の検査を実施し２品目から、平成 24 年度は 18,234 件の検査を実施し 30 品目から、国の基準値を超える放射性物質が検出され、出荷制限等を要請しました。このうち、マダラ、スズキ、クロダイについては、宮城県で採取されたものから基準値を超える放射性セシウムが検出され、制限のかかった海域の一部に本県が含まれていることによるものです。

また、出荷制限等が要請されたもののうち、平成 24 年７月１日に釜石海域のクロソイ、平成 25 年１月 17 日に三陸南部沖海域のマダラについて、出荷制限等が解除されました。

平成 25 年度は 17,575 件の検査を実施し、その結果、すでに出荷制限等が要請されている５品目（野生きのこ、コシアブラ（野生)、ワラビ（野生）タケノコ（野生)、コゴミ（野生)）とヒラメについて、６市町（北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、平泉町、住田町）から基準値を超える放射性物質が検出され、出荷制限等を要請しました。このうち、ヒラメについては、宮城県で採取されたものから基準値を超える放射性セシウムが検出され、制限のかかった海域の一部に本県が含まれていることによるものです。

また、出荷制限等が要請されたもののうち、平成 25 年４月８日に盛岡市の原木しいたけ（露地栽培)、平成 25 年６月 14 日に陸前高田市の茶、平成 25 年８月 30 日に三陸南部沖のうち金華山以北の海域のヒラメ、平成 25 年 12 月 13 日に一関市の原木しいたけ（施設栽培)、平成 25 年 12 月 27 日に奥州市の原木しいたけ（施設栽培)、平成 26 年２月 27 日に平泉町のくわい（露地栽培）の出荷制限等が解除されました。(図表３-34、３-35)

図表３-34　出荷制限等解除品目状況（制限の一部解除は除く。）

措置区分	解除品目				
	品目名		制限指示年月日	解除年月日	対象地域等
国出荷制限指示	海産魚種	マダラ	H24.5.2	H25.1.17	三陸南部沖海域（陸前高田市沖の一部を含む）
	きのこ	原木しいたけ(露地栽培)	H24.5.10	H25.4.8	盛岡市
	海産魚種	ヒラメ	H25.6.4	H25.8.30	三陸南部沖のうち金華山以北の海域（陸前高田市沖の一部を含む）
県出荷自粛要請	海産魚種	クロソイ	H24.6.1	H24.7.1	釜石海域
	その他	茶	H24.6.8	H25.6.14	陸前高田市
	きのこ	原木しいたけ(施設栽培)	H24.3.30	H25.12.13	一関市
				H25.12.27	奥州市
	その他	くわい（露地栽培）	H24.12.21	H26.2.27	平泉町

図表３-35　出荷制限等状況一覧（国出荷制限指示、継続中のもの）　　（平成 26 年３月 31 日現在）

措置区分	品目		制限指示等年月日	対象地域等
国による出荷制限指示	穀類	大豆	H25. 1. 4	一関市（旧磐清水村）※H25.2.4 に制限の一部解除
		そば	H24.11.13	盛岡市（旧渋民村）、一関市（旧大原町） ※H24.12.12 に制限の一部解除
			H24.11.30	奥州市（旧衣川村） ※H25.10.21 に制限の一部解除
	肉	牛	H23. 8. 1	岩手県全域　※ H23.8.25 に制限の一部解除
	野生鳥獣肉	シカ	H24. 7.26	岩手県全域
		クマ	H24. 9.10	岩手県全域
		ヤマドリ	H24.10.22	岩手県全域
	きのこ	原木しいたけ(露地栽培)	H24. 4.13	陸前高田市、住田町
			H24. 4.20	大船渡市
			H24. 4.25	釜石市、奥州市、一関市、平泉町、大槌町
			H24. 5. 7	花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町
		原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18	大船渡市、釜石市
			H24.10.23	陸前高田市
			H24.11. 2	奥州市、一関市
		原木くりたけ(露地栽培)	H24.11. 2	奥州市、一関市
		野生きのこ類	H24.10.11	一関市、陸前高田市、平泉町
			H24.10.16	釜石市
			H24.10.18	奥州市
			H24.10.29	大船渡市、金ケ崎町
			H24.11. 7	遠野市
			H25.10. 9	住田町
	山菜類	コシアブラ（野生）	H24. 5.10	花巻市、奥州市
			H24. 5.14	盛岡市
			H24. 5.15	釜石市
			H24. 5.18	住田町
			H25. 5. 9	北上市
			H25. 5.16	遠野市
		ゼンマイ（野生）	H24. 5.16	奥州市、一関市
			H24. 5.18	住田町
		ワラビ(野生)	H24. 5.16	陸前高田市、奥州市
			H25. 5.17	一関市
			H25. 6. 4	平泉町
		セリ(野生)	H24. 5.30	奥州市、一関市
		タケノコ（野生）	H24. 5.31	奥州市、一関市
			H25. 4.30	陸前高田市
	海産魚種	スズキ	H24.10.25	三陸南部沖海域（岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域） ※宮城県金華山北側で採取されたスズキから基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによる。
		クロダイ	H24.11. 6	三陸南部沖海域（岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域） ※宮城県鮫浦湾で採取されたクロダイから基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによる。
	内水面魚種	イワナ	H24. 5. 8	磐井川、砂鉄川
		ウグイ	H24. 5.11	大川、北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む、一部除外水域あり）
			H24. 6.12	気仙川

図表３-35　出荷制限等状況一覧（県出荷自粛要請、継続中のもの）　（平成 26 年３月 31 日現在）

措置区分	品目		制限指示等年月日	対象地域等
県による出荷自粛要請	きのこ	原木ひらたけ(露地栽培)	H24.10.18	奥州市
		原木ぶなはりたけ(露地栽培)	H24.10.31	一関市
		原木むきたけ(露地栽培)	H24.11.21	一関市
	乾燥きのこ類	乾しいたけ(原木･露地栽培）※H24 年産	H24. 5.23	大船渡市、花巻市、釜石市、奥州市、一関市、住田町、大槌町
			H24. 5.30	北上市、遠野市、陸前高田市、金ケ崎町、山田町
		乾しいたけ(原木･露地栽培）※H23 年産	H24. 2.14	奥州市、一関市、大船渡市、平泉町
	山菜類	コゴミ(野生)	H24. 5. 8	花巻市
			H25. 4.26	陸前高田市
		タラノメ(野生)	H24. 5.11	一関市
		ミズ(野生)	H24. 5.16	一関市
		フキ(野生)	H24. 6. 5	奥州市
		サンショウ（野生)	H24. 7.13	奥州市
	内水面魚種	ヤマメ	H24. 3.29	衣川、磐井川（ H24.4.1 以降の採捕自粛を要請)
	その他	牧草	・一関市、平泉町、遠野市(北西部、北東部、南部)、陸前高田市(南部、矢作)、盛岡市(玉山区、旧築川村の一部)、滝沢市(東部)、奥州市、金ケ崎町、大船渡市、釜石市、住田町、大槌町(南部)、一戸町、花巻市（大迫南東部) ・牧草の戸別調査結果で飼料の暫定許容値を超過した農家	

第４節　健康影響、学校の対策の取組状況

１　放射線健康影響調査

(1)　平成 23 年度調査

原発事故に伴う放射線の健康への影響を心配される県民からの声が多く寄せられたことなどから、本県における健康への影響を把握するため、平成 23 年度に、主に県南部を中心に３歳～15 歳の子どもを対象とした尿中の放射性物質のサンプリング調査を実施しました。

ア　調査の概要

対象５市町（奥州市、一関市、宮古市、金ケ崎町、平泉町）を通じ、調査対象者（３歳～15 歳）を選定し、原則として２日以上連続して２リットル以上の尿を溜めていただき、容器ごと保健所を通じて検査機関（岩手県環境保健研究センター）へ搬送し、ゲルマニウム半導体検出器により尿中の放射性物質（セシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131、カリウム 40）を測定しました。

採尿記録と検出結果をもとに、１日に排出された尿中放射性物質量を計算し、独立行政法人放射線医学総合研究所開発のアプリケーションソフト（MONDAL３）により預託実効線量を推計しました。

緊急被ばく医療、放射線防護、公衆衛生等の専門家からなる有識者会議を設置し、調査結果に基づき本県における放射線の内部被ばくによる健康影響を評価しました。

イ　調査結果、有識者会議による評価

１日当たりの尿中放射性セシウム量は、一番高い子どもで４～５Bq／日未満でした。また、放射性ヨウ素は、132 人全員が不検出でした。預託実効線量については、一番高い子どもで 0.02～0.03 ミリシーベルト（mSv）未満でした。（図表３-36）

この結果から、有識者会議において「放射性セシウムによる預託実効線量は、最大でも 0.03mSv 未

満という結果であり、全員が１mSv をはるかに下回っていることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。

また、県民生活上の留意事項として「これまでと同様の食生活を継続しても健康に影響が及ぶとは考えにくいこと。ただし、空間線量が高い地域の野生のきのこや山菜を食べる場合は、念のため汚染レベルを把握する必要があると思われる。」との助言をいただいています。

図表３-36　平成 23 年度調査結果

<table>
<tr><th>放射性物質区分</th><th colspan="4">放射性物質濃度等</th></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素（132 人）</td><td colspan="4">全員不検出（検出限界 1.0Bq/ℓ未満）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">放射性セシウム（132 人）</td><td>不検出</td><td>13</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>1Bq/ℓ未満</td><td>7</td><td colspan="2">預託実効線量（mSv）</td></tr>
<tr><td>1～2 未満</td><td>48</td><td>区　　分</td><td>人</td></tr>
<tr><td>2～3 未満</td><td>31</td><td>0～0.01 未満</td><td>81</td></tr>
<tr><td>3～4 未満</td><td>18</td><td>0.01～0.02 未満</td><td>45</td></tr>
<tr><td>4～5 未満</td><td>5</td><td>0.02～0.03 未満</td><td>6</td></tr>
<tr><td>5～6 未満</td><td>8</td><td>0.03 以上</td><td>－</td></tr>
<tr><td>6～7 未満</td><td>2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>7Bq/ℓ以上</td><td>－</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">放射性カリウム（130 人）</td><td>0～20Bq/ℓ未満</td><td>3</td><td>60～80 未満</td><td>35</td></tr>
<tr><td>20～40 未満</td><td>30</td><td>80～100 未満</td><td>5</td></tr>
<tr><td>40～60 未満</td><td>57</td><td>100 以上</td><td>－</td></tr>
</table>

(2)　平成 24 年度調査

ア　調査の継続と概要

平成 23 年度調査の際の有識者会議において「県民へのフォローアップの観点から調査継続が必要」との意見をいただいたことなどの状況を踏まえ、リスクコミュニケーションの観点から継続して調査を実施しました。

平成 23 年度に調査を行った 132 名のうち、継続調査に参加をいただけた 86 名を対象に、平成 23 年度と同様の方法により調査を実施し、調査結果について有識者会議において評価しました。

イ　調査結果、有識者会議による全体評価

１日当たりの尿中放射性セシウム量は、一番高い子どもで１～２Bq／日未満と、ほとんどの子どもが前回の調査に比べ、検出されるセシウムの量が減少しました。放射性ヨウ素は、平成 24 年度調査においても全員不検出でした。（図表３-37）

預託実効線量も、全員が 0.01mSv 未満となり、前回調査からの通算（１回目、２回目の合算）でも一番高い子どもで 0.03～0.04mSv 未満と、１mSv をはるかに下回る結果でした。（図表３-37）

この結果から、有識者会議において「尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も 0.01mSv 未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。

また、県民に対する助言として、これまでと同様に「市販の食品については、流通段階で検査が行われており、特段の心配は必要ない。野生のきのこや山菜については、汚染レベルの高いものもみられることから、念のため汚染レベルを把握する必要がある。」との助言をいただいています。

図表３-37　平成 24 年度調査結果

放射性物質量（核種別、尿1ℓあたり）		前回	今回
放射性ヨウ素（※1　86 人）		全員不検出(検出限界 1.0Bq/ℓ未満)	全員不検出(検出限界 0.3～0.9Bq/ℓ程度)
放射性セシウム（※1　86人）	不検出	5	51
	1Bq/ℓ未満	4	30
	1～2 未満	30	4
	2～3 未満	24	1
	3～4 未満	15	-
	4～5 未満	1	-
	5～6 未満	6	-
	6～7 未満	1	-
	7Bq/ℓ以上	-	-
放射性カリウム（※2　83人）	0～20Bq/ℓ未満	1	-
	20～40 未満	21	26
	40～60 未満	35	43
	60～80 未満	21	12
	80～100 未満	5	1
	100 以上	-	1

備考

預託実効線量(※1　86 人)

単位：mSv	前回	今回	通算
0.01未満	48	86	45
0.01～0.02未満	32	-	32
0.02～0.03未満	6	-	8
0.03～0.04未満	-	-	1

※1　継続調査を実施した 86 名に係る前回調査との比較

※2　放射性カリウムについては、測定を希望しなかった者３名を比較から除いているため、対象人数が放射性セシウムと相違。

(3)　平成 25 年度継続調査

ア　調査の継続と概要

平成 24 年度継続調査の際の有識者会議において「内部被ばくの減少をわかりやすく伝える貴重なデータであり、リスクコミュニケーションの一環として、可能であればもう少し継続してはどうか」との意見をいただいたことなどの状況を踏まえ、平成 25 年度も継続して調査を実施しました。

平成 23 年度に調査を行った 132 名のうち、継続調査に参加をいただけた 41 名を対象に、これまでと同様の方法により調査を実施し、調査結果について有識者会議委員より評価をいただきました。

イ　調査結果、有識者会議による全体評価

１日当たりの尿中放射性セシウム量は、一番高い子どもで１Bq／日未満と、前回の調査からさらに検出されるセシウムの量が減少しました。放射性ヨウ素は、平成 25 年度調査においても全員不検出でした。(図表３-38)

預託実効線量も、前回に引き続き、全員が 0.01mSv 未満と、１mSv をはるかに下回る結果でした。(図表３-38)

この結果から、有識者会議委員より、前回と同様に「尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も 0.01mSv 未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。

また、県民に対する助言として、これまでと同様に「市販されている食品は安心して使用してよいので、不安から偏った食事にならないこと。野生のきのこや山菜では、今でも一部汚染の高い地域があるため、山菜採りなどをする方は、県のホームページを参考にすること。」との助言をいただいています。

図表３-38　平成 25 年度継続調査結果

放射性物質量（核種別、尿1ℓあたり）		H23	H24	H25
放射性ヨウ素（※1）		全員不検出（検出限界 1.0Bq/ℓ 未満）	全員不検出（検出限界 0.3～0.9Bq/ℓ程度）	全員不検出（検出限界 0.3～0.8Bq/ℓ程度）
放射性セシウム（※1）	不検出	3	22	32
	1Bq/ℓ未満	−	15	8
	1～2 未満	17	1	1
	2～3 未満	10	1	−
	3～4 未満	8	−	−
	4～5 未満	−	−	−
	5～6 未満	2	−	−
	6～7 未満	1	−	−
	7Bq/ℓ以上	−	−	−
放射性カリウム（※2）	0～20Bq/ℓ未満	−	−	−
	20～40 未満	9	15	13
	40～60 未満	15	17	18
	60～80 未満	13	6	7
	80～100 未満	3	1	3
	100 以上	−	−	−

備考

預託実効線量（※1）

単位：mSv	H23	H24	H25
0.01未満	24	39	41
0.01～0.02未満	12	−	−
0.02～0.03未満	5	−	−
0.03～0.04未満	−	−	−

※1　継続調査を実施した 41 名に係る前回調査との比較
（H24 年度未実施の者 2 名を含むため、H24 の放射性セシウム及び預託実効線量の合計人数は 39 名。）

※2　放射性カリウムについては、測定を希望しなかった者及び上記H24 年度未実施 2 名の影響から、各回（各年度）の合計が相違。

(4)　調査結果の県民等への説明・公表

調査結果については、県公式ホームページや広報誌、結果説明会やセミナー等を活用して公表し、結果を説明しています。（図表３-39）

図表３-39　県民等への調査結果等の説明・公表の実施状況

年月日	内　容	年月日	内　容
H24.3.2	有識者会議資料等を県公式ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上に公表	H24.6.30	県医師会主催講演会後援（奥州市）
H24.3.5	調査対象者の保護者への結果説明会（一関市）	H24.7.1	同（一関市）
H24.3.8	同（奥州市）	H24.7.3	県環境生活部主催セミナーで説明（平泉町）
H24.3.29	調査結果グラフ等をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上に公表	H24.7.4	同（奥州市）
H24.4.9	県から県教委等に対し放射線内部被ばく健康影響調査結果周知依頼	H24.7.25	一関市主催研修会に講師紹介（有識者会議）
H24.4.10	各市町村教委、県立学校、私立学校等に対し保護者等への周知依頼	H24.9.29	県環境生活部主催ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑで説明（釜石市）
H24.5.12	県環境生活部主催ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑで報告（盛岡市）	H24.9.30	同（平泉町）
H24.5.16	公開質問状に対する回答をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上に公表	H25.1.26	調査結果グラフ等をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上に公表
H24.5.19	県環境生活部主催ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑで報告（奥州市）	H25.2.17	継続調査対象者の保護者への結果説明会（奥州市）
H24.5.20	同（一関市）	H25.2.19	同（一関市（千厩地区））
H24.5.22	県南部市町等行政関係者を対象に説明会開催（一関市）	H25.2.20	同（一関市）
H24.6.3	県環境生活部主催ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑで報告（盛岡市）	H25.6.16	県環境生活部主催セミナーで説明（奥州市）
H24.6.8	県食の安心・安全委員会において説明（盛岡市）	H25.9.1	同（一関市）
H24.6.15	有識者会議評価結果等をいわてグラフへ掲載	H26.3.5	調査結果グラフ等をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上に公表
H24.6.26	県環境生活部主催セミナーで説明（一関市）		

２　学校等の除染

(1)　平成 23 年度中の低減措置

県立学校の局所的な除染作業の要否等、現況を把握するため、平成 23 年９月から 11 月にかけて業者委託により全県立学校の校地内空間線量率測定を実施し、校庭等の場所で文部科学省の目安を下回り、健康に影響を与えるレベルではないことを確認しました。しかし、雨どいの下等局所的に高い値（1μSv/h 以上）を示した箇所もあったため、ただちに立入制限等を行い、平成 23 年 12 月 27 日までに高い

値を示した全ての県立学校の除染を完了しました。（図表３-40）

県立学校については、除染完了以降、原則月１回、放射線量の測定を行っていますが、これまでの測定の結果、全ての箇所で文部科学省の目安を下回っています。

図表３-40　平成 23 年度中に局所的な低減措置を実施した学校

	学校名	測定日	除染箇所数	除染完了日
1	前沢高等学校	H23.9.15	4	H23.10.12
2	一関清明支援学校（本校）	H23.9.29	45	H23.12.27
	一関清明支援学校（山目校舎）	H23.9.29	4	H23.12.27
3	前沢明峰支援学校	H23.9.29	33	H23.11.8
4	一関第一高等学校	H23.9.27	1	H23.11.9
5	一関第二高等学校	H23.9.27	2	H23.12.5
6	一関工業高等学校	H23.9.28	2	H23.11.15
7	花泉高等学校	H23.9.28	2	H23.11.16
8	千厩高等学校	H23.9.30	7	H23.12.6
	千厩高等学校（旧校舎）	H23.10.17	6	H23.12.6
9	水沢高等学校	H23.10.3	1	H23.11.4
10	水沢工業高等学校	H23.10.3	2	H23.11.7
	合計		109	

(2)　「汚染状況重点調査地域」内の県立学校の除染等

県では、重点調査地域内（奥州市、一関市）の県立学校のうち詳細測定（平成 24 年６月グラウンド等実施）の結果、平均値が 0.23μSv/h 以上であった４校のグラウンド等について、国の補助事業として、環境省の定める「除染関係ガイドライン」及び市の除染作業方法に準じて、除染を実施し、平成 25 年５月までに全ての学校の除染を完了しました。（図表３-41）

図表３-41　汚染状況重点調査地域内で低減措置（面的）を実施した学校

	学校名	測定日	平均値	除染完了日
1	前沢明峰支援学校	H24.6.22	0.28μSv/h	H25.4.25
2	一関清明支援学校（本校）	H24.6.18	0.23μSv/h	H25.3.27
3	前沢高等学校	H24.6.22	0.25μSv/h	H25.5.15
4	千厩高等学校	H24.6.19	0.29μSv/h	H25.3.25

(3)　県立学校牧草地の除染

平成 24 年２月、県立学校の農業教育実習で使用している牧草地の牧草から、国が設定した飼料中の放射性セシウムの暫定許容値（飼料中の放射性セシウムの暫定許容値：100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたため、県から牧草地の利用自粛要請が出されました。

牧草地の除染が必要となった県立学校３校（盛岡農業高等学校、水沢農業高等学校、岩谷堂高等学校）において、牧草地の除染作業を行い、平成 24 年 11 月までに３校全ての除染作業を完了しました。

また、遠野北東部と南部は、国の通知に基づき平成 24 年２月 21 日に牧草の利用自粛地域となり除染の対象となりましたが、牧草検査で暫定許容値以下であった農場は除染の対象外となり牧草の収穫が可能な地域でした。しかし、その後の検査を踏まえ、平成 25 年９月、遠野北東部および南部にある全ての牧草地の利用自粛要請が県から出されたことから、平成 26 年度中に遠野市内県立学校１校（遠野緑峰高等学校）の牧草地の除染作業を実施する予定としています。

３　学校給食の測定

(1)　県立学校

学校給食のより一層の安全・安心確保のため、自校で給食調理を実施している県立学校に測定機器を設置し、平成 24 年６月から自校における食材の測定のほか測定機器を持たない市町村等からの依頼に応じて測定を行っています。これまでに、基準値を超えた例はありません。（図表３-42、43）

図表３-42　給食測定の対象等

測定機器設置校	【特別支援学校８校】　盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、久慈拓陽支援学校、気仙光陵支援学校 【夜間定時制高校３校】　杜陵高等学校、盛岡工業高等学校、釜石高等学校
測定対象	・流通市場を通じない食材（産地直売所や個人農家などから直接仕入れる地場産物（野菜類）等）で給食に使用予定かつ使用量の多い食材 ・児童生徒への提供後の学校給食等（寄宿舎における提供食を含む）〔H25.2.27 から開始〕
測定核種	セシウム 134、セシウム 137
基準値を超えた場合の対応	基準値の１/２以上が検出された場合、県の検査機関で精密検査を実施し、基準値を超える結果となった場合は、給食食材として使用しない。
市町村等への支援	測定機器を持たない市町村、私立幼稚園、私立保育園等の依頼に応じ測定を実施。

図表３-43　県立学校設置測定機器による測定結果

年度	測定件数			基準値超過件数	備考
	食材	提供後給食	合計		
平成 24 年度	47	61	108	0	他施設からの依頼による測定を含む
平成 25 年度	15	1,044	1,059	0	他施設からの依頼による測定を含む

(2)　市町村立学校

県では、平成 23 年度に市町村が検査体制整備のために機器を購入する際の費用を助成する補助金制度を創設し、20 市町村が補助金を活用し測定機器を平成 24 年８月までに整備、順次測定を開始しています。また、県の補助制度を活用せず、市町村独自に測定機器を整備した市町村においても、測定を実施しており、全部で 29 市町村において測定が実施されています。

なお、県では、平成 24 年度～平成 25 年度において、県内５施設を対象に、提供後給食の放射性物質濃度について把握する学校給食モニタリング事業を実施し、全ての検査において、放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）はいずれも検出されませんでした。（図表３-44）

図表３-44　学校給食モニタリング事業における検査結果

年度	モニタリング施設名	検査対象期間	検査回数	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
平成 24 年度	紫波町学校給食センター	平成 24 年 10 月～平成 25 年２月	9	不検出	不検出	不検出
	大船渡市立越喜来学校給食共同調理場		9	不検出	不検出	不検出
	大槌町学校給食センター		9	不検出	不検出	不検出
	普代村学校給食共同調理場		9	不検出	不検出	不検出
	岩手県立前沢明峰支援学校		9	不検出	不検出	不検出
平成 25 年度	紫波町学校給食センター	平成 25 年５月～平成 26 年２月	15	不検出	不検出	不検出
	大船渡市立越喜来学校給食共同調理場		15	不検出	不検出	不検出
	大槌町学校給食センター		15	不検出	不検出	不検出
	普代村学校給食共同調理場		15	不検出	不検出	不検出
	岩手県立前沢明峰支援学校		15	不検出	不検出	不検出

※検出限界値：各核種 1 Bq/kg

(3)　私立学校

県内私立学校においても、各学校設置者が必要に応じ給食の測定を行っています。平成 26 年２月現

在、給食を実施している私立学校 63 校（ミルク給食を除く。）のうち、市町村給食センター等で 17 校の測定を実施しています。

第５節　風評被害対策の取組状況

１　農林水産業等

(1)　風評被害の発生状況

県は、県産食材等の放射性物質濃度検査の結果、国の基準値を超える放射性物質が検出された場合は、国の出荷制限指示等に基づき、出荷団体等に対して出荷を差し控えるよう要請しています。

国の出荷制限指示を受けている品目は、平成 26 年３月 31 日現在、牛肉、原木生しいたけ、山菜類など 16 品目、県が出荷自粛要請を行っている品目は乾しいたけなど 11 品目となっています。

風評被害は、稲わらから放射性セシウムが検出された平成 23 年７月以降、県産牛肉の枝肉単価の低下がみられ、その後、大豆や小麦の農産物、牛乳・乳製品、生しいたけ、乾しいたけ、山菜・きのこ類等の林産物、ソイ類、マダラ等の水産物においても被害がみられました。（図表３-45）

平成 26 年３月現在、牛肉及び生しいたけの価格は原発事故前の水準にほぼ回復していますが、乾しいたけの価格は現在も原発事故前の３割程度の水準で低迷しており、わかめ等の海藻類は、依然として取引が縮小したままになっているなど、風評被害が続いています。

図表３-45　農林水産物における風評被害の発生事例

品目		被害状況
畜産物	牛肉	稲わらから放射性セシウムが検出された平成 23 年７月以降、風評被害等により県産牛肉の枝肉単価は低下し、出荷制限一部解除後の 10 月平均価格で、対 22 年比で約３割下落するなどの風評被害を受けたが、県産肉用牛の全頭検査の実施や速やかな結果の公表、卸売市場のバイヤー等と生産者の交流等を通じた安全性のアピールにより、原発事故前の水準にほぼ回復している。
	牛乳・乳製品	取引中止による販売数量の減（原発事故前の 71～89%に減）のほか、「消費者は東日本の生産物を購買しない」との理由で店頭からの排除された事例がある。
農産物	大豆	平成 23 年度以降、落札価格が全国平均より低かったが、徐々に価格は回復基調にある（入札取引価格(H25.１)：全国平均 7,759 円/60kg 岩手 6,728 円、福岡 8,461 円）。
	小麦	岩手産であることを理由とした取引停止（販売額が約 1,000 万円減少）のほか、実需者による播種前契約（購入希望数量）は 24 年産に比べ約１千トン（12%）減少するなどの被害を受けた事例がある。
林産物	原木しいたけ	県内の生しいたけの価格は、原発事故前に比べて 80%台で推移（平成 24 年度）。平成 25 年８月の市場価格は、22 年比 95%（全国平均の 91%）と回復基調にある。 平成 24 年４月、５月に出荷制限指示が相次ぎ、また、このことが新聞でも４月に報道されたことをきっかけとして、出荷制限指示が出されている市町村以外のものでも、放射性物質の検査要請や実需者から納品休止されるなど受注が減少している事例や、一部の取引先から当該県産ものは販売に苦慮しているとの要請を受け販売価格を下げた事例がある。
	菌床しいたけ	県内で食品の基準値を超えたことはないが、顧客が減り販売額が大きく減少した事例が多数確認されており、東京都中央卸売市場の過去３年対比の価格についても、県内の一部の市町村で乾しいたけの出荷自粛要請があった平成 24 年２月 14 日から平成 24 年８月まで 20～42%と大きく下落している。 出荷量については、連続して発生させるため、価格が下落しても短期間の生産量の調整が難しいため増加している月が多くなっているが、出荷額については、平成 23 年８月以降減少し続けている。
	乾しいたけ	平成 24 年２月に一部の市町村で食品の暫定規制値（500Bq/kg）を超えたことをきっかけに、該当市町村のみならず、全県的に出荷量、価格とも落ち込み、原発事故前に比べて約２割まで下落した。（平成 25 年度）
	山菜・きのこ類	野生の山菜・きのこ類について、平成 24 年４月に一部市町村の山菜、同年 10 月に一部市町村の野生きのこに出荷制限指示等が相次ぎ、また、このことが新聞でも５月に報道されたことをきっかけに、多くの直売所の来客者が減少しており、現地調査を行った直売所においては、来場者が月平均約 20%減少し、山菜だけでなく、他の商品にも影響があり売上げは約 30%減少した。また、放射性物質検査証明書について、出荷制限品目でないものについても要求される事例がある。

図表３-45　農林水産物における風評被害の発生事例

品目		被害状況
水産物	ソイ類	・　県は、釜石海域のクロソイについて、基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことから、平成 24 年６月１日付けで水揚げ自粛を要請した（同年７月１日付けで解除）。 ・　一連の報道等がクロソイを含むソイ類全般の消費不振を招き、釜石魚市場では、自粛要請が解除された同年７月１日以降も、ソイ類の取引価格が長期間低迷した事例がある。
	マダラ	・　国は、平成 24 年５月２日付けで三陸南部沖海域〔宮城県海域（陸前高田市沖の一部を含む)〕、同年８月 27 日付けで青森県沖太平洋海域についてマダラの出荷制限を指示した。 ・　本県海域（三陸北部沖海域）については、基準値の超過事例が一件もなく、国から出荷制限が指示されることはなかったが、一連の報道等がマダラの消費不振を招き、県内の全魚市場では、同年５月以降、マダラの取引価格が長期間低迷した事例がある。
	ﾂﾉﾅｼｵｷｱﾐ (ｲｻﾀﾞ)	放射性セシウム 23Bq／kg の検出事例があって以降、放射性物質汚染を避ける操業工夫を行っているため、非効率で漁獲量が減少した事例がある。
	海藻類	震災によって、関西圏等では、それまで本県産の取扱いであったものが、他産地産（鳴門、中国・韓国）に切換えられ、本県産の供給が可能となった後においては、放射性物質への懸念などを理由に、依然、問屋や小売店との取引きが縮小したままとなっている。
	川魚	・　県は、磐井川・砂鉄川のイワナ、衣川・磐井川のヤマメ、気仙川・胆沢川・砂鉄川・大川のウグイについて、100Bq/kg（平成 24 年４月１日以降の基準値）を超過する放射性セシウムが検出されたことから、同年３月 29 日付けで、同年４月１日以降の採捕自粛を要請した。 ・　その後、国は、同年５月８日付けで磐井川・砂鉄川のイワナ、同年５月 11 日付けで大川・四十四田ダムより下流の北上川（支流を含む）のウグイ、同年６月 12 日付けで気仙川のウグイについて、出荷制限を指示した。 ・　県内水面漁連が発行する県内共通遊漁券については、出荷制限を受けていない河川でも使用できるが、一連の報道等が全県的な遊漁客離れを招き、同年の発行枚数が大幅に減少した事例がある。

(2)　風評被害対策の取組状況

県では、原発事故発生後から、県産牛肉の安全安心の確立や牧草地再生の取組を進めるとともに、県産農林水産物の安全性確保の取組や魅力を PR し、販路回復・拡大を図る取組を行っています。また、市町村や生産者団体が消費者に PR する取組や産直施設等が東京電力へ損害賠償請求を行うための支援などの取組を行っています。（図表３-46）

図表３-46　風評被害対策の主な取組状況（農林水産業等）

事業名等	実施期間	実施内容等
県産牛肉安全安心確立緊急対策事業	平成 23 年度～	安全安心な県産牛肉の供給体制を確立し、県内外に出荷される県産牛に対する消費者の不安等を解消するため、牛肉の放射性物質検査の実施と結果の公表のほか、生産者が参加しての、県内外での県産牛の販売促進活動などの風評被害防止対策を実施。 平成 24 年度から現在までのところ、国の基準値（100Bq/kg）を超過した事例は発生しておらず、風評被害対策の取組効果もあり市場価格は原発事故前の水準にほぼ回復。
いわて型牧草地再生対策事業	平成 24～28 年度	県が利用自粛を要請していない草地（酪農 50Bq/kg 以下、肉用牛 100Bq/kg 以下）を対象に、風評被害対策として放射性物質の低減を図るための除染を実施する市町村を支援。
いわて食材販路回復・拡大推進事業	平成 23～24 年度	・　平成 23 年度は、東日本大震災津波後、生産量が大きく落ち込んだ水産物など本県産品の販路の回復・拡大を図ることを目的に、本県農林水産物の品質の高さや安全性、被災地の復旧状況などをＰＲするため、量販店や自治体、企業から協力を得て復興フェア等を開催・対応。 ・　平成 24 年度は、県産農林水産物の安全性確保の取組や生産者の一生懸命な姿をＰＲするポスターを作成し、その安全安心を広く発信するとともに、流通業者に安全性を訴え販路を確保していくための商談会の開催のほか、生産者団体と連携した試食販売などの消費者へのＰＲ活動を実施。
いわてブランド再生推進事業	平成 25 年度～	県産農林水産物の風評被害を防止するとともに、縮小した県産品の販路の回復・拡大を図るため、各種広告媒体等を利用した安全安心な県産農林水産物のＰＲや首都圏等での商談会開催等の取組を強化するため、新たに女性誌等を通じて安全に対する岩手の姿勢をアピールし、消費者の購買行動につなげていくとともに、実需者等を招聘した産地見学会を開催するなど、県産農林水産物の信頼を取り戻し、生産者が意欲を持って生産活動を行っていくことができるよう取り組んだ。

図表３-46　風評被害対策の主な取組状況（農林水産業等）

事業名等	実施期間	実施内容等
いわて農林水産物消費者理解増進対策事業	平成25年度～	消費地と産地との交流を通じて、県産農林水産物の放射性物質に対する消費者の不安を払拭し、産地としての信頼回復と県産農林水産物の販路の回復・拡大を図るため、消費者庁所管の地方消費者行政活性化交付金を活用し、市町村や生産者等が主体となった県産農林水産物の安全性確保に対する消費者の理解増進を目的としたフェア等の開催経費を支援。（市町村15件、生産者団体15件で実施）
その他	平成24年度～	・　平成24年度に産直施設等が東京電力に対して賠償請求を行うための支援として、東京電力の出席を求めた説明会（個別相談会含む）を計19回、県内各地域で実施。 ・　平成25年度は、本庁関係各課、広域振興局及び農林振興センターの農林水産担当課に問い合わせ窓口を設置。 平成25年４月には、県、市町村、関係団体等に対し、東京電力の出席を求めた説明会を実施するとともに、産直や水産加工業者等を対象とした説明会を沿岸の市で実施。

(3)　消費者の信頼回復の取組

東日本大震災津波や、原発事故による風評被害で減少した県産農林水産物の国内外における販売額の回復と拡大に向けて、県内外の消費者に対する県産農林水産物の安全性の情報や知事メッセージの発信のほか、国内外での知事等によるトップセールスに取り組んでいます。（図表３-47）

消費者の信頼回復に向けた取組の成果は、プレゼントキャンペーンに際して、全国の消費者を対象として実施した県産農林水産物の利用意向アンケートの結果に表れており、平成24年度（25年２月）の取組前は、「よく利用する」12%、「たまに利用する」49%、「利用していない・利用したことがない」39%であったのに対して、取組後は「ぜひ利用したい」67%、「たまに利用したい」31%、「利用したくない」0.2%、「どちらともいえない」２%という結果でした。25年度にも同様の取組（25年９月）を行っており、「ぜひ利用したい」64%、「たまに利用したい」30%と、利用意向を示している消費者は90%台で推移しています。（図表３-48）

これらの取組を受けて共感できた項目は、「岩手の生産者の一生懸命な姿勢」(64%）と「岩手の食材の良さ」(62%）で多く、「岩手の安全安心への対策」45%、「特になし」２%という結果でした。

県が毎年実施している「県民生活基本調査」によると、例年、県民の約 90%が、県産農林水産物の利用を志向し、その理由に、新鮮さ、安全・安心、季節感などをあげていますので、県内外において、消費者の理解が進んでいると推察されます。

なお、大消費地である東京都と大阪府の別に、消費者の信頼回復に向けた取組前の利用意向をみると、東京都では「よく利用する」16%、「たまに利用する」61%、「今は利用していない・利用したことがない」23%でしたが、大阪府では「よく利用する」7%、「たまに利用する」39%、「今は利用していない・利用したことがない」55%という結果でした。これに対して、取組後の状況について、平成 25年９月の結果をみると、東京都で「ぜひ利用したい」75%、「たまに利用したい」21%、「利用したくない・どちらともいえない」3%、大阪府では「ぜひ利用したい」61%、「たまに利用したい」27%、「利用したくない・どちらともいえない」11%という結果でした。特に大阪府では、24 年度調査で「利用したくない・どちらともいえない」が 5%であった値が増加していますので、関西圏での消費者の信頼回復に向けた取組の強化が必要と考えています。

また、平成 25 年度には、市町村や生産者団体が首都圏等で行う県産農林水産物の安全性の確保に係る取組の PR 経費等に対して、地方消費者行政活性化交付金（消費者庁）を活用した支援を実施しました（いわて農林水産物消費者理解増進対策事業）。15 市町村、15 生産者団体が首都圏等において、消費者の理解増進に取り組んだ結果、88%の消費者が、それぞれの地域の農林水産物等一次産品を「また利用したい」という意向を示しています。

図表３-47　消費者の信頼回復と販路の回復・拡大に向けた取組概要

項目	取組概要	23 年度	24 年度	25 年度
①県産農林水産物の安全・安心のＰＲ	「安全に対して妥協しない」岩手の姿勢をアピールし、消費者の購買行動につながるような情報発信を実施（生活情報誌や料理専門誌への記事掲載、駅や空港でのポスター掲示、ミニ番組放送等による情報発信等）	—	8	27
②販路の回復・拡大	ア　消費者を対象とした取組 子供を持つ 40 代以下の女性などの消費者を対象に、首都圏等の飲食店と連携したプロモーションの実施や中京圏の量販店での岩手県フェアの開催、HP「いわて食財倶楽部」・フェイズブック「いわて食財サポーター通信」での情報発信等	1	18	19
	イ　実需者を対象とした取組 首都圏の流通業者等を対象とした「いわて食の商談会」や著名料理人等を招聘しての「産地見学会」の開催、広域振興局と連携したミニ商談会の開催、実需者向けカタログの更新等	9	18	25
③知事等によるトップセールス	食の大商談会やいわて牛の集いなどで知事、副知事によるトップセールスを実施	6	8	7

注）　平成 23～24 年度：いわて食材販路回復拡大推進事業、県産牛肉安全安心確立緊急対策事業
　　　25 年度：いわてブランド再生推進事業、県産牛肉安全安心確立緊急対策事業

図表３-48　消費者の信頼回復に向けた取組開始前後での県産農林水産物利用意向の推移

取組前		取組後		
平成 24 年度（H25.2 月）		24 年度（H25.3 月）		25 年度（9 月）
①よく利用する	12%	①ぜひ利用したい	67%	64%
②たまに利用する	49%	②たまに利用したい	31%	30%
③今は利用していない ④利用したことがない	39%	③利用したくない	0.4%	0.2%
		④どちらともいえない	2%	6%

HP「いわて食財倶楽部」
のバナー広告（例）

２　商工業・観光業

(1)　風評被害の発生状況

ア　商工業

食品加工業などを中心に岩手県で生産された製品の買い控えや出荷時の放射線検査費用が嵩む等の風評被害があり、また、輸出の際の放射線検査証明書の交付などの費用が発生しています。（図表３-49）

イ　観光業

本県への観光客の入込については、現在、ほぼ震災前の水準にあります。しかしながら、外国人観光客については、事故直後から、放射性物質の影響の懸念により、海外からの観光客のキャンセルなど外国人観光客が減少し、未だ回復途上にあります。

また、中・高校生の修学旅行は、宮城県など、近県からの入込みが増加し、総数は震災前と同程度（平成 24 年 201,518 人、5.0%増（平成 22 年比））となっていますが、震災前に約４割を占めていた北海道からの修学旅行は、回復途上にあります。（図表３-49）

(2)　風評被害対策の取組状況

商工業においては、首都圏での物産展への出展を通じた事業者の販路開拓を支援するなどして風評の払しょくに取り組んでいるところであり、引き続き、前向きな情報発信をしつつ、事業者への新たな販路開拓に取り組んでいきます。

観光業においては、風評被害対策の取組みを行うほか、平成 24 年４月～６月のいわてデスティネー

ションキャンペーンや平成 25 年４月～９月に放映された NHK 連続テレビ小説「あまちゃん」の効果などもあり、徐々に震災前の水準に戻りつつあるところですが、引き続き、観光情報等の発信に取り組みつつ、キャンペーン等による風評の払しょく、いわてへの観光のリピーターを増やすことなどに取り組んでいきます。（図表３−50）

また、損害賠償等に係る相談窓口を設けて対応するとともに、楽天株式会社との連携により開設した自治体ブログ「イーハトーブログ」により、いわての観光・物産情報について、広域振興局等に臨時職員（ライター）を配置し、現場での取材に基づき記事を作成して情報発信しています。

図表３−49　商工業・観光業における風評被害の発生状況

区分	被害状況
商工業	取引先の変更、買い控え等の風評被害あり。出荷時の検査費用の増嵩。 ●商工団体を通じたアンケート調査結果（H25.3.31 時点） ・商工業 119 者被害額約 20 億４千万円。 ・風評被害による取引先変更や停止、買い控え、単価下落等による収入減が約 17 億６千万円、顧客・取引先からの要請に応じて実施する検査費用や検査機器購入等の費用増加が約２億７千万円
観光業	修学旅行客や海外からの観光客の減少等による団体客のキャンセル、入込客の減少等 ●商工団体を通じたアンケート調査結果（H25.3.31 時点） ・観光業 60 者被害額約 12 億３千万円。 団体キャンセル等に伴う収入減が約 12 億２千万円、除染・修繕等の費用増加が約１千万円 ・外国人観光客は、原発事故直後、各国から日本渡航に関する自粛勧告が出されたが、平成23年６月には解除された。しかしながら、入込数で見ると、平成23年は71.5%減（平成22年比）の28,737人、平成24年は53.6%減（平成22年比）の46,841人と未だ回復途上。 ・教育旅行（中・高校生の修学旅行）は、平成23年は31.7%減（平成22年比）の130,985人、平成24年は5.0%増（平成22年比）の201,518人とほぼ回復。しかし、震災前に約４割を占めていた北海道からの修学旅行は、平成23年はほぼ皆減、平成24年は78.4%減（平成22年比）の17,066人、平成25年は42.8%減（平成22年比）の45,360人と回復途上。 ・全体として、これまでの風評被害対策の取組や、いわてデスティネーションキャンペーンやこれに続く「うまっいわて観光キャンペーン」、平成25年４月～９月に放映されたＮＨＫ連続テレビ小説「あまちゃん」の効果もあり、ほぼ震災前の水準に回復。

図表３−50　風評被害対策の主な取組状況（商工業・観光業）

区分	取組内容
商工業	・　首都圏等で開催される各種物産展等に出展し、事業者の販路開拓を支援するとともに、いわての文化・食を楽しく体験できるブースを設置し、県産品への興味喚起をはかる。 ・　「楽天市場」内に「岩手県物産展」ページを開設、高島屋日本橋店での「大いわて展」と時期・内容を連動させ、消費者へ重層的に訴求 ・　首都圏における販路開拓支援のため、東京の県アンテナショップ「いわて銀河プラザ」内イベントコーナーを市町村・商工団体等に提供 ・　いわて銀河プラザ 15 周年祭と時期を合わせ、ソニースクエアでの「うまっ！いわて」県産品ＰＲイベントを実施
観光業	・　「うまっ！いわて観光キャンペーン」を展開し、平泉の集客力、いわてＤＣの誘客効果の維持拡大を図りながら、風評の払しょくとリピーターの確保に取組む。 ・　首都圏、北海道及び関西圏において開催した教育旅行商談会において、市町村・団体等と連携しながら教育旅行の誘致に取組む。 ・　三陸観光再生事業（平成 25 年度新規） 震災学習を中心とした教育旅行の誘致促進、受入態勢の整備 ・　いわて希望の旅誘客促進事業費（平成 25 年度新規） いわてＤＣの誘客効果の維持・拡大に向け、継続した宣伝・誘客を実施 お客様に選ばれる観光地づくりを促進するため、地域の取組を支援 ・　国際観光推進事業費（平成 25 年度新規） 東アジア圏・豪州・ＡＳＥＡＮに対し、海外事務所の活用等により観光情報の発信、旅行商品の造成、販売促進を実施
その他	商工・観光風評対策緊急事業費（平成 25 年度新規） 損害賠償に係る事業者の相談窓口を県庁に設置、ブログ等を活用し、観光・物産の情報を発信

第６節　情報発信、普及啓発、その他の取組状況

１　情報発信・普及啓発の取組状況

(1)　情報発信の取組状況

県では、原発事故発生以降、県民等に対し、本県への放射性物質の影響や放射線影響対策の実施状況などをお知らせするとともに、県内外における風評被害発生を防止していくため、広報紙やホームページなど各種媒体を活用して情報発信を行っています。（図表３-51）

図表３-51　媒体ごと情報発信の実施状況（主なもの）

媒体等		掲載内容等
広報誌	県広報誌「いわてグラフ」	放射線の基礎知識、本県の現状や対策等を定期的に紹介
インターネット	ポータルサイト「環境放射能に関する情報」	放射線量測定結果、食品検査結果、国・県・市町村等の取組、イベント情報等のページをリンク
	環境放射能モニタリングシステム	県内10箇所に設置したモニタリングポストの測定結果をリアルタイムに分かりやすく表示（地図表示、グラフ表示）
	いわての今	県民に関心の高いテーマ、季節のテーマの特集ページをポータルサイト「環境放射能に関する情報」内に「いわての今」というコーナーを設け掲載（生活空間、食品、健康、野生山菜、野生きのこ）
	放射線測定結果検索システム	県が実施した放射線量測定・食品等検査結果を分かりやすく検索・閲覧できるシステム
	食の総合ポータルサイト「いわて食財倶楽部」	食財図鑑、産直情報、食のイベント情報、食財サポートレストラン情報、県産農林水産物等の安全性確保に向けた取組等を掲載
	特設サイト「いわて食財サポーター通信」	生産者や料理人のインタビュー、食のイベント情報、県産食材を使用したメニュー等を掲載
	フェイスブック「いわて食財サポーター通信」	生産者や料理人のインタビュー、食のイベント情報、県産食材を使用したメニュー等を掲載
発行物	岩手県東日本大震災津波の記録	東日本大震災対応の記録紙、放射線影響対策の概要について掲載
	岩手県環境報告書	放射線量測定状況、除染状況、普及啓発の実施状況等を掲載
雑誌・新聞等	生活情報誌「レタスクラブ」	首都圏をはじめ、全国の消費者を対象に県産農林水産物の安全・安心や魅力について、岩手の食材に関心の高い著名な料理人を広告やＰＲの顔として、食材としての魅力をアピール
	週刊誌（週刊新潮、週刊ポスト、アエラ、週刊朝日）	首都圏をはじめ、全国の消費者を対象に県産農林水産物の安全・安心や魅力について、岩手の食材に関心の高い著名な料理人を広告やＰＲの顔として、食材としての魅力をアピール
	新聞広告（岩手日報）	県民に身近な新聞である岩手日報に食品の安全性情報等を掲載
鉄道広告・航空会社広告等	駅、空港へのポスター掲示	県産農林水産物の主な販売先となる首都圏のほか、買い控えなどが懸念される関西及び九州地域を対象に県産農林水産物の安全安心をアピールするため、駅や空港等へのポスター掲示
	電車中吊り広告	料理人等による県産食材の魅力や、生産者の農林水産物生産に対する一生懸命な姿をＪＲ東日本３線群（京浜東北、山手、中央）の中吊り広告によりアピール
	航空会社広告	・日本航空㈱：機内誌「Skyward」への県産農林水産物に関する記事掲載、フレンチレストラン「ロレオール」（奥州市前沢区）のオーナシェフ伊藤勝康氏が監修した県産食材を用いた国内線ファーストクラスでの機内食の提供（平成25年９月） ・㈱フジドリームエアラインズ：機内誌「DREAM3776」に「おいしいっ、いわて」をテーマに県産農林水産物に関する記事を掲載
その他	雑誌と飲食店での県産食材フェア等の連動	飲食業界関係者に対し、料理専門誌を通じて県産農林水産物の魅力を発信。専門誌と連動した首都圏外食店での県産食材を活用した特別メニューを提供する「じっくり　岩手食」フェアを開催
	テレビ番組の制作・放映	タレントの福田萌さん（滝沢市出身・希望郷いわて文化大使）が県内産地に赴き、県産農林水産物の魅力を紹介するテレビ番組を制作。全国向けはBS フジやインターネット（ユーチューブ）で放映、県内向けに岩手めんこいテレビで番組を放映

(2)　県民向けセミナー

原発事故に伴う放射性物質の環境中への放出により、その健康不安等にかかる不安の声が高まる中、国や県等から多くの情報が示されるようになりました。こうした状況において、県民の不安を少しでも解消するためには、まず放射性物質とはどのようなものであるのかについて適切に理解していただく必要があると考え、平成23年度から県内各所においてセミナーを開催しています。(平成23年度：７回、平成24年度：12回、平成25年度：８回)（図表３-52）

セミナーの開催にあたっては、放射性物質の基礎的な知識のほか、本県の放射性物質の検出状況等も示しながら、それらの健康への影響等について、有識者よりご講演いただいています。

また、平成24年には、おやこ放射線講座と題して、子ども達への啓発を行ったほか、平成25年度には、食品のリスクコミュニケーションと併せてセミナーを開催し、放射線を実際にみることができる実験や実際のくらしの中にある放射線など基礎的な知識をご理解いただくことにより、効果的にリスクコミュニケーションを実施しました。現在、放射線の情報が多く提供され、今後の課題が明確になりつつありますが、地域の要望を踏まえながら、今後も本セミナーを継続していく予定です。

図表３-52　一般県民向けセミナー開催状況（平成23年度、平成24年度、平成25年度）

<table>
<tr><th>年度</th><th>講　　師</th><th>回数</th><th>会　場</th><th>参加人数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">H23</td><td>国立がん研究センター　がん予防・検診研究ｾﾝﾀｰ
津金昌一郎　予防研究部長</td><td>5</td><td>盛岡市、奥州市、一関市、釜石市、二戸市</td><td>422</td></tr>
<tr><td>岩手医科大学医学部　板井一好　教授</td><td>2</td><td>奥州市、一関市</td><td>138</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>7</td><td></td><td>560</td></tr>
<tr><td rowspan="3">H24</td><td>・岩手大学農学部　佐藤至　准教授
・齊藤博之　氏（元岩手県工業技術ｾﾝﾀｰ副理事長）</td><td>3</td><td>奥州市、一関市</td><td>224</td></tr>
<tr><td>・齊藤博之　氏（元岩手県工業技術ｾﾝﾀｰ副理事長）</td><td>9</td><td>一関市、奥州市、矢巾町、北上市、宮古市、釜石市、大船渡市、一戸町、久慈市</td><td>240</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>12</td><td></td><td>464</td></tr>
<tr><td rowspan="3">H25</td><td>・東北放射線科学センター 高倉吉久氏</td><td>2</td><td>奥州市、一関市</td><td>62</td></tr>
<tr><td>・齊藤博之　氏（元岩手県工業技術ｾﾝﾀｰ副理事長）</td><td>6</td><td>宮古市、久慈市、平泉町、遠野市、北上市、住田町</td><td>223</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>8</td><td></td><td>285</td></tr>
</table>

(3)　行政職員向けスキルアップセミナー

原発事故に伴う放射性物質の環境中への放出により、その健康不安等にかかる不安の声が高まったため、行政職員が住民からの相談に適切に対応できる体制の構築に向けて、行政職員が放射性物質の基礎知識、健康影響、本県の状況等について学習する機会を設けています。(平成23年度：８回、平成24年度：７回、平成25年度：８回)（図表３-53）

今後は、担当職員が変更になっても、変わりなく住民からの相談に対応できるよう、職員の知識レベルを向上させられるよう継続して取り組んでいきます。

図表３-53　行政職員向けスキルアップセミナー開催状況（平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度）

年度	開催日	内容	会場	講　　　師	参加人数
H23	9 月 21 日 9 月 29 日 9 月 30 日 10 月 4 日	知っておきたい放射能問題	釜石市 盛岡市 奥州市 久慈市	岩手県工業技術ｾﾝﾀｰ　齊藤博之　副理事長	317
	10 月 14 日 10 月 28 日 11 月 4 日 11 月 4 日	住民とのコミュニケーションのために	釜石市 久慈市 盛岡市 奥州市	環境ｶｳﾝｾﾗｰ　小野菜穂子　氏	278
		合計　８回			595
H24	6 月 29 日	放射線の基礎知識と本県の状況	奥州市	齊藤博之　氏（元県工業技術ｾﾝﾀｰ副理事長）	47
	7 月 10 日	放射線と健康影響		板井一好　氏（元岩手医科大学医学部教授）	53
	7 月 18 日	特措法と除染実施計画	盛岡市	環境保全課職員	24
	7 月 18 日	放射線の測定技術		独立行政法人日本原子力研究開発機構 OB　中田宏勝　氏	37
	7 月 19 日	原子力利用と原子力災害	奥州市		25
	7 月 19 日	除染技術と防護方法			34
	7 月 26 日	放射線・放射能とﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ		大阪大学ｺﾐｭｹｰｼｮﾝﾃﾞｻﾞｲﾝ･ｾﾝﾀｰ　八木絵香　教授	36
		合計　７回			256
H25	6 月 27 日 6 月 28 日 6 月 28 日	放射線の基礎知識と本県の状況	釜石市 盛岡市 奥州市	齊藤博之　氏（元県工業技術ｾﾝﾀｰ副理事長）	28 39 36
	6 月 27 日 6 月 28 日 6 月 28 日	放射線・放射能とﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	釜石市 盛岡市 奥州市	環境ｶｳﾝｾﾗｰ　小野菜穂子　氏	28 39 36
	7 月 25 日	放射線の測定技術	盛岡市	東北放射線科学センター　高倉吉久　氏	49
	7 月 25 日	放射線と健康影響		岩手大学農学部附属動物医学食品安全教育研究センター　佐藤至　教授	50
		合計　８回			305

(4)　食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

食品の安全性に対する信頼が、原発事故に伴う放射性物質汚染により大きく揺らいでいる中、県では、食品と放射能に関する正しい知識の普及と、県民相互の意思疎通が急務であるととらえ、平成 24 年度から、消費者、生産者、事業者等が一堂に会して正しい知識の共有と意見交換を行う「リスクコミュニケーション」の取組を重ねてきました。

平成 24 年度は、盛岡市と県南地域、釜石市において計６回開催しました。独立行政法人放射線医学総合研究所の福島復興支援本部・被災者健康管理・調査プロジェクト準備室長（当時）の原田良信先生による放射線の基礎知識と健康影響についての講演のほか、県が実施した放射線内部被ばく健康影響調査結果の報告、最後にパネルディスカッションとして、元岩手医科大学医学部特任教授の板井一好先生をコーディネーターに迎え、消費者、生産者、事業者及び行政の各代表をパネリストに、それぞれの立場での対応状況等の発表、会場の参加者も交えた意見交換等を行いました。参加者の大半から、聴講を通じて疑問が解消したり、不安の解消が図られたという意見が寄せられた一方で、依然として多くの不安や、県の情報発信の充実、より多くの食品の検査を求める意見等もありました。

平成 25 年度は、なお多くの県民の関心が高い県南地域を会場に、前年度の実施形態を基本としつつ、原発放射線影響対策に関するより多くの情報に接してもらうため、テーマを食品の放射性物質汚染に限定することなく、パネル展や相談コーナーの開設、食品の放射線量測定実演も行うなど総合イベントとして開催しました。午前の「くらしと放射線セミナー」では、東北放射線科学センターの高倉吉久先生を講師に迎え、放射線や放射能について基礎的事項を学習するとともに、普段目に見えない放射能を目で見えるようにする実験や、身の周りの放射線の測定実験を行いました。また、午後は、平成 24 年度

と同様に、放射線医学総合研究所の原田良信先生の講演のほか、内部被ばく健康影響調査結果の報告、パネルディスカッションを行いました。（図表３-54）

なお、釜石市においても、平成24年度と同様のシンポジウムを行いました。（図表３-54）

これらの取組により、県民の不安解消に向けて着実な成果をあげたと思われますが、今後も引き続き、原発事故の影響下で推移する食品の安全性について、県民の理解と安心の醸成を図る取組の継続が必要です。この点、リスクコミュニケーションの来場者数が、平成25年度は前年度の２割から３割程度であったことや、「県の情報発信はホームページが中心だが、手軽にネットを閲覧できない多くの県民がいる中、新聞やテレビをもっと活用すべき。」といった意見（参加者アンケート及び岩手県食の安全安心委員会における委員意見から）等を踏まえると、今後は、単発的なイベントではなく、県民がより手軽に入手しやすい手段による情報提供の取組が必要と考えられます。

このため、平成25年12月及び平成26年３月には、新聞広告を活用し、食品の安全性に関する情報等を発信しました。

図表３-54　リスクコミュニケーションの開催状況

年度	回	開催年月日	開催	参加人数	内容
平成24年度	1	平成24年５月12日	盛岡	150人	シンポジウム（基調講演、内部被ばく調査報告、パネルディスカッション）
	2	平成24年５月19日	奥州	150人	同上
	3	平成24年５月20日	一関	200人	同上
	4	平成24年６月３日	盛岡	110人	同上
	5	平成24年９月29日	釜石	80人	同上
	6	平成24年９月30日	平泉	50人	同上
	合計６回			740人	
平成25年度	1	平成25年６月16日	奥州	70人	パネル展、動画放映、相談コーナー開設、くらしと放射線セミナー、食品放射能測定実演、シンポジウム（基調講演、内部被ばく健康影響調査報告、パネルディスカッション）
	2	平成25年９月１日	一関	130人	同上
	3	平成25年11月27日	釜石	80人	シンポジウム（講演、県報告、質疑・意見交換）
	合計３回			280人	

２　測定機器の貸出

県は、平成23年度に各地区合同庁舎及び環境保健研究センターに可搬型放射線量測定機（サーベイメータ）を配備し、各地域の地表付近の放射線量測定を行うこととしたほか、平成23年11月１日から県の関係機関や市町村等に対して無償で貸与し県内各地の放射線量のきめ細かな測定の実施推進を図るとともに、「放射線量低減に向けた取組方針」に基づく放射線量低減措置の促進を図っています。（図表３-55）

県教育委員会では、平成23年度に６教育事務所に各１台、スポーツ健康課に１台、計７台のサーベイメータを配備し、平成24年２月１日から各県立学校での測定に使用しているほか、市町村教育委員会や施設指定管理者等への貸出しを実施しています。

図表３-55　測定機器貸出状況（県保有サーベイメータ貸出件数）

配 備 場 所	年度	市町村・組合	県機関	指定管理者	県立学校	計
盛岡広域振興局保健福祉環境部	平成 23 年度	5	20	3	10	38
	平成 24 年度	12	51	8	9	80
	平成 25 年度	6	43	10	8	67
県南広域振興局保健福祉環境部	平成 23 年度	0	11	4	21	36
	平成 24 年度	1	55	6	5	67
	平成 25 年度	0	29	4	6	39
花巻保健福祉環境センター	平成 23 年度	0	6	0	8	14
	平成 24 年度	0	20	0	0	20
	平成 25 年度	0	13	0	0	13
一関保健福祉環境センター	平成 23 年度	2	11	0	20	33
	平成 24 年度	0	63	0	11	74
	平成 25 年度	0	49	0	7	56
沿岸広域振興局保健福祉環境部	平成 23 年度	3	2	0	15	20
	平成 24 年度	1	14	0	39	54
	平成 25 年度	0	4	0	41	45
大船渡保健福祉環境センター	平成 23 年度	6	4	0	13	23
	平成 24 年度	2	11	0	7	20
	平成 25 年度	1	6	1	10	18
宮古保健福祉環境センター	平成 23 年度	4	9	5	5	23
	平成 24 年度	0	64	5	6	75
	平成 25 年度	1	61	6	4	72
県北広域振興局保健福祉環境部	平成 23 年度	2	1	0	13	16
	平成 24 年度	0	6	0	0	6
	平成 25 年度	0	4	0	0	4
二戸保健福祉環境センター	平成 23 年度	3	2	3	12	20
	平成 24 年度	2	8	6	2	18
	平成 25 年度	0	5	6	3	14
環境保健研究センター	平成 23 年度	0	5	0	1	6
	平成 24 年度	0	0	0	0	0
	平成 25 年度	0	0	0	0	0
計	平成 23 年度	25	71	15	118	229
	平成 24 年度	18	292	25	79	414
	平成 25 年度	8	214	27	79	328

３　岩手県地域防災計画原子力災害対策編の策定

岩手県地域防災計画・原子力災害対策編の概要は、以下のとおりです。

(1)　原子力災害対策編で想定する災害

ア　隣接県に立地する原子力事業所において、警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき。

イ　核燃料物質等の運搬中の事故により、原子力事業所外において特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき。

(2)　原子力災害対策編の内容

原子力災害対策編に盛り込んだ主な対策は、次のとおりです。

ア　原子力災害発生情報の収集・伝達・提供、本県への影響把握に関する対策

原子力事業者等からの情報収集対策、防災関係機関への情報伝達対策、住民等への情報提供対策、環境等モニタリング対策

イ　住民等への影響回避等に関する対策

住民等の避難・影響回避対策、医療・保健対策

ウ　復旧に向けた対策

追加被ばく線量低減対策、健康確保対策、風評被害防止対策

第７節　東京電力株式会社に対する損害賠償請求の取組状況

１　民間の損害賠償請求

(1)　商工・観光関係事業者の損害賠償の状況

ア　被害状況及び支援の状況

県内商工・観光業者の風評被害額は、商工団体等を通じて行った事業者へのアンケート調査によると、平成25年３月末現在で179者・約32億6,400万円（観光業：60者、12億2,700万円、商工業：119者、20億3,700万円）となっています。その内容は、買い控えに伴う収入減や検査費用となっています。

県では、原発事故によって風評被害の生じた事業者や市町村、関係団体に対して、説明会や個別相談会等を開催するなど損害賠償請求の支援をしています。（図表３-56）

図表３-56　事業者等を対象とした風評被害の損害賠償請求に係る説明会等の開催状況

区分		開催状況
商工業	①市町村・関係団体担当者向け説明会	平成25年４月12日　29市町村・34団体、89名参加
	②事業者向け説明会・個別相談会	説明会：168事業者参加、うち個別相談：109事業者参加 ・　市町村等の協力を得て、平成25年５月28日以降、23回（21市町村）で実施（盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市（２回）、一関市（２回）、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、洋野町）
観光業	①市町村・観光団体担当者向け説明会	平成24年10月23日　23市町村・40団体、47名参加
	②事業者向け説明会・相談会	説明会：78事業者・87名参加、うち個別相談会：36事業者参加 ・　奥州市（H24.11.15）　説明会参加者数：22事業者・26名 うち個別相談会参加者数：８事業者（１事業者は個別相談会のみ） ・　盛岡市（H24.11.16）　説明会参加者数：56事業者・61名 うち個別相談会参加者数：28事業者（１事業者は個別相談会のみ）

イ　商工業の風評被害に係る損害賠償請求状況・支払状況（平成26年３月末現在）

中間指針第３次追補を受け、岩手県の農林水産物及び加工・流通業の風評被害の賠償受付が平成25年３月27日から始まり、その食品加工等及び流通業に係る損害賠償請求状況等については、損害賠償請求は73件、約21億3,800万円で、支払実績は、うち43件、３億8,400万円です。（図表３-57）

ウ　観光風評被害に係る損害賠償請求・支払状況（平成26年３月末現在）

震災発生後から平成23年５月末までの外国人観光客のキャンセル及び平成24年２月末までの東北以外からの観光客のキャンセル等風評被害に係る損害賠償請求状況等については、損害賠償請求は145件、約20億6,300万円で、支払実績は、うち126件、約14億800万円です。（図表３-57）

図表３-57　商工・観光関係損害賠償請求状況　（単位：百万円）

	請求状況		支払状況		支払率	備考
	件数	金額	件数	金額	（金額ベース）	
商工業	73	2,138	43	384	18.0%	
観光業	145	2,063	126	1,408	68.3%	
合計	218	4,201	169	1,792	42.7%	

*東京電力からの聴取

(2)　農林水産業の損害賠償の状況

ア　被害状況及び支援の状況

本県では、国の原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、県産農林水産物の検査を実施し、国の定める放射性物質濃度を超過した場合は、出荷制限指示等を要請しています。

平成23年度においては、８月１日に、県産農林水産物としては初めて、牛肉に対する国による出荷制限指示を受けました。また、平成26年３月31日現在、牛肉や原木生しいたけなど27品目について、国による出荷制限指示や県による出荷自粛要請を行っており、国の出荷制限指示等を受けた市町村では、これらの品目を出荷ができない状況となっています。

また、放射性物質に汚染された牧草や稲わら、ホダ木などの使用自粛要請に伴い、保管・処理に要する費用、代替飼料の購入に要する費用などの追加的な負担も発生しています。

さらに、菌床しいたけや牛乳、わかめ等、出荷制限指示等の対象となっていない品目にあっても、価格下落や取引減少など、いわゆる風評被害が発生しました。

本県ＪＡグループ等の系統組織では、原発事故により被害を受けた農林漁業者の損害賠償請求を迅速かつ十分に行うため、損害賠償対策県協議会を設立し、組織的に農林漁業者の請求事務等を支援しています。

県では、これらの協議会にアドバイザーとして参画し、活動の支援と連携の確保を図るとともに、東京電力及び国に対して、賠償金が早期かつ確実に支払われるよう要請を行うなど、損賠賠償に向けての取組を支援しているところです。

イ　県協議会による損害賠償請求・支払状況

（ア）　ＪＡグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会

原発事故により被害を受けた農畜産物の損害賠償に関する手続き等を迅速かつ適切に行うため、岩手県農業協同組合中央会では県内農業団体と連携し、平成 23 年７月 19 日に「ＪＡグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会」(以下「ＪＡ協議会」という。) を設立しました。

ＪＡ協議会では、平成 23 年９月に第１次の損害賠償請求を行って以降、毎月、賠償請求を行ってきており、平成 26 年３月末現在で牛肉やしいたけの風評被害や汚染牧草の代替牧草購入費、ホダ木の処分等の損害額 298 億 4,700 万円を請求し、261 億 1,400 万円が支払われています（支払率 87.5%)。(図表３-58、59)

（イ）　森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会

原発事故により被害を受けた林産物の損害賠償に関する手続き等を迅速かつ適切に行うため、岩手県森林組合連合会では県内林業団体と連携し、平成 24 年１月 26 日に「森林組合系東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会」（以下「森林組合系協議会」という。）を設立しました。

森林組合系協議会では、平成 24 年６月から平成 26 年１月までに 11 回にわたり、ホダ木の処分やしいたけの風評被害等の損害額 10 億 9,228 万円を請求し、10 億 8,789 万円が支払われています（支払率 99.6%)。(図表３-58、60)

（ウ）　ＪＦグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会

原発事故により被害を受けた漁業者の損害賠償に関する手続き等を迅速かつ適切に行うため、岩手県漁業協同組合連合会が県内漁業団体と連携し、平成 24 年６月 21 日に「JF グループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会」（以下「ＪＦグループ等協議会」という。）を設立しま

した。

ＪＦグループ等協議会では、平成 24 年 12 月から平成 26 年３月までに 18 回にわたり損害賠償請求を実施し、平成 26 年３月末現在、イサダやマダラの水揚げの減少や休漁等の損害請求額５億 8,512 万円に対し、５億 8,502 万円が支払われています（支払率 99.98%）。（図表３-58、61）

（エ）　内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会

原発事故により被害を受けた内水面漁業者の損害賠償に関する手続き等を迅速かつ適切に行うため、岩手県内水面漁業協同組合連合会が県内内水面漁業団体と連携し、平成 24 年７月 26 日に「内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会」（以下「内水面協議会」という。）を設立しました。

内水面協議会では、平成 25 年３月から平成 26 年１月までに 10 回にわたり損害賠償請求を実施し、平成 26 年３月末現在、検査費用や遊漁料収入の減少等の損害請求額 2,879 万円に対し、全額が支払われています（支払率：100%）。（図表３-58、62）

図表３-58　県協議会の損害賠償請求等の状況　（単位：百万円）

協議会	請求回数・請求月		請求金額	支払金額	支払率
ＪＡグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会（事務局：JA 県中央会）	30 次	H23.9～26.3	29,847	26,114	87.5%
森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会（事務局：県森林組合連合会）	11 次	H24.6～26.1	1,092	1,088	99.6%
ＪＦグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会（事務局：県漁業協同組合連合会）	18 次	H24.12～26.3	585.1	585.0	99.98%
内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会（事務局:県内水面漁業協同組合連合会）	10 次	H25.3～26.1	28.8	28.8	100%
計	－		31,552.9	27,815.8	88.2%

図表３-59　JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会　（単位：百万円）

	項　　目	請求額	支払額	支払率
1	肉牛	12,648	12,026	95.1%
2	牧草	12,264	9,778	79.7%
3	ホダ木	1,782	1,488	83.5%
4	乾椎茸	770	716	93.1%
5	廃用牛	682	534	78.4%
6	生椎茸	549	529	96.3%
7	子牛	363	358	98.7%
8	営業損害	306	313	102.2%
9	妊娠牛	269	267	99.3%
10	検査費用	100	5	5.4%
11	大豆の放射性物質吸収抑制対策	77	69	89.6%
12	稲わら	16	12	71.5%
13	成牛	14	13	94.6%
14	ナメコ	5	5	100%
15	腐葉土代替肥料	2	—	—
合　　計		29,847	26,114	87.5%

※項目ごとに百万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とは一致しない。
※営業損害の支払額は、請求後の内容精査により請求額を上回ったもの。

図表３-60　森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会　（単位：百万円）

	項　目	請求額	支払額	支払率
1	ホダ木	522	521	99.8%
2	風評被害	434	433	99.8%
3	出荷自粛等	128	126	98.4%
4	自主回収	7	7	100%
5	検査費用	1	1	100%
合　計		1,092	1,088	99.6%

※項目ごとに百万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とは一致しない。

図表３-61　JF グループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会　（単位：百万円）

	項　目	請求額	支払額	支払率
1	［実損］水揚げに関する損害	183.9	183.9	99.90%
2	休漁に関する損害	32.4	32.4	100.00%
3	廃棄に関する損害	0.1	0.1	100.00%
4	燃料代に関する損害	19.8	19.8	100.00%
5	水揚げ手数料に関する損害	27.1	27.1	100.00%
6	検査費用に関する損害	1.5	1.4	98.53%
7	［逸失利益］水揚げに関する損害	320.4	320.4	100.00%
合計		585.1	585.0	99.98%

※項目ごとに百万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とは一致しない。

図表３-62　内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会（単位：百万円）

	項　目	請求額	支払額	支払率
1	検査費用に関する損害	2.2	2.2	100%
2	［逸失利益］遊漁料収入の減少に関する損害	26.6	26.6	100%
合　計		28.8	28.8	100%

２　自治体損害賠償請求

(1)　県、市町村、広域連合、一部事務組合の取組状況

県、市町村、広域連合及び一部事務組合は、自治体として実施した各種放射線影響対策に要した費用について東京電力に賠償請求を行い、東京電力への交渉や国への要請などの取組も行ってきました（図表３-63、３-64、３-65)。これらの取組の結果、東京電力が賠償対象としたものについては合意し、一部賠償金の支払いの段階に至っています（図表３-66)。一方で、東京電力が賠償対象と認めないものについては、直接交渉だけではこれ以上の具体的な交渉の進展が期待できないと考えられることから、原子力損害賠償紛争解決センターに対し和解仲介を申立ています（図表３-67、３-68、３-69)。同センターの審理を通じ、原発事故の原因者である東京電力の対応を改めさせ、原発事故に係る損害賠償の実現を図ろうとするものです。

今後も東京電力に対しては、原発事故の原因者としてその社会的責任を改めて認識し、県内で発生している全ての損害について、被害発生の実態に則した速やかな賠償を強く求めていきます。

図表３-63　東京電力との要請、交渉状況

	場　所	主　な　事　項　（事務的な交渉等を除く）
【平成23年度】		
H24. 1.26	**県庁**	**第一次損害賠償請求を実施（～Ｈ23.11期分）**
3. 7	東電本店	東京電力に対する緊急要請（東電対応：廣瀬常務（当時））
【平成24年度】		
H24. 6.20	**県庁**	**第二次損害賠償請求を実施（Ｈ23年度分。一次請求分を除く。）**
7.25	東電本店	知事、市長会代表及び町村会代表、東京電力㈱　廣瀬社長へ要請
9.14	東電本店	岩手・宮城両県知事、市長会・町村会代表、東京電力㈱ 下河邊会長等へ要請
11.28	県庁	東京電力、食品検査費用に係る賠償案（H23年度分①）について提示
12.27	県庁	東京電力に対し、自治体損害賠償に係る質問書の手交
H25. 1.18	県庁	東京電力から、自治体損害賠償に係る質問書に対する回答を受領
1.29	県庁	東京電力、自治体に対する賠償案（H23年度分②）について提示
2. 1	**県庁**	**第三次損害賠償請求を実施（Ｈ24.4～11期分）**
(2.4)		（東京電力、「総合特別事業計画」を変更）
【平成25年度】		
H25. 6.21	**県庁**	**第四次損害賠償請求を実施（Ｈ24年度分。三次請求分を除く。）**
		東京電力に対し、損害賠償に関する公開質問を実施
(6.25)		（東京電力、「総合特別事業計画」を変更）
6.27	県公会堂	市町村等担当者会議において、東京電力から自治体損害賠償について説明
7.10	県庁	東京電力から、損害賠償に関する公開質問に対する回答書を受領（別添２）
		東京電力に対し、損害賠償に関する質疑書を手交
7.11	県庁	東京電力、自治体に対する賠償案（H24年度分）について提示
7.24	東電本店	知事、市長会代表及び町村会代表と東京電力㈱　廣瀬社長へ要請
8. 2	県庁	東京電力から、損害賠償に関する質疑書の回答書を受領（別添３）
11. 1	県庁	東京電力、風評被害に関する損害賠償の対応変更について説明
12.11		原賠時効特例法公布・施行
12.17	県庁	東京電力、「押し出し時間外」の人件費賠償範囲拡大について説明
H26. 1.23	原発ADR	原子力損害紛争解決センター（原発ADR）へ和解仲介申立て
2. 5	**県庁**	**第五次損害賠償請求を実施（Ｈ25.4～11期分）**

図表３-64　東京電力に対する損害賠償請求状況（第１次～第５次（個別請求を除く））

項　目		内　　　容　　　等
第一次損害賠償請求	①期日等	平成24年１月26日　9：30　・　岩手県庁（議会第３会議室）
	②対応者	岩手県：加藤主税 総務部長 市町村：谷藤裕明 市長会会長（盛岡市長）、岩部茂 町村会理事（九戸村長）、勝部修 一関市長、小沢昌記 奥州市長 東京電力：新妻常正 理事、小松日出夫 東北補償相談センター所長、三田雅裕 同センター副所長、古澤卓二 同センター部長
	③請求額	県：54,284千円、市町村計：49,908千円(※)、合計：104,193千円（請求時点） ※　33市町村中７市町については、今回は賠償請求の意向のみ表明。
	④その他	・　平成23年11月末までに支払済みの額を請求額とした。
第二次損害賠償請求	①期日等	平成24年６月20日　10：30　・　岩手県庁（４-1特別会議室）
	②対応者	岩手県：加藤主税 総務部長 市町村等：谷藤裕明 市長会会長（盛岡市長）、稲葉暉 町村会会長（一戸町長）、大石満雄 花巻市長、本田敏秋 遠野市長、勝部修 一関市長、小沢昌記 奥州市長（副市長代理出席）、菅原正義 平泉町長、伊達勝身 岩泉町長、小田祐士 野田村長 東京電力：新妻常正 理事、小松日出夫 東北補償相談センター所長
	③請求額	県：422,031千円、市町村計：309,761円、広域連合等計：50,215円、合計：782,007千円（請求時点）
	④その他	・　平成23年度に要した費用から第一次請求分を除いた額を請求額とした。 ・　請求書手交に引き続き、市町村長等と東京電力との交渉を実施。
第三次損害賠償請求	①期日等	平成25年２月１日　13：30　・　岩手県庁（議会第三会議室）
	②対応者	岩手県：加藤主税 総務部長　（交渉のみ）桐田教男 商工労働観光部副部長、東大野潤一 農林水産部長 市町村等：谷藤裕明 市長会会長（盛岡市長）、稲葉暉 町村会会長（一戸町長）、本田敏秋 遠野市長（副市長代理出席）、勝部修 一関市長、小沢昌記 奥州市長、菅原正義 平泉町長、伊達勝身 岩泉町長 東京電力：小松日出夫 東北補償相談センター所長、山村明 同センター副所長、小林浩 同センター副所長、勝又靖典 同センター部長
	③請求額	県：369,579千円、市町村計：236,630千円、広域連合等計：19,126円、合計：625,334千円（請求時点）
	④その他	・　平成24年度に要した費用のうち、平成24年11月末までに支払済みの額を請求額とした。 ・　請求書手交に引き続き、県幹部及び市町村長等と東京電力との交渉を実施。
第四次損害賠償請求	①期日等	平成25年６月21日　14：00　・　岩手県庁（議会第三会議室）
	②対応者	岩手県：小田島智弥 総務部長　（交渉のみ）菊池寛 農林水産部副部長 市町村等：谷藤裕明 市長会会長（盛岡市長）、民部田幾夫 町村会会長（岩手町長）、本田敏秋 遠野市長（副市長代理出席）、勝部修 一関市長（放射線対策室長代理出席）、小沢昌記 奥州市長（副市長代理出席）、菅原正義 平泉町長 東京電力：小松日出夫 東北補償相談センター所長、山村明 同センター副所長、小林浩 同センター副所長、中澤裕之 同センター部長、勝又靖典 同センター部長
	③請求額	県：5,736,976千円、市町村計：361,724千円、広域連合等計：21,715千円 合計：6,120,415千円（請求時点）
	④その他	・　平成24年度に要した費用から第三次請求分を除いた額を請求額とした。 ・　請求書手交に引き続き、県幹部及び市町村長等と東京電力との交渉を実施。
第五次損害賠償請求	①期日等	平成26年２月５日　13：30　・　岩手県庁（議会第三会議室）
	②対応者	岩手県：小田島智弥 総務部長　（交渉のみ）橋本良隆 商工労働観光部長、菊池寛 農林水産部副部長 市町村等：谷藤裕明 市長会会長（盛岡市長）、伊達勝身 町村会代表（岩泉町長）、本田敏秋 遠野市長（副市長代理出席）、勝部修 一関市長、小沢昌記 奥州市長（副市長代理出席）、川村光朗 矢巾町長（副町長代理出席）、菅原正義 平泉町長（副町長代理出席） 東京電力：小河原克実 東北補償相談センター所長、山村明 同センター副所長、大野邦浩 同センター副所長　外
	③請求額	県：225,679千円、市町村計：38,253千円、広域連合等計：14,399千円 合計：278,331千円（請求時点）
	④その他	・　平成25年度に要した費用のうち、平成24年11月末までに支払済みの額等を請求額とした。 ・　請求書手交に引き続き、県幹部及び市町村長等と東京電力との交渉を実施。

図表３-65　県、市町村、広域連合、一部事務組合損害賠償請求額内訳　（単位：千円）

団体＼項目		請求次等	請求日	合計	人件費	除染経費	機器購入	広報経費	測定経費	その他
合計		第１次	H24.1.26	104,193	7,701	14,850	20,386	5,616	49,128	6,512
		第２次	H24.6.20	782,007	461,416	23,336	112,371	10,646	100,503	73,735
		第３次	H25.2.1	625,334	0	407,421	54,017	2,701	64,180	97,016
		第４次	H25.6.21	6,120,415	541,551	3,642,035	11,772	15,781	76,891	1,832,385
		第５次	H26.2.5	278,331	1,342	226,611	656	811	12,440	36,471
		その他	－	57,884	0	0	0	0	10,052	47,832
		計	－	7,968,164	1,012,010	4,314,253	199,202	35,555	313,194	2,093,951
	県	第１次	H24.1.26	54,284	0	1,291	5,366	5,054	38,624	3,949
		第２次	H24.6.20	422,031	237,643	16,985	52,894	224	71,044	43,241
		第３次	H25.2.1	369,579	0	297,008	27,694	389	39,281	5,208
		第４次	H25.6.21	5,736,976	296,540	3,625,753	442	15,249	50,647	1,748,344
		第５次	H26.2.5	225,679	0	224,511	0	70	0	1,098
		その他	－	50,773	0	0	0	0	4,687	46,086
		計	－	6,859,322	534,183	4,165,548	86,396	20,916	204,283	1,847,926
	市町村	第１次	H24.1.26	49,908	7,701	13,559	15,020	561	10,504	2,563
		第２次	H24.6.20	309,761	200,461	6,351	56,673	10,197	15,577	20,501
		第３次	H25.2.1	236,630	0	110,414	25,677	2,257	19,234	79,048
		第４次	H25.6.21	361,724	237,510	16,282	11,330	532	18,532	77,538
		第５次	H26.2.5	38,253	1,342	2,100	520	741	8,169	25,381
		その他	－	6,932	0	0	0	0	5,190	1,742
		計	－	1,003,208	447,014	148,706	109,220	14,288	77,206	206,773
	広域連合・一部事務組合	第１次	－	－	－	－	－	－	－	－
		第２次	H24.6.20	50,215	23,312	0	2,804	225	13,882	9,993
		第３次	H25.2.1	19,126	0	0	646	54	5,666	12,760
		第４次	H25.6.21	21,715	7,501	0	0	0	7,712	6,502
		第５次	H26.2.5	14,399	0	0	136	0	4,271	9,992
		その他	－	178	0	0	0	0	174	4
		計	－	105,633	30,813	0	3,586	279	31,705	39,251

注１　第１次～第５次の請求金額は請求時点のもの。項目毎に端数を四捨五入。
注２　請求次等の「その他」の欄には、第１次～第５次とは別に、個別に請求を行ったものの合計額を記載。

図表３-66　岩手県と東京電力の合意状況（平成26年３月31日現在）　（単位：千円）

	賠償金入金日	合意対象事業（業務）	合意金額	備考
【平成23年度分】				
23-01	H24.12.13	工業用水道事業発生汚泥測定・処理	769	
23-02	H25.３.８	流域下水道事業発生汚泥測定・処理	30,985	
23-03	H25.12.25	地域経営推進費（測定機器購入補助）	845	
23-04	H25.12.30	農業大学校代替飼料購入	2,151	
23-05	H26.１.16	野菜放射性物質測定	107	
23-06	H26.２.17	県立高校草地更新	3,601	
23-07	H26.３.６	肥育牛出荷延長に伴う掛増経費	86	
23-08	H26.３.13	畜産研究所草地更新	914	
23-09	H26.３.17	畜産研究所飼料購入	1,358	
23-10	（未定）	畜産農家への利子補給	1,200	
23-11	（未定）	稲わら等粗飼料分析経費	8,440	
23-12	（未定）	現地機関検査対応等事務費	349	
平成２３年度分　計			50,805	

※　賠償金入金日の欄中、「（未定）」は現在合意作業中であるもの。

図表３－66　岩手県と東京電力の合意状況（平成26年３月31日現在）　（単位：千円）

	賠償金入金日	合意対象事業（業務）	合意金額	備　考
【平成24年度分】				
24-01	H25.11.22	牧草地再生対策事業	2,644,830	
		利用自粛牧草等処理円滑化事業及び公共牧場利用自粛対策事業		
24-02	H25.12.26	（大船渡市分）	4,702	
24-03	H25.２.３	（釜石市・八幡平市ほか７市町分）	34,324	
24-04	H25.３.５	（北上市・陸前高田市・久慈市ほか９市町村分）	27,407	
24-05	H25.３.17	（滝沢市・岩泉町分）	24,699	
24-06	H25.３.26	（盛岡市・花巻市・宮古市ほか７市分）	47,765	
24-07	H25.３.28	（金ケ崎町分）	170,006	
24-08	（未定）	（一関市・奥州市・遠野市分）	1,021,639	
24-09	H25.12.30	工業用水道事業汚泥処理費用	91	
24-10	H26.１.８	原木しいたけ経営緊急支援事業	41,412	
24-11	H26.２.３	野生鳥獣肉放射性物質測定	185	
24-12	H26.３.７	花巻空港牧草地検査	397	
24-13	H26.３.13	農業大学校草地更新	14,069	
24-14	H26.３.19	県立高校草地更新・飼料購入	13,008	
平成24年度分　計			4,044,534	
合計（平成23年度、平成24年度）			4,095,339	

※　賠償金入金日の欄中、「（未定）」は現在合意作業中であるもの。

図表３-67　岩手県の申立額（積算）

第１～４次請求額累計	6,625,146千円	
－）震災特交相当額　（※1）	1,846,605	
－）東電合意額　　　（※2）	2,676,584	
計	2,101,957千円	（A）　12月議会提案額
－）東電追加合意額　（※3）	1,418,733	（B）　控除額
－）震災特交相当額等（※4）	51,085	（B）　控除額
【紛争解決センター申立額】	632,139千円	（A-B）

1）　平成23・24年度放射線影響対策の費用として、66億25百万円余を東京電力に賠償請求済み。
2）　1)の賠償請求済額から、議会提案時点までに確定した震災特交相当額18億46百万円余（※1）と東京電力との合意額26億76百万円余（※2）を差し引いた、21億１百万円余が「議会提案額」。
3）　議会提案後に、東京電力と新たに合意した額14億18百万円余（※3）とこの追加合意等に伴う精査により新たに確定した震災特交相当額等51百万円余（※4）を控除した、６億32百万円余が紛争解決センターへの申立額。

図表３-68　県、市町村、広域連合、一部事務組合の原子力損害賠償紛争解決センターへの申立状況（単位：千円）

	申立額（A-B）※1	議会提案額（A）※2	控除額（B）※3	備考
岩手県	632,139	2,101,957	1,469,818	
市町村等	897,061	927,262	30,201	H26.3.31現在申立済額
市町村	822,162	849,629	27,467	24市町村計
広域連合等	74,899	77,633	2,734	８団体計
合計	1,529,200	3,029,219	1,500,019	
１月23日 申立団体 【25団体】	○　岩手県（１） ○　市町村（23）：盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、金ケ崎町、平泉町、岩泉町、普代村、洋野町、一戸町 ○　広域連合等（１）：宮古地区広域行政組合			
２月以降 申立団体 【12団体】※4	○　市町村（３）：矢巾町、住田町、軽米町 ○　広域連合等（９）：久慈広域連合、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、北上地区広域行政組合、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合、岩手沿岸南部広域環境組合、岩手県競馬組合、滝沢・雫石環境組合			

※１「申立額」:「議会提案額」から「控除額」を差し引いた額。
※２「議案提案額」: 賠償請求額から議案提案時点における東京電力との合意済額等を控除したもの。
※３「控除額」: 議会提案後において新たに東京電力と合意した額など申立額から控除すべきもの。
※４下線を付した申立団体は、平成26年４月以降に申立予定の団体。

図表３-69　県申立額の内訳　（単位：千円）

事　業　・　費　用　等	損害額	備　　　考
農林業系副産物焼却処理等円滑化事業	74,860	市町村への補助金
農産物等の売払収入の減	18,459	畜産研究所等における肉牛等の売払収入
地域経営推進費	6,097	広域振興局の肉用牛飼料確保対策等
放射線物質除去・低減技術実証事業	5,108	除染技術等の公募・実証試験、情報収集等
いわてグラフ製作費	4,155	臨時号（保存版　放射能対策）
道路空間放射線量測定	2,409	通学路を中心とした道路の測定
空間線量測定機器購入	1,504	県管理道路測定機器
職員人件費	517,003	放射線影響対策に従事した職員
その他	2,544	
合　　計	632,139	

(2)　下水道事業の請求・支払状況

原発事故以来、流域下水道施設から排出される「脱水汚泥」や「焼却灰」等から放射性物質が検出されているため、それらの処分に当たっては放射線量の測定が必要となっています。

また、「焼却灰」からは引き続き一定量以上の放射性物質が検出され、セメント原料としての再利用化が困難な状況にあることから、その処分に当たってより多くの費用を要する「埋立」による処分を余儀なくされています。

このため、それら検査費用や処分方法の変更に伴う追加的費用について、東京電力に対して賠償金の請求を行っています。

なお、これまでの賠償請求状況と支払状況については図表３-70 のとおりです。

図表３-70　下水道事業損害賠償請求・支払状況　（単位：円）

賠償請求日	請求内容	請求金額	支払金額	支払日	備考
H24.11.８	放射線測定費用	2,819,845	2,819,845	H25.３.８	H23年度分
	汚染汚泥・焼却灰等の保管・処分に係る追加的費用	28,165,282	28,165,282		
	合　計	30,985,127	30,985,127		
H26.2.27	放射線測定費用	1,528,800	未定	未定	H24年度分
	汚染汚泥・焼却灰等の処分に係る追加的費用	17,399,393	未定		
	合　計	18,928,193	未定		

※　平成 26 年３月 31 日現在、支払金額及び支払日は未定。

(3)　工業用水道事業の請求・支払状況

ア　損害の発生、東京電力に対する損害賠償請求受付、平成 23 年度損害賠償金の支払い

原発事故以来、工業用水の製造過程で排出される「脱水汚泥」から放射性物質が検出されており、このため、以下の損害が生じています。

【工業用水道事業における損害】
・放射性物質濃度の測定にかかる検査費用
・放射性汚泥を一時保管するために要した追加的費用
・汚泥処分が通常より割高となっており、その割高分の汚泥処分費用
・検査・汚泥処分等を行うための人件費

東京電力は、平成 23 年３月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までの人件費を除く工業用水道の被害について、平成 24 年５月から、賠償請求の受付を開始しました。

受付開始を受け被害額を算定し、平成 23 年 11 月 30 日までの経費のうち一般会計からの負担金を除

いた額を、平成 24 年６月 13 日に賠償請求し、東京電力と協議を進めました。

協議の結果、平成 24 年 12 月５日に岩手県企業局と東京電力との間で損害賠償の合意書を締結し、平成 24 年 12 月 13 日に東京電力から平成 23 年３月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までを対象期間として、損害賠償金 769,020 円が支払われました。(図表３-71)

なお、平成 23 年 12 月１日から平成 24 年３月 31 日までの被害については、国からの支援（一般会計負担金）で賄われたことから損害賠償金は発生していません。

イ　平成 24 年度損害賠償金の支払い

平成 25 年７月 31 日に、東京電力から平成 24 年度請求（H24. ４. １～H25. ３. 31）の受付開始の通知を受けました。

被害額算定の結果、人件費を除く経費のうち、一般会計からの負担金を除いた額を、平成 25 年 11 月６日に総務部総務室を通じて東京電力に請求し、協議を進めました。

協議の結果、平成 25 年 12 月 20 日に岩手県企業局と東京電力との間で損害賠償の合意書を締結し、平成 25 年 12 月 30 日（収入確認：平成 26 年１月６日）に東京電力から平成 24 年４月から平成 25 年３月までを対象期間として、損害賠償金 91,123 円が支払われました。(図表３-71)

図表３-71　工業用水道損害賠償請求・支払状況　（単位：円）

賠償請求日	請求内容	請求金額	東電支払額	支払日	備　考
H24. 6. 13	工業用水・汚泥等の放射線測定費用	332, 220	332, 220	H24. 12. 13	H23 年度分
	汚染発生土等の保管に係る追加的費用	148, 050	148, 050		
	汚染発生土等の処分に係る追加的費用	288, 750	288, 750		
	合　計	769, 020	769, 020		
H25. 11. 6	脱水汚泥の放射線測定費用	6, 615	6, 615	H25. 12. 30	H24 年度分
	脱水汚泥の処分に係る追加的費用	84, 508	84, 508		
	合　計	91, 123	91, 123		

※　請求金額に人件費は含まない。人件費については、工業用水道分を含め県（総務部総務室）が一括してＡＤＲに申し立てを実施。

第４章　平成26年度に実施する対策等

第１節　放射線量等の測定に関する取組

■　予算額

区分	26 年度当初予算額	25 年度当初予算額	増減額
当初予算額	54,097 千円	60,718 千円	▲6,621 千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含んで合計した金額です。

■　主な取組

- ●　県民の健康と安全を守るため、「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」に基づき、市町村等と連携しながら、県内全域できめ細かな測定を行います。
- ●　東京電力原子力発電所事故による生活環境への影響を把握するため、モニタリングポスト 10 箇所における 24 時間体制の放射線量やサーベイメータによる県内の代表的な 55 地点の放射線量の毎月の測定、県立学校や県立病院など県有施設の放射線量を定期的に測定します。
- ●　水道水、雨水やちりなどの降下物や、廃棄物処理施設における焼却灰や下水汚泥、工業用水などの放射性物質濃度を定期的に測定します。
- ●　測定結果は、県公式ホームページ等を通じて県民等へ速やかに情報提供を行います。
- ●　各広域振興局、教育事務所等に配備しているサーベイメータを市町村等へ貸出を行い、放射線量測定を支援します。

■平成 26 年度に実施する主な事業（放射線量等の測定）

事業名	部局等名	H26 年度 当初（千円）	H25 年度 当初（千円）	増減 （千円）	事業内容	備考
環境放射能水準調査費（細事業：環境放射能モニタリング強化費を含む。）	環境生活部	16,071	15,253	818	原子力発電所事故による本県の放射性物質による影響を把握するため、本県独自に放射線量等の測定調査を実施し県民等へ情報提供することにより、安心・安全に資するもの	
工業用水道事業	企業局	224	3,528	▲3,304	工業用水及び脱水汚泥の放射性物質濃度の測定を行うもの	
放射線対策費	教育委員会事務局	10,781	13,125	▲2,344	県立学校における調査・測定、除染、県立学校牧草地等除染を行うもの	
児童生徒放射線対策支援事業費	教育委員会事務局	27,021	28,812	▲1,791	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を行うもの	
計	4事業	54,097	60,718	▲6,621		

第２節　放射線量等の低減に関する取組

■　予算額

区分	26 年度当初予算額	25 年度当初予算額	増減額
当初予算額	73, 159 千円	176, 672 千円	▲103, 513 千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含んで合計した金額です。

■　主な取組

- 放射線量低減に向けた取組方針に基づき、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域として指定を受けた一関市、奥州市及び平泉町の地域を重視するとともに、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、県立学校等の放射線量の定期的な測定を行い、その結果、低減措置実施の目安である毎時１マイクロシーベルトを超えた場合には、除染等の低減措置を実施します。
- 市町村等の円滑な低減措置等の実施を支援するため、放射性物質の除去・低減技術の情報提供や除染等の費用の補助を行うとともに、放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理の技術的支援や道路側溝汚泥の一時保管施設設置費用の補助などを行います。

■平成 26 年度に実施する主な事業（放射線量等の低減）

事業名	部局等名	H26 年度当初(千円)	H25 年度当初(千円)	増減(千円)	事業内容	備考
放射性物質除去・低減技術実証事業	総務部	8,801	15,719	▲6,918	放射性物質除去･低減措置推進の一環として、放射性物質除去･低減技術の情報収集と、生活圏、農林生産環境及び廃棄物を重点に、県内において適用できる除去･低減技術の実証試験等を実施し、市町村等へ情報提供するもの	
放射線対策費	環境生活部	3,690	13,984	▲10,294	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるため基礎知識を普及啓発するもの	
放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業	環境生活部	49,887	133,844	▲83,957	放射性物質に汚染された道路側溝汚泥の処理を推進するため、汚染状況重点調査地域に指定された県内3市町が道路側溝汚泥のコンクリート製等の一時保管施設を設置する場合（国庫補助事業対象外に限る）に、その経費に対して一部を支援するもの	
放射線対策費【再掲】	教育委員会事務局	10,781	13,125	▲2,344	県立学校における調査・測定、除染、県立学校牧草地等除染を行うもの	
計	4事業	73,159	176,672	▲103,513	【再掲】含む	

第３節　県産食材等の安全確保に関する取組

■　予算額

区分	26 年度当初予算額	25 年度当初予算額	増減額
当初予算額	3,449,748 千円	9,599,920 千円	▲6,150,172 千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含んで合計した金額です。

■　主な取組

● 消費者に安全な県産食材等を供給していくため「県産食材等の安全確保方針」等に基づき、市町村や関係団体と連携して、農林水産物、流通食品、野生鳥獣肉、給食食材の放射性物質濃度について、計画的にきめ細かな検査を実施し、結果等を速やかに公表します。検査の結果、国が定める基準値を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請します。

● 市町村、流通業者からの依頼に基づいた販売目的の県産食材等の精密検査や、市町村と連携した野生山菜、野生きのこの全市町村検査を継続します。

● 利用自粛の対象となった牧草地の除染のほか、国の暫定許容値以下の牧草地についても、原乳 10 ベクレル未満対策としての除染や、風評被害対策として市町村が独自に取り組む除染について支援し、粗飼料生産基盤の再生に向けた取組などを進めます。また、汚染牧草等管理の農家負担軽減と安定的な保管対策を支援します。

● 安全安心な県産牛肉の供給体制を確立するため、県内外に出荷される県産牛の全頭を対象に、牛肉の放射性物質検査を継続します。牛の出荷に際し牧草中の放射性物資濃度の検査を実施し、牧草の給与量等から牛肉中の放射性物質濃度を算定した結果により出荷時期を判断するなど、適切な生産管理が行われるよう努めます。

● 原木しいたけの産地再生に向け、生産者へのつなぎ融資等の経営支援を行うとともに、使用自粛となった原木・ホダ木の処理、新たな原木の確保・ホダ木造成、落葉層の除去等ホダ場環境整備や、簡易ハウスの導入による露地栽培から施設栽培への転換等を支援します。

● 放射性物質の影響による風評被害を払拭して、消費者の信頼を回復し、いわてブランドを再生するため、県産品の魅力を消費者に直接届ける等、販売機会の拡大を支援するとともに、市町村や生産者団体等が行う県産農林水産物の安全性の確保に係る取組のＰＲ経費等を支援します。

● リスクコミュニケーションや出前講座の開催等により、県産食材等の安全性を広くアピールする取組みを積極的に展開することにより消費者の安全・安心の確保や風評被害の防止に取り組みます。

■平成 26 年度に実施する主な事業（県産食材等の安全確保）

事業名	部局等名	H26 年度 当初（千円）	H25 年度 当初（千円）	増減 （千円）	事業内容	備考
放射性物質検査等管理運営費	環境生活部	2,162	4,317	▲2,155	食品の効率的な放射性物質検査の実施と県民への正しい知識の普及啓発の取組を円滑に行うため、食品の放射性物質検査の補助的作業及び食品の放射性物質汚染に係るきめ細かな情提供を行う職員を配置するもの	

■平成 26 年度に実施する主な事業（県産食材等の安全確保）

事業名	部局等名	H26 年度当初（千円）	H25 年度当初（千円）	増減（千円）	事業内容	備考
食品放射性物質検査強化事業費	環境生活部	3,791	2,244	1,547	食の安全・安心を確保するために、食品の放射性物質検査検体数を増やし、より多くの情報を県民に発信するもの	
食の信頼確保向上対策事業費（放射能対策）	環境生活部	3,876	2,703	1,173	食品と放射能に関するリスクコミュニケーションを実施すること等により、県民の正しい知識と理解の向上を図り、もって食品の信頼感の醸成に資するもの	
野生動物との共生推進事業費（放射能対策）	環境生活部	285	458	▲173	食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉について放射性物質検査を実施するもの	
シカ特別対策費（放射能対策）	環境生活部	29,946	26,069	3,877	シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、県内全域を対象に出荷制限指示が出されたことから減少している狩猟を補う捕獲を行うことにより、シカの個体数管理を適切に実施するもの	
いわてブランド再生推進事業	商工労働観光部	21,257	31,553	▲10,296	放射性物質の影響による風評被害を払拭して、消費者の信頼を回復し、いわてブランドを再生するため、県産品の魅力を消費者に直接届ける等販売機会の拡大を支援するもの	
生産地証明等発行事業費	商工労働観光部	2,162	2,159	3	円滑な輸出に資するため、証明書の迅速な発行が求められることから、発行手続専門の期限付臨時職員を配置するもの	
農業経営安定緊急支援資金利子補給	農林水産部	8,994	10,025	▲1,031	原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散により、出荷制限や風評等の被害を受けた農業者に対し、農業経営継続に必要な運転資金を円滑に供給するため、岩手県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合が被災農業者に行う融資に対して利子補給を行い、末端無利子とするもの	
県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費	農林水産部	75,019	107,125	▲32,106	安全安心な県産牛肉の供給体制を確立するため、県内外に出荷される県産牛全頭放射性物質検査に係る経費を助成するとともに、県産牛に対する消費者の不安等を解消するため風評被害防止対策を実施するもの	
いわてブランド再生推進事業	農林水産部	80,000	79,569	431	県産農林水産物等の販路の回復・拡大を図るため、全国の消費者を対象として、県産農林水産物の安全・安心を発信するとともに、バイヤー等を対象とした商談会・産地見学会等を開催するもの	
いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費	農林水産部	30,000	23,000	7,000	県産農林水産物の安全性確保に対する消費者の理解増進を図るため、市町村や生産者団体等が行う物産フェア等の開催に要する経費について、補助するもの	

■平成 26 年度に実施する主な事業（県産食材等の安全確保）

事業名	部局等名	H26 年度当初（千円）	H25 年度当初（千円）	増減（千円）	事業内容	備考
農業生産環境放射性物質影響防止支援事業	農林水産部	961	3,967	▲3,006	土壌から農作物への吸収・移行などについて科学的に調査・研究し、農業者等に対して適切な生産管理技術等に関する情報提供を行うもの	
農産物放射性物質検査事業	農林水産部	2,695	6,814	▲4,119	国の通知に基づき県産農産物の放射性物質濃度検査を実施するもの	
放射性物質被害畜産総合対策事業	農林水産部	2,170,878	8,104,444	▲5,933,566	県産畜産物の安全性を確保するため、県内産粗飼料の放射性物質の検査や牧草地の除染や汚染牧草等の保管、廃用牛の適正出荷を支援するもの	
特用林産物放射性物質調査事業費（特用林産物放射性物質調査事業）	農林水産部	63,053	42,870	20,183	特用林産物の産地再生のため、原木しいたけの出荷制限解除のための検査を実施するとともに、消費者の信頼を回復するため、原木しいたけ、ほだ木及びしいたけ原木、その他特用林産物の検査を行うもの	
特用林産物放射性物質調査事業費（きのこ原木等処理事業）	農林水産部	59,425	346,621	▲287,196	出荷制限を解除するために必要な検査において、新たに指標値超過が判明したきのこ原木及びほだ木の処理、落葉層除去等のホダ場環境整備を支援するもの	
原木しいたけ経営緊急支援事業費（原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金）	農林水産部	483,189	717,970	▲234,781	出荷制限等により資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、集出荷団体が行う経営支援資金の貸付に必要な原資を貸付するもの	
特用林産施設等体制整備事業費（特用林産施設等体制整備事業）	農林水産部	305,791	0	305,791	きのこ生産の維持・増進を図るため、菌床栽培施設等の特用林産施設の整備及びきのこ原木等の生産資材の導入を支援するもの	新規
特用林産施設等体制整備事業費（原木しいたけ再生産促進事業）	農林水産部	14,147	13,968	179	放射性物質の影響により出荷制限が指示されている市町村において、簡易ハウスの設置を支援するもの	
水産物安全出荷推進事業	農林水産部	2,818	3,132	▲314	県産水産物の安全性確保と出荷制限の早期解除を目的とした、水産物の放射性物質検査を実施するもの	
林産物処理支援事業費	農林水産部	62,278	42,100	20,178	放射性物質の影響により、一部流通が滞っていた樹皮の処理を支援するもの	
児童生徒放射線対策支援事業費【再掲】	教育委員会事務局	27,021	28,812	▲1,791	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を行うもの	
計	22 事業	3,449,748	9,599,920	▲6,150,172	【再掲】含む	

第４節　健康影響、学校に関する取組

■　予算額

区分	26 年度当初予算額	25 年度当初予算額	増減額
当初予算額	54, 973 千円	78, 720 千円	▲23, 747 千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含んで合計した金額です。

■　主な取組

- 原発事故による健康への影響について、リスクコミュニケーションの観点から、平成 23 年度に調査対象となった子どもに対して、尿中放射性物質の継続調査を行い、検査結果について、県公式ホームページの他、説明会やセミナーなどを通じて、広く県民等にお知らせします。
- 原発事故による健康への影響について、住民に最も身近な相談窓口である市町村が行う個別健康相談等の事業に要する経費の一部を補助します。
- 児童生徒の安全を確保し、保護者の不安を解消するため、県立学校における放射線量の測定を行うとともに、学校給食食材等の放射性物質濃度検査を行います。測定機器を持たない市町村等からの依頼による給食食材等の放射性物質濃度測定などを行います。

■平成 26 年度に実施する主な事業（健康影響、学校の対策）

事業名	部局等名	H26 年度 当初（千円）	H25 年度 当初（千円）	増減 （千円）	事業内容	備考
放射線健康影響調査費	保健福祉部	1,909	2,133	▲224	東京電力原子力発電所事故による健康への影響について、リスクコミュニケーションの観点から、平成 23 年度に調査対象となった子どもに対して、尿中放射性物質の継続調査を行うもの	
放射線健康相談等支援事業費補助	保健福祉部	15,262	34,650	▲19,388	東京電力原子力発電所事故による健康への影響について、住民に最も身近な相談窓口である市町村が行う個別健康相談等の事業に要する経費の一部を補助するもの	
放射線対策費【再掲】	教育委員会事務局	10,781	13,125	▲2,344	県立学校における調査･測定、除染、県立学校牧草地等除染を行うもの	
児童生徒放射線対策支援事業費【再掲】	教育委員会事務局	27,021	28,812	▲1,791	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を行うもの	
計	4事業	54,973	78,720	▲23,747	【再掲】含む	

第５節　風評被害対策、情報発信、普及啓発、その他に関する取組

■　予算額

区分	26 年度当初予算額	25 年度当初予算額	増減額
当初予算額	237,595 千円	245,944 千円	▲8,349 千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含んで合計した金額です。

■　主な取組

- ●　県有施設等の放射線量測定や食品等の放射性物質濃度測定の結果や県や市町村等の取組、放射性物質に対する基礎知識などを県公式ホームページや広報誌などを通じて、県内外の皆さまに分かりやすく、タイムリーにお知らせします。
- ●　原発事故発生からの県や市町村等の取組等をまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を新たに発行し関係団体等へ送付するとともに、県公式ホームページに掲載し、これまでの取組状況等を広く情報発信します。
- ●　本県の自然や風土、県産食材等県産品などの魅力等を各種媒体を通じて県内外に広く PR することにより、本県への放射性物質の影響による風評を払しょくし、県産品等の販路や消費、観光客・教育旅行客などの回復に努めます。
- ●　放射線に対する理解を深めるための基礎知識の普及啓発や食品の放射性物質に対するリスクコミュニケーションなどを実施し、県民の正しい知識と理解の向上を図ります。
- ●　放射性物質の影響による風評被害を払拭して、消費者の信頼を回復し、いわてブランドを再生するため、県産品の魅力を消費者に直接届ける等、販売機会の拡大を支援するとともに、市町村や生産者団体等が行う県産農林水産物の安全性の確保に係る取組のＰＲ経費等を支援します。
- ●　原発事故による放射線の影響について、本県として必要な対策を講じるため、原発放射線影響対策本部員会議を定期的に開催します。また、市町村等との情報共有を進め、連携して対策を講じていくため、原発放射線影響対策市町村等連絡会議を開催します。

■平成 26 年度に実施する主な事業（風評被害対策、情報発信、普及啓発、その他）

事業名	部局等名	H26 年度 当初（千円）	H25 年度 当初（千円）	増減 （千円）	事業内容	備考
危機管理対策費【再掲】	総務部	3,223	537	2,686	原発放射線影響対策の企画調整や東京電力への賠償請求等、原発放射線影響対策の推進に必要な体制を整備するとともに、新たに「岩手県放射線影響対策報告書」を発行し、情報発信を行うもの	一部新規
原発放射線情報発信多角化事業費（H25：放射線影響対策情報発信強化事業費）	総務部	2,172	2,169	3	本県における原発放射線影響対策への取組や環境・食品等の放射線量等測定情報を、ホームページ等を通じてこれまで以上に分かりやすくかつきめ細かく発信することで、住民の不安解消と本県への風評被害の防止に資するもの	
放射線対策費【再掲】	環境生活部	3,690	13,984	▲10,294	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるため基礎知識を普及啓発するもの	

■平成 26 年度に実施する主な事業（情報発信、普及啓発、その他）

事業名	部局等名	H26 年度当初（千円）	H25 年度当初（千円）	増減（千円）	事業内容	備考
放射性物質検査等管理運営費【再掲】	環境生活部	2,162	4,317	▲2,155	食品の効率的な放射性物質検査の実施と県民への正しい知識の普及啓発の取組を円滑に行うため、食品の放射性物質検査の補助的作業及び食品の放射性物質汚染に係るきめ細かな情報提供を行う職員を配置するもの	
食の信頼確保向上対策事業費（放射能対策）【再掲】	環境生活部	3,876	2,703	1,173	食品と放射能に関するリスクコミュニケーションを実施すること等により、県民の正しい知識と理解の向上を図り、もって食品の信頼感の醸成に資するもの	
商工・観光風評対策緊急事業【再掲】	商工労働観光部	23,532	23,110	422	損害賠償の相談等に応じ、賠償請求を円滑に行う支援体制を構築するほか、風評の払しょくに資するため、本県が持つ多様な観光物産資源の魅力や、震災から復興した事業者状況等を全国に情報発信するもの	一部新規
いわてブランド再生推進事業【再掲】	商工労働観光部	21,257	31,553	▲10,296	放射性物質の影響による風評被害を払拭して、消費者の信頼を回復し、いわてブランドを再生するため、県産品の魅力を消費者に直接届ける等、販売機会の拡大を支援するもの	
三陸観光再生事業費	商工労働観光部	26,115	16,802	9,313	震災学習を中心とした教育旅行を沿岸地域の観光の柱とするため、震災語り部の育成・スキルアップなど受入態勢の整備を行うとともに、ホームページによる情報発信や教育旅行誘致説明会を通じたPRなど誘客に取り組むもの	
いわて観光キャンペーン推進協議会負担金	商工労働観光部	41,568	48,200	▲6,632	いわてDC（デスティネーションキャンペーン）の取組により構築した官民共同の取組をさらに推し進め、いわてDCの効果を持続・拡大させる大型観光キャンペーンを実施するもの	
いわてブランド再生推進事業【再掲】	農林水産部	80,000	79,569	431	県産農林水産物等の販路の回復・拡大を図るため、全国の消費者を対象として、県産農林水産物の安全・安心を発信するとともに、バイヤー等を対象とした商談会・産地見学会等を開催するもの	
いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費【再掲】	農林水産部	30,000	23,000	7,000	県産農林水産物の安全性確保に対する消費者の理解増進を図るため、市町村や生産者団体等が行う物産フェア等の開催に要する経費について、補助するもの	
計	11 事業	237,595	245,944	▲8,349	【再掲】含む	

第６節　東京電力株式会社に対する損害賠償請求に関する取組

■　予算額

区分	26 年度当初予算額	25 年度当初予算額	増減額
当初予算額	29, 367 千円	26, 246 千円	3, 121 千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含んで合計した金額です。

■　主な取組

- 原発事故により生じた全ての放射線影響対策費用について、市町村、広域連合、一部事務組合と一体となって、東京電力に対し損害賠償請求するともに、東京電力と各事業の費用について交渉し、早期の賠償金の支払いの実現に向け、取組を進めていきます。
- 東京電力や国への要請等を行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センター（原発 ADR）への和解仲介申立てを市町村等と協調して行うことなどにより、早期の完全損害賠償の実現に向けた取組を進めます。
- 商工・観光業、農林水産業など被害を受けた事業者等に対し、損害賠償請求に向けた相談や JA グループの損害賠償対策協議会などへの活動支援、東京電力や国への要請活動を行うなど賠償金の早期かつ確実な支払いが行われるよう支援します。

■平成 26 年度に実施する主な事業（東京電力に対する損害賠償請求対応）

事業名	部局等名	H26 年度 当初(千円)	H25 年度 当初(千円)	増減 (千円)	事業内容	備考
危機管理対策費	総務部	3,223	537	2,686	原発放射線影響対策の企画調整や東京電力への賠償請求等、原発放射線影響対策の推進に必要な体制を整備するとともに、新たに「岩手県放射線影響対策報告書」を発行し、情報発信を行うもの	一部 新規
商工・観光風評対策緊急事業費	商工労働観光部	23,532	23,110	422	損害賠償の相談等に応じ、賠償請求を円滑に行う支援体制を構築するほか、風評の払しょくに資するため、本県が持つ多様な観光物産資源の魅力や、震災から復興した事業者状況等を全国に情報発信するもの	一部 新規
原子力発電所事故農畜産物被害調査事業	農林水産部	2,612	2,599	13	放射性物質による農畜産物の被害調査を行い、農業者の損害賠償に向けた取組を支援するもの	
計	3事業	29,367	26,246	3,121		

第５章　資料編

１　各種方針

原発放射線影響対策の基本方針　平成 23 年８月

１　基本的な考え方

県は、全力を挙げて放射線影響に係る測定及び迅速・適切な公表を行うとともに、本県への影響等を把握し、的確な対策を速やかに講じることにより、県民の安全・安心の確保及び風評被害の防止を図る。

２　測定

(1)　**測定対象**…放射性物質の影響は多岐にわたるが、県民の安全を確保するため、まずは環境に対する基礎的な影響を把握できる、空気、飲料水、土壌等の住環境の調査を優先する。特にも、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における調査に重点的に取り組む。加えて、食の安全・安心を重視する観点から農林水産物の測定対象の充実を図る。なお、放射性物質が最終的に集まっていくことが懸念される汚泥、廃棄物等についても、調査を行う。

(2)　**測定地域**…県内全域を対象とする。なお、これまでの測定結果を踏まえ、比較的高い値を示している県南地域の測定を優先する。

(3)　**測定体制**…県が現有するモニタリングポスト、ゲルマニウム半導体検出器、サーベイメータを最大限活用するほか、速やかな機器の増設・購入を図る。また、これらの機材を活用し、測定調査に必要な人員の手当てを図る。加えて、外部機関への依頼や事業者への委託など、国及び市町村を含め関係機関・団体の協力を得て体制の充実に努める。

３　迅速・適切な情報公表

(1)　**公表時期**…測定の実施又は検査結果の判明の都度、速やかに公表する。

(2)　**公表内容**…測定・検査結果に併せて当該対象に係る国の基準値等を示すこととし、健康等に対する影響の可能性について説明するよう努める。

(3)　**公表方法**…ホームページをはじめとする県の広報媒体による公表のほか、報道機関に情報提供を行い、県民への迅速かつ効果的な周知を図る。

４　的確な対策の実施

(1)　**対策の考え方**…住環境や農林水産物の測定を実施する中で、県民の健康等に影響が及ぶ、又は、その恐れがある事案が判明した場合は、速やかに必要な対策を実施する。その際、学校などの教育施設等における環境整備や、安全・安心な農林水産物の確保に対する県民の期待を十分考慮する。

(2)　**放射線量の低減**…県民の健康を守るため、国の方針・見解や学術的な知見に基づき、放射線量の低減措置を講じる。

(3)　**風評被害の防止**…県民の不安解消や風評被害の防止のため、迅速で分かりやすい情報提供を図る。また、報道機関に対する適切な情報提供や県の広報媒体等により、県民はもとより広く県外国外に対して、本県の対策の周知に努める。

(4)　**県民に対する知識の普及啓発**…県の広報媒体を通じて放射線等に関する知識の普及を図り、県民自ら取り組むことができる対応については、啓発を推進するなど、県民の理解の促進と不安解消に努める。

(5)　**国との関係**…放射性物質による汚染については、国の責任において解決すべきものであるが、県としては、国の対応を待つことなく、必要な対策は可能な限り実施する。なお、国に対する要請は、継続し、強力に行っていく。

５　市町村等との連携強化

全県的な対策を推進するため、市町村等と連絡会議を開催し、調整を行うなど、各種関係機関・団体との連携の強化を図る。

原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針　平成 25 年３月

１　基本的な考え方

(1)　**基本的な考え方**…県は、原子力発電所事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るために市町村等と連携し、測定機器や体制を整備し全力をあげて県内全域できめ細かな測定を行い、多岐に渡る放射線の影響について把握するとともに、県民に対し迅速かつ効果的な情報提供を行い、県民の不安の解消と風評被害の防止を図る。なお、これまでの取組状況を踏まえ、継続性を持って放射線量等の測定を実施するとともに、放射線量等の変化や原発事故処理の進捗状況に柔軟に対応し、放射線影響対策に万全を期すものとする。

(2)　**県と市町村等の役割分担**

ア　**県と市町村等の役割分担**…放射線量等の測定に関する、県、市町村（一部事務組合を含む）及び関係団体等の役割分担は、測定範囲、測定対象及び測定体制等の状況を総合的に勘案しつつ、県が主体的に取り組みながら市町村等と協議のうえ決定するものとし、その測定に当たっては国の協力を得ながら市町村等と連携を強化して行うものとする。

イ　**費用負担等**…原子力発電所事故に係る放射性物質による汚染対策については、国の責任において行うべきものであり、県民の安全･安心を確保するために県及び市町村等が実施した放射線量等の測定等に係る費用についても、国が負担すべきものである。なお、これまで実施したこれらの費用についても、過去に遡って国に負担を求める。

２　放射線量等の測定体制

(1)　**放射線量等測定に用いる機器**

ア　**空間線量率等を測定するもの**

（ア）　**モニタリングポスト**…モニタリングポストは、ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用し、大気中の放射線量（空間線量率）のうちガンマ線を連続して測定する据え置き型の装置であり、極めて低い放射線量まで精密に測定することができる。屋外に置くNaI(Tl)シンチレーション式検出器と屋内に置く測定器で構成され、放射線が検出器に当たると検出器内でかすかな光を発し、その光を検出・増幅し、放射線量として計測する。岩手県では、昭和63年（1988年）から盛岡市において測定を行ってきたが、原発事故を受け、県内９箇所に増設し、計10箇所において、24時間体制で測定を行っている。

●調査項目：空間線量率（大気）●測定単位：μGy/h（ﾏｲｸﾛｸﾞﾚｲ毎時）●測定頻度：24時間連続測定

●設置箇所：盛岡市（環境保健研究センター）、花巻市（花巻地区合同庁舎）、奥州市（奥州地区合同庁舎）、一関市（三反田大気測定局）、大船渡市（大船渡地区合同庁舎）、釜石市（釜石地区合同庁舎）、宮古市（宮古市立宮古小学校）、久慈市（久

慈地区合同庁舎)、二戸市（二戸地区合同庁舎)、滝沢村（岩手県立大学）　計10箇所（各１台）

（イ）　**サーベイメータ**…サーベイメータは、放射性物質や放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、小型で可搬型の放射線測定器で、一般環境（低線量）の測定に適したNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータと、表面汚染等の検査等に適したＧＭ計数管式サーベイメータ（いわゆるガイガーカウンタ）がある。本県では、地表付近の空間線量率等の測定のため、主にNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータを使用している。

① **NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ**…検出器の仕組みはモニタリングポストと同様であるが、測定した結果の正確さではモニタリングポストの方が優る。

② **ＧＭ計数管式サーベイメータ（ガイガーカウンタ）**…ガンマ線に加えてベータ線も測定するため、表面汚染の測定に向いている。ただし感度が低く、自己照射（測定器自身に存在する放射性物質の影響）も大きいため、空間線量の測定には適さない。

●調査項目：空間線量率（大気）●測定単位：μSv/h（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時)、μGy/h（ﾏｲｸﾛｸﾞﾚｲ毎時）
●測定時間：１ヶ所当たり概ね５分
●配備箇所：①NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ　28台②ＧＭ計数管式サーベイメータ　1台

（ウ）　**積算線量計**…積算線量計には事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を３ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定するものと、放射線作業従事者等が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定するものがある。
●調査項目：空間線量率（大気）●測定単位：μSv/h（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時）●調査時間：作業期間による
●配備箇所：県南広域振興局(10)他　計48台

イ　放射性物質濃度を測定するもの

（ア）　**ゲルマニウム半導体検出器**…ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を測定できる。ガンマ線を放出する放射性物質は、物質ごとに決まったエネルギーを放出するため、その試料から放出されるガンマ線のエネルギーの種類と強さを計測することで、どのような放射性物質がどれくらい含まれているかを測定する。
●調査項目：水道水、土壌、食品等●測定単位：Bq（ベクレル）●調査時間：１品目の測定には概ね１時間
●配備箇所：環境保健研究センター(3)、農業研究センター(1)、工業技術センター(1)　計5台

（イ）　**NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ**…NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータは、ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用したもので、測定原理はゲルマニウム半導体検出器と同様。ゲルマニウム半導体検出器と比較してエネルギー分解能は劣るため、数多くの核種が検出される場面には向かないが、検出器部分を液体窒素で冷却する必要がないなど、維持管理が容易である。
●調査項目：水道水、土壌、食品等●測定単位：Bq（ベクレル）●調査時間：概ね10分～20分
●配備箇所：農業研究センター(1)　他　計28台

（ウ）　**簡易測定器**…サーベイメータに遮蔽体など付属機器を設置したもので、付属プログラムによりガンマ線量を放射性物質濃度に換算して測定する機器。放射性物質の種類ごとの濃度はわからないが、食品などの放射性物質濃度を簡便に測定できる。
●調査項目：水道水、土壌、食品等●測定単位：Bq（ベクレル）●調査時間：概ね25分～30分
●配備箇所：農業改良普及センター(10)　計10台

(2)　岩手県における測定機器の保有状況　　平成26年4月1日現在

測定対象・機器種別			配　置　場　所　　（配置台数等）	合計
空間線量率等を測定	モニタリングポスト		盛岡市(1)（環境保健研究センター、地上14.7m） 花巻市(1)（花巻地区合同庁舎、地上1.0m(以下、同じ。)） 奥州市(1)（奥州地区合同庁舎)、一関市(1)（三反田大気測定局） 大船渡市(1)（大船渡地区合同庁舎)、釜石市(1)（釜石地区合同庁舎） 宮古市(1)（宮古市立宮古小学校)、久慈市(1)（久慈地区合同庁舎） 二戸市(1)（二戸地区合同庁舎)、滝沢市(1)（岩手県立大学）	１０
	サーベイメータ	NaI(Tl) シンチレーション	各広域振興局保健福祉環境部(計 9)(盛岡(1)・奥州(1)・釜石(1)・久慈(1)・花巻(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・二戸(1)) 県南広域振興局土木部(計 3)(奥州(1)・一関(1)・千厩(1)) 環境保健研究センター(4)、北上川上流流域下水道事務所(1) 企業局県南施設管理所(2)、教育委員会事務局スポーツ健康課(1) 各教育事務所（計 6)(盛岡(1)・中部(1)・県南(1)・沿岸南部(1)・宮古(1)・県北(1))、工業技術センター(2)	２８
		ＧＭ計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)	1
	積算線量計		総合防災室（5、防災航空センター)、県南広域振興局保健福祉環境部(10) 各広域振興局農政（林）部(計 15)（盛岡・奥州・釜石・久慈・花巻・遠野・一関・宮古・大船渡・二戸　計10公所で、配置を特定せずに使用。）県南教育事務所(18)	４８
放射性物質濃度を測定	ゲルマニウム半導体検出器		環境保健研究センター(3)、農業研究センター(1)、工業技術センター(1)	5
	NaI(Tl)シンチレーション スペクトロメータ		県南広域振興局農政部(計 3)(奥州(1)・一関(2)) 各広域振興局水産部(計 3)(久慈(1)・大船渡(1)・宮古(1)) 農業研究センター(1)、農業研究センター畜産研究所(3) 林業技術センター(1)、水産技術センター(1)、中央農業改良普及センター(1) 県立高等学校（計 3）(杜陵(1)・盛岡工業(1)・釜石(1)) 県立支援学校（計 8）(盛岡視覚(1)・盛岡聴覚(1)・盛岡となん(1)・盛岡峰南高等(1)・花巻清風(1)・前沢明峰(1)・久慈拓陽(1)・気仙光陵(1)) ㈱岩手畜産流通センター(岩手県岩畜検査室)(4)	２８
	簡易測定器		農業改良普及センター(計 10)（中央(2)・盛岡(1)・八幡平(1)・奥州(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・久慈(1)・二戸(1))	１０

３　測定の体系

(1)　**測定期間**…原発事故による放射性物質の影響は長期間に亘るものと考えられることから、国からの通知等もしくは県の判断により測定の必要がなくなるまでの間、測定を行う。

(2)　**測定地域**…県内全域を対象とする。ただし、これまでの測定結果及び文部科学省において実施した航空機モニタリング（※1）及び走行サーベイ（※2）等の結果を踏まえ、これらの測定結果が比較的高い値を示す地域の測定を優先する。

※１　航空機モニタリングは、地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に高感度で大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲かつ迅速に測定する手法。

※２　走行サーベイは、走行している道路周辺の空間線量率を連続的に測定するため、車内に放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を詳細かつ迅速に測定する手法。

(3)　**測定内容**

測　定　区　分	具　体　的　な　測　定　対　象
(1)　住環境等	ア　空間線量率
	イ　降下物・大気浮遊じん等
	ウ　河川水、海水等
	エ　水道水
	オ　不特定多数の者が利用する施設
(2)　教育施設等	ア　学校等の施設
	イ　公園等
(3)　農林水産物等	ア　農林水産物
	イ　粗飼料
	ウ　堆肥
	エ　農用地土壌
	オ　流通食品
	カ　給食食材
	キ　その他
(4)　産業活動	ア 工業製品・加工食品等
	イ 下水汚泥
	ウ 廃棄物
	エ 企業局工業用水道
	オ 浄水発生土

(4)　**情報の公開**…測定結果については、原則、県のホームページ等を活用して速やかに公表する。

放射線量低減に向けた取組方針　平成 25 年３月

１　基本的な考え方

(1)　**目的**…県が策定した「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」（平成 23 年８月 31 日原発放射線影響対策本部）により実施した放射線量測定の結果等に基づき、県が市町村と連携して行う地域における放射線量低減の取り組みの基本となる考え方を示し、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効果的・効果的に低減することにより、県民の安全・安心の確保に資する。

(2)　**目標**…県民が日常生活から受ける追加被ばく線量[※1]は、年間１ミリシーベルト以下を目標[※2]とする。

※１　「追加被ばく線量」とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すもの。

※２　県民が安全に暮らすため、県内全域について目指すべき目標を示したもので、国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）勧告等の考え方によるもの。

(3)　**低減措置**…県民の追加被ばく線量のより一層の低減を図るため、放射線量を低減するための措置（以下「低減措置」という。）を行う。低減措置には、除染のほか、日常生活の支障とならない場合は、当分の間、立入制限等の措置を含むものとする。なお、低減措置を実施する目安[※]は、空間線量率が毎時１マイクロシーベルト以上とする。

※　放射線の影響を受けやすい児童生徒等の被ばく量低減のため、国が示した「学校の校舎・校庭等の線量低減について」（平成 23 年８月 26 日付け文部科学省局長通知）における校庭・園庭の空間線量率の目安に基づくもの。

(4)　**県の役割**…県は、市町村と連携して、追加被ばく線量低減の目標の達成に向けて総合的に施策を推進するとともに、市町村が行う放射線量低減に向けた計画的な取組が円滑に進むよう必要な支援を行う。

(5)　**国への要請**…県は、国に対し次のとおり要請する。

ア　県及び市町村等が低減措置の実施にあたり要した費用を負担すること。

イ　県民の安全・安心の確保のために技術的支援を行うこと。

ウ　低減措置に伴い生じた土壌等及び廃棄物の保管場所の確保及び処分の実施並びに森林、農地及び河川の具体的な除染の方法等の決定等の必要な恒久対策を速やかに講じること。

２　低減措置の対象等

(1)　**地域**…低減措置を行う地域は、県内全域とする。

(2)　**対象**…低減措置を行う対象は、当分の間、県民が日常生活において関わる箇所（以下「生活圏」という。）とし、その優先順位は次のとおりとする。①学校等の施設　②不特定多数の人が利用する施設　③その他の生活圏

３　低減措置の実施

(1)　**実施者**…低減措置は、対象箇所の所有者、管理者又は占有者が実施することを基本とする。なお、県民生活の安全・安心を速や

かに確保する観点から、地域住民や地域のコミュニティ及びボランティアがその居住地域等で行う低減措置についても推奨する。
(2)　**実施方法**…実施者は、低減措置を行うにあたり、国のガイドライン※等を踏まえ効率的・効果的に、また、対象ごとに適切な方法で行う。なお、空間線量率が毎時１マイクロシーベルト以上の箇所が判明した場合は、速やかに低減措置を実施するものとする。
※　「市町村による除染実施ガイドライン」（平成 23 年８月 26 日原子力災害対策本部）
「除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月　環境省）
「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」（平成 24 年３月　環境省）
「岩手県放射線量低減マニュアル」（平成 24 年３月　岩手県原発放射線影響対策本部）
(3)　**支援**…県は市町村と連携し、実施者に対し必要な支援※を行う。なお、県は、空間線量率が毎時１マイクロシーベルト以上の箇所を有する公共施設（学校等の施設については、私立施設を含む。）に対し市町村が行う低減措置について財政的支援を行う。
※　支援の具体例
・　直接的支援…作業に要する物品の供与、測定の実施、測定器の貸与等
・　技術的助言…低減措置の方法、測定方法の指導及び助言、測定結果評価への助言等
・　費用請求に係る支援…原因者から補償を受けるための法的・事務的な助言及び情報提供等

４　低減措置により生じた土壌等及び廃棄物の管理等

(1)　**土壌等**…実施者は、低減措置に伴い生じた土壌等の保管場所を確保するとともに、国の処分方針が定まるまでの間、国のガイドライン等を踏まえ適切な方法により保管及び管理するものとする。なお、県及び市町村等は、実施者が行う保管場所の確保並びに保管及び管理に協力する。
(2)　**廃棄物**…実施者は、低減措置により生じた廃棄物（放射性物質に汚染された土壌等を除く。）について、廃棄物関係法令等※に従い適正に処理する。
※　廃棄物関係法令等
・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

５　情報提供

県及び市町村は、自らが公共施設に対して行った低減措置の内容や実施後の空間線量率の結果等を公表するとともに、県や市町村等が支援した低減措置の実施結果についても、実施者の協力を得て、県民に対し情報提供を行うよう努めるものとする。なお、情報の提供に際しては、ホームページ上へ掲載する等、県民に分かりやすい形で行うものとする。

県産食材等に係る安全確保方針　平成 25 年３月

１　基本的な考え方

(1)　**目的**…この方針は、原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、県が、県産食材等を対象とした検査の実施や安全な県産食材等を提供していくための措置を講じるとともに、農林漁業者の経営継続に係る支援を行うほか、検査結果の速やかな公表等県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、消費者の安全･安心の確保と風評被害の防止を図ることを目的とする。
(2)　**県産食材等の定義**…この方針において、「県産食材等」とは、本県で生産（収穫・漁獲）された農林水産物、消費者向けに販売の用に供する食品（以下「流通食品」という。）及び給食食材とする。

２　生産環境の安全確保

県は、県内で生産される農林水産物への放射性物質の影響を回避し、生産環境の安全性を確保するため、次の取組を行うものとする。
(1)　**放射性物質濃度の検査**…別表１の堆肥等について、放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
(2)　**利用自粛等の要請**…(1)の検査の結果、国の定める指標等（農林水産省が、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から定めた値をいう。以下同じ。）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに関係事業者に対し、これらの検査対象となった堆肥等の利用、流通及び譲渡（以下「利用等」という。）の自粛を要請するものとする。また、国から県に原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく指示があった場合は、関係事業者に対して所要の要請をするものとする。
(3)　**利用自粛等の要請の解除**…利用等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から解除に係る指示があった場合は、利用等の自粛等の要請を解除するものとする。
(4)　**指標等を超えた堆肥等の適切な管理等**…(1)の検査の結果、指標等を超えた堆肥等については、国の指導等に基づき、放射性物質濃度を低減させるための取組並びに管理及び処分が適切に行われるよう、関係事業者に対し要請するものとする。

３　県産食材等の安全確保

県は、消費者へ安全な県産食材等を提供するため、次の取組を行うものとする。
(1)　**放射性物質濃度の検査**
ア　**農林水産物等の検査**…別表２の農林水産物等について、収穫・漁獲時期等を考慮しながら、主要産地等で試料を採取し、生産物の放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
イ　**流通食品の検査**…流通食品について、計画的な検査を実施するものとする。また、食品衛生上の危害が発生するおそれのあると認められる場合には、上記に関わらず必要な検査を実施するものとする。
ウ　**給食食材**…給食等に使用する予定の食材について、計画的に放射性物質濃度の測定を行うものとする。
(2)　**出荷自粛の要請等**
ア　**出荷自粛・自主回収**…(1)の検査の結果、国の定める基準値（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値をいう。以下同じ。）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請するものとする。
イ　**出荷制限**…原子力災害対策特別措置法に基づき、国から県に対する出荷制限の指示があった場合は、出荷団体等に対して出荷を差し控えるよう要請するものとする。
ウ　**流通状況の確認・自主回収**…ア又はイの場合、卸売市場やスーパー・小売店等の食品関連事業者に対し、当該食材を販売・使用することのないよう要請するとともに、保健所等の食品衛生監視員が販売状況を確認するものとする。なお、当該食材の販売・使用が確認された場合には、直ちに店頭からの撤去及び回収等の措置を講じるよう、食品関連事業者に要請するものとする。
(3)　**出荷自粛の要請の解除**…出荷自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から出荷制限の解除に係る指示があった場合は、出荷自粛の要請を解除するものとする。

(4)　**基準値を超えた県産食材等の適切な管理**…(1)の検査の結果、基準値を超えた県産食材等については、国の指導等に基づき、管理や処分が適切に行われるよう、出荷団体等、食品関連事業者及び給食を提供する学校等の設置者に対し要請するものとする。
(5)　**基準値を超えた流通食品に対する措置等**…(1)のイの検査の結果、基準値超過が確認された場合は、食品衛生法に基づき、違反食品等に関する回収・廃棄命令等の危害を除去するための必要な措置を講じるとともに、当該情報の迅速な公表に努めるものとする。

４　農林漁業者等への支援

県は、放射性物質の影響により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。
(1)　**経営継続に係る支援**…生産技術等の助言指導、経営資金の融資や安定生産に向けた取組に対する補助など、被害農林漁業者が今後も経営を継続するために必要な支援を行うものとする。
(2)　**東京電力株式会社に対する損害賠償請求に係る助言等**…被害農林漁業者や関係団体が東京電力株式会社に対し損害賠償請求を行う場合には、これらの者の要請に応じ、損害賠償請求に係る助言等を行うものとする。また、十分かつ迅速な損害賠償が行われるよう、国が責任をもって必要な措置を講じるよう、国に対し要望するものとする。

５　消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供

県は、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保や風評被害の防止に向け取り組むものとする。

別表１

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
牛ふん堆肥	牧草から 300Bq/kg を超える放射性物質濃度が測定された市町村	随時
粗飼料	全市町村	収穫時期
農用地土壌	県内全域（農作物の適切な生産管理に係る調査・研究のため、放射性物質濃度を測定）	随時
原木・ほだ木	県内全域（全戸）	随時

別表２

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
米、麦等の穀類、野菜、果樹、原乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、特用林産物、水産物	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）など国が示す枠組みに沿って設定	
牛肉	全市町村（全戸検査・全頭検査）	出荷時
原木生しいたけ、原木乾しいたけ	全戸検査	出荷時
野生山菜、野生きのこ	全市町村	収穫時期
野生鳥獣肉	県内全域	随時

※　検査対象品目については、状況を勘案し適宜拡大を図っていくこととする。

2　放射線影響対策における主な動き

(1)　原発放射線影響対策本部等

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
22年度 23.3	□3.11　東日本大震災津波発生 □3.11　東京電力福島第一原子力発電所事故発生 ■3.11　国の原子力災害対策本部設置
23年度 23.4～5	□5.13　滝沢村の牧草から飼料の国の暫定許容値(300Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出（以降、暫定許容値超過市町村を対象に牧草の利用自粛を要請）
23.6	□6.10　一関市、藤沢町の牧草から飼料の国の暫定許容値(300Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出 □6.15　遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町の牧草から飼料の国の暫定許容値(300Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出 ○6.22　平成23年度第1回原発放射線影響対応本部員会議、原発放射線影響対応本部設置 ●6.23　金ケ崎町放射能対策本部設置 ○6.30　平成23年度第1回原発放射線影響対応本部連絡会議
23.7	●7.4　盛岡市災害対策本部に放射能対策部を設置 ○7.29　平成23年度第1回原発放射線影響対策本部本部員会議、原発放射線影響対策本部設置、原発放射線影響対策の基本方針策定
23.8	●8.1　岩泉町放射能影響対策本部設置 ○8.5　放射線影響対策特命チーム設置 ○8.11　岩手県災害対策本部廃止 ●8.17　二戸市原発放射線影響対策会議設置 ○8.22　平成23年度第1回原発放射線影響対策市町村等連絡会議 ●8.25　奥州市原発放射線影響対策本部設置 ■8.26　市町村における除染実施ガイドライン策定（原子力災害対策本部） ■8.30　放射性物質汚染対処特措法の公布 ○8.30　平成23年度第1回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○8.31　平成23年度第2回原発放射線影響対策本部本部員会議、放射線量等測定に係る対応方針策定
23.9	●9.11　滝沢村原発放射線影響対策本部設置 ○9.15　平成23年度第2回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○9.16　除染に係る費用の補助である岩手県放射線調査・低減事業費補助金交付要綱を策定 ○9.20　平成23年度第3回原発放射線影響対策本部本部員会議 ○9.21　放射線量低減に向けた取組方針策定 ○9.29　平成23年度第3回原発放射線影響対策本部連絡会議
23.10	○10.4　平成23年度第4回原発放射線影響対策本部本部員会議、県産食材の安全確保方針策定 ○10.20　除染に関する緊急実施基本方針、放射性物質汚染対処特別措置法に係る説明会及び意見交換会、並びに放射線対策に係る関係市町村との意見交換会 ●10.24　一関市災害対策本部に放射線対策部会、放射線対策調整班を設置
23.11	○11.2　平成23年度第4回原発放射線影響対策本部連絡会議 ■11.11　放射性物質汚染対処特措法の基本方針を公表 ○11.18　平成23年度第5回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○11.29　平成23年度第2回原発放射線影響対策市町村等連絡会議 ○11.30　平成23年度第6回原発放射線影響対策本部連絡会議
23.12	○12.5　平成23年度第5回原発放射線影響対策本部本部員会議 ■12.14　環境省が、除染関係ガイドラインを策定 ■12.22　環境省が、除染に係る放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要領を示す。 ○12.22　県有施設における放射線量測定及び低減措置の実施について（岩手県原発放射線影響対策本部長通知） ■12.28　放射性物質汚染対処特措法に基づき、一関市、奥州市、平泉町が汚染状況重点調査地域に指定
24.1	■1.1　放射性物質汚染対処特措法が本格施行 ○1.18　平成23年度第7回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○1.24　平成23年度第6回原発放射線影響対策本部本部員会議
24.2	○2.10　平成23年度第8回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○2.16　平成23年度第3回原発放射線影響対策市町村等連絡会議
24.3	○3.6　岩手県放射線量低減マニュアル策定 ○3.7　平成23年度第9回原発放射線影響対策本部連絡会議 ●3.9　盛岡市災害対策本部廃止、盛岡市東日本大震災復興推進・放射能対策本部を設置 ○3.13　県南広域振興局に現地対応チーム設置 ○3.13　県所管施設の放射線量の測定頻度について（放射線影響対策チーム通知） ○3.29　平成23年度第7回原発放射線影響対策本部本部員会議（放射線量等測定に係る対応方針一部改正、放射線量低減に向けた取組方針一部改正、県産食材等の安全確保方針一部改正） ■3.30　環境省が「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表 ■放射性物質による局所的除染箇所への対処ガイドライン策定（環境省）
24年度 24.4	○4.1　総務部総務室に放射線影響対策担当が新設される。 ●4.23　遠野市原発放射線影響対策本部設置
24.5	○5.1　平成24年度原発放射線影響対策本部連絡会議（臨時） ●5.24　一関市除染実施計画策定 ●5.24　奥州市除染実施計画策定 ●5.28　平泉町除染実施計画策定 ○5.30　平成24年度第1回原発放射線影響対策本部連絡会議
24.6 ～7	○6.11　平成24年度第2回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○6.20　平成24年度第1回原発放射線影響対策本部本部員会議 ○6.28　環境大臣への要望(知事)（農林業系副産物の処理支援等） ○7.31　環境省ほか各省庁への要望(知事)（放射線影響対策の充実・強化）
24.8	○8.6　放射能汚染廃棄物対策連携チーム設置 ○8.10　放射能汚染廃棄物対策連携チーム第1回会議 ○8.24　知事視察（県南地区の除染） ○8.30　放射能汚染廃棄物対策連携チーム第2回会議 ○8.31　岩手県放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業施行

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
24.9 ～10	○9.7　平成24年度第3回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○9.12　平成24年度第1回原発放射線影響対策市町村等連絡会議 ○9.13　放射能汚染廃棄物対策連携チーム第3回会議 ○9.18　平成24年度第4回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○9.20　平成24年度第2回原発放射線影響対策本部本部員会議 ○9.23　環境大臣への要望(知事)（財政支援等） ○10.27　環境省ほか各省庁への要望(知事)（放射線影響対策の充実強化）
24.11	○11.14　放射能汚染廃棄物対策連携チーム第4回会議 ○11.22　平成24年度第5回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○11.27　平成24年度第3回原発放射線影響対策本部本部員会議 ○11.30　放射性物資により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第1版）の公表
24.12	○12.10　環境省への要望(副知事)（放射性物質対策の充実・強化） ○12.26　放射能汚染廃棄物処理等支援チーム設置 ○12.28　環境省への要望（知事）（農林業系副産物の焼却処理支援等）
25.1	○1.17　平成24年度第6回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○1.25　平成24年度第4回原発放射線影響対策本部本部員会議
25.2	○2.5　環境省への要望(副知事)（農林業系副産物の焼却処理支援等） ○2.8　平成24年度第7回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○2.13　平成24年度第2回原発放射線影響対策市町村等連絡会議 ○2.14　平成24年度放射能汚染廃棄物処理等支援チーム第1回会議
25.3	○3.7　環境省副大臣への要望(知事)（除染土壌や側溝汚泥の具体的処理の提示等） ○3.11　平成24年度第8回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○3.28　平成24年度第5回原発放射線影響対策本部本部員会議（放射線量等測定に係る対応方針一部改正、放射線量低減に向けた取組方針一部改正、県産食材等の安全確保方針一部改正）
25年度 25.4～5	■4.12　事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの策定（厚生労働省） ■5.2　環境省が、除染関係ガイドラインを改訂（第2版） ○5.10　環境省への要望(副知事)（除染土壌や側溝汚泥の具体的処理の提示等） ○5.17　環境省への要望(副知事)（除染土壌や側溝汚泥の具体的処理の提示等） ○5.23　平成25年度第1回原発放射線影響対策本部連絡会議
25.6 ～7	○6.13　平成25年度第2回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○6.17　平成25年度第1回原発放射線影響対策本部本部員会議 ○6.19　平成25年度放射能汚染廃棄物処理等支援チーム第1回会議 ○6.26　環境省ほか各省庁への要望(知事)、環境省への要望（県及び県南3市町）（農林業系副産物の処分等）
25.8	○8.22　平成25年度第3回原発放射線影響対策本部連絡会議
25.9 ～10	○9.10　平成25年度第1回原発放射線影響対策市町村等連絡会議 ○9.13　平成25年度放射能汚染廃棄物処理等支援チーム第2回会議 ○9.20　平成25年度第4回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○9.26　平成25年度第2回原発放射線影響対策本部本部員会議
25.11 ～12	○11.13　平成25年度放射能汚染廃棄物処理等支援チーム第3回会議 ○11.19　平成25年度第5回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○11.25　平成25年度第3回原発放射線影響対策本部本部員会議
26.1	○1.14　平成25年度第6回原発放射線影響対策本部連絡会議
26.2	○2.5　平成25年度放射能汚染廃棄物処理等支援チーム第4回会議 ○2.13　平成25年度第2回原発放射線影響対策市町村等連絡会議
26.3	○3.11　平成25年度第7回原発放射線影響対策本部連絡会議 ○3.28　平成25年度第4回原発放射線影響対策本部本部員会議（放射線量等測定に係る対応方針一部改正）

（2）　放射線量等測定・低減

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
22年度 23.3	○3.11　東日本大震災により停電、モニタリングポスト（盛岡市、環境保健研究センター）測定停止 ○3.13　モニタリングポスト（盛岡市、環境保健研究センター）による連続測定を再開 ○3.18　盛岡市の水道水について、1日1回の放射性物質モニタリングを開始 ■3.19　厚生労働省から、摂取制限指標を超えた水道水に係る対応についての見解提示 ○3.19　環境保健研究センターでサーベイメータによる放射線量の毎日測定及び降下物の毎日測定を開始 ●市町村による独自の水道水中の放射性物質のモニタリングが開始 ■3.25　福島第一・福島第二原子力発電所の事故に伴う工業用水道の対応について（経済産業省通知）提示
23年度 23.4	■4.4　厚生労働省から、水道水中の放射性物質のモニタリング方針提示 ○4.8　一関市の水道水について、週に1回の放射性物質モニタリングを開始 ○4.25　盛岡市及び一関市を除く全市町村の水道水中の放射性物質モニタリングを開始（7.11に一巡し、終了）
23.5	■5.12　福島県内の下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方について（原子力災害対策本部通知）提示 ○5.16　北上川浄水場（工業用水と取水口が同じ）で水道水の放射性物質濃度を測定。未検出 ○5.26　企業局工業用水の脱水汚泥の取引業者（コンクリート製品へのリサイクル処理）から放射性物質測定の指示
23.6	■6.3　原子力安全委員会から原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方提示 ○6.3　脱水汚泥、焼却灰の放射性物質濃度測定開始 ○6.3　第一北上中部工業用水道（第一工水）の脱水汚泥の放射性物質濃度測定。取引業者の受入基準以下であることを確認 ○6.6　一関地区合同庁舎でサーベイメータによる週1回の放射線量測定を開始 ○6.9～6.16　花巻、奥州、千厩、大船渡、釜石、宮古、岩泉、北上、江差、遠野、二戸、久慈の各地区合同庁舎における地上付近の放射線量測定開始 ○6.14　下水処理場等の空間線量の測定、公表開始。以後定期的に測定実施。 ○6.14　脱水汚泥の取引業者が受入基準を公表（100Bq/kg 以下） ■6.16　厚生労働省から、放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方提示 ■6.16　原子力災害対策本部から放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方提示 ■6.16　国土交通省記者発表「放射性物質が検出された上下水処理等副産物の当面の取扱いに関する考え方について」提示 ■6.16　放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方について（原子力災害対策本部、経済産業省通知）提示 ○6.20　第1回目の脱水汚泥、焼却灰の放射性物質濃度測定結果判明、公表。管理型処分場での処分は可能との結果。以後定期的に測定実施 ○6.20　下水環境課（北上川上流流域下水道事務所他）で脱水汚泥等の放射性物質濃度の測定結果を公表

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
23.6	○6.21～6.23 胆江・両磐地区の旧市町村役場庁舎における地表付近の放射線量測定開始 ■6.21 厚生労働省から、水道水中の放射性物質の低減方策提示 ■6.22 放射性物質が検出された上下水処理等副産物の当面の取扱いに関する考え方について（国土交通省都市・地域整備局長通知）提示 ■6.22 放射性物質が検出された上下水処理等副産物の当面の取扱いに関する考え方に基づく脱水汚泥等のセメント利用について（国土交通省都市・地域整備局下水道部長通知）提示 ■6.22 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方（国土交通省　知事あてに通知）提示 ■6.24 環境省が水浴場の放射性物質に係る暫定的な水質の目安の値を設定。（放射性ヨウ素 131 が 30Bq/L、放射性セシウムの合計が 50Bq/L） ■6.24 汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（消費・安全局長通知）提示 ■6.28 環境省から一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱い提示 ○6.28、29 胆江、両磐地域の旧市町村の公園等における地表付近の放射線量測定開始 ■6.30 厚生労働省、水道水中の放射性物質のモニタリング方針改定 ○6.30 第一工水及び第二北上中部工業用水道（第二工水）で脱水汚泥の放射性物質濃度を測定。その結果 100Bq/kg 以上で処分ができないことが判明（7.12HPで結果公表） ●各市町村、事務組合により浄水発生土の放射性物質の測定開始
23.7	○7.5 第一工水及び第二工水の工業用水の放射性物質濃度を測定した結果、未検出（7.12HPで結果公表） ○7.15～7.27 県内市町村（滝沢村及び胆江、両磐地区を除く 28 市町村）の役場庁舎及び公園等（計 58 か所）における地表付近の放射線量測定開始
23.8	○8.2、8.4～8.5 廃棄物の処理に関する住民説明会支援（いわてクリーンセンター） ○8.19 いわてクリーンセンターで低濃度の脱水汚泥の受入開始 ○8.29 原発放射線影響対策に関する情報交換会（県南地域）
23.9	○9.6 いわてクリーンセンターの脱水汚泥受入のために各種測定を実施　以降、いわてクリーンセンターと協議 ○9.13～9.28 県立病院院内保育所（全 10 施設）に係る放射線量測定。比較的高い値を示した 1 施設について一部除染を実施 ■9.14 文部科学省が空間線量率等の航空機モニタリング調査を開始（10.13 まで）
23.10	○10.6、14 原発放射線影響対策に関する情報交換会（県南地域） ■10.12 厚生労働省、水道水等の放射性物質測定マニュアル策定 ○10.17 野外焼却自粛のお願い（県公式 HP 掲載）
23.11	○11.1 サーベイメータ8台を県内の広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センターに配備。市町村への貸出開始。 ○11.2～11.14 県内主要地点の庁舎及び公園等（53 箇所）において、地表付近（1m、50cm、5cm）の放射線量率測定開始（以降、環境保健研究センター及び一関地区合同庁舎とあわせて 55 地点を毎月測定） ○11.7 住民説明会支援（胆江地区最終処分場への放射性物質を含む焼却灰の埋立処分に係る説明会） ■11.11 文部科学省が空間線量率等の航空機モニタリング調査の結果を公表 ■11.18 環境省に指定廃棄物対策チーム発足 ○11.21～30 航空機モニタリング調査において空間線量率 0.2μSv/時以上であった一関市、奥州市、平泉町の水道水中の放射性物質測定を実施 ○11.28 いわてクリーンセンターと企業局が脱水汚泥処分委託契約締結　以降、800Bq/kg 以下の脱水汚泥を順次処分
23.12	■12.5～23 文部科学省が、本県南部を含む福島第一原子力発電所から 20km 圏外の地域の走行サーベイ（乗用車に高精度の放射線測定機器を搭載し、道路を走行しながら空間線量率を測定するもの）を実施（H24.3 結果公表） ○12.27 県単独事業として一関市、大船渡市及び宮古市にﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ設置。既存の盛岡市と併せてﾘｱﾙﾀｲﾑ測定及び県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上での公開を開始
24.1	○奥州市、平泉町の水道水中について、週に1回の放射性物質モニタリングを開始するとともに、盛岡市のモニタリング頻度を週に1回に変更 ○1.4 環境保健研究センターでの降下物の毎日測定を終了し、事故前の月間測定に戻すとともに、休止していた定時降水を再開 ●1.4 平成 23 年度放射性物質を含む焼却灰セメント固化処理等業務（環境省モデル事業　一関市）の事業開始 ●1.10 放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業（環境省モデル事業　一関市）の開始 ○1.13、27 放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南地域市町との検討協議 ○1.26 工業用水施設の敷地境界線の空間線量率測定開始（以降週 1 回） ○1.27 「県立病院における当面の原発放射能対応について」策定
24.2	○2.2～2.21 県立病院等（全 25 施設）に係る放射線量測定 ○2.8 「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」（策定） ○2.13 放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議
24.3	■3.5 厚生労働省から、水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等提示 ○3.19 放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議 ○3.21 一関市内の県営住宅4団地を測定（1.13～）し、低減措置の目安を超えた県営関が丘第二アパートについて除染を実施 ○3.23 「県立病院等における放射線量の測定方針（平成 24 年度）」策定 ○3.19 第1回道路の清掃・除染に係る検討協議会を開催 ■3.29 水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等に伴う工業用水道の対応について（経済産業省通知）提示
24 年度 24.4	■4.2～5.7 文部科学省が本県南部を含む福島第一原子力発電所から 80km 圏外の地域の航空機モニタリングを実施（9.28 結果公表） ○4.10、27 放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議 ○4.27 第2回道路の清掃・除染に係る検討協議会を開催
24.5	○5.15 工業技術センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器による測定の受付を開始 ○5.31 放射性物質に汚染された農林業系副産物に係る勉強会（県南第 1 回）の開催
24.6	○6.4 放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議 ○6.4～6.18 川魚が出荷制限等となった河川（環境省調査対象外の6河川 12 地点）の放射性物質モニタリングを実施 ■6.8 環境省が水浴場の放射性物質に係る暫定的な水質の目安の値を設定。（放射性セシウムの合計が 10Bq/L） ○6.13～6.22 奥州市及び一関市に所在する県立病院等（7 施設）に係る放射線量測定 ○6.13 第3回道路の清掃・除染に係る検討協議会を開催 ○6.22 県管理道路の草刈りの方針を広域振興局に通知
24.7	○7.11 放射性物質に汚染された農林業系副産物に係る勉強会（県南第 2 回）の開催 ○7.11 放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議 ○7.19～20 住民説明会支援（遠野市、農林業系副産物） ○7.26 放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理に向けた県内市町村勉強会の開催 ○7.11 第4回道路の清掃・除染に係る検討協議会を開催
24.8	●8.6～8.10 農林業系副産物の試験焼却（遠野市） ○8.24 金ケ崎町内の県営羽沢アパートにおいて、町基準を超えた旨情報提供があり、除染を実施 ○8.27～9.3 川魚が出荷制限等となった河川（環境省調査対象外の7河川7地点）の放射性物質モニタリングを実施
24.9	■○●9.3～9.28 文部科学省から貸与を受けた機器を県内 20 市町村に貸出して走行サーベイを実施。県が6市町村の主要地方道等の調査を実施（H25.2 国が結果公表） ○9.10～9.24 県立病院等（全 26 施設）に係る放射線量測定 ○9.25 第5回道路の清掃・除染に係る検討協議会を開催

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
24.10	○盛岡市、一関市、奥州市及び平泉町の水道水の放射性物質モニタリングを月１回に変更 ○10.5　住民説明会支援（遠野市、農林業系副産物） ○10.19　放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議 ○10.24～11.16　公益財団法人原子力安全技術センターの協力を得て、高感度のNaIシンチレーション検出器を搭載した車両により、本県の汚染状況重点調査地域（一関市、奥州市、平泉町）の道路(高さ１m)における放射線量の詳細測定調査を実施 ■10.31～12.28　文部科学省が本県南部を含む福島第一原子力発電所から80km圏外の地域の航空機モニタリングを実施（H25.3.1 結果公表）
24.11	■○●11.13～11.30　文部科学省から貸与を受けた機器を県内3市町に貸出して走行サーベイを実施（H25.2　国が結果公表） ●11.19～22　牧草のペレット化技術実証試験実施（一関市） ●11.29　農林業系副産物の本焼却（遠野市）
24.12	●12.6　農林業系副産物の試験焼却（八幡平市） ●12.7　農林業系副産物の本焼却（八幡平市） ○12.13～12.21　奥州市及び一関市に所在する県立病院等（7施設）に係る放射線量測定 ○12.20　放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議
25.1	●1.8～1.9　農林業系副産物の本焼却（盛岡紫波地区） ○1.17　工業用水道施設敷地境界等の放射線量測定に係る特措法施行規則第32条第2項の確認申請 ○1.23　工業用水道施設敷地境界等の放射線量測定に係る特措法施行規則第32条第2項の確認通知書を受理。以降、測定義務はなくなったが月１回の放射線量測定に変更（自主測定） ○1.25　住民説明会支援（宮古地域、農林業系副産物） ●1.30　農林業系副産物の試験焼却（葛巻町） ○1.31　住民説明会支援（花巻市、農林業系副産物）
25.2	○2.1　住民説明会支援（花巻市、農林業系副産物） ○2.4　住民説明会支援（花巻市、農林業系副産物） ●2.5～2.8　農林業系副産物の試験焼却（宮古地域） ○2.12～2.14　住民説明会支援（奥州市、除染廃棄物） ●2.15　農林業系副産物の本焼却（葛巻町） ●2.18　農林業系副産物の試験焼却（花巻市） ○2.18～2.19　住民説明会支援（奥州市、除染廃棄物） ○2.25　県環境保健研究センターに、Ge半導体検出器を導入（1台）（国庫補助1/2） ○2.27　住民説明会支援（宮古地域、農林業系副産物）
25.3	○3.4～3.14　県立病院等（全26施設）に係る放射線量測定 ○3.11　県環境保健研究センターに、NaIシンチレーションスペクトロメータを導入（1台）（国庫補助1/2） ●3.11　農林業系副産物の試験焼却（花巻市） ■3.13　厚生労働省から放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方提示 ■3.21　環境省が農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業説明会を開催
25年度 25.4	○盛岡市、一関市、奥州市及び平泉町の水道水の放射性物質モニタリングを3ヶ月に1回に変更 ○4.5　県立病院等における放射線量の測定方針（平成25年度）策定 ○4.26　放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議 ○4.26　第6回道路の清掃・除染に係る検討協議会を開催
25.5	○5.31　住民説明会（宮古地域、農林業系副産物）
25.6 ～7	○6.3～6.12　県内主要地点の庁舎及び公園等（55　箇所）の放射線量率測定結果、全地点とも0.23μSv/h未満（初） ○6.3～6.17　川魚が出荷制限等となった河川（環境省調査対象外の6河川10地点）の放射性物質モニタリングを実施 ○6.6～6.18　奥州市及び一関市に所在する県立病院等（7施設）に係る放射線量測定 ■○●6.25～7.5　原子力規制庁から貸与を受けた機器を県内12市町に貸出して走行サーベイを実施。県が11市町村の主要地方道等の調査を実施
25.8	○8.7　一関市の県営関が丘第一アパートにおいて、市基準を超えた旨情報提供があり、除染を実施 ●8.9　農林業系副産物の本格焼却（花巻市、宮古地域） ●8.22　汚染牧草のペレット化プラント設置（金ケ崎町） ○8.26　住民説明会支援（奥州地域、農林業系副産物） ○8.30　住民説明会支援（奥州地域、農林業系副産物）
25.9 ～10	○9.11～9.24　川魚が出荷制限等となった河川（環境省調査対象外の7河川10地点）の放射性物質モニタリングを実施 ○9.12～9.27　県立病院等（全26施設）に係る放射線量測定 ●9.24～26　農林業系副産物の試験焼却（奥州地域） ●9.26　汚染牧草のペレット化プラント設置（一関市）
25.11	■○●11.7～11.29　原子力規制庁から貸与を受けた機器を県内1市に貸出して走行サーベイを実施。県が7市町の主要地方道等の調査を実施
25.12	○12.8　住民説明会支援(奥州地域2か所、農林業系副産物) ○12.11～12.26　奥州市及び一関市に所在する県立病院等（7施設）に係る放射線量測定
26.1	○1.10　放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議
26.2	○2.19　放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る県南市町との検討協議 ○2.24　野外焼却の影響評価に関する検討委員会開催（2.27最終見解提出）
26.3	○3.3～3.17　県立病院等（全26施設）に係る放射線量測定 ○3.5　畦畔草等草木の野外焼却の自粛要請を継続しない方針を周知

(3)　県産食材等の安全安心確保

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
22年度 23.3	■3.17　厚生労働省が原子力安全委員会が示した「飲食物摂取制限に関する指標」を「暫定規制値」とすることや検査法などを各自治体に通知 ■3.25　放射性物質が検出された野菜等の廃棄の方法について（周知依頼）（22生産第10998号） ■3.25　食品中の放射性物質の検査により食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射性物質が検出された地域の家畜排せつ物の取扱について（通知）（22生畜第2444号） ■3.29　厚生労働省が食品の暫定規制値に係る対象分類を通知
23年度 23.4	■4.4　厚生労働省が海水に含まれる放射性物質の濃度上昇を踏まえ、本県を含む近隣海域の5県に対して水産物のモニタリング検査の強化について要請 ■4.5　厚生労働省が、魚介類の放射性ヨウ素の暫定基準値は、野菜類の暫定基準値を準用する旨通知 ○4.11　農畜産物から食品衛生法上の暫定基準値を超える放射性物質が検出された場合の対応について（農普第33号） ■4.14　原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について（23消安第456号） ■4.27　厚生労働省が、放射性物質の検査計画の策定と検査の実施について対象自治体あてに通知（岩手県は対象外） ■4.27　原子力災害対策本部から、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示される。 ○4.28　野菜の出荷制限地域における対応について（農普第71号）

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
23.5	■5.2 水産物の放射性物質検査に関する基本方針について（23 水推第 115 号） □5.13 滝沢村で採取した牧草から国の暫定許容値を超える放射性セシウムが検出（以降、暫定許容値超過市町村を対象に牧草の利用自粛を要請） ○5.17 牧草の放射性物質に係る畜産関係者緊急対策会議の開催（盛岡市内）
23.6	□6.10 一関市、藤沢町の牧草から飼料の国の暫定許容値（300Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出 □6.15 遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町の牧草から飼料の国の暫定許容値（300Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出 ○6.24 県独自に海産魚の検査を開始 ■6.27 農畜水産物等の放射性物質検査について（食安発 0627 第１号） ■6.27 原子力災害対策本部が、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正 ○6.28 県独自に原乳の検査を開始（以降、野菜についても検査を開始） ○6.30 汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（農普第 205 号）
23.7	○7.6 「廃用を予定している牛への粗飼料の給与にかかる指導及び放射性物質検出地域の牧草を給与した死廃事故牛の処理に対する事務取扱要領」の制定 ■7.13 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域から移動した家畜の取扱いについて（23 生畜 847 号） □7.15 仙台市から出荷された、汚染稲わらを給与された疑いのある牛（以下、「疑い牛」という。）の肉で、県内に流通するものから、暫定規制値（500Bq/kg）を超過するものが確認される。（県外から出荷された疑い牛由来で県内に流通していた牛肉の暫定規制値超過事例の１例目）※岩手県外から出荷された疑い牛については、平成 23 年 10 月 28 日まで、8例の暫定規制値超過事例を確認 ■7.18 放射性物質に汚染された稲わら（以下、「汚染稲わら」という。）を給与された可能性のある福島県の特定の農家から出荷された牛の肉が流通したことを踏まえ、当該牛肉に関する申し出があった場合は、都道府県等で放射性物質検査を実施するよう、厚生労働省が要請 ○7.19 福島県の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域から移動した家畜の取扱いについて（畜第 418 号） ○7.19 疑い牛の肉に関する申し出があった場合は、放射性物質検査の実施を検討するため、速やかに県あてに連絡するよう、関係事業者あて要請 □7.20 県内において放射性セシウムに汚染された稲わらが給与された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出 ■7.20 疑い牛の出荷が認められた場合はその情報を公表するとともに、流通している当該牛肉については放射性物質検査を実施するよう、厚生労働省が要請 ○7.20 県内から疑い牛（80 頭）が出荷されたことについて報道発表するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について依頼 □7.22 本県から出荷された疑い牛由来で京都市内で流通していた牛肉から暫定規制値（500Bq/kg）を超過する 1,210Bq/kg が確認される（本県から出荷された疑い牛の暫定規制値超過事例の１例目）※本県から出荷された疑い牛については、平成 23 年 12 月 27 日まで 16 例の暫定規制値超過事例を確認 ■7.24 東京電力福島第一原子力発電所の事故後に収集された稲わら等が給与された可能性のある肉用牛及び乳用牛の取扱いについて（23 生畜第 927 号） ○7.26 原発事故後に収集された稲わらに係る対策会議の開催（盛岡市） ■7.27 疑い牛の肉は、民間団体が買い上げて処分することとなったことを踏まえ、事業者が疑い牛について、食品衛生法第 28 条の収去に応じた場合は、検査結果に関わらず、当該牛肉が買い上げの対象となる旨、厚生労働省が連絡 ■7.28 高濃度の放射性セシウムを含む稲わらの取扱いについて（23 生畜第 960 号） ○7.28 県産水産物を対象に実施する放射性物質の測定に関する基本的考え方について（水振第 264 号） ■7.29 厚生労働省が、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定にあたっての基本的対応方針を取りまとめ
23.8	■8.1 本県に対し初めて出荷制限が指示（牛肉） ■8.1 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（23 消安第 2444 号、23 生産第 3442 号、23 林政産第 99 号、23 水推第 418 号） ○8.2 県内から疑い牛（271 頭）が出荷されたことについて報道発表するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について依頼 ○8.3 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（農普第 285 号） ■8.4 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）改正（本県が「総理指示対象自治体及びその隣接自治体」に指定） ■8.5 厚生労働省が、牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法を公表 ■8.5 米の放射性物質検査の周知等について（23 総食第 613 号、23 消安第 2560 号、23 生産第 3565 号） ○8.9 県内から疑い牛（138 頭）が出荷されたことについて報道発表するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について依頼 ○8.10 肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法について（農普第 295 号） ○8.11 暫定許容値の設定に伴う肥飼料の取り扱い説明会（会場：盛岡市、参加市町村：盛岡市、雫石町、滝沢村、岩手町、葛巻町、八幡平市、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、遠野市、釜石市、大槌町、宮古市、岩泉町、久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村（参加人数：関係機関・団体 95 名）） ○8.11 米の放射性物質検査の周知等について（農園第 211 号） ○8.12 肥料（堆肥）中の放射性セシウム分析にかかる試料採取方法等の説明会（会場：滝沢村、参加人数：県内肥料製造業者 44 名） ○8.12 県内から疑い牛（17 頭）が出荷されたことについて報道発表するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について依頼 ○8.12 「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法の制定」に伴う検査対象となる市町村の設定について（農普第 302 号） ※滝沢村、一関市、平泉町、藤沢町、遠野市、陸前高田市、大槌町を牛ふん堆肥製造所の抽出検査対象市町村に設定 ○8.15 県内から疑い牛（13 頭）が出荷されたことについて報道発表するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について依頼 ○8.18 牛ふん堆肥中に含まれる放射性物質の調査結果に伴う利用・流通自粛の解除について（農普第 304 号） ※滝沢村、遠野市、陸前高田市、大槌町の畜産農家が製造する牛ふん堆肥の利用・流通制限を解除 ■8.19 暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について（23 生畜第 1208 号） ○8.24 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（8～10 月）の策定 ■8.25 出荷制限の一部解除（牛肉） ○8.25 岩手県全頭・全戸検査要綱の策定 ○8.29 原発事故後に収集された稲わらの管理について（畜第 574 号、農園第 229 号） ○8.29 岩手県岩畜検査室（岩手畜産流通センター内）で牛の全頭検査を開始 ■8.30 厚生労働省が、食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について都道府県に要請。同日、環境省も野生鳥獣肉を食用に供することについて、同通知を踏まえた適切な対応を都道府県等に要請 ■8.31 野生キノコの放射性物質検査等について（食安発 0831 第 8 号）、厚生労働省が、野生きのこの放射性物質モニタリング検査の強化等を都道府県等に要請 ○8.31 県内から疑い牛（7 頭）が出荷されたことについて報道発表するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について依頼
23.9	○9.5 牛ふん堆肥中に含まれる放射性物質の調査結果に伴う利用・流通自粛の解除について（農普第 342 号） ※平泉町、藤沢町の肥育農家・酪農家が製造する牛ふん堆肥の利用・流通制限を解除 ○9.5～9.27 県産米の放射性物質調査の実施 ■9.7 厚生労働省が、牛肉中の放射性セシウムのスクリーニング検査法を改正 ○9.7 牛ふん堆肥中に含まれる放射性物質の調査結果に伴う利用・流通自粛の解除について（農普第 351 号） ※一関市の肥育農家・酪農家が製造する牛ふん堆肥の利用・流通制限を解除 ○9.8 県内から疑い牛（2 頭）が出荷されたことについて報道発表するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について依頼 ○9.8 本県野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング実施要領を策定するとともに、関係自治体及び団体へ放射性物質検査の実施について協力依頼

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
23.9	○9.16 農業経営安定緊急支援資金利子補給規則公布（岩手県規則第 56 号） ■9.29 厚生労働省が、都道府県等が実施した食品の放射性物質検査結果について、都道府県等から厚生労働省への報告を要請（10.3～）
23.10	■10.4 厚生労働省が、牛肉中の放射性セシウムのスクリーニング検査法を改正し、スクリーニング検査法に、米及び麦類を追加 ○10.4「県産食材の安全確保方針」の策定 ■10.5 東日本太平洋における生産水域名の表示方法について（23 水漁第 73 号） ■10.6 平成 23 年産米穀の飼料利用について（23 生畜第 1438 号） ■10.6 きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（23 生産第 4743 号、23 林政経第 213 号） ○10.11 平成 23 年産米穀の飼料利用について（農園第 301 号、畜第 716 号） ○10.13 県内の農地土壌における放射性物質濃度分布の調査について（農普第 420 号） ※県内 160 か所で農地土壌中に含まれる放射性セシウム濃度の調査を開始 ○10.28 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（11～1 月）の策定
23.11	■11.2 調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について（23 林政経第 231 号） ■11.15 厚生労働省が、食品中の放射性セシウムのスクリーニング検査法を改正し、検査対象品目を、飲料水、乳及び乳製品を除く食品全般に拡大 ○11.21 県内 1 か所目となる廃用牛の集中管理施設を金ケ崎町に設置
23.12	○12.5 一関市内で捕獲されたツキノワグマ1頭から暫定規制値 500Bq/kg を超える放射性セシウムが検出。報道発表及び関係自治体、団体に通知 ○12.9 いわての牛肉安全・安心フォーラムの開催 ■12.23 厚生労働省が、食品中の放射性物質の規格基準の設定に係る基本的な考え方を示す。 ■12.27 厚生労働省が、乳の放射性物質検査を概ね 1 週間ごとに実施するよう、都道府県等あて要請 ■12.27「24 年産稲の作付に関する考え方について」公表 ○12.28「24 年産稲の作付に関する考え方について」の公表について（農園第 406 号）
24.1	■1.6 食品衛生検査施設に設置する放射性物質検査機器について、厚生労働省が行う国庫補助の対象となる。 ○1.13 放射性物質の農作物等への影響に係る生産管理指導対応方針の策定 ○1.17 県内 160 か所の農地土壌中に含まれる放射性セシウム濃度の測定結果を公表 ○1.30 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（2～3 月）の策定
24.2	■2.3 放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて（23 消安第 5339 号、23 生産第 2300 号、23 水推第 947 号） ※暫定許容値が 300Bq/kg から 100Bq/kg に引き下げになる。 ■2.3 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて（23 消安第 6608 号、23 生産第 2777 号、23 水推第 1126 号） ■2.8 厚生労働省が、原木しいたけの生産状況を踏まえた放射性物質検査の実施について、岩手県を含む関係都道府県に要請 ○2.8「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の策定 ○2.8 放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて（畜第 1113 号） ■2.10 厚生労働省が、暫定規制値を超過する乾しいたけが流通しないよう、関係自治体に要請 ○2.14 出荷自粛要請（平成 23 年産乾しいたけ：奥州市、一関市、大船渡市、平泉町） ○2.23「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ■2.24 平成 24 年4月 1 日から施行される、食品中の放射性物質の規格基準について、厚生労働省が都道府県等に連絡 ○2.28 平成 24 年4月 1 日から施行される、食品中の放射性物質の規格基準について、市町村、関係機関及び団体等を通じて周知 ■2.28「24 年産稲の作付に関する方針」の策定 ○2.29「24 年産稲の作付に関する方針」の公表について（農園第 494 号）
24.3	■3.1 厚生労働省が、食品中の放射性セシウムのスクリーニング検査法について、新基準値に対応するように改正 ■3.12 厚生労働省が、放射性物質の検査計画の策定と検査の実施について対象自治体あてに通知 ■3.12 原子力災害対策本部が、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正（新基準値施行を踏まえた所要の改正等） ■3.15 厚生労働省が、食品の放射性物質に係る規格基準を公表し、食品中の放射性物質の試験法を定める。 ■3.15 厚生労働省が、乾燥きのこ類及び飲用に供する茶の放射性物質検査に係る取扱いを示す。 ■3.23 食品中の放射性物質の新基準の施行を前に、厚生労働省が、新基準値を超過する食品が流通しないよう検査の強化等について岩手県に要請 ○3.23 県内農地土壌の放射性物質濃度分布図を公表 ○3.23「原木しいたけ全戸検査実施要領」の策定（林振第 555 号） ■3.28「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について（23 生産第 6231 号、23 林政経第 388 号） ○3.28 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H24 第四半期分）の策定 ○3.29 市町村等が行う放射性物質の自主検査について県が精密検査を行う体制を整備 ○3.29 採捕自粛要請（4/1～）（イワナ：磐井川、砂鉄川、ヤマメ：衣川、磐井川、ウグイ：気仙川、胆沢川、砂鉄川、大川） ○3.30「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ○3.30 出荷自粛要請（4/1～）（原木生しいたけ（露地栽培）：奥州市、大槌町、陸前高田市、山田町、原木しいたけ（施設栽培）：奥州市、一関市） ○3.30 ゲルマニウム半導体検出器配備（農業研究センター）
24 年度 24.4	○4 月上旬 牧草地の除染開始 ■4.1 新たな「食品中の放射性物質の基準値」が施行 ■4.1 岩手県全頭・全戸検査要綱の一部改正 ○4.10「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ○4.10 県内 2 か所目となる廃用牛の集中管理施設を八幡平市に設置 ■4.13 出荷制限指示（露地栽培原木生しいたけ：陸前高田市、住田町） ■4.13 出荷制限指示（露地栽培原木生しいたけ：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町） ○4.16「野生山菜類、きのこ類の放射性物質検査の取扱いについて」の農林水産部対応方針を定め、流通関係者（産直事業責任者、農協、卸売市場）に対し、放射性物質の自主的検査の実施を要請《野生山菜類の安全性の確保について（流第 36 号・林振第 67 号）》 ○4.19 知事視察（大東清掃センター、一関北部農業技術開発センター、歌津野城戸しいたけ生産組合） ■4.20 出荷制限指示（露地栽培原木生しいたけ：大船渡市） ■4.20 直売所等での山菜の販売等に関する注意喚起について（24 食産第 433 号・24 林政経第 26 号） ○4.26「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ○4.27 採捕自粛要請（ウグイ：広瀬川）
24.5	○5.1 直売所等での山菜の販売等に関する注意喚起について（流第 47 号・林振第 101 号） ■5.2 出荷制限指示（マダラ：三陸南部沖海域） ■5.7 出荷制限指示（露地栽培原木生しいたけ：花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町） ■5.8 出荷制限指示（イワナ：磐井川、砂鉄川） ○5.8 出荷自粛要請（コゴミ（野生）：花巻市） ○5.9 出荷自粛要請（露地栽培原木生しいたけ：盛岡市） ■5.10 出荷制限指示（露地栽培原木生しいたけ：盛岡市、コシアブラ：花巻市、奥州市） ■5.11 出荷制限指示（ウグイ：大川、北上川のうち四十四田ダムの下流（支流含む、一部除外水域あり） ○5.11 出荷自粛要請（タラノメ（野生）：一関市） ○5.12 食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム（盛岡市・岩手県教育会館）

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
24.5	■5.14 出荷制限指示（コシアブラ：盛岡市） ■5.15 出荷制限指示（コシアブラ：釜石市） ○5.15 「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ■5.16 出荷制限指示（ゼンマイ：一関市、奥州市・ワラビ（野生）：陸前高田市、奥州市） ○5.16 出荷自粛要請（ミズ（野生）：一関市） ■5.18 出荷制限指示（コシアブラ：住田町・ゼンマイ：住田町） ○5.18～5.30 出荷制限指示及び出荷自粛対象品目が販売されていないことの一斉監視の実施 ○5.19 食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム（奥州市・江刺体育文化会館） ○5.20 食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム（一関市・一関文化センター） ○5.22 「きのこ原木、ほだ木等検査要領」の策定（林振第 175 号） ○5.23 出荷自粛要請（平成 24 年産乾しいたけ：大船渡市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市、住田町、大槌町） ○5.25 「原木しいたけ全戸検査実施要領」の一部改正（林振第 191 号） ○5.25 原乳の放射線物質低減の取り組みとして搾乳牛に給与する牧草の放射性物質濃度を 50Bq/kg 以下に設定 ■5.30 出荷制限指示（セリ（野生）：一関市、奥州市） ○5.30 出荷自粛要請（平成 24 年産乾しいたけ：北上市、遠野市、陸前高田市、金ケ崎町、山田町） ■5.31 出荷制限指示（タケノコ：一関市、奥州市）
24.6	○6.1 水揚げ自粛要請（クロソイ：釜石海域） ○6.3 食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム（盛岡市・エスポワールいわて） ○6.5 出荷自粛要請（フキ（野生）：奥州市） ○6.8 出荷自粛要請（茶：陸前高田市） ■6.12 出荷制限指示（ウグイ：気仙川） ○6.13 利用自粛要請（牧草：全域 8 市町、一部 6 市町村、25 公共牧場） ○6.15 岩手県が、農林水産物の放射性物質検査計画を変更（H24.4～6） ○6.27 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H24 第 2 四半期分）の策定
24.7	○7.1 水揚げ自粛要請の解除（クロソイ：釜石海域） ■7.12 厚生労働省が、放射性物質の検査計画の策定と検査の実施について対象自治体あてに通知（対象自治体として、岩手県は、「過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体」に変更） ■7.12 原子力災害対策本部が、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正（検査対象の見直し等） ○7.13 出荷自粛要請（サンショウ（野生）：奥州市） ○7.20 牧草地の除染工程表を公表 ○7.20 大船渡市内で捕獲されたニホンジカ3頭から規制値 100Bq/kg を超える放射性セシウムが検出。報道発表及び関係自治体、団体に通知 ■7.26 出荷制限指示（岩手県内で捕獲されたシカ肉） ○7.26 岩手県が、農林水産物等の放射性物質検査計画（H24.7～9）において、流通食品の検査を追加
24.8	○8.1 県内 3 か所目となる廃用牛の集中管理施設を一関市に設置 ○8.10 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H24 第 2 四半期（変更））の策定 ■8.17 原木シイタケの放射性物質検査等について（食安監発 0817 第2号） ○8.23 岩手県が、農林水産物等の放射性物質検査計画（H24.7～9）を変更 ○8.24 一関市内で捕獲されたツキノワグマ1頭から規制値 100Bq/kg を超える放射性セシウムが検出。報道発表及び関係自治体、団体に通知 ○8.24 知事視察（県南地区の除染：学校・牧草地） ■8.30 「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について（24 生産第 1549 号、24 林政経第 179 号） ○8.31 陸前高田市内で捕獲されたツキノワグマ1頭から規制値 100Bq/kg を超える放射性セシウムが検出。報道発表及び関係自治体、団体に通知
24.9	○●9.7 平成 24 年野生きのこ放射性物質濃度全市町村検査について市町村へ実施を通知（全市町村対象。きのこの発生状況により 9.5 から検査開始） ○9.7 産地直売所等において販売される野生きのこ類の安全性の確保について（農林水第 255 号・流第 212 号・林振第 401 号） ■9.10 出荷制限指示（岩手県内で捕獲されたクマ肉） ○9.11 出荷自粛要請（野生きのこ類：一関市） ○9.12 食品関係事業者向けセミナー（盛岡市・アイスアリーナ） ○9.20 「きのこ原木、ほだ木等検査要領」の一部改正（林振第 431 号） ○9.29 食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム（釜石市・釜石ベイシティホテル） ○9.30 食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム（平泉町・ホテル武蔵坊）
24.10	○10.1 廃用牛適正出荷のための生体推定法の導入 ■10.1 食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の一部が終了 ○10.2 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H24 第 3 四半期分）の策定 ○10.5 一関市、陸前高田市及び釜石市内でそれぞれ捕獲されたヤマドリ3羽から規制値 100Bq/kg を超える放射性セシウムが検出。報道発表及び関係自治体、団体に通知 ■10.11 出荷制限指示（野生きのこ類：一関市、陸前高田市、平泉町） ■10.16 出荷制限指示（野生きのこ類：釜石市） ○10.16 出荷自粛要請（露地栽培原木なめこ：釜石市） ○10.17 出荷自粛要請（露地栽培原木なめこ：大船渡市、野生きのこ類：奥州市） ■10.18 出荷制限指示（露地栽培原木なめこ：大船渡市、釜石市、野生きのこ類：奥州市） ○10.18 出荷自粛要請（露地栽培原木ひらたけ：奥州市） ■10.22 出荷制限指示（岩手県内で捕獲されたヤマドリ肉） ○10.22 出荷自粛要請（露地栽培原木なめこ：陸前高田市） ■10.23 出荷制限指示（露地栽培原木なめこ：陸前高田市） ■10.25 出荷制限指示（スズキ：三陸南部沖海域） ○10.25 出荷自粛要請（露地栽培原木くりたけ：奥州市） ○10.26 出荷自粛要請（野生きのこ類：大船渡市、金ケ崎町） ■10.29 出荷制限指示（野生きのこ類：大船渡市、金ケ崎町） ○10.30 出荷制限指示が出されているシカ肉について、減少している狩猟を補うシカの捕獲を岩手県猟友会に委託（平成 24 年度捕獲実績 2,238 頭） ○10.31 出荷自粛要請（露地栽培原木ぶなはりたけ：一関市、露地栽培原木なめこ：一関市、露地栽培原木くりたけ：一関市）
24.11	■11.2 木質ペレットの当面の指標値の設定及び「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について（24 林政利第 70 号） ○11.1 出荷自粛要請（露地栽培原木なめこ：奥州市） ■11.2 出荷制限指示（露地栽培原木くりたけ：一関市、奥州市、露地栽培原木なめこ：一関市、奥州市） ■11.6 出荷制限指示（クロダイ：三陸南部沖海域） ○11.6 出荷自粛要請（野生きのこ類：遠野市） ■11.7 出荷制限指示（野生きのこ類：遠野市）

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
24.11	○11.12 出荷自粛の継続を要請（そば：盛岡市（旧渋民村）、一関市（旧大原町）） ■11.13 出荷制限指示（そば：盛岡市（旧渋民村）、一関市（旧大原町）） ○11.20 出荷自粛の継続を要請（大豆：一関市（旧磐清水村）） ○11.21 出荷自粛要請（露地栽培むきたけ：一関市） ○11.29 出荷自粛の継続を要請（そば：奥州市（旧衣川村）） ■11.30 出荷制限指示（そば：奥州市（衣川村））
24.12	■12.12 出荷制限の一部解除（そば：盛岡市（旧渋民村）、一関市（旧大原町） ○12.13 一関市及び平泉町の繁殖農家が製造する堆肥にかかる利用・流通自粛の解除について（農普第 479 号） ※一関市、平泉町の繁殖農家が製造する牛ふん堆肥の利用・流通制限を解除 ○12.21 出荷自粛要請（くわい（露地）：平泉町） ○12.28 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H24 第 4 四半期分）の策定
25.1	■1.1 食品中の放射性物質の基準に係る経過措置が終了 ■1.4 出荷制限指示（大豆：一関市（旧磐清水村）） ■1.17 出荷制限の解除（マダラ：三陸南部沖海域）
25.2	■2.4 出荷制限の一部解除（大豆：一関市（旧磐清水村）） ○●2.22 平成 25 年野生山菜放射性物質濃度全市町村検査について市町村へ実施を通知（全市町村対象） ○2.27 「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂
25.3	○3.4 「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ■3.12 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）改正（検査対象の見直し等） ■3.19 厚生労働省が、放射性物質の検査計画の策定と検査の実施について対象自治体あてに通知 ■3.19 原子力災害対策本部が、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正 ○3.28 産地直売所等で販売される山菜の安全性の確保について（流第 509 号・農林水第 549 号・林振第 964 号）
25 年度 25.4	■4.8 出荷制限（H24.5.10 付）の解除（露地栽培原木生しいたけ：盛岡市） ■4.12 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの策定（厚生労働省） ○4.12 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H25 第 1 四半期分）の策定 ○4.12 野生鳥獣肉を食肉処理する場合の留意事項等について関係事業者を指導 ○4.25 「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ○4.26 出荷自粛要請（コゴミ（野生）：陸前高田市、タケノコ：陸前高田市） ■4.30 出荷制限指示（タケノコ：陸前高田市）
25.5	○5.8 出荷自粛要請（コシアブラ：北上市） ■5.9 出荷制限指示（コシアブラ：北上市） ○5.15 産地直売所等で販売される山菜の安全性の確保について（農林水第 61 号・流第 103 号・林振第 107 号） ○5.15 出荷自粛要請（コシアブラ：遠野市） ■5.16 出荷制限指示（コシアブラ：遠野市） ○5.16 出荷自粛要請（ワラビ（野生）：一関市） ○5.16 流通食品の放射性物質検査において、遠野産のコシアブラから基準値超過（290Bq/kg） ■5.17 出荷制限指示（ワラビ（野生）：一関市）
25.6	○6.3 出荷自粛要請（ワラビ（野生）：平泉町） ■6.4 出荷制限指示（ワラビ（野生）：平泉町、ヒラメ：三陸南部沖のうち金華山以北の海域） ○6.14 「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂 ○6.14 出荷自粛要請解除（茶：陸前高田市） ○6.28 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H25 第 2 四半期分）の策定
25.7	○7.3 放射性物質低減のため原木きのこ栽培管理実施要領の策定（林振第 230 号） ○7.3 「きのこ原木、ほだ木等検査要領要領」の一部改正（林振第 234 号）
25.8	○●8.8 平成 25 年野生きのこ放射性物質濃度全市町村検査について市町村へ実施を通知（全市町村対象、ただし出荷制限指示対象の市町村を除く） ○8.28 産地直売所等で販売される野生きのこ類の安全性の確保について（農林水第 196 号・流第 259 号・林振第 334 号） ■8.30 出荷制限の解除（ヒラメ：三陸南部沖のうち金華山以北の海域）
25.9	□9.6 韓国が福島県近隣 8 県（福島県、茨城県、群馬県、宮城県、岩手県、栃木県、千葉県、青森県）の全ての水産物の輸入禁止を発表 ○9.18 出荷制限指示が出されているシカ肉について、減少している狩猟を補うシカの捕獲を岩手県猟友会に委託（平成 25 年度当初捕獲見込 2,300 頭） ○9.30 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（H25 第 3 四半期分）の策定
25.10	○10.4 出荷自粛要請（野生きのこ類：住田町） ■10.9 出荷制限指示（野生きのこ類：住田町） ■10.16 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」の策定について（25 林政経第 313 号） ■10.21 出荷制限の一部解除（そば：奥州市（旧衣川村）） ■10.28 安全な野生きのこの供給等について（林野庁事務連絡、厚労省事務連絡） ○10.31 安全な野生きのこの供給等について（流第 335 号・林振第 473 号）
25.12	○12.13 出荷自粛要請解除（施設栽培原木生しいたけ：一関市） ○12.27 出荷自粛要請解除（施設栽培原木生しいたけ：奥州市）
26.1	■1.10 出荷制限指示地域（千葉県）で生産された原木しいたけが流通した事例を踏まえ、出荷制限が指示されている自治体に対して厚生労働省が出荷制限指示の徹底を依頼 ○1.17 出荷制限指示が出されているシカ肉について、減少している狩猟を補うシカの捕獲頭数を 400 頭追加し岩手県猟友会に委託（平成 25 年度捕獲見込 2,700 頭） ■1.23 岩手県において、県が定める管理計画を逸脱して出荷された大豆が流通した事例を踏まえ、出荷制限が指示されている自治体に対して厚生労働省が出荷制限指示の徹底を依頼 ○1.30 「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」の改訂
26.2 ～3	○2.27 出荷自粛要請解除（くわい（露地）：平泉町）

(4)　健康影響対策、学校の対策、情報発信、普及啓発等

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
22 年度 23.3	■3.18 放射線の影響に関する健康相談への対応に係る依頼通知発出（厚生労働省） ○3.19 福島県からの避難者に対する相談窓口開設 （県内 4 保健所（県央、中部、奥州、一関）） ※盛岡市保健所においても開設
23 年度 23.4 ～5	■4.19 福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（文部科学省通知（平成 23 年4月 19 日付 23 文科ス第 134 号））

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
23.6	○ポータルサイト「環境放射能に関する情報」を県公式HP内に開設
23.7	○7.6～7 県南地区小中学校サンプリング調査の実施
23.8	○8.8～12 県南地区小中学校サンプリング調査の実施 ■8.26 学校の校舎・校庭等の低減について（文部科学省通知（平成 23 年8月 26 日付 23 文科ス第 452 号）） 暫定的考え方が改められた。 ○8.26 いわてグラフ臨時号 放射線対策特集号発行
23.9	○9.3、4 私たちのくらしと放射線セミナー（9.3 盛岡市・ﾎﾃﾙﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝ盛岡ﾆｭｰｳｨﾝｸﾞ、9.4 奥州市・水沢ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾎﾃﾙ、一関市・ﾎﾃﾙｻﾝﾙｰﾄ一関） ○9.8 学校の校舎・校庭等の線量低減について（県内各市町村教育委員会、各教育事務所、各県立学校あて通知（平成 23 年9月8日付教ス第 359 号）） ○9.8 県立学校における放射線対策等について方針を定め、各県立学校あて通知（平成 23 年9月8日付教ス第 360 号） ○9.12～13 県南地区小中学校サンプリング調査の実施 ○9.14 県立学校における空間線量率測定開始（業者委託） ○9.21、29、30 県及び市町村職員のための放射線セミナー（9.21 釜石市・釜石地区合同庁舎、9.29 盛岡市・環境保健研究ｾﾝﾀｰ、9.30 奥州市・奥州保健所） ○9.28 放射線知識啓発パンフレット 40,000 部作成・配布（各市町村、各広域振興局・センター）
23.10	○10.4 県及び市町村職員のための放射線セミナー（久慈市・久慈地区合同庁舎） ○10.7 私たちのくらしと放射線セミナー（釜石市・釜石市民交流センター） ○10.14、18 放射線影響を正しく伝えるためのスキルアップセミナー（10.14 釜石市・釜石地区合同庁舎、10.18 久慈市・久慈地区合同庁舎）
23.11	○11.4 放射線影響を正しく伝えるためのスキルアップセミナー（盛岡市・環境保健研究センター、奥州市・奥州保健所） ○11.7 県立学校における今後の放射線測定業務の進め方について（各県立学校あて通知（平成 23 年 11 月2日付教ス第 441 号）） 各県立学校における定期測定の開始 ■11.21 文部科学省において「学校給食検査設備整備費補助金交付要綱」制定、17 都道府県に対して事業計画書の提出依頼（11.30） ○11.21～1.31 積算線量計による学校における年間放射線量の推計調査の実施（県立学校 10 校対象） ○11.24～25 放射線対応説明会及び放射線測定器取扱研修会（県立学校職員、教育委員会所管施設指定管理者、各市町村教育委員会担当者対象）
23.12	○12.1 放射線内部被ばく健康影響調査開始 ●12.13 一関市において学校給食食材等の放射性物質濃度測定開始 ○12.27 県立学校 10 校 109 か所の除染が完了 ○12.31 いわてグラフ平成 24 年 1 月号 放射能対策特集を掲載
24.1	○1.10 岩手県学校給食放射性物質検査設備整備費補助金交付要綱制定 ○1.17 県における学校給食食材等放射性物質濃度検査の実施について（各県立学校あて通知（平成 24 年1月 17 日付教ス第 559 号））
24.2	○2.1 岩手県教育委員会放射線測定機器貸与要領制定 ○2.6 平成 23 年度第 1 回放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議開催（盛岡市内、エスポワールいわて）
24.3	○3.1 いわてグラフ平成 24 年 3 月号 放射能対策の取組を掲載 ○3.2 平成 23 年度第 2 回放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議開催（盛岡市内、エスポワールいわて） ○3.5～8 健康影響調査結果説明会（一関会場） ○3.8 健康影響調査結果説明会（奥州会場） ○3.13 岩手県民の命と暮らしを守るための請願を受理
24 年度 24.4	○4.4 放射性物質濃度測定機器取扱研修会（県立学校職員及び市町村職員対象） ■4.10 学校の屋外プールの利用について（文部科学省より通知（平成 24 年4月 10 日付事務連絡）） ○4.17 学校の屋外プールの利用について（各県立学校、各教育事務所、各市町村教育委員会あて通知（平成 24 年4月 17 日付教ス第 51 号）） 県立学校における方針決定 ○4.17～7.24 積算線量計による学校における年間放射線量の推計調査の実施（県立学校 10 校対象） ○4.18～7.20 県立学校におけるプールサイド空間線量率の測定を実施（屋外プール設置使用校 34 校）
24.5	○5.16 岩手県給食食材等放射性物質濃度測定業務マニュアル及び岩手県教育委員会給食食材等放射性物質濃度測定依頼事務取扱要領制定
24.6	○6.1 いわてグラフ平成 24 年 6 月号 食の安全確保対策を掲載 ○6.1 平成 24 年度岩手県学校給食モニタリング事業開始（文部科学省委託事業） ○6.6 県立学校における学校給食食材等放射性物質濃度測定開始 ○6.11 県公式HP内に野生山菜採取の留意点のページを開設 ○6.18 県公式HP内に生活空間の放射線量のページを開設 ○6.18～22 汚染状況重点調査地域内県立学校における詳細測定の実施（5校のうち4校が除染対象となる） ○6.25 放射線知識啓発パンフレット（第2版）155,000 部（増刷分含む）作成・配布（県南 3 市町全戸及び各市町村、各広域振興局・センター） ○6.26 私たちのくらしと放射線セミナー（一関市・川崎公民館） ○6.29 県及び市町村職員のための放射線セミナー（奥州市・奥州保健所）
24.7	○7.18、19、26 県及び市町村職員のための放射線セミナー（7.18 盛岡市・環境保健研究センター、7.19、26 奥州市・奥州保健所） ○7.31 おやこ放射線教室（奥州市・市民ﾌﾟﾗｻﾞ・ﾏｯｾ）
24.8	○8.1 おやこ放射線教室（一関市・一関市役所） ○8.9 県公式HP内に岩手県産食品の安全性情報、健康への影響（内部被ばく）のページを開設
24.9	○9.6 県公式HP内に野生きのこ採取の留意点のページを開設 ○9.7 平成 24 年度岩手県学校給食モニタリング事業第 1 回調査委員会開催（盛岡市・盛岡合庁）
24.10	○10.12 岩手県民の命と暮らしを守るための請願が県議会本会議で採択 ○10.12、15、16、19 私たちのくらしと放射線セミナー（10.12 矢巾町・矢巾町公民館、北上市・日本現代詩歌文学館、10.15 宮古市・宮古地区合同庁舎、10.16 釜石市・釜石地区合同庁舎、大船渡市・大船渡地区合同庁舎、10.19 一戸町・一戸町町民文化センター、久慈市・久慈市防災センター） ○10.15 放射線内部被ばく健康影響調査開始 ○10.19 岩手県防災会議幹事会において、岩手県地域防災計画・原子力災害対策編の策定を確認
24.11	○11.26 平成 24 年度第 1 回放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議開催（盛岡市・岩手県庁）
24.12	○12.12 岩手県防災会議・専門委員を任命 ○12.19 岩手県防災会議幹事会において、岩手県地域防災計画・原子力災害対策編の素案を審議
25.1	○1.7 岩手県地域防災計画・原子力災害対策編に係るパブリックコメントを実施 ○1.25 平成 24 年度第 2 回放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議開催（盛岡市・岩手県庁）
25.2	○2.17 健康影響調査結果説明会（奥州会場） ○2.19～20 健康影響調査結果説明会（一関会場） ○2.20 岩手県防災会議幹事会において、岩手県地域防災計画・原子力災害対策編の最終案を審議 ○2.27 提供後給食等の放射性物質濃度測定ガイドライン策定（提供後給食等の放射性物質濃度測定開始）、岩手県給食食材等放射性物質濃度測定業務マニュアル及び岩手県教育委員会給食食材等放射性物質濃度測定依頼事務取扱要領改正
25.3	○3.1 いわてグラフ平成 25 年 3 月号 放射能対策の取組を掲載 ○3.11 平成 24 年度岩手県学校給食モニタリング事業第2回調査委員会開催（盛岡市・盛岡合庁） ○3.22 平成 24 年度岩手県学校給食モニタリング事業実施結果公表 ○3.28 岩手県防災会議において、岩手県地域防災計画・原子力災害対策編を審議・策定 ○3.28 東北電力株式会社との間で「原子力発電所に係る県民の安全確保のための情報連絡等に関する協定」を締結

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
25年度 25.4	○4.1　平成25年度岩手県学校給食モニタリング事業開始（文部科学省委託事業） ○4.18～7.18　県立学校におけるプールサイド空間線量率の測定を実施（屋外プール設置使用校32校）
25.5	○5.15　汚染状況重点調査地域内県立学校4校の面的除染完了 ○5.15　平成25年度岩手県学校給食モニタリング事業第1回調査委員会開催（盛岡市・岩手県庁）
25.6	○6.1　いわてグラフ平成25年6月号　放射線量、県産食品、子どもの内部被ばく検査結果を掲載 ○6.10～7.31　積算線量計による学校における年間放射線量の推計調査の実施（県立学校4校対象） ○6.16　放射線不安解消総合イベント（奥州市・産直来夢くん） ○6.27，28　放射線影響を正しく伝えるためのｽｷﾙｱｯﾌﾟｾﾐﾅｰ（6.27 釜石市・水産技術センター、6.28 盛岡市・環境保健研究センター、奥州市・奥州地区合同庁舎）
25.7	○7.25　放射線影響を正しく伝えるためのスキルアップセミナー（盛岡市・環境保健研究センター） ○7.26　私たちのくらしと放射線セミナー（宮古市・宮古市役所）
25.8	○8.1　いわてグラフ平成25年8月号　野生きのこ採取の留意点を掲載
25.9	○9.1　放射線不安解消総合イベント（一関市・一関文化センター） ○9.5　遠野緑峰高等学校へ牧草地の利用自粛要請及び除染依頼 ○9.20　日本原燃株式会社に対し原子力災害発生時の情報提供を文書で依頼 ○9.27　放射線内部被ばく健康影響調査開始 ○9.30　日本原燃株式会社が原子力災害発生時の情報提供について文書で承諾
25.10	○10.1　いわてグラフ平成25年10月号　学校の放射線量測定、給食食材検査の取組を掲載 ○10.23　私たちのくらしと放射線セミナー（久慈市・久慈市役所）
25.11 ～12	○12.1　いわてグラフ平成25年12月号　県産農林水産物の安全確保に向けた取組、検査結果を掲載 ○12.1　私たちのくらしと放射線セミナー（平泉町・平泉町役場）
26.1	○1.31　私たちのくらしと放射線セミナー（遠野市・あえりあ遠野）
26.2	○2.14，21　私たちのくらしと放射線セミナー（2.14 北上市・北上市基盤技術支援センター、2.21 住田町・住田町農林会館） ○2.24　東北電力株式会社との間で「原子力発電所に係る県民の安全確保のための情報連絡等に関する協定」の一部を改定する協定を締結 ○2.28　平成25年度岩手県学校給食モニタリング事業第2回調査委員会開催（盛岡市・盛岡合庁）
26.3	○3.1　いわてグラフ平成26年3月号　野生山菜採取の留意点を掲載 ○3.1　県公式HP内に放射線量、放射性物質濃度検査結果の検索サイトを開設 ○3.3　平成25年度岩手県学校給食モニタリング事業実施結果公表 ○3.18　健康影響調査結果説明会（奥州会場） ○3.20　健康影響調査結果説明会（一関会場）

（5）　東京電力株式会社に対する損害賠償請求

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
22年度 23.3	□3.11　東京電力原子力発電所事故発生
23年度 23.4～7	●7.19　JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会設立
23.8	■8.5　損害の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）
23.9 ～10	○◆　10.20 東京電力　皷副社長が来庁し、県に対し公式に謝罪
23.11 ～12	○12.1　損害賠償請求等市町村との意見交換会（県南会場） ■12.2　東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について（総務副大臣通知）　原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費が対象となる。 ○12.2　損害賠償請求等市町村との意見交換会（盛岡会場） ○12.5　原発放射線影響対策本部本部員会議において、東京電力への損害賠償請求の方針を決定
24.1	○1.10　商工・観光関係の損害賠償等事業者向け説明会 ■1.25　東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への補償について（経済産業省通知） ●1.26　森林組合系統東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会設立 ○●1.26　東京電力に対する損害賠償請求（第1次）
24.2	○2.29　商工・観光業の被害・損害賠償関係機関連絡会議
24.3	○3.7　東京電力本社及び国に対する緊急要請（上野副知事、本県観光業を風評被害地域に指定するよう要望）
24年度 24.4	○4.10　輸出関連補償金請求に関する事業者向け説明会 ○4.23　3.7の副知事緊急要請に対する東京電力からの回答書受領、関係部長と東京電力幹部との交渉 ○4.23　商工労働観光部長が東京電力理事に対し、特に観光業について賠償に応じるよう要請
24.5	■5.1　東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について（経済産業省通知） ■5.18　牧草地の除染等の賠償の基本的な考え方の整理について（24生畜第371号）
24.6	○6.7　4.23の幹部交渉の請求事項に対する東京電力の回答を確認 ○6.8　商工観光関係の損害賠償に関する関係機関連絡会議 ○6.13　東京電力に工業用水道に係る損害賠償請求書（H23.3～H23.11）を送付（6/20 東京電力受理） ○●6.20　東京電力に対する損害賠償請求（第2次）、市町村長と東京電力幹部との交渉 ●6.21　JFグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会設立
24.7	○7.24　産直等の損害賠償請求に係る県の対応方針の周知 ○7.25　知事、市長会副会長（北上市長）、町村会副会長（金ケ崎町長）が東京電力本社に出向き、廣瀬社長に対し損害賠償の完全実施を要請 ●7.26　内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会設立 ■7.31　東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始について（経済産業省通知）
24.8	○8.21　商工・観光関係の損害賠償に関する関係機関連絡会議
24.9	●9.7　東京電力と旅館ホテル生活衛生同業組合が請求内容について合意 ○9.10　東京電力と工業用水道に係る損害賠償請求の協議を開始。以降、東京電力と継続して協議 ○9.14　宮城県知事、岩手県知事、両県市長会代表、町村会代表が風評被害の損害賠償完全実施等に関し、関係省庁、東京電力への合同要望の実施
24.10	○10.23　市町村・観光団体担当者向け説明会
24.11	○11.8　流域下水道の平成23年度分の汚泥処分費用等について東京電力に対し損害賠償請求 ○11.15、16　観光関係損害に係る事業者向け説明会 ○11.20　工業用水道損害賠償請求について東京電力と協議し、合意 ◆11.28　東京電力が、自治体の食品検査費用に係る賠償案を提示
24.12	○12.5　工業用水道損害賠償について東京電力と合意書の締結 ○12.13　工業用水道について東京電力から賠償金の支払いを確認（769,020円）

年月	取　組　等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
24.12	○12.25　工業用水道賠償金について記者発表（県で初めて賠償金の支払い） ○12.27　東京電力に対し、自治体の食品検査費用に係る賠償に関する質問書を手交
25.1	◆1.25　東京電力から、自治体の食品検査費用に係る賠償に関する質問書に対する回答を受領 ◆1.29　東京電力から「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内」（工業用水道） ■1.31 「東京電力株式会社福島第1、第2原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第3次追補」の公表
25.2	○●2.1　東京電力に対する損害賠償請求（第3次）、市町村長、県幹部と東京電力幹部との交渉 ■◆2.4　東京電力等が「総合特別事業計画」を変更（主務大臣認定）、東京電力が消滅時効に関する考え方表明 ○◆2.26　東京電力㈱と、H23 年度流域下水道事業に係る損害の一部について賠償金の支払いに合意
25.3	○3.8　流域下水道の平成 23 年度分汚泥処分費用等の損害賠償金受領 ○3.14　農林水産部長による東京電力への要請「原木しいたけ生産に係る損害賠償の完全実施について」 ○3.22　消費者庁のヒアリング（消費者理解増進施策のための意見聴取）
25 年度 25.4	○4.1　損害賠償等に関する相談窓口を商工企画室に設置 ○4.12　原子力発電所事故による農林漁業及び加工・流通業における風評被害に係る損害賠償等の説明会開催（盛岡市内）
25.5	○5.9　文部科学省、経済産業省への要望（上野副知事、十分な賠償の実現と原子力損害賠償に係る消滅時効の特例について） ◆5.21　東京電力が、自治体損害に係る賠償について見直し案を提示 ○5.22　文部科学省、経済産業省への要望（総務部長、十分な賠償の実現と原子力損害賠償に係る消滅時効の特例について） ○5.28～9.13　中間指針第 3 次追補に係る損害賠償説明会・相談会実施【5.28～9.13 の間、23 回実施】 ■5.29　時効中断の特例に関する法律成立
25.6	■6.5　時効中断の特例に関する法律公布、施行 ○6.19　農林水産部長による東京電力への申入れ「賠償対象期間を一方的に制限していること等についての対応改善」 ○●6.21　東京電力に対する損害賠償請求（第4次）、東京電力に対し公開質問、市町村長と東京電力幹部との交渉 ■◆6.25　東京電力等が「総合特別事業計画」を変更、東京電力が消滅時効に関する具体的な対応を表明 ○6.26　関係省庁への要望（知事、十分な賠償の実現と原子力損害賠償に係る消滅時効の特例について）
25.7	◆7.10　東京電力から県に 6.21 に実施した公開質問に関する回答書提出 ○7.10　東京電力に対し損害賠償に関する質疑書を提出 ◆7.11　東京電力が、平成 24 年度分自治体損害に係る賠償案を提示 ○7.24　知事、市長会副会長（一関市長）、町村会監事（平泉町長）が東京電力本社に出向き、廣瀬社長に対し損害賠償の完全実施等を要請 ■7.31　東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について（経済産業省通知）
25.8	◆8.2　東京電力から県に質疑書に対する回答が提出
25.9 ～11	○11.6　東京電力に工業用水道に係る損害賠償請求書（H24.4～H25.3）を総務部総務室を通じて提出 ○11.11～　岩手弁護士会と合同で無料相談会開催 ○11.13　総務部長が、文部科学省、経済産業省に対し、十分な賠償の実現と原子力損害賠償に係る消滅時効の特例について要望 ○◆11.15　東京電力と、H24 年度牧草地再生対策事業に係る損害について賠償金の支払いに合意 ○11.18　記者会見等で、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）への和解仲介を申立てることを発表
25.12	○12.9　12 月議会において、原発ADRへの和解仲介申立てに係る議案が可決 ■12.11 「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」（原賠時効特例法）が公布・施行
26.1	○1.23　原発ADRへ和解仲介を申立て（県、23 市町村、1広域連合等）
26.2 ～3	○2.5　東京電力に対し、第五次損害賠償請求を実施、市町村長と東京電力幹部との交渉 ○2.27　流域下水道の平成 24 年度分の汚泥処分費用等について、東京電力に対し損害賠償請求

３ 県内55地点の測定結果
(1) サーベイメーターによる地表付近の放射線量率の測定結果（平成26年3月）

市町村	地区	種別	測定場所	所在地	測定日	測定結果［μSv/h］（地上からの高さ） 1m	50cm	5cm	備考	測定実施機関
盛岡市		①	盛岡市役所	盛岡市内丸12-1	3月3日	0.04	0.04	0.04		盛岡広域振興局（保健福祉環境部）
		②	渋民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1-1	3月3日	0.03	0.03	0.03		
花巻市		①	花巻地区合同庁舎	花巻市花城町1-41	3月3日	0.04	0.04	0.05		県南広域振興局（花巻保健福祉環境センター）
		②	大堰川プロムナード	花巻市吹張町	3月4日	0.06	0.06	0.06		
北上市		①	北上地区合同庁舎	北上市芳町2-8	3月4日	0.04	0.05	0.05		
奥州市	水沢区	①	奥州市役所本庁舎	奥州市水沢区大手町1-1	3月6日	0.07	0.07	0.08		県南広域振興局（保健福祉環境部）
		②	慶徳公園	奥州市水沢区佐倉河字慶徳29-2	3月6日	0.13	0.14	0.15		
	江刺区	①	江刺総合支所	奥州市江刺区大通り1-8	3月6日	0.04	0.05	0.06		
		②	中央運動公園	奥州市江刺区岩谷堂字松長根2	3月6日	0.09	0.09	0.10		
	胆沢区	①	胆沢総合支所	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地270	3月10日	0.07	0.07	0.07		
		②	紫陽花ロード展望台	奥州市胆沢区小山字台279-1	3月10日	0.08	0.08	0.08	積雪あり	
	前沢区	①	前沢総合支所	奥州市前沢区字七日町裏71	3月10日	0.09	0.10	0.10		
		②	南前沢グリーンパーク	奥州市前沢区字高畑215	3月10日	*0.15	*0.14	*0.13	草地、除染後（H25.11～）	
					3月10日	*0.13	*0.14	*0.15	グラウンド、除染後	
	衣川区	①	衣川総合支所	奥州市衣川区古戸420	3月10日	0.08	0.10	0.10		
		②	木のかおり公園	奥州市衣川区古戸48-3	3月10日	0.11	0.12	0.13	積雪あり	
金ケ崎町		①	金ケ崎町役場	金ケ崎町西根南町22-1	3月6日	0.05	0.06	0.06		
		②	荒巻公園	金ケ崎町西根北荒巻100-2	3月6日	0.05	0.05	0.05	積雪あり	
一関市	旧一関市	①	一関市役所	一関市竹山町7-2	3月10日	0.07	0.09	0.10		県南広域振興局（一関保健福祉環境センター）
		②	一関運動公園	一関市萩荘字箱清水4-2	3月10日	*0.05	*0.06	*0.05	積雪あり 除染後（H25.6～）	
	花泉町	①	花泉支所	一関市花泉町涌津字一ノ町29	3月11日	0.07	0.08	0.09		
		②	金流川河川公園	一関市花泉町花泉字袋地内	3月11日	0.16	0.17	0.17		
	東山町	①	東山支所	一関市東山町長坂字西本町105-1	3月10日	0.09	0.09	0.10		
		②	唐梅館総合公園	一関市東山町長坂字西本町212番1地先	3月10日	0.14	0.13	0.14	積雪あり	
	千厩町	①	千厩支所	一関市千厩町北方174	3月11日	0.09	0.10	0.10		
		②	黄金山キャンプ場	一関市千厩町小梨字新地地内	3月11日	0.07	0.07	0.07	積雪あり	
	大東町	①	大東支所	一関市大東町大原字川内40	3月10日	0.09	0.09	0.10		
		②	伊勢館公園	一関市大東町鳥海字清水12番外	3月10日	0.14	0.15	0.16		
	川崎町	①	川崎支所	一関市川崎町薄衣字諏訪前137	3月11日	0.08	0.09	0.10		
		②	川崎農山村広場	一関市川崎町薄衣字町裏地内	3月11日	0.14	0.16	0.16		
	室根町	①	室根支所	一関市室根町折壁字八幡沖345	3月11日	0.12	0.14	0.16		
		②	室根きらめきパーク	一関市室根町折壁字向山85	3月11日	*0.06	*0.06	*0.06	除染後（H25.6～）	
	藤沢町	①	藤沢支所	一関市藤沢町藤沢字町裏105	3月11日	0.09	0.09	0.10		
		②	ニコニコパーク	一関市藤沢町徳田字大望沢37	3月11日	0.11	0.10	0.10		
平泉町		①	平泉町役場	平泉町平泉字志羅山45-2	3月10日	0.10	0.11	0.12		
		②	志羅山児童館	平泉町平泉字志羅山61	3月10日	*0.06	*0.05	*0.06	除染後（H24.8～）	
釜石市		①	釜石市役所	釜石市只越町三丁目9-13	3月6日	0.07	0.06	0.08		沿岸広域振興局（保健福祉環境部）
		②	定内とんがり公園	釜石市定内町一丁目4	3月6日	0.07	0.08	0.08		
大槌町		①	大槌町役場	大槌町上町1-3	3月6日	0.07	0.07	0.07		
		②	ふれあい運動公園	大槌町小鎚第22地割地内	3月6日	0.07	0.07	0.08		
大船渡市		①	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6-1	3月5日	0.06	0.06	0.06		沿岸広域振興局（大船渡保健福祉環境センター）
		①	大船渡市役所	大船渡市盛町字宇津野沢15	3月5日	0.07	0.07	0.06		
		②	三陸総合運動公園	大船渡市三陸町綾里字黒土田56	3月5日	0.08	0.07	0.06		
陸前高田市		①	陸前高田市役所	陸前高田市高田町字鳴石42-5	3月5日	0.05	0.04	0.04		
		②	鳴石北公園	陸前高田市高田町字鳴石地内	3月5日	0.10	0.10	0.10		
住田町		①	住田町役場	住田町世田米字川向96-1	3月5日	0.06	0.06	0.06		
		②	住田町運動公園	住田町世田米字川向80-1	3月5日	0.09	0.09	0.10		
宮古市		①	宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1-20	3月6日	0.09	0.10	0.10		沿岸広域振興局（宮古保健福祉環境センター）
		②	宮古児童相談所	宮古市和見町9-29	3月6日	0.05	0.06	0.07		
久慈市		①	久慈市役所	久慈市川崎町1-1	3月7日	0.03	0.04	0.04		県北広域振興局（保健福祉環境部）
		②	小鳩公園	久慈市中町1地割地内	3月7日	0.03	0.03	0.04		
洋野町		①	洋野町役場	洋野町種市23-27	3月7日	0.04	0.04	0.04		
野田村		①	野田村役場	野田村野田第20地割14	3月7日	0.05	0.05	0.06		
普代村		①	普代村役場	普代村第9地割銅屋13-2	3月7日	0.06	0.06	0.06		
二戸市		①	二戸市役所金田一出張所	二戸市金田一馬場80	3月5日	0.07	0.07	0.08		県北広域振興局（二戸保健福祉環境センター）
		②	浄法寺グランド（旧浄法寺小学校）	二戸市浄法寺町上外野118-2	3月5日	0.02	0.02	0.03		

注1 測定結果の欄について、μSv/hは「マイクロシーベルト毎時」を表す
注2 種別の欄について、①は「庁舎等」、②は「公園等」を表す
注3 測定結果の「*」は、除染後の地表付近を測定した結果である。

3 県内55地点の測定結果
汚染状況重点調査地域における
地表付近の放射線量率測定結果の推移
（単位：μSv/h）

（黄色）⇒同一地点／測定高の最高値
（水色）⇒　〃　最低値
赤字 ⇒0.23μSv/h以上
（太枠）⇒積雪あり
＊ ⇒除染後

市町	地区	測定場所（住 所）	測定高	平成23年度									平成24年度											
				6月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
奥州市	水沢区	奥州市役所（大手町1-1）	100cm	0.15	0.15	0.14	0.15	0.13	0.13	0.13	0.08	0.11	0.13	0.12	0.12	0.12	0.10	0.09	0.09	0.10	0.10	0.09	0.08	0.09
			50cm	0.18	0.17	0.16	0.17	0.15	0.15	0.14	0.10	0.13	0.14	0.13	0.13	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.09	0.09
			5cm					0.19	0.19	0.18	0.10	0.14	0.15	0.14	0.16	0.14	0.13	0.12	0.11	0.12	0.13	0.10	0.09	0.11
		慶徳公園（佐倉河字慶徳29-2）	100cm	0.26	0.25	0.25	0.25	0.23	0.24	0.20	0.11	0.11	0.21	0.21	0.22	0.19	0.20	0.19	0.19	0.18	0.14	0.15	0.11	0.11
			50cm	0.28	0.27	0.27	0.27	0.26	0.26	0.20	0.12	0.12	0.25	0.23	0.24	0.20	0.21	0.21	0.21	0.20	0.16	0.16	0.11	0.11
			5cm	0.30				0.30	0.28	0.22	0.13	0.12	0.25	0.25	0.24	0.21	0.24	0.22	0.22	0.22	0.15	0.15	0.11	0.11
	江刺区	江刺総合支所（大通り1-8）	100cm	0.14	0.12	0.12	0.13	0.12	0.13	0.10	0.09	0.09	0.09	0.10	0.08	0.09	0.07	0.07	0.08	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06
			50cm	0.16	0.13	0.13	0.14	0.13	0.13	0.11	0.09	0.10	0.11	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07
			5cm					0.15	0.16	0.12	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.09	0.08	0.09	0.09	0.06	0.08	0.08	0.08
		中央運動公園（岩谷堂字松長根2）	100cm	0.12	0.12	0.14	0.14	0.13	0.14	0.11	0.06	0.07	0.12	0.12	0.12	0.10	0.12	0.11	0.11	0.10	0.08	0.07	0.06	0.06
			50cm	0.13	0.13	0.14	0.15	0.14	0.16	0.11	0.06	0.06	0.14	0.13	0.13	0.10	0.13	0.12	0.13	0.11	0.09	0.08	0.06	0.06
			5cm	0.14				0.16	0.16	0.12	0.06	0.06	0.15	0.15	0.15	0.12	0.14	0.13	0.15	0.13	0.10	0.09	0.06	0.07
	胆沢区	胆沢総合支所（南都田字加賀谷地270）	100cm	0.15	0.14	0.13	0.11	0.13	0.13	0.12	0.09	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.08
			50cm	0.17	0.14	0.13	0.12	0.13	0.15	0.13	0.11	0.12	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.08	0.09	0.08	0.09
			5cm					0.16	0.17	0.17	0.13	0.14	0.14	0.12	0.11	0.14	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09
		紫陽花ロード展望台（小山字台279-1）	100cm	0.17	0.17	0.18	0.18	0.17	0.17	0.14	0.09	0.09	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.11	0.10	0.07	0.11
			50cm	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.14	0.10	0.10	0.16	0.15	0.15	0.16	0.16	0.16	0.14	0.16	0.11	0.10	0.08	0.13
			5cm	0.20				0.18	0.19	0.15	0.11	0.10	0.17	0.16	0.15	0.18	0.18	0.17	0.15	0.16	0.12	0.10	0.08	0.13
	前沢区	前沢総合支所（字七日町裏71）	100cm	0.27	0.24	0.21	0.21	0.21	0.20	0.19	0.14	0.16	0.16	0.17	0.16	0.15	0.12	0.14	0.13	0.14	0.11	0.12	0.10	0.12
			50cm	0.31	0.26	0.23	0.24	0.22	0.23	0.21	0.17	0.18	0.18	0.19	0.18	0.15	0.13	0.15	0.14	0.14	0.12	0.13	0.12	0.13
			5cm					0.30	0.31	0.29	0.22	0.25	0.22	0.21	0.21	0.18	0.16	0.17	0.16	0.17	0.15	0.15	0.13	0.15
		南前沢グリーンパーク（字高畑215） 草地（除染後）	100cm	0.39	0.40	0.40	0.39	0.37	0.38	0.37	0.20	0.17	0.34	0.34	0.32	0.30	0.29	0.27	0.27	0.26	0.24	0.21	0.17	0.24
			50cm	0.43	0.42	0.40	0.40	0.38	0.39	0.37	0.20	0.18	0.38	0.35	0.34	0.32	0.31	0.29	0.28	0.27	0.25	0.21	0.17	0.25
			5cm	0.40				0.36	0.39	0.38	0.19	0.18	0.43	0.32	0.32	0.34	0.27	0.25	0.29	0.25	0.26	0.19	0.17	0.26
		グラウンド（除染後）	100cm																					
			50cm																					
			5cm																					
	衣川区	衣川総合支所（古戸420）	100cm	0.28	0.23	0.22	0.20	0.20	0.22	0.20	0.17	0.17	0.18	0.17	0.16	0.15	0.15	0.11	0.11	0.12	0.10	0.10	0.10	0.10
			50cm	0.31	0.26	0.24	0.21	0.22	0.24	0.21	0.21	0.19	0.19	0.20	0.18	0.16	0.17	0.12	0.13	0.13	0.11	0.10	0.11	0.11
			5cm					0.28	0.30	0.27	0.25	0.24	0.24	0.23	0.21	0.17	0.18	0.14	0.16	0.15	0.14	0.12	0.13	0.12
		木のかおり公園（古戸48-3）	100cm	0.26	0.27	0.26	0.25	0.25	0.23	0.22	0.13	0.15	0.23	0.21	0.20	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.15	0.14	0.12	0.16
			50cm	0.29	0.29	0.26	0.27	0.25	0.25	0.22	0.13	0.15	0.25	0.23	0.22	0.20	0.20	0.20	0.19	0.18	0.16	0.15	0.13	0.17
			5cm	0.25				0.21	0.34	0.20	0.13	0.16	0.28	0.20	0.23	0.25	0.21	0.20	0.22	0.19	0.17	0.17	0.12	0.14
一関市	旧一関市	一関市役所（竹山町7-2）	100cm	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16	0.13	0.15	0.13	0.13	0.12	0.11	0.12	0.10	0.11	0.10	0.11	0.09	0.10	0.10
			50cm	0.21	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	0.17	0.14	0.16	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.12	0.09	0.12	0.11
			5cm					0.25	0.24	0.21	0.14	0.18	0.19	0.18	0.16	0.16	0.15	0.14	0.15	0.14	0.13	0.10	0.13	0.12
		一関運動公園（萩荘字箱清水4-2）	100cm	0.40	0.34	0.32	0.33	0.30	0.31	0.21	0.13	0.11	0.28	0.27	0.25	0.24	0.21	0.21	0.20	0.21	0.18	0.13	0.11	0.19
			50cm	0.43	0.35	0.34	0.34	0.31	0.30	0.20	0.12	0.11	0.29	0.28	0.25	0.26	0.22	0.22	0.22	0.21	0.18	0.13	0.11	0.19
			5cm	0.47				0.33	0.30	0.20	0.15	0.11	0.31	0.31	0.26	0.28	0.22	0.22	0.22	0.24	0.18	0.13	0.11	0.18
	花泉町	花泉支所（涌津字一ノ町29）	100cm	0.24	0.19	0.20	0.18	0.17	0.19	0.15	0.12	0.11	0.13	0.13	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.08	0.10	0.09
			50cm	0.26	0.21	0.22	0.22	0.19	0.20	0.19	0.13	0.11	0.15	0.14	0.13	0.12	0.13	0.11	0.12	0.12	0.11	0.09	0.11	0.10
			5cm					0.26	0.28	0.26	0.15	0.11	0.21	0.19	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.09	0.13	0.12
		金流川河川公園（花泉字袋地内）	100cm		0.34	0.33	0.33	0.30	0.29	0.30	0.18	0.13	0.27	0.27	0.26	0.24	0.24	0.25	0.24	0.23	0.22	0.17	0.15	0.22
			50cm		0.36	0.35	0.34	0.30	0.29	0.30	0.18	0.14	0.28	0.29	0.27	0.24	0.25	0.27	0.26	0.24	0.23	0.18	0.14	0.22
			5cm					0.33	0.32	0.32	0.20	0.15	0.33	0.32	0.29	0.28	0.29	0.29	0.30	0.26	0.24	0.20	0.14	0.24
	東山町	東山支所（長坂字西本町105-1）	100cm	0.24	0.25	0.24	0.16	0.18	0.15	0.14	0.10	0.14	0.21	0.17	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.12	0.08	0.12	0.12
			50cm	0.27	0.30	0.27	0.17	0.19	0.17	0.15	0.10	0.14	0.23	0.18	0.13	0.12	0.12	0.13	0.11	0.12	0.14	0.09	0.13	0.13
			5cm					0.24	0.19	0.18	0.10	0.16	0.25	0.18	0.14	0.13	0.12	0.13	0.12	0.12	0.17	0.09	0.16	0.15
		唐梅館総合公園（長坂字西本町212番1地先）	100cm		0.29	0.27	0.27	0.26	0.24	0.24	0.16	0.17	0.22	0.21	0.21	0.20	0.19	0.19	0.19	0.19	0.17	0.15	0.15	0.17
			50cm		0.31	0.29	0.29	0.27	0.25	0.24	0.16	0.17	0.23	0.23	0.23	0.20	0.21	0.20	0.20	0.19	0.17	0.15	0.15	0.18
			5cm					0.29	0.28	0.27	0.19	0.20	0.25	0.25	0.24	0.23	0.25	0.22	0.25	0.20	0.17	0.18	0.14	0.20
	千厩町	千厩支所（北方174）	100cm	0.24	0.20	0.21	0.20	0.18	0.19	0.17	0.16	0.15	0.15	0.16	0.14	0.13	0.12	0.13	0.13	0.13	0.12	0.11	0.11	0.11
			50cm	0.25	0.23	0.23	0.22	0.19	0.19	0.19	0.17	0.16	0.17	0.16	0.13	0.14	0.13	0.13	0.14	0.13	0.13	0.11	0.11	0.12
			5cm					0.24	0.23	0.23	0.21	0.20	0.20	0.17	0.17	0.15	0.15	0.14	0.16	0.15	0.14	0.13	0.13	0.13
		黄金山キャンプ場（小梨字新地地内）	100cm		0.18	0.18	0.17	0.15	0.15	0.11	0.09	0.08	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.11
			50cm		0.18	0.20	0.18	0.15	0.16	0.13	0.08	0.08	0.15	0.14	0.12	0.12	0.13	0.14	0.13	0.13	0.11	0.08	0.07	0.12
			5cm					0.20	0.19	0.14	0.08	0.08	0.19	0.17	0.17	0.16	0.16	0.17	0.14	0.16	0.12	0.07	0.07	0.14
	大東町	大東支所（大原字川内40）	100cm	0.19	0.19	0.17	0.17	0.17	0.17	0.14	0.12	0.14	0.14	0.14	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.10	0.10	0.10	0.10
			50cm	0.21	0.21	0.19	0.20	0.18	0.17	0.17	0.13	0.15	0.16	0.16	0.13	0.12	0.13	0.12	0.13	0.12	0.11	0.10	0.10	0.11
			5cm					0.22	0.20	0.20	0.15	0.19	0.17	0.17	0.14	0.20	0.14	0.13	0.14	0.14	0.12	0.10	0.12	0.12
		伊勢館公園（鳥海字清水12番外）	100cm		0.22	0.22	0.22	0.21	0.20	0.17	0.13	0.11	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16	0.15	0.10	0.10	0.16
			50cm		0.24	0.23	0.24	0.22	0.21	0.18	0.13	0.11	0.20	0.19	0.19	0.18	0.17	0.18	0.18	0.17	0.17	0.11	0.10	0.17
			5cm					0.24	0.22	0.18	0.16	0.11	0.22	0.23	0.21	0.20	0.20	0.21	0.18	0.20	0.18	0.12	0.10	0.19
	川崎町	川崎支所（薄衣字諏訪前137）	100cm	0.25	0.24	0.23	0.21	0.20	0.19	0.20	0.17	0.15	0.16	0.15	0.14	0.14	0.13	0.12	0.13	0.13	0.13	0.10	0.12	0.11
			50cm	0.28	0.26	0.26	0.24	0.21	0.21	0.21	0.17	0.14	0.17	0.17	0.15	0.14	0.15	0.13	0.14	0.14	0.13	0.10	0.12	0.12
			5cm					0.26	0.26	0.25	0.22	0.17	0.20	0.20	0.18	0.17	0.16	0.15	0.16	0.16	0.15	0.09	0.13	0.14
		川崎農山村広場（薄衣字町裏地内）	100cm		0.28	0.29	0.30	0.26	0.26	0.25	0.18	0.19	0.25	0.23	0.23	0.22	0.22	0.22	0.21	0.20	0.20	0.15	0.17	0.19
			50cm		0.31	0.31	0.32	0.28	0.27	0.28	0.18	0.19	0.26	0.26	0.26	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.20	0.16	0.18	0.20
			5cm					0.31	0.30	0.30	0.20	0.22	0.29	0.28	0.27	0.26	0.27	0.25	0.24	0.24	0.21	0.16	0.18	0.22
	室根町	室根支所（折壁字向山85）	100cm	0.34	0.30	0.29	0.27	0.26	0.25	0.23	0.18	0.17	0.19	0.17	0.18	0.17	0.17	0.18	0.18	0.17	0.17	0.14	0.13	0.15
			50cm	0.35	0.33	0.31	0.31	0.28	0.28	0.25	0.17	0.19	0.19	0.20	0.18	0.21	0.19	0.19	0.20	0.19	0.19	0.16	0.14	0.17
			5cm					0.32	0.31	0.26	0.19	0.24	0.21	0.22	0.19	0.21	0.21	0.20	0.22	0.21	0.23	0.17	0.17	0.19
		室根きらめきパーク（折壁字向山85）	100cm		0.39	0.38	0.37	0.34	0.33	0.29	0.18	0.15	0.33	0.33	0.30	0.29	0.28	0.29	0.29	0.28	0.26	0.23	0.17	0.27
			50cm		0.39	0.39	0.37	0.34	0.34	0.29	0.18	0.15	0.35	0.34	0.31	0.29	0.27	0.30	0.29	0.28	0.27	0.24	0.17	0.26
			5cm					0.34	0.37	0.29	0.21	0.16	0.33	0.37	0.33	0.33	0.28	0.28	0.30	0.30	0.32	0.25	0.17	0.22
	藤沢町	藤沢支所（藤沢字町裏105）	100cm	0.22	0.19	0.20	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	0.18	0.15	0.17	0.13	0.12	0.13	0.13	0.12	0.12	0.11	0.10	0.11	0.12
			50cm	0.23	0.23	0.23	0.21	0.20	0.20	0.19	0.18	0.19	0.16	0.17	0.14	0.13	0.13	0.14	0.14	0.13	0.13	0.10	0.13	0.12
			5cm					0.24	0.25	0.24	0.19	0.23	0.18	0.20	0.17	0.16	0.15	0.16	0.15	0.14	0.16	0.10	0.14	0.13
		ニコニコパーク（徳田字大望沢37）	100cm	0.25	0.24	0.22	0.23	0.23	0.24	0.22	0.14	0.11	0.22	0.21	0.21	0.20	0.19	0.17	0.17	0.17	0.14	0.11	0.10	0.15
			50cm	0.24	0.24	0.22	0.23	0.24	0.25	0.23	0.14	0.11	0.23	0.22	0.23	0.20	0.20	0.17	0.18	0.17	0.13	0.09	0.09	0.13
			5cm	0.18				0.27	0.26	0.27	0.15	0.12	0.25	0.23	0.27	0.20	0.26	0.14	0.15	0.14	0.11	0.09	0.09	0.11
平泉町		平泉町役場（平泉字志羅山45-2）	100cm	0.24	0.21	0.20	0.21	0.21	0.20	0.19	0.13	0.17	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13	0.14	0.14	0.12	0.10	0.13	0.11
			50cm	0.28	0.24	0.23	0.22	0.25	0.22	0.21	0.15	0.19	0.17	0.16	0.17	0.16	0.16	0.14	0.15	0.15	0.14	0.10	0.14	0.13
			5cm					0.29	0.28	0.27	0.16	0.25	0.21	0.20	0.20	0.20	0.19	0.16	0.19	0.19	0.17	0.11	0.15	0.15
		志羅山児童館（平泉字志羅山61）	100cm	0.23	0.24	0.22	0.23	0.22	0.22	0.19	0.16	0.16	0.20	0.18	0.18	0.18	*0.08	*0.06	*0.07	*0.06	*0.07	*0.06	*0.05	*0.06
			50cm	0.22	0.24	0.23	0.23	0.23	0.24	0.19	0.17	0.17	0.19	0.18	0.18	0.18	*0.08	*0.06	*0.07	*0.06	*0.06	*0.05	*0.05	*0.06
			5cm	0.15				0.25	0.23	0.23	0.20	0.21	0.18	0.15	0.14	0.12	*0.08	*0.06	*0.07	*0.06	*0.06	*0.05	*0.05	*0.06
測定高ごとの調査点数			100cm	22	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
			50cm	22	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
			5cm	8				28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	うち、0.23μSv/h以上の点数		100cm	14	15	11	11	10	10	6	0	0	6	5	5	4	3	3	3	3	2	1	0	2
			50cm	14	19	18	14	12	13	7	0	0	10	8	8	5	4	4	3	3	3	1	0	2
			5cm	4				20	19	15	1	5	11	10	9	7	7	4	5	5	4	1	0	2
汚染状況重点調査地域における測定箇所数				22	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	うち、0.23μSv/h以上の箇所数			14	19	18	14	20	19	15	1	5	11	10	9	7	7	4	5	5	4	1	0	2
	0.23μSv/h以上の箇所の割合（%）			63.6	67.9	64.3	50.0	71.4	67.9	53.6	3.6	17.9	39.3	35.7	32.1	25.0	25.0	14.3	17.9	17.9	14.3	3.6	0.0	7.1

注 国の除染基準は、地表50cmから100cmの高さで
測定した値で評価している

３ 県内55地点の測定結果
汚染状況重点調査地域における
地表付近の放射線量率測定結果の推移
（単位：μSv/h）

市町	地区	測定場所（住 所）	測定高	平成25年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H23.6比
奥州市	水沢区	奥州市役所（大手町1-1）	100cm	0.09	0.09	0.08	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	47%
			50cm	0.09	0.10	0.10	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	39%
			5cm	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	
		慶徳公園（佐倉河字慶徳29-2）	100cm	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.14	0.15	0.11	0.10	0.13	50%
			50cm	0.18	0.19	0.18	0.17	0.16	0.17	0.17	0.15	0.16	0.11	0.10	0.14	50%
			5cm	0.19	0.21	0.19	0.17	0.17	0.18	0.17	0.16	0.18	0.12	0.10	0.15	
	江刺区	江刺総合支所（大通り1-8）	100cm	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.04	29%
			50cm	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.05	31%
			5cm	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.05	0.06	
		中央運動公園（岩谷堂字松長根2）	100cm	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.07	0.04	0.09	75%
			50cm	0.12	0.09	0.11	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.05	0.09	69%
			5cm	0.13	0.11	0.12	0.11	0.10	0.13	0.12	0.10	0.10	0.08	0.05	0.10	
	胆沢区	胆沢総合支所（南都田字加賀谷地270）	100cm	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	47%
			50cm	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	41%
			5cm	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	
		紫陽花ロード展望台（小山字台279-1）	100cm	0.12	0.12	0.12	0.13	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.07	0.07	0.08	47%
			50cm	0.14	0.13	0.13	0.14	0.12	0.12	0.12	0.11	0.12	0.08	0.07	0.08	44%
			5cm	0.14	0.14	0.14	0.15	0.13	0.14	0.13	0.12	0.13	0.08	0.07	0.08	
	前沢区	前沢総合支所（字七日町裏71）	100cm	0.12	0.10	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.08	0.09	0.09	33%
			50cm	0.12	0.12	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.10	0.10	32%
			5cm	0.14	0.14	0.12	0.11	0.11	0.10	0.11	0.11	0.11	0.07	0.09	0.10	
		南前沢グリーンパーク（字高畑215） 草地（除染後）	100cm	0.24	0.24	0.22	0.20	0.22	0.21	0.20	*0.18	*0.18	*0.15	*0.15	*0.15	*38%
			50cm	0.25	0.25	0.22	0.21	0.21	0.21	0.20	*0.17	*0.17	*0.14	*0.14	*0.14	*33%
			5cm	0.25	0.27	0.20	0.19	0.23	0.22	0.21	*0.15	*0.14	*0.13	*0.12	*0.13	
		南前沢グリーンパーク グラウンド（除染後）	100cm			*0.18	*0.17	*0.16	*0.13	*0.14	*0.15	*0.14	*0.11	*0.13	*0.13	
			50cm			*0.18	*0.15	*0.17	*0.12	*0.15	*0.15	*0.15	*0.13	*0.13	*0.14	
			5cm			*0.19	*0.16	*0.17	*0.12	*0.14	*0.17	*0.16	*0.13	*0.14	*0.15	
	衣川区	衣川総合支所（古戸420）	100cm	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.07	0.08	29%
			50cm	0.13	0.12	0.11	0.10	0.10	0.08	0.10	0.08	0.08	0.09	0.08	0.10	32%
			5cm	0.15	0.13	0.12	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	
		木のかおり公園（古戸48-3）	100cm	0.15	0.15	0.15	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13	0.13	0.10	0.09	0.11	42%
			50cm	0.17	0.16	0.16	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.11	0.09	0.12	41%
			5cm	0.13	0.13	0.16	0.12	0.11	0.11	0.12	0.13	0.12	0.08	0.07	0.13	
一関市	旧一関市	一関市役所（竹山町7-2）	100cm	0.09	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.09	0.08	0.07	0.07	41%
			50cm	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.08	0.07	0.09	43%
			5cm	0.13	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11	0.11	0.09	0.07	0.10	
		一関運動公園（萩荘字箱清水4-2）	100cm	0.18	0.17	*0.05	*0.06	*0.06	*0.05	*0.06	*0.05	*0.06	*0.05	*0.04	*0.05	*13%
			50cm	0.18	0.18	*0.06	*0.05	*0.07	*0.05	*0.06	*0.05	*0.06	*0.05	*0.04	*0.06	*14%
			5cm	0.17	0.17	*0.05	*0.05	*0.07	*0.05	*0.05	*0.05	*0.06	*0.05	*0.04	*0.05	
	花泉町	花泉支所（涌津字一ノ町29）	100cm	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.06	0.07	29%
			50cm	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	31%
			5cm	0.11	0.11	0.12	0.13	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.08	0.09	
		金流川河川公園（花泉字袋地内）	100cm	0.21	0.21	0.20	0.18	0.18	0.19	0.19	0.18	0.17	0.16	0.12	0.16	
			50cm	0.22	0.21	0.21	0.20	0.19	0.18	0.19	0.19	0.18	0.17	0.12	0.17	
			5cm	0.25	0.23	0.22	0.21	0.22	0.19	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.17	
	東山町	東山支所（長坂字西本町105-1）	100cm	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.10	0.10	0.10	0.06	0.09	38%
			50cm	0.13	0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.09	0.10	0.12	0.11	0.06	0.09	33%
			5cm	0.14	0.11	0.10	0.10	0.12	0.11	0.09	0.10	0.14	0.13	0.05	0.10	
		唐梅館総合公園（長坂字西本町212番1地先）	100cm	0.17	0.16	0.17	0.14	0.16	0.15	0.15	0.14	0.15	0.12	0.10	0.14	
			50cm	0.18	0.18	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15	0.16	0.15	0.12	0.10	0.13	
			5cm	0.19	0.19	0.19	0.15	0.16	0.16	0.16	0.16	0.15	0.13	0.13	0.14	
	千厩町	千厩支所（北方174）	100cm	0.10	0.11	0.10	0.12	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08	0.09	38%
			50cm	0.11	0.11	0.10	0.13	0.10	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.08	0.10	40%
			5cm	0.12	0.12	0.11	0.14	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.09	0.10	
		黄金山キャンプ場（小梨字新地地内）	100cm	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.09	0.09	0.09	0.10	0.08	0.06	0.07	
			50cm	0.12	0.11	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.07	0.07	0.07	
			5cm	0.12	0.13	0.14	0.11	0.12	0.12	0.11	0.09	0.12	0.09	0.09	0.07	
	大東町	大東支所（大原字川内40）	100cm	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.07	0.09	47%
			50cm	0.11	0.11	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.08	0.08	0.09	43%
			5cm	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.09	0.08	0.08	0.10	
		伊勢館公園（鳥海字清水12番外）	100cm	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14	0.13	0.14	0.15	0.14	0.11	0.09	0.14	
			50cm	0.16	0.16	0.15	0.14	0.14	0.14	0.15	0.16	0.15	0.11	0.10	0.15	
			5cm	0.17	0.18	0.17	0.17	0.16	0.15	0.16	0.17	0.16	0.12	0.12	0.16	
	川崎町	川崎支所（薄衣字諏訪前137）	100cm	0.11	0.10	0.10	0.12	0.09	0.09	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.08	32%
			50cm	0.12	0.10	0.11	0.13	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.08	0.09	32%
			5cm	0.13	0.13	0.12	0.14	0.11	0.11	0.12	0.10	0.11	0.10	0.09	0.10	
		川崎農山村広場（薄衣字町裏地内）	100cm	0.17	0.18	0.18	0.18	0.17	0.16	0.17	0.16	0.16	0.14	0.10	0.14	
			50cm	0.20	0.19	0.19	0.18	0.17	0.16	0.17	0.17	0.17	0.15	0.10	0.16	
			5cm	0.21	0.21	0.21	0.20	0.18	0.18	0.19	0.18	0.18	0.15	0.13	0.16	
	室根町	室根支所（折壁字向山85）	100cm	0.14	0.15	0.14	0.15	0.13	0.13	0.13	0.13	0.14	0.12	0.10	0.12	35%
			50cm	0.16	0.16	0.16	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.13	0.11	0.14	40%
			5cm	0.18	0.18	0.17	0.21	0.16	0.17	0.17	0.17	0.16	0.18	0.15	0.16	
		室根きらめきパーク（折壁字向山85）	100cm	0.14	0.09	*0.06	*0.09	*0.07	*0.07	*0.06	*0.07	*0.06	*0.07	*0.06	*0.06	
			50cm	0.14	0.10	*0.06	*0.09	*0.07	*0.07	*0.06	*0.07	*0.07	*0.07	*0.06	*0.06	
			5cm	0.16	0.14	*0.07	*0.08	*0.06	*0.07	*0.06	*0.07	*0.07	*0.07	*0.07	*0.06	
	藤沢町	藤沢支所（藤沢字町裏105）	100cm	0.11	0.10	0.10	0.11	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.07	0.09	41%
			50cm	0.11	0.10	0.11	0.11	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	0.09	0.07	0.09	39%
			5cm	0.13	0.12	0.11	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.07	0.10	
		ニコニコパーク（徳田字大望沢37）	100cm	0.14	0.15	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.09	0.08	0.11	44%
			50cm	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.08	0.07	0.10	42%
			5cm	0.12	0.12	0.09	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
平泉町		平泉町役場（平泉字志羅山45-2）	100cm	0.12	0.12	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.10	42%
			50cm	0.14	0.12	0.12	0.11	0.13	0.11	0.11	0.11	0.11	0.09	0.09	0.11	39%
			5cm	0.17	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13	0.12	0.12	0.13	0.09	0.10	0.12	
		志羅山児童館（平泉字志羅山61）	100cm	*0.06	*0.06	*0.05	*0.05	*0.05	*0.05	*0.06	*0.06	*0.06	*0.05	*0.05	*0.06	*26%
			50cm	*0.06	*0.06	*0.06	*0.06	*0.06	*0.05	*0.06	*0.06	*0.05	*0.05	*0.04	*0.05	*23%
			5cm	*0.07	*0.05	*0.05	*0.06	*0.06	*0.05	*0.06	*0.05	*0.05	*0.05	*0.04	*0.06	
測定高ごとの調査点数			100cm	28	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	最大
			50cm	28	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	75%
			5cm	28	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	
	うち、0.23μSv/h以上の点数		100cm	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	最小
			50cm	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13%
			5cm	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
汚染状況重点調査地域における測定箇所数				28	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	平均
	うち、0.23μSv/h以上の箇所数			2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	38%
	0.23μSv/h以上の箇所の割合（%）			7.1	7.1	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注　国の除染基準は、地表50cmから100cmの高さで測定した値で評価している

４　県有施設の放射線量等測定状況

４ 県有施設の放射線量測定状況（測定回数が年4回までの施設）

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	平成23年度 1回目	2回目	3回目	4回目
(1) 不特定多数の者が利用する施設 ア 県庁舎・合同庁舎										
奥州地区合同庁舎	奥州市	総務部	1回/3月	50cm	側溝、植込み、枯葉堆積	測定日	H24.1.12			
						測定値	0.18～0.39			
奥州地区合同庁舎分庁舎	奥州市	総務部	1回/3月	50cm	側溝、砂利敷き	測定日	H24.1.12			
						測定値	0.14～0.18			
奥州地区合同庁舎江刺分庁舎	奥州市	総務部	1回/3月	50cm	アスファルト、軒下、側溝	測定日	H24.1.16			
						測定値	0.08～0.17			
一関地区合同庁舎	一関市	総務部	1回/3月	50cm	アスファルト、軒下、集水枡等	測定日	H23.12.28			
						測定値	0.13～0.36			
一関地区合同庁舎千厩分庁舎	一関市	総務部	1回/3月	50cm	軒下、集水枡	測定日	H23.12.28			
						測定値	0.28～0.48			
県庁舎	盛岡市	総務部	1回/6月	50cm	アスファルト、コンクリート等	測定日	H24.1.12			
						測定値	0.04～0.08			
盛岡地区合同庁舎	盛岡市	総務部	1回/6月	50cm	軒下、コンクリート	測定日	H24.1.12			
						測定値	0.04～0.06			
花巻地区合同庁舎	花巻市	総務部	1回/6月	50cm	側溝、雨樋等下、植込み	測定日	H24.1.13			
						測定値	0.05～0.07			
北上地区合同庁舎	北上市	総務部	1回/6月	50cm	雨樋下、側溝、植込み	測定日	H24.1.13			
						測定値	0.06～0.16			
遠野地区合同庁舎	遠野市	総務部	1回/6月	50cm	雨樋下、植込み、側溝	測定日	H23.12.26			
						測定値	0.08～0.44			
釜石地区合同庁舎	釜石市	総務部	1回/6月	50cm	アスファルト、軒下	測定日	H24.1.11			
						測定値	0.08～0.13			
宮古地区合同庁舎	宮古市	総務部	1回/6月	50cm	雨樋下、集水枡、アスファルト	測定日	H24.1.5			
						測定値	0.08～0.12			
岩泉地区合同庁舎	岩泉町	総務部	1回/6月	50cm	アスファルト、雨樋下、植込み	測定日	H24.1.11			
						測定値	0.02～0.05			
大船渡地区合同庁舎	大船渡市	総務部	1回/6月	50cm	アスファルト、雨樋付近、側溝等	測定日	H24.1.10			
						測定値	0.15～0.24			
大船渡地区合同庁舎分庁舎	大船渡市	総務部	1回/6月	50cm	雨樋下、アスファルト、集水枡等	測定日				
						測定値				
久慈地区合同庁舎	久慈市	総務部	1回/6月	50cm	雨樋下、集水枡、砂利、土等	測定日	H23.12.27			
						測定値	0.07～0.09			
二戸地区合同庁舎	二戸市	総務部	1回/6月	50cm	雨樋下	測定日	H24.1.4			
						測定値	0.05			
知事公館	盛岡市	総務部	1回/6月	50cm	アスファルト、砂利敷き、石橋等	測定日				
						測定値				
イ その他公共施設等										
県公会堂	盛岡市	総務部	1回/6月	1m	軒下、雨樋	測定日	H24.3.12			
						測定値	0.05～0.10			
県立総合防災センター	矢巾町	総務部	1回/6月	1m	軒下	測定日	H24.3.21			
						測定値	0.05～0.08			
県消防学校	矢巾町	総務部	1回/年	1m	軒下、ヘリポート、野球場等	測定日	H24.1.24			
						測定値	0.04～0.08			
防災航空センター	花巻市	総務部	1回/6月	1m	軒下	測定日	H24.3.21			
						測定値	0.06～0.09			
旧盛岡短期大学校舎	盛岡市	総務部	1回/年	1m	軒下、通用門、通路等	測定日	H24.3.12			
						測定値	0.03～0.05			
いわて県民情報交流センター（アイーナ）	盛岡市	政策地域部	1回/6月	50cm（1m）	玄関、屋外広場、テラス等	測定日	H23.12.9	H24.3.30		
						測定値	0.04～0.10	0.04～0.05		
平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町	政策地域部	1回/6月	1m	玄関入口、駐車場入口	測定日	H24.2.17			
						測定値	0.04～0.05			
計量センター庁舎	盛岡市	商工労働観光部	1回/6月	1m	玄関付近、駐車場、検査室等	測定日	H24.2.20			
						測定値	0.04～0.07			
先端科学技術研究センター	盛岡市	商工労働観光部	1回/6月	60～80cm	植込み、芝生、軒下等	測定日				
						測定値				
岩手産業文化センター	滝沢市	商工労働観光部	1回/6月	1m	敷地内路上、ドレン、集水升等	測定日				
						測定値				
産業技術短期大学校	矢巾町	商工労働観光部	1回/6月	1m	正門、駐車場、本館周囲等	測定日	H24.1.13			
						測定値	0.03～0.05			
産業技術短期大学校水沢校	奥州市	商工労働観光部	1回/6月	1m	正門、車庫、中庭等	測定日	H24.1.5	H24.2.6		
						測定値	0.11～0.28	0.07～0.21		
千厩高等技術専門校	一関市	商工労働観光部	1回/6月	1m	寮、第二実習場等	測定日	H23.11.8			
						測定値	0.23			
宮古高等技術専門校	宮古市	商工労働観光部	1回/6月	5cm,50cm 1m	校門、管理等、寄宿舎等	測定日	H23.11.28～11.30			
						測定値	0.07～0.10			
二戸高等技術専門校	二戸市	商工労働観光部	1回/6月	1m	建物周辺の側溝、雨どい等	測定日	H24.2.13			
						測定値	0.03～0.05			
勤労身体障がい者体育館	盛岡市	商工労働観光部	1回/6月	50cm、1m	玄関、駐車場、側溝等	測定日	H23.12.12			
						測定値	0.04～0.07			
県立水産科学館	宮古市	農林水産部	1回/4月	50cm	施設外周部（集水枡等）	測定日				
						測定値				

測定値単位: μSv/h

平成24年度				平成25年度				備考
1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	
H24.4.19	H24.7.5	H24.10.5	H25.1.16	H25.4.18	H25.7.24	H25.10.30	H26.1.17	
0.15～0.19	0.15～0.22	0.14～0.25	測定不可(積雪)	0.12～0.21	0.10～0.21	0.11～0.15	測定不可(積雪)	
H24.4.19	H24.7.5	H24.10.5	H25.1.16	H25.4.18	H25.7.24	H25.10.31	H26.1.17	
0.12～0.19	0.11～0.18	0.10～0.18	測定不可(積雪)	0.10～0.14	0.09～0.14	0.08～0.17	測定不可(積雪)	
H24.4.19	H24.7.4	H24.10.4	H25.1.16	H25.4.17	H25.7.22	H25.10.30	H26.1.17	
0.08～0.15	0.07～0.15	0.07～0.11	0.06	0.06～0.12	0.06～0.11	0.06～0.11	測定不可(積雪)	
H24.5.28	H24.7.18	H24.10.4	H25.1.29	H25.4.11	H25.7.23	H25.10.8	H26.1.15	
0.10～0.26	0.07～0.26	0.08～0.28	0.07～0.19	0.07～0.25	0.06～0.24	0.08～0.22	0.06～0.18	
H24.5.22	H24.7.31	H24.11.5	H25.1.8	H25.5.20	H25.7.30	H25.11.1	H26.2.3	
0.13～0.50	0.14～0.48	0.19～0.39	0.18～0.41	0.07～0.32	0.08～0.33	0.08～0.23	0.08～0.20	
H24.4.17	H24.10.19			H25.4.22	H25.10.28			
0.05～0.09	0.05～0.11			0.04～0.08	0.04～0.09			
H24.4.23	H24.10.9			H25.4.26	H25.10.29			
0.05～0.08	0.04～0.06			0.03～0.06	0.04～0.06			
H24.4.19	H24.10.16			H25.4.22	H25.10.30			
0.05～0.06	0.05～0.06			0.04～0.06	0.04～0.06			
H24.4.26	H24.10.17			H25.4.22	H25.10.30			
0.06～0.11	0.06～0.11			0.06～0.09	0.05～0.08			
H24.4.24	H24.10.18			H25.4.23	H25.10.29			
0.08～0.29	0.07～0.22			0.07～0.20	0.06～0.13			
H24.5.21	H24.10.29			H25.4.9	H25.11.18			
0.06～0.11	0.06～0.12			0.06～0.10	0.05～0.09			
H24.5.2	H24.10.31			H25.4.11	H25.10.28			
0.09～0.10	0.09～0.10			0.07～0.09	0.07～0.09			
H24.5.17	H24.11.5			H25.5.23	H25.10.10			
0.08～0.09	0.06～0.10			0.07～0.09	0.05～0.06			
H24.4.17	H24.10.29			H25.4.22	H25.10.15			
0.12～0.21	0.12～0.19			0.11～0.25	0.11～0.23			
H24.10.29								
0.05～0.06								
H24.4.16	H24.11.2			H25.4.12	H25.10.17			
0.06～0.09	0.08～0.09			0.06～0.08	0.07～0.09			
H24.4.23	H24.10.23			H25.4.25	H25.10.22			
0.04～0.05	0.04～0.05			0.04～0.05	0.04～0.05			
H24.4.17	H24.10.25			H25.4.22	H25.10.28			
0.05～0.08	0.04～0.08			0.04～0.07	0.04～0.08			
H25.3.25				H26.3.27				
0.04～0.10				0.05～0.07				
H24.9.18	H25.3.18			H25.9.3	H26.3.7			
0.04～0.05	0.03～0.04			0.03～0.05	0.02～0.03			
H24.9.18	H25.3.18			H25.9.3	H26.3.7			
0.03～0.05	0.04～0.05			0.02～0.04	0.03～0.05			
H25.3.25				H26.3.27				
0.04～0.06				0.03～0.05				
H24.9.19	H25.3.27			H25.9.17	H26.3.18			測定高については、利用者の実態を考慮し、平成25年度から1mで測定。
0.03～0.05	0.03～0.06			0.03～0.06	0.03～0.06			
H24.4.25	H24.6.20	H25.2.28		H25.9.19	H26.3.19			
0.07	0.06	0.04～0.05		0.05～0.06	0.04～0.05			
H25.1.18				H25.8.28	H26.1.30			
0.04～0.08				0.03～0.05	0.03～0.05			
H25.1.18				H25.8.28	H26.3.6			
0.04～0.05				0.04～0.05	0.04～0.05			
H24.6.1	H25.3.22			H25.7.24	H26.3.14			
0.03～0.14	0.05～0.07			0.04～0.09	0.02～0.04			
H24.11.14				H25.6.26	H25.11.12			
0.03～0.04				0.03～0.04	0.02～0.04			
H24.12.17				H25.8.13	H25.12.19			
0.12～0.27				0.09～0.18	0.11～0.21			
H24.5.16	H24.11.20			H25.5.21	H25.11.22			
0.166	0.161			0.145	0.066～0.242			
H24.9.12～9.14				H25.6.12	H25.10.30～10.31			
0.06～0.09				0.08～0.12	0.064～0.0807			
H24.10.17				H25.6.5	H25.12.16			
0.04～0.06				0.02～0.05	0.032～0.065			
H24.8.8				H25.4.17	H25.6.26	H25.10.18	H25.12.11	
0.04～0.06				0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.06	
H24.6.22	H24.9.26	H25.2.28		H25.6.20				
0.05～0.09	0.051～0.062	0.053～0.061		0.053～0.067				

４ 県有施設の放射線量測定状況（測定回数が年4回までの施設）

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	平成23年度 1回目	2回目	3回目	4回目
岩手県立緑化センター	奥州市	農林水産部	1回/年	5cm、50cm 1m	管理施設周辺、路肩、園地	測定日	H24.3.13			
						測定値	0.058～0.59			
岩手県県民の森	八幡平市	農林水産部	1回/年	5cm、50cm 1m	駐車場、トイレ周辺	測定日	H23.12.9			
						測定値	0.02～0.04			
岩手県滝沢森林公園	滝沢市	農林水産部	1回/年	5cm、50cm 1m	駐車場、トイレ周辺	測定日	H23.12.9			
						測定値	0.05～0.07			
岩手県千貫石森林公園	金ケ崎町	農林水産部	1回/年	5cm、50cm 1m	施設周辺、芝生広場	測定日	H23.12.19			
						測定値	0.02～0.04			
岩手県大窪山森林公園	大船渡市	農林水産部	1回/年	5cm、50cm 1m	施設周辺	測定日	H23.12.6			
						測定値	0.05～0.12			
岩手県折爪岳森林公園	二戸市	農林水産部	1回/年	5cm、50cm 1m	施設周辺、展望台	測定日	H23.12.21			
						測定値	0.09～0.17			
農業ふれあい公園	北上市	農林水産部	1回/3月	5cm、50cm 1m	敷地内通路上	測定日	H24.3.28			
						測定値	0.04～0.07			
県立花きセンター	金ケ崎町	農林水産部	1回/6月	50cm	敷地内通路上側溝	測定日				
						測定値				
都南浄化センター	盛岡市	県土整備部	1回/6月	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日	H24.3.16			
						測定値	0.04			
北上浄化センター	北上市	県土整備部	1回/6月	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日	H24.1.25			
						測定値	0.06～0.09			
水沢浄化センター	奥州市	県土整備部	1回/6月	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日	H24.1.20			
						測定値	0.12～0.18			
一関浄化センター	一関市	県土整備部	1回/6月	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日	H24.1.20			
						測定値	0.12～0.15			
県民会館	盛岡市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	玄関前、駐車場等	測定日	H23.12.23			
						測定値	0.05～0.06			
県立美術館	盛岡市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	玄関、テラス等	測定日	H23.12.24			
						測定値	0.08～0.13			
県立博物館	盛岡市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	駐車場、植物園等	測定日	H23.12.25			
						測定値	0.05～0.06			
施設総合管理所	盛岡市	企業局	1回/6月	1m	建屋内	測定日	H23.11.4			
						測定値	0.073			
県南施設管理所	北上市	企業局	1回/3月	1m	敷地内	測定日	H24.1.26			
						測定値	0.070			
四十四田発電所	盛岡市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.11.4			
						測定値	0.083			
岩洞第一発電所	盛岡市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H24.1.19			
						測定値	0.070			
岩洞第二発電所	盛岡市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H24.1.19			
						測定値	0.066			
御所発電所	盛岡市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.12.19			
						測定値	0.052			
柏台発電所	八幡平市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.12.22			
						測定値	0.036			
松川発電所	八幡平市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.12.14			
						測定値	0.046			
北ノ又発電所	八幡平市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.11.10			
						測定値	0.048			
北ノ又第二発電所	八幡平市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.11.14			
						測定値	0.056			
北ノ又第三発電所	八幡平市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.11.10			
						測定値	0.036			
滝発電所	久慈市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.12.26			
						測定値	0.099			
稲庭高原風力発電所	二戸市	企業局	1回/6月	1m	敷地内	測定日	H23.11.17			
						測定値	0.030			
胆沢第二発電所	奥州市	企業局	1回/3月	1m	敷地内	測定日	H24.1.27			
						測定値	0.090			
胆沢第三発電所建設地	奥州市	企業局	1回/3月	1m	敷地内	測定日	H24.1.27			
						測定値	0.050			
胆沢第四発電所建設地	奥州市	企業局	1回/3月	1m	敷地内	測定日	H24.1.27			
						測定値	0.040			
若柳堰堤	奥州市	企業局	1回/3月	1m	敷地内	測定日	H24.1.27			
						測定値	0.080			
第一北上中部工業用水道汚泥処理施設	北上市	企業局	1回/3月	1m	敷地内	測定日	H24.1.26			
						測定値	0.060			
第二北上中部工業用水道汚泥処理施設	北上市	企業局	1回/3月	1m	敷地内	測定日	H24.1.26			
						測定値	0.080			
ウ 医療施設・福祉施設										
いわてリハビリテーションセンター	雫石町	保健福祉部	1回/6月	1m	駐車場、軒下、玄関	測定日				
						測定値				
県立福祉の里センター	大船渡市	保健福祉部	1回/6月	1m	駐車場、雨どい、樹木下等	測定日				
						測定値				
ふれあいランド岩手	盛岡市	保健福祉部	1回/6月	1m	陸上競技場、駐車場、玄関等	測定日				
						測定値				

測定値単位: μSv/h

平成24年度				平成25年度				備考
1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	
H25.3.19				H26.3.19				
0.056～0.4				0.051～0.297				
H24.4.19				H25.4.18				
0.02～0.05				0.03～0.05				
H24.4.19				H25.4.18				
0.06～0.18				0.06～0.25				
H24.3.14				H25.4.11				
0.028～0.184				0.05～0.13				
H24.4.23～24				H25.4.22～23				
0.08～0.35				0.07～0.19				
H24.4.18				H25.4.18				
0.022～0.118				0.03～0.12				
H24.11.9				H25.5.8	H25.7.2	H25.9.4	H25.11.11	
0.04～0.07				0.04～0.07	0.05～0.07	0.04～0.06	0.06～0.07	
H24.6.13				H25.6.26	H25.11.14			H24の測定高は、5cm,1m
0.064～0.464				0.07	0.07			
H24.4.3	H24.9.24			H25.6.20	H25.12.16			
0.04～0.05	0.04～0.05			0.04～0.05	0.03～0.04			
H24.4.6	H24.9.20			H25.6.18	H25.12.9			
0.07～0.18	0.08～0.12			0.06～0.10	0.06～0.11			
H24.4.6	H24.9.7			H25.6.12	H25.12.16			
0.13～0.17	0.12～0.16			0.10～0.15	0.09～0.13			
H24.4.6	H24.9.7			H25.6.12	H25.12.6			
0.10～0.14	0.10～0.12			0.08～0.10	0.08～0.09			
H24.4.26	H24.9.7			H25.7.26				
0.05～0.06	0.04～0.06			0.03～0.05				
H24.4.28	H24.9.8			H25.7.27				
0.05～0.06	0.05～0.06			0.04～0.05				
H24.4.26	H24.9.9			H25.7.25				
0.08～0.11	0.07～0.11			0.05～0.09				
H24.5.22	H24.10.1			H25.6.17	H25.10.18			
0.080	0.08			0.08	0.07			
H24.5.11	H24.11.13			H25.5.29				
0.06	0.07			0.06				
H24.5.23	H24.10.9			H25.6.4	H25.9.25			
0.09	0.09			0.08	0.08			
H24.6.15	H24.9.28			H25.7.18	H25.9.11			
0.10	0.10			0.10	0.09			
H24.6.15	H24.11.2			H25.7.17	H25.9.11			
0.08	0.09			0.07	0.06			
H24.6.6	H24.10.4			H25.6.5	H25.10.4			
0.06	0.07			0.06	0.06			
H24.6.11	H24.9.27			H25.6.20	H25.10.23			
0.04	0.04			0.03	0.04			
H24.6.7	H24.9.26			H25.6.19	H25.10.9			
0.04	0.04			0.05	0.05			
H24.5.28	H24.9.20			H25.6.6				
0.05	0.06			0.06				
H24.5.30	H24.9.21			H25.6.6	H25.9.20			
0.06	0.05			0.06	0.05			
H24.5.28	H24.9.20			H25.6.13	H25.9.27			
0.04	0.05			0.04	0.04			
H24.6.14	H24.9.19			H25.6.11	H25.10.28			
0.11	0.11			0.12	0.11			
H24.5.25	H24.10.20			H25.6.12	H25.10.13			
0.04	0.04			0.03	0.03			
H24.6.15	H24.9.10	H24.11.30	H25.2.25	H25.5.24	H25.8.21	H25.10.31	H26.2.24	
0.07	0.08	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	
H24.6.15	H24.9.10	H24.11.30	H25.2.25	H25.5.24	H25.8.21	H25.10.31	H26.2.24	
0.06	0.07	0.07	0.06	0.08	0.08	0.08	0.06	
H24.6.15	H24.9.10	H24.11.30	H25.2.25	H25.5.24	H25.8.21	H25.10.31	H26.2.24	
0.06	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.03	
H24.6.15	H24.9.10	H24.11.30	H25.2.25	H25.5.24	H25.8.21	H25.10.31	H26.2.24	
0.08	0.07	0.07	0.05	0.07	0.06	0.06	0.04	
H24.6.11～8.27	H24.11.12	H25.1.14	H25.3.14	H25.5.21	H25.8.19	H25.10.31	H25.12.16～H26.3.17	
0.06～0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04～0.05	
H24.6.13～8.29	H24.11.7	H25.1.9	H25.3.11	H25.5.17	H25.8.22	H25.10.28	H25.12.16～H26.3.13	
0.08～0.09	0.09	0.06	0.07	0.08	0.08	0.08	0.02～0.07	
H24.6.22	H24.11.19			H25.4.10	H25.11.18			
0.03～0.05	0.03～0.05			0.03～0.05	0.03～0.05			
H24.9.10	H25.3.26			H25.11.26	H26.3.28			
0.04～0.14	0.04～0.18			0.04～0.14	0.03～0.12			
H24.7.26	H25.1.26			H25.7.21	H25.12.20			
0.03～0.07	0.04～0.07			0.03～0.07	0.03～0.07			

４ 県有施設の放射線量測定状況（測定回数が年4回までの施設）

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	平成23年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
エ 県立都市公園										
内丸緑地	盛岡市	県土整備部	概ね1回/3ヶ月	50cm	水溜りが出来やすい場所等	測定日	H23.11.2			
						測定値	0.04～0.05			
御所湖広域公園	盛岡市 雫石町	県土整備部	概ね1回/3ヶ月	50cm	水溜りが出来やすい場所等	測定日	H23.11.21			
						測定値	0.03～0.09			
花巻広域公園	花巻市	県土整備部	概ね1回/3ヶ月	50cm	水溜りが出来やすい場所等	測定日	H23.11.11			
						測定値	0.05～0.07			
オ 駐車場										
花巻空港(駐車場)	花巻市	県土整備部	2回/年	1m	雨どい出口、集水桝上	測定日	H24.1.17			
						測定値	0.039～0.048			
県営内丸駐車場	盛岡市	県土整備部	2回/年	1m	雨水集積枡、出入口側溝、敷地	測定日	H24.1.26			
						測定値	0.048～0.055			
カ 県有観光施設										
岩洞湖家族旅行村	盛岡市	商工労働観光部	1回/6月	1m	管理棟の正面及び左右	測定日				
						測定値				
船越家族旅行村	山田町	商工労働観光部	1回/6月	1m	雨どい下	測定日				
						測定値				
陸前高田オートキャンプ場	陸前高田市	商工労働観光部	1回/6月	1m	管理棟の正面及び左右	測定日				
						測定値				
八幡平山頂レストハウス	八幡平市	商工労働観光部	1回/6月	1m	レストハウス玄関付近	測定日				
						測定値				
(2) 県立病院・院内保育所 ア 県立病院										
中央病院	盛岡市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.10			
						測定値	0			
大船渡病院	大船渡市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.10			
						測定値	0.07～0.09			
釜石病院	釜石市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.6			
						測定値	0.07			
宮古病院	宮古市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.2			
						測定値	0.05～0.08			
胆沢病院	奥州市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.2			
						測定値	0.07～0.09			
磐井・南光病院	一関市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.14			
						測定値	0.06～0.09			
遠野病院	遠野市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.8			
						測定値	0.08			
高田病院	陸前高田市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.10			
						測定値	0.05			
久慈病院	久慈市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.21			
						測定値	0.06～0.08			
江刺病院	奥州市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.16			
						測定値	0.04			
千厩病院	一関市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.7			
						測定値	0.17～0.22			
中部病院	北上市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.3			
						測定値	0.05			
二戸病院	二戸市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場・保育所	測定日	H24.2.13			
						測定値	0.06			
一戸病院	一戸町	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.14			
						測定値	0.1～0.5			
大槌病院	大槌町	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.6			
						測定値	0.02～0.04			
山田病院	山田町	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.6			
						測定値	0.05			
軽米病院	軽米町	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.2			
						測定値	0.08			
大東病院	一関市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.16			
						測定値	0.1～0.15			
東和病院	花巻市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.8			
						測定値	0.1			
イ 地域診療センター										
沼宮内診療センター	岩手町	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.8			
						測定値	0.1			
大迫診療センター	花巻市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.13			
						測定値	0.07			
紫波診療センター	紫波町	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.8			
						測定値	0.1			
住田診療センター	住田町	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.10			
						測定値	0.07～0.1			
花泉診療センター	一関市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	—			
						測定値	—			
九戸診療センター	九戸村	医療局	2回/年	50cm	正面玄関・BG 駐車場	測定日	H24.2.7			
						測定値	0.06			

測定値単位：μSv/h

平成24年度				平成25年度				備考
1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	
H24.4.24	H24.8.13			H25.8.30	H25.10.24	H26.3.26		
0.05	0.04			0.04	0.04	0.05		
H24.4.24	H24.8.13			H25.4.17	H25.8.30	H25.10.24	H26.3.26	
0.03～0.08	0.03～0.08			0.02～0.08	0.03～0.08	0.03～0.07	0.02～0.08	
H24.4.20	H24.7.6	H24.9.6	H24.11.16	H25.4.25	H25.7.4	H25.9.26	H26.3.26	
0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04	0.03～0.04	0.02～0.03	
H24.7.3	H25.1.10			H25.7.3	H26.2.12			
0.038～0.052	0.033～0.041			0.041～0.053	0.031～0.041			
H24.7.20	H25.1.31			H25.7.17	H26.3.25			
0.042～0.052	0.034～0.042			0.042～0.054	0.038～0.040			
H24.10.2				H25.9.5				冬季閉鎖（11.1～）
0.05～0.06				0.02～0.05				
H24.8.31				H25.5.20				
0.10～0.12				0.1				
H25.1.28				H25.4.24	H25.8.12			
0.053～0.067				0.054～0.166	0.052～0.115			
				H25.9.5				冬季閉鎖（11.5～）
				0.02～0.04				
H24.9.18	H25.3.14			H25.9.27	H26.3.14			
0.04	0.04			0.04	0.04			
H24.9.12	H25.3.12			H25.9.24	H26.3.11			
0.07～0.08	0.05～0.06			0.05～0.06	0.05～0.06			
H24.9.21	H25.3.8			H25.9.20	H26.3.11			
0.07～0.1	0.08～0.11			0.08～0.1	0.07～0.09			
H24.9.14	H25.3.6			H25.9.20	H26.3.11			
0.08～0.09	0.07～0.09			0.08～0.09	0.06～0.07			
H24.6.18	H24.9.18	H24.12.21	H25.3.11	H25.6.18	H25.9.20	H25.12.18	H26.3.11	
0.07～0.09	0.06～0.08	0.05～0.07	0.06～0.08	0.02～0.06	0.06～0.07	0～0.07	0.01～0.04	
H24.6.22	H24.9.11	H24.12.14	H25.3.8	H25.6.14	H25.9.26	H25.12.17	H26.3.10	
0.07	0.04～0.07	0.03～0.07	0.04～0.08	0.04～0.06	0.03～0.06	0.03～0.05	0.03～0.06	
H24.9.11	H25.3.12			H25.9.12	H26.3.14			
0.07～0.1	0.07～0.09			0.07～0.1	0.05～0.08			
H24.9.17	H25.3.7			H25.9.25	H26.3.14			
0.06～0.07	0.05～0.06			0.04	0.03～0.04			
H24.9.14	H25.3.7			H25.9.25	H26.3.14			
0.06～0.07	0.07～0.08			0.07～0.08	0.06～0.07			
H24.6.13	H24.9.11	H24.12.17	H25.3.6	H25.6.12	H25.9.26	H25.12.16	H26.3.14	
0.08～0.09	0.06～0.09	0.06～0.09	0.05～0.08	0.05～0.08	0.05～0.07	0.05～0.06	0.05～0.06	
H24.6.15	H24.9.20	H24.12.13	H25.3.4	H25.6.7	H25.9.17	H25.12.11	H26.3.14	
0.17～0.18	0.06～0.16	0.06～0.15	0.06～0.14	0.06～0.15	0.06～0.13	0.06～0.15	0.06～0.11	
H24.9.18	H25.3.6			H25.9.13	H26.3.4			
0.04～0.05	0.03～0.04			0.03～0.05	0.03～0.08			
H24.9.12	H25.3.12			H25.9.13	H26.3.10			
0.05～0.07	0.05			0.04～0.05	0.05			
H24.9.24	H25.3.7			H25.9.25	H26.3.17			
0.03～0.04	0.25			0.03	0.04～0.05			
H24.9.19	H25.3.6			H25.9.18	H26.3.4			
0.03～0.06	0.01～0.06			0.01～0.06	0～0.1			
H24.9.18	H25.3.5			H25.9.17	H26.3.11			
0.1	0.1			0.1	0.09			
H24.9.13	H25.3.11			H25.9.27	H26.3.14			
0.06～0.08	0.06			0.06～0.08	0.05～0.08			
H24.6.14	H24.9.13	H24.12.18	H25.3.14	H25.6.6	H25.9.18	H25.12.17	H26.3.4	
0.07～0.1	0.02～0.09	0.03～0.08	0.03～0.07	0.03～0.09	0.03～0.06	0.03～0.06	0.02～0.04	
H24.9.10	H25.3.5			H25.9.12	H26.3.3			
0.05～0.06	0.06			0.06	0.06			
H24.9.20	H25.3.14			H25.9.27	H26.3.14			
0.04～0.06	0.03～0.04			0.03～0.05	0.04～0.05			
H24.9.18	H25.3.5			H25.9.18	H26.3.4			
0.06～0.07	0.05～0.07			0.05～0.07	0.05～0.06			
H24.9.14	H25.3.5			H25.9.12	H26.3.4			
0.04～0.05	0.05～0.06			0.05～0.06	0.05～0.06			
H24.9.12	H25.3.12			H25.9.20	H26.3.11			
0.07～0.08	0.05～0.06			0.05	0.05			
H24.6.15	H24.9.24	H24.12.21	H25.3.12	H25.6.13	H25.9.27	H25.12.26	H26.3.13	
0.15	0.07～0.12	0.04～0.12	0.08～0.13	0.07～0.13	0.06～0.11	0.06～0.10	0.10～0.12	
H24.9.12	H25.3.12			H25.9.12	H26.3.9			
0.06～0.07	0.05～0.06			0.05～0.06	0.05～0.06			

4 県有施設の放射線量測定状況（測定回数が年4回までの施設）

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	平成23年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
ウ 院内保育所										
中央病院院内保育所	盛岡市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.13			
						測定値	0.05～0.1			
大船渡病院院内保育所	大船渡市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.14			
						測定値	0.07～0.12			
釜石病院院内保育所	釜石市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.26			
						測定値	0.08～0.12			
宮古病院院内保育所	宮古市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.21			
						測定値	0.07～0.1			
胆沢病院院内保育所	奥州市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.27			
						測定値	0.15～0.8			
磐井病院院内保育所	一関市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.16			
						測定値	0.08～0.23			
久慈病院院内保育所	久慈市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.27			
						測定値	0.06～0.08			
江刺病院院内保育所	奥州市	医療局	4回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.27			
						測定値	0.02～0.08			
中部病院院内保育所	北上市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.28			
						測定値	0.08～0.1			
二戸病院院内保育所	二戸市	医療局	2回/年	50cm	正面玄関･園庭	測定日	H23.9.20			
						測定値	0.06～0.08			
(3) 警察本部、警察署、運転免許試験場等										
警察本部	盛岡市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.1			
						測定値	0.07～0.09			
自動車運転免許試験場	盛岡市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.13			
						測定値	0.04～0.05			
県南運転免許センター	金ケ崎町	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.13			
						測定値	0.06～0.08			
盛岡東警察署	盛岡市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.2			
						測定値	0.04～0.05			
盛岡西警察署	盛岡市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.8			
						測定値	0.04～0.06			
岩手警察署	岩手町	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.1.24			
						測定値	0.05～0.05			
紫波警察署	紫波町	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.9			
						測定値	0.03～0.05			
花巻警察署	花巻市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.1			
						測定値	0.03～0.04			
北上警察署	北上市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.1			
						測定値	0.07～0.08			
大船渡警察署	大船渡市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.3			
						測定値	0.09～0.14			
遠野警察署	遠野市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.1.30			
						測定値	0.06～0.07			
釜石警察署	釜石市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.3			
						測定値	0.08～0.09			
宮古警察署	宮古市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.1.30			
						測定値	0.07～0.10			
岩泉警察署	岩泉町	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.16			
						測定値	0.09～0.10			
久慈警察署	久慈市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.7			
						測定値	0.08～0.09			
二戸警察署	二戸市	警察本部	年2回	1m	駐車場、敷地内等	測定日	H24.2.3			
						測定値	0.04～0.06			
(4) 県立大学、専門学校等										
岩手県立大学･盛岡短期大学部	滝沢市	総務部	1回/年	1m	各学部棟入口、駐車場、調整池	測定日	H23.10.12	H24.3.19	H24.3.29	
						測定値	0.10～0.33	0.13～1.00	0.10～0.49	
岩手県立大学宮古短期大学部	宮古市	総務部	1回/年	1m	建物入口、駐車場、グラウンド等	測定日	H23.10.21			
						測定値	0.12～0.14			
県立一関高等看護学院	一関市	保健福祉部	1回/3月	1m	校舎玄関、寄宿舎駐輪場等	測定日				
						測定値				
県立宮古高等看護学院	宮古市	保健福祉部	1回/6月	1m	側溝、砂利敷き、草むら等	測定日	H23.12.6			
						測定値	0.07～0.09			
県立二戸高等看護学院	二戸市	保健福祉部	1回/6月	1m	軒下、芝生、側溝	測定日	H24.3.26			
						測定値	0.03～0.05			
県立農業大学校	金ケ崎町	農林水産部	1回/6月	50cm	敷地内通路上側溝	測定日				
						測定値				

測定値単位: μ Sv/h

平成24年度				平成25年度				備考
1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	
H24.9.18	H25.3.14			H25.9.27	H26.3.14			
0.05～0.06	0.04～0.05			0.05	0.04～0.05			
H24.9.12	H25.3.12			H25.9.24	H26.3.11			
0.06～0.11	0.06～0.11			0.06～0.1	0.06～0.10			
H24.9.21	H25.3.8			H25.9.20	H26.3.11			
0.08～0.1	0.08～0.11			0.08～0.1	0.07～0.11			
H24.9.14	H25.3.6			H25.9.20	H26.3.11			
0.07～0.09	0.07～0.08			0.08～0.1	0.06～0.07			
H24.6.18	H24.9.18	H24.12.21	H25.3.11	H25.6.18	H25.9.20	H25.12.18	H26.3.11	
0.2～0.4	0.12～0.3	0.05～0.37	0.11～0.3	0.07～0.17	0.01～0.3	0.03～0.04	0.06～0.19	
H24.6.22	H24.9.11	H24.12.14	H25.3.8	H25.6.14	H25.9.26	H25.12.17	H26.3.10	
0.13	0.12～0.15	0.1～0.12	0.11～0.13	0.07～0.1	0.08～0.1	0.06～0.08	0.08	
H24.9.14	H25.3.7			H25.9.25	H26.3.14			
0.06～0.08	0.07～0.08			0.07～0.08	0.06～0.07			
H24.6.13	H24.9.11	H24.12.17	H25.3.6	H25.6.12	H25.9.26	H25.12.16	H26.3.14	
0.09～0.1	0.08～0.09	0.07～0.08	0.07	0.07～0.09	0.07～0.09	0.06～0.07	0.06～0.07	
H24.9.18	H25.3.6			H25.9.13	H26.3.4			
0.05	0.04			0.06～0.08	0.06～0.09			
H24.9.12	H25.3.12			H25.9.13	H26.3.10			
0.05	0.05			0.05	0.05			
H24.8.9	H25.2.6			H25.8.8	H26.2.5			
0.04～0.06	0.04～0.06			0.05～0.07	0.05～0.06			
H24.8.22	H25.2.21			H25.8.20	H26.2.26			
0.04～0.05	0.03～0.04			0.03～0.04	0.02～0.03			
H24.8.22	H25.2.21			H25.8.20	H26.2.26			
0.06～0.08	0.06～0.07			0.05～0.07	0.04～0.06			
H24.8.17	H25.2.14			H25.8.22	H26.2.12			
0.04～0.05	0.04～0.05			0.04～0.06	0.04～0.05			
H24.8.2	H25.2.28			H25.8.15	H26.2.10			
0.05～0.05	0.04～0.05			0.05～0.06	0.04～0.05			
H24.8.21	H25.2.8			H25.8.1	H26.2.13			
0.05～0.05	0.05～0.07			0.05～0.06	0.04～0.05			
H24.8.28	H25.2.25			H25.8.26	H26.2.24			
0.03～0.05	0.03～0.05			0.04～0.05	0.03～0.04			
H24.8.8	H25.2.21			H25.8.12	H26.2.19			
0.03～0.05	0.02～0.03			0.04～0.05	0.03～0.03			
H24.8.21	H25.2.26			H25.8.28	H26.2.24			
0.06～0.08	0.02～0.04			0.05～0.09	0.04～0.05			
H24.8.22	H25.2.7			H25.8.22	H26.2.14			
0.03～0.09	0.04～0.09			0.02～0.09	0.04～0.09			
H24.8.23	H25.2.13			H25.8.6	H26.2.13			
0.05～0.07	0.04～0.06			0.06～0.07	0.04～0.06			
H24.8.3	H25.2.14			H25.8.14	H26.2.14			
0.08～0.10	0.08～0.08			0.07～0.10	0.06～0.08			
H24.8.13	H25.2.8			H25.8.7	H26.2.6			
0.06～0.10	0.07～0.10			0.07～0.09	0.07～0.10			
H24.8.27	H25.2.14			H25.8.16	H26.2.10			
0.09～0.10	0.08～0.09			0.07～0.09	0.08～0.08			
H24.8.9	H25.2.8			H25.8.15	H26.2.14			
0.09～0.09	0.08～0.09			0.07～0.08	0.06～0.07			
H24.8.20	H25.2.14			H25.8.6	H26.2.4			
0.04～0.06	0.04～0.06			0.05～0.06	0.05～0.06			
H24.9.24				H25.5.17	H25.9.20			H24.3.26～H24.3.28調整池付近の表土除去を実施
0.08～0.90				0.05～0.38	0.04～0.41			
H24.9.25				H25.9.25				
0.11～0.14				0.06～0.09				
H24.6.7	H24.9.28	H24.12.26	H25.3.13	H25.6.11	H25.9.25	H25.12.18	H25.3.12	
0.09～0.21	0.07～0.14	0.07～0.14	0.08～0.14	0.08～0.15	0.07～0.12	0.08～0.12	0.07～0.10	
H24.6.14	H25.1.31			H25.6.5	H25.12.16			
0.06～0.07	0.05～0.07			0.06～0.07	0.06～0.08			
H24.11.8	H25.3.15			H25.9.13	H25.3.13			
0.03～0.04	0.04～0.05			0.03～0.05	0.03～0.05			
H24.6.13				H25.6.26	H25.11.14			H24の測定高は、5cm,1m
0.077～0.725				0.072	0.07			

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
(1) 不特定多数の者が利用する施設　その他公共施設等										
平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市	1回/1月	1m	玄関入口（1箇所）、周辺道路入口（1箇所）、駐車場（1箇所）、（合計　3箇所）	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.23	H24.6.21	H24.7.18
						測定値	0.06～0.07	0.08～0.09	0.06～0.07	0.06～0.07
					平成25年度	測定日	H25.4.17	H25.5.16	H25.6.12	H25.7.24
						測定値	0.06～0.07	0.08～0.09	0.05～0.07	0.06～0.07
第一北上中部工業用水道	北上市	1回/1週	－	脱水機棟周辺	平成23年度	測定日				
						測定値				
		1回/1週 1回/1月（2月以降）	－		平成24年度	測定日	1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週
						測定値	0.04～0.08	0.05～0.07	0.05～0.07	0.05～0.08
		1回/1月	－		平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.21	H25.6.17	H25.7.19
						測定値	0.05～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	0.05～0.06
第二北上中部工業用水道	北上市	1回/1週	－	脱水機棟周辺 天日乾燥床周辺	平成23年度	測定日				
						測定値				
		1回/1週 1回/1月（2月以降）	－	脱水機棟周辺 天日乾燥床周辺	平成24年度	測定日	1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週
						測定値	0.07～0.18	0.05～0.18	0.07～0.18	0.06～0.18
		1回/1月	－	脱水機棟周辺 天日乾燥床周辺	平成25年度	測定日	H25.4.8	H25.5.17	H25.6.12	H25.7.22
						測定値	0.06～0.16	0.06～0.15	0.06～0.14	0.06～0.15
(2) 警察本部、警察署、運転免許試験場等										
水沢警察署	奥州市	毎月	1m	自転車置き場、倉庫雨樋下、駐車場南側側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日		H24.5.14	H24.6.13	H24.7.9
						測定値		0.12～0.24	0.11～0.23	0.12～0.24
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.9	H25.6.11	H25.7.9
						測定値	0.09～0.19	0.09～0.20	0.09～0.19	0.09～0.16
江刺警察署	奥州市	毎月	1m	車庫前側溝、庁舎裏側駐車場、庁舎北側、庁舎前駐車場等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日		H24.5.8	H24.6.8	H24.7.11
						測定値		0.09～0.09	0.11～0.23	0.07～0.11
					平成25年度	測定日	H25.4.12	H25.5.10	H25.6.14	H25.7.17
						測定値	0.06～0.07	0.06～0.08	0.04～0.08	0.05～0.10
一関警察署	一関市	毎月	1m	庁舎南面西側、東側、敷地正門排水溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日		H24.5.17	H24.6.22	H24.7.13
						測定値		0.13～0.32	0.13～0.32	0.13～0.32
					平成25年度	測定日	H25.4.26	H25.5.28	H25.6.28	H25.7.29
						測定値	0.11～0.29	0.10～0.29	0.09～0.29	0.09～0.28
千厩警察署	一関市	毎月	1m	職員玄関付近雨樋、職員用自転車置き場裏、浄化槽裏等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日		H24.5.15	H24.6.19	H24.7.17
						測定値		0.17～0.33	0.17～0.31	0.16～0.28
					平成25年度	測定日	H25.4.12	H25.5.16	H25.6.19	H25.7.19
						測定値	0.13～0.25	0.12～0.24	0.13～0.27	0.14～0.23
(3) 児童福祉施設等										
一関児童相談所	一関市	1回/1月	50cm	雨どい、前庭等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日		H24.5.30	H24.6.8	H24.7.4
						測定値		0.12～0.35	0.15～0.34	0.17～0.35
					平成25年度	測定日	H25.4.10	H25.5.14	H25.6.5	H25.7.5
						測定値	0.11～0.35	0.09～0.33	0.12～0.27	0.13～0.34
宮古児童相談所	宮古市	1回/2月	50cm	玄関前、草むら、砂利敷き等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.9	H24.5.9	H24.6.1	H24.7.2
						測定値	0.09	0.09	0.07	0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.2	H25.5.1	H25.6.3	H25.7.1
						測定値	0.07	0.07	0.08	0.07
県立療育センター	盛岡市	1回/2月	50cm	グラウンド、玄関前等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日		H24.5.22		H24.7.23
						測定値		0.04～0.05		0.04～0.05
					平成25年度	測定日		H25.5.17	H25.6.21	
						測定値		0.04～0.05	0.03～0.05	
福祉総合相談センター	盛岡市	1回/2月	50cmと1mの平均値	屋外運動場	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日		H24.5.31		H24.7.19
						測定値		0.04～0.05		0.04～0.05
					平成25年度	測定日		H25.5.1		H25.7.4
						測定値		0.04～0.05		0.03～0.05

測定値単位：μSv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
		H23.10.31		H23.12.9	H24.1.12	H24.2.14	H24.3.22	
		0.08～0.09		0.08～0.09	0.06～0.07	0.05～0.07	0.05～0.07	
H24.8.22	H24.9.27	H24.10.17	H24.11.21	H24.12.19	H25.1.17	H25.2.14	H25.3.13	
0.06～0.07	0.07	0.06～0.07	0.06～0.08	0.06～0.07	0.05～0.06	0.04～0.06	0.05～0.06	
H25.8.21	H25.9.10	H25.10.9	H25.11.13	H25.12.11	H26.1.16	H26.2.13	H26.3.13	
0.06～0.07	0.05～0.06	0.06～0.07	0.06～0.07	0.06	0.05～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	
					H24.1.26	1回/1週	1回/1週	・脱水機棟：特措法の測定対象設備、週1回測定
					0.05～0.06	0.04～0.06	0.05～0.08	
1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週	H25.2.11	H25.3.14	・特措法の要件緩和により2月からは自主測定
0.04～0.07	0.04～0.08	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	
H25.8.19	H25.9.17	H25.10.31	H25.11.29	H25.12.25	H26.1.22	H6.2.13	H26.3.17	
0.05～0.06	0.05～0.06	0.05～0.06	0.05～0.06	0.05	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.06	
					H24.1.26	1回/1週	1回/1週	・脱水機棟：特措法の測定対象設備、週1回測定
					0.05～0.08	0.04～0.06	0.05～0.09	・天日乾燥床：特措法の対象外、自主測定
1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週	1回/1週	H25.2.13	H25.3.11	・特措法の要件緩和により2月からは自主測定
0.06～0.17	0.06～0.17	0.06～0.17	0.06～0.17	0.05～0.16	0.03～0.07	0.03～0.06	0.03～0.07	
H25.8.22	H25.9.19	H25.10.28	H25.11.21	H25.12.16	H26.1.22	H26.2.27	H26.3.13	
0.06～0.14	0.06～0.14	0.06～0.15	0.06～0.15	0.06～0.07	0.04～0.06	0.02～0.07	0.03～0.05	
						H24.2.13		
						0.12～0.16		
H24.8.6	H24.9.13	H24.10.15	H24.11.12	H24.12.13	H25.1.10	H25.2.20	H25.3.11	
0.11～0.20	0.12～0.21	0.11～0.22	0.10～0.19	0.10～0.17	0.09～0.17	0.10～0.13	0.10～0.20	
H25.8.8	H25.9.10	H25.10.9	H25.11.12	H25.12.10	H26.1.10	H26.2.12	H26.3.11	
0.09～0.14	0.09～0.17	0.08～0.17	0.08～0.16	0.08～0.15	0.07～0.11	0.07～0.09	0.07～0.10	
						H24.2.8		
						0.08～0.13		
H24.8.10	H24.9.12	H24.10.12	H24.11.9	H24.12.12	H25.1.11	H25.2.20	H25.3.6	
0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.09	0.06～0.08	0.05～0.07	0.06～0.07	0.05～0.08	
H25.8.7	H25.9.13	H25.10.16	H25.11.8	H25.12.11	H26.1.22	H26.2.19	H26.3.12	
0.06～0.08	0.04～0.07	0.05～0.08	0.06～0.08	0.05～0.09	0.05～0.06	0.05～0.07	0.05～0.07	
						H24.2.9		
						0.14～0.29		
H24.8.22	H24.9.13	H24.10.19	H24.11.16	H24.12.19	H25.1.25	H25.2.26	H25.3.25	
0.19～0.32	0.14～0.33	0.14～0.33	0.14～0.33	0.13～0.32	0.12～0.29	0.11～0.29	0.11～0.29	
H25.8.29	H25.9.30	H25.10.31	H25.11.26	H25.12.20	H26.1.29	H26.2.26	H26.3.23	
0.09～0.28	0.09～0.27	0.08～0.27	0.08～0.27	0.08～0.26	0.08～0.18	0.06～0.17	0.11～0.16	
						H24.2.14		
						0.18～0.38		
H24.8.14	H24.9.6	H24.10.10	H24.11.19	H24.12.14	H25.1.8	H25.2.7	H25.3.6	
0.14～0.29	0.13～0.25	0.14～0.27	0.12～0.23	0.15～0.27	0.14～0.23	0.13～0.22	0.15～0.25	
H25.8.22	H25.9.19	H25.10.9	H25.11.7	H25.12.13	H26.1.30	H26.2.25	H26.3.6	
0.13～0.25	0.13～0.23	0.12～0.25	0.14～0.24	0.13～0.25	0.13～0.23	0.11～0.21	0.13～0.23	
H23.8.10	H23.9.22	H23.10.13						H23.9.28及びH23.10.13に除染
0.18～0.2	0.88～1.00	0.14～3.45						
H24.8.8	H24.9.4	H24.10.5	H24.11.8	H24.12.13	H25.1.10	H25.2.13	H25.3.14	
0.17～0.40	0.16～0.35	0.16～0.37	0.17～0.39	0.17～0.34	0.13～0.32	0.11～0.25	0.10～0.34	
H25.8.7	H25.9.10	H25.10.11	H25.11.13	H25.12.12	H26.1.10	H26.2.12	H26.3.7	
0.12～0.30	0.12～0.28	0.13～0.30	0.10～0.31	0.12～0.32	0.12～0.31	0.07～0.27	0.12～0.33	
H23.8.9	H23.9.30							
0.11～0.16	0.08～0.13							
H24.8.1	H24.9.4	H24.10.2	H24.11.13	H24.12.7	H25.1.4	H25.2.12	H25.3.1	
0.08	0.07	0.09	0.09	0.07	0.07	0.09	0.07	
H25.8.2	H25.9.4	H25.10.4	H25.11.1	H25.12.2	H26.1.6	H26.2.7	H26.3.4	
0.07	0.08	0.08	0.10	0.09	0.08	0.08	0.06	
H23.8.17								
0.04～0.05								
	H24.9.25		H25.11.14		H25.1.23		H25.3.18	
	0.03～0.05		0.04		0.03～0.04		0.04～0.05	
H25.8.28		H25.10.18		H25.12.18		H26.2.7		
0.04～0.05		0.03～0.05		0.04～0.05		0.03～0.04		
H23.8.10		H23.10.24						
0.05～0.06		0.05～0.06						
	H24.9.20		H24.11.7		H25.1.10	H25.2.27		
	0.05		0.05		0.04～0.05	0.04～0.05		
H25.8.27		H25.10.31		H25.12.16		H26.2.20		
0.04～0.05		0.04～0.05		0.04～0.05		0.04～0.05		

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
いわて子どもの森	一戸町	1回/2月	50cm	キャンプ場、駐車場、玄関前等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日				H24.7.2
						測定値				0.04～0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.1	H25.5.27	H25.6.3	H25.7.1
						測定値	0.03	0.03～0.04	0.03～0.05	0.03～0.05
杜陵学園	盛岡市	1回/2月	50cm	野球場、テニスコート、畑	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日			H24.6.5	
						測定値			0.03～0.06	
					平成25年度	測定日				H25.7.8
						測定値				0.03～0.05
(4) 県立学校、社会体育施設、社会教育施設、文化施設										
ア 県立学校										
不来方高校	矢巾町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.20	H24.5.28	H24.6.11	H24.7.11
						測定値	0.03～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	0.03～0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.6	H25.5.10	H25.6.11	H25.7.10
						測定値	0.03～0.05	0.03～0.04	0.03～0.06	0.03～0.05
紫波総合高等学校	紫波町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12	H24.5.11	H24.6.12	H24.7.12･13
						測定値	0.04～0.13	0.05～0.09	0.05～0.07	0.04～0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.13	H25.6.12	H25.7.16
						測定値	0.02～0.05	0.02～0.06	0.03～0.04	0.03～0.04
花巻北高等学校	花巻市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.6	H24.5.8	H24.6.6	H24.7.5
						測定値	0.04～0.10	0.04～0.10	0.04～0.09	0.04～0.10
					平成25年度	測定日	H25.4.4	H25.5.8	H25.6.6	H25.7.4
						測定値	0.04～0.09	0.04～0.09	0.03～0.08	0.03～0.09
花巻南高等学校	花巻市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.25	H24.5.25	H24.6.22	H24.7.26
						測定値	0.05～0.06	0.06～0.07	0.06～0.07	0.05～0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.25	H25.5.28	H25.6.26	H25.7.26
						測定値	0.05～0.06	0.05～0.07	0.05～0.06	0.05～0.06
花巻農業高等学校	花巻市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.13	H24.5.14	H24.6.13	H24.7.18
						測定値	0.05～0.07	0.05～0.07	0.04～0.06	0.05～0.07
					平成25年度	測定日	H25.4.10	H25.5.14	H25.6.13	H25.7.17
						測定値	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.07	0.04～0.06
花北青雲高等学校	花巻市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.11	H24.5.10	H24.6.8	H24.7.10
						測定値	0.04～0.08	0.05～0.09	0.05～0.09	0.05～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.5	H25.5.9	H25.6.7	H25.7.5
						測定値	0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.08	0.05～0.08
大迫高等学校	花巻市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.10	H24.5.9	H24.6.7	H24.7.9
						測定値	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.4	H25.5.8	H25.6.6	H25.7.4
						測定値	0.06～0.08	0.06～0.07	0.06～0.08	0.06～0.08
遠野高等学校	遠野市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.1	H24.6.1	H24.7.4
						測定値	0.05～0.12	0.07～0.12	0.07～0.11	0.06～0.12
					平成25年度	測定日	H25.4.1	H25.5.1	H25.6.3	H25.7.1
						測定値	0.06～0.13	0.06～0.12	0.07～0.10	0.07～0.12
遠野緑峰高等学校	遠野市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.2	H24.6.4	H24.7.4
						測定値	0.07～0.12	0.06～0.13	0.06～0.12	0.06～0.13
					平成25年度	測定日	H25.4.1	H25.5.1	H25.6.3	H25.7.1
						測定値	0.02～0.09	0.06～0.10	0.06～0.11	0.06～0.11
黒沢尻北高等学校	北上市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.18	H24.5.21	H24.6.18	H24.7.19
						測定値	0.05～0.10	0.05～0.10	0.05～0.09	0.05～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.20	H25.6.19	H25.7.19
						測定値	0.05～0.09	0.04～0.09	0.06～0.10	0.04～0.08

測定値単位：μSv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
H23.8.5		H23.10.16						
0.03～0.06		0.03～0.06						
H24.8.6	H24.9.3	H24.10.1	H24.11.5	H24.12.3	H25.1.7	H25.2.4	H25.3.4	
0.04～0.05	0.03～0.06	0.03～0.05	0.03～0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	
H25.8.5	H25.9.2	H25.10.7	H25.11.4	H25.12.9	H26.1.6	H26.2.3	H26.3.3	
0.04	0.04～0.05	0.03～0.05	0.03～0.04	0.03	0.03	0.05	0.03	
H23.8.10			H23.11.1					
0.03～0.06			0.03～0.07					
	H24.9.3	H24.10.16			H25.1.9			
	0.03～0.05	0.03～0.06			0.03～0.05			
H25.8.6		H25.10.10		H25.12.19		H26.2.28		
0.04～0.05		0.03～0.05		0.03～0.05		0.05～0.05		
				H23.12.10	H24.1.4	H24.2.7	H24.3.14	
				0.04～0.06	0.04～0.06	0.05～0.05	0.04～0.05	
H24.8.9	H24.9.11	H24.10.10	H24.11.9	H24.12.10	－	－	H25.3.12	
0.03～0.05	0.03～0.05	0.04～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	－	－	0.03～0.06	
H25.8.8	H25.9.10	H25.10.8	H25.11.11	H25.12.11	－	－	H26.3.10	
0.03～0.06	0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.06	0.04～0.05	－	－	0.04～0.05	
						H24.2.8	H24.3.9	
						0.04～0.06	0.03～0.05	
H24.8.9	H24.9.12	H24.10.10	H24.11.12	H24.12.11	－	－	H25.3.12	
0.05～0.08	0.05～0.08	0.05～0.07	0.05～0.08	0.04～0.07	－	－	0.04～0.07	
H25.8.14	H25.9.12	H25.10.10	H25.11.14	H25.12.13	－	－	H26.3.12	
0.03～0.05	0.03～0.04	0.03～0.04	0.03～0.04	0.05～0.07	－	－	0.03～0.05	
				H23.12.9	H24.1.11	H24.2.6	H24.3.6	
				0.04～0.09	0.03～0.10	0.02～0.08	0.02～0.08	
H24.8.6	H24.9.6	H24.10.4	H24.11.6	H24.12.7	－	－	H25.3.6	
0.04～0.09	0.04～0.10	0.04～0.08	0.05～0.11	0.05～0.10	－	－	0.03～0.08	
H25.8.6	H25.9.5	H25.10.4	H25.11.7	H25.12.5	－	－	H26.3.6	
0.04～0.08	0.03～0.08	0.03～0.08	0.04～0.10	0.04～0.09	－	－	0.04～0.08	
				H23.12.9	H24.1.11	H24.2.22	H24.3.26	
				0.06～0.06	0.04～0.05	0.02～0.03	0.05～0.06	
H24.8.27	H24.9.27	H24.10.24	H24.11.26	H24.12.27	－	－	H25.3.27	
0.05～0.07	0.06～0.07	0.06～0.07	0.06～0.07	0.05～0.06	－	－	0.05～0.07	
H25.8.30	H25.9.27	H25.10.23	H25.11.27	H25.12.26	－	－	H26.3.28	
0.06～0.07	0.05～0.06	0.06～0.07	0.06～0.06	0.05～0.06	－	－	0.05～0.06	
				H23.12.8	H24.1.10	H24.2.9	H24.3.13	
				0.05～0.08	0.05～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	
H24.8.10	H24.9.13	H24.10.12	H24.11.13	H24.12.12	－	－	H25.3.13	
0.05～0.07	0.05～0.06	0.05～0.08	0.06～0.08	0.04～0.05	－	－	0.04～0.05	
H25.8.15	H25.9.13	H25.10.11	H25.11.15	H25.12.17	－	－	H26.3.14	
0.04～0.06	0.03～0.06	0.05～0.06	0.04～0.06	0.03～0.05	－	－	0.02～0.04	
				H23.12.8	H24.1.6	H24.2.8	H24.3.8	
				0.01～0.11	0.04～0.09	0.04～0.07	0.03～0.08	
H24.8.8	H24.9.10	H24.10.9	H24.11.8	H24.12.10	－	－	H25.3.11	
0.05～0.08	0.05～0.07	0.04～0.09	0.06～0.07	0.04～0.07	－	－	0.03～0.06	
H25.8.8	H25.9.9	H25.10.7	H25.11.9	H25.12.6	－	－	H26.3.7	
0.04～0.06	0.04～0.08	0.04～0.07	0.05～0.10	0.04～0.08	－	－	0.04～0.08	
				H23.12.7	H24.1.5	H24.2.7	H24.3.6	
				0.07～0.11	0.05～0.10	0.05～0.08	0.04～0.09	
H24.8.7	H24.9.7	H24.10.5	H24.11.7	H24.12.6	－	－	H25.3.8	
0.06～0.09	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.09	－	－	0.04～0.07	
H25.8.7	H25.9.6	H25.10.7	H25.11.7	H25.12.5	－	－	H26.3.6	
0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.07	0.06～0.08	0.06～0.07	－	－	0.05～0.07	
				H23.12.6	H24.1.4	H24.2.2	H24.3.1	
				0.08～0.13	0.05～0.12	0.04～0.11	0.04～0.09	
H24.8.1	H24.9.3	H24.10.1	H24.11.1	H24.12.3	－	－	H25.3.1	
0.07～0.12	0.07～0.12	0.05～0.08	0.07～0.12	0.08～0.12	－	－	0.04～0.10	
H25.8.1	H25.9.3	H25.10.1	H25.11.1	H25.12.2	－	－	H26.3.4	
0.07～0.10	0.06～0.12	0.06～0.12	0.07～0.12	0.06～0.10	－	－	0.04～0.09	
				H23.12.6	H24.1.4	H24.2.2	H24.3.1	
				0.04～0.10	0.05～0.11	0.04～0.11	0.04～0.09	
H24.8.1	H24.9.3	H24.10.1	H24.11.1	H24.12.3	－	－	H25.3.1	
0.06～0.13	0.07～0.12	0.04～0.07	0.07～0.13	0.06～0.13	－	－	0.03～0.08	
H25.8.1	H25.9.3	H25.10.1	H25.11.1	H25.12.2	－	－	H26.3.5	
0.06～0.10	0.06～0.09	0.06～0.11	0.06～0.11	0.06～0.12	－	－	0.04～0.07	
				H23.12.8	H24.1.25	H24.2.20	H24.3.19	
				0.05～0.10	0.04～0.08	0.03～0.07	0.04～0.08	
H24.8.22	H24.9.19	H24.10.18	H24.11.19	H24.12.19	－	－	H25.3.19	
0.05～0.09	0.05～0.09	0.05～0.10	0.06～0.10	0.06～0.09	－	－	0.05～0.09	
H25.8.21	H25.9.18	H25.10.18	H25.11.20	H25.12.18	－	－	H26.3.19	
0.05～0.09	0.04～0.09	0.04～0.09	0.05～0.09	0.05～0.08	－	－	0.04～0.08	

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
北上翔南高等学校	北上市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.22	H24.6.19	H24.7.20
						測定値	0.07～0.12	0.08～0.11	0.07～0.11	0.07～0.11
					平成25年度	測定日	H25.4.17	H25.5.22	H25.6.20	H25.7.22
						測定値	0.06～0.10	0.06～0.09	0.06～0.10	0.06～0.11
黒沢尻工業高等学校	北上市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.18	H24.5.18	H24.6.18	H24.7.19
						測定値	0.07～0.10	0.07～0.09	0.06～0.08	0.07～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.20	H25.6.18	H25.7.18
						測定値	0.07～0.09	0.06～0.08	0.07～0.09	0.06～0.08
西和賀高等学校	西和賀町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.23	H24.5.23	H24.6.20	H24.7.23
						測定値	0.05～0.07	0.03～0.11	0.04～0.09	0.04～0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.19	H25.5.23	H25.6.24	H25.7.23
						測定値	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.07
水沢高等学校	奥州市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.9	H24.5.10	H24.6.8	H24.7.9
						測定値	0.17～0.36	0.17～0.34	0.14～0.31	0.15～0.30
					平成25年度	測定日	H25.4.8	H25.5.10	H25.6.7	H25.7.5
						測定値	0.14～0.30	0.14～0.32	0.11～0.19	0.12～0.25
水沢農業高等学校	奥州市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.10	H24.5.11	H24.6.11	H24.7.10
						測定値	0.11～0.28	0.12～0.26	0.10～0.25	0.09～0.23
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.13	H25.6.11	H25.7.9
						測定値	0.10～0.21	0.09～0.21	0.08～0.19	0.08～0.19
水沢工業高等学校	奥州市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.5	H24.5.2	H24.6.4	H24.7.4
						測定値	0.13～0.24	0.13～0.25	0.12～0.28	0.12～0.24
					平成25年度	測定日	H25.4.2	H25.5.7	H25.6.4	H25.7.2
						測定値	0.11～0.22	0.10～0.23	0.11～0.17	0.11～0.19
水沢商業高等学校	奥州市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.6	H24.5.9	H24.6.7	H24.7.6
						測定値	0.14～0.26	0.15～0.30	0.13～0.28	0.14～0.27
					平成25年度	測定日	H25.4.4	H25.5.9	H25.6.6	H25.7.4
						測定値	0.09～0.24	0.08～0.22	0.08～0.26	0.08～0.22
前沢高等学校	奥州市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.11	H24.5.14	H24.6.12	H24.7.11
						測定値	0.13～0.40	0.13～0.36	0.14～0.30	0.12～0.46
					平成25年度	測定日	H25.4.10	H25.5.14	H25.6.12	H25.7.10
						測定値	0.07～0.25	0.08～0.31	0.07～0.27	0.07～0.31
金ケ崎高等学校	金ケ崎町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.2	H24.5.1	H24.6.1	H24.7.2
						測定値	0.08～0.10	0.09～0.13	0.08～0.19	0.08～0.18
					平成25年度	測定日	H25.4.1	H25.5.1	H25.6.3	H25.7.1
						測定値	0.05～0.18	0.07～0.15	0.07～0.15	0.06～0.14
岩谷堂高等学校	奥州市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.2	H24.6.4	H24.7.3
						測定値	0.05～0.18	0.05～0.18	0.06～0.17	0.05～0.15
					平成25年度	測定日	H25.4.2	H25.5.2	H25.6.4	H25.7.2
						測定値	0.04～0.13	0.04～0.14	0.05～0.13	0.05～0.14
杜陵高等学校奥州校	奥州市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.5	H24.5.8	H24.6.6	H24.7.4
						測定値	0.09～0.15	0.11～0.15	0.10～0.15	0.10～0.15
					平成25年度	測定日	H25.4.3	H25.5.8	H25.6.5	H25.7.3
						測定値	0.08～0.12	0.08～0.12	0.08～0.12	0.08～0.11
一関第一高等学校	一関市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.23	H24.5.28	H24.6.29	H24.7.20
						測定値	0.09～0.33	0.09～0.34	0.09～0.32	0.08～0.34
					平成25年度	測定日	H25.4.22	H25.5.23	H25.6.24	H25.7.23
						測定値	0.09～0.29	0.10～0.27	0.09～0.23	0.08～0.20

測定値単位：μSv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
				H23.12.1	H24.1.24	H24.2.17	H24.3.21	
				0.02～0.13	0.06～0.10	0.04～0.08	0.04～0.11	
H24.8.23	H24.9.20	H24.10.19	H24.11.20	H24.12.20	－	－	H25.3.21	
0.07～0.10	0.07～0.11	0.08～0.12	0.08～0.12	0.06～0.09	－	－	0.04～0.09	
H25.8.23	H25.9.18	H25.10.18	H25.11.21	H2512.20	－	－	H26.3.19	
0.07～0.11	0.06～0.10	0.06～0.10	0.07～0.09	0.05～0.10	－	－	0.04～0.08	
				H23.12.14	H24.1.19	H24.2.16	H24.3.16	
				0.08～0.10	0.05～0.09	0.04～0.07	0.05～0.10	
H24.8.21	H24.9.19	H24.10.17	H24.11.16	H24.12.19	－	－	H25.3.18	
0.07～0.10	0.06～0.08	0.07～0.09	0.06～0.08	0.06～0.08	－	－	0.03～0.08	
H25.8.21	H25.9.18	H25.10.17	H25.11.19	H25.12.18	－	－	H26.3.18	
0.06～0.08	0.06～0.07	0.05～0.07	0.06～0.08	0.06～0.08	－	－	0.04～0.08	
			H23.11.29	－	H24.1.16	H24.2.20	H24.3.22	
			0.04～0.08	－	0.03～0.07	0.03～0.10	0.03～0.11	
H24.8.23	H24.9.24	H24.10.22	H24.11.21	H24.12.21	－	－	H25.3.25	
0.04～0.09	0.04～0.08	0.04～0.07	0.10～0.10	0.05～0.06	－	－	0.04～0.12	
H25.8.27	H25.9.24	H25.10.21	H25.11.22	H25.12.24	－	－	H26.3.20	
0.03～0.06	0.04～0.08	0.03～0.07	0.04～0.08	0.04～0.06	－	－	0.05～0.06	
				H23.12.12	H24.1.10	H24.2.3	H24.3.6	
				0.15～0.34	0.10～0.33	0.09～0.27	0.07～0.21	
H24.8.7	H24.9.10	H24.10.9	H24.11.7	H24.12.7	－	－	H25.3.8	
0.15～0.29	0.14～0.33	0.15～0.31	0.13～0.33	0.14～0.30	－	－	0.09～0.27	
H25.8.7	H25.9.9	H25.10.9	H25.11.11	H25.12.9	－	－	H26.3.10	
0.14～0.28	0.14～0.24	0.14～0.24	0.15～0.24	0.14～0.25	－	－	0.12	
				H23.12.22	H24.1.26	H24.2.6	H24.3.8	
				0.12～0.28	0.08～0.23	0.06～0.16	0.06～0.19	
H24.8.7	H24.9.11	H24.10.9	H24.11.9	H24.12.10	－	－	H25.3.11	
0.10～0.25	0.10～0.26	0.09～0.24	0.08～0.24	0.07～0.20	－	－	0.08～0.23	
H25.8.7	H25.9.11	H25.10.10	H25.11.11	H25.12.10	－	－	H26.3.11	
0.07～0.17	0.08～0.18	0.08～0.17	0.08～0.17	0.07～0.16	－	－	0.06～0.11	
				H23.12.12	H24.1.10	H24.2.1	H24.3.1	
				0.13～0.28	0.13～0.27	0.10～0.25	0.08～0.23	
H24.8.3	H24.9.5	H24.10.2	H24.11.5	H24.12.5	－	－	H25.3.4	
0.12～0.24	0.12～0.23	0.13～0.24	0.13～0.21	0.12～0.22	－	－	0.08～0.19	
H25.8.2	H25.9.5	H25.10.3	H25.11.7	H25.12.3	－	－	H26.3.4	
0.10～0.20	0.10～0.18	0.11～0.18	0.09～0.20	0.10～0.19	－	－	0.10～0.17	
				H23.12.7	－	H24.2.2	H24.3.5	
				0.17～0.35	－	0.04～0.18	0.05～0.28	
H24.8.6	H24.9.7	H24.10.5	H24.11.6	H24.12.6	－	－	H25.3.5	
0.15～0.35	0.12～0.27	0.14～0.29	0.11～0.28	0.12～0.28	－	－	0.04～0.20	
H25.8.6	H25.9.6	H25.10.7	H25.11.8	H25.12.6	－	－	H26.3.7	
0.09～0.21	0.06～0.19	0.08～0.19	0.06～0.22	0.07～0.20	－	－	0.04～0.14	
			H23.11.29	－	H24.1.23	H24.2.22	H24.3.22	
			0.16～0.41	－	0.09～0.36	0.08～0.26	0.13～0.41	
H24.8.8	H24.9.12	H24.10.11	H24.11.12	H24.12.12	－	－	H25.3.12	
0.13～0.36	0.11～0.41	0.12～0.35	0.12～0.33	0.10～0.35	－	－	0.08～0.31	
H25.8.8	H25.9.11	H25.10.11	H25.11.13	H25.12.11	－	－	H26.3.12	
0.07～0.28	0.07～0.29	0.07～0.23	0.07～0.19	0.06～0.24	－	－	0.06～0.17	
				H23.12.20	H24.1.19	H24.2.16	H24.3.15	
				0.08～0.19	0.07～0.16	0.04～0.16	0.06～0.18	
H24.8.1	H24.9.3	H24.10.1	H24.11.1	H24.12.3	－	－	H25.3.1	
0.07～0.20	0.07～0.17	0.07～0.15	0.07～0.17	0.07～0.16	－	－	0.04～0.11	
H25.8.1	H25.9.3	H25.10.2	H25.11.1	H25.12.2	－	－	H26.3.3	
0.07～0.15	0.06～0.12	0.07～0.13	0.06～0.14	0.06～0.15	－	－	0.03～0.12	
				H23.12.9	H24.1.20	H24.2.1	H24.3.1	
				0.05～0.16	0.04～0.18	0.05～0.15	0.03～0.16	
H24.8.2	H24.9.4	H24.10.2	H24.11.2	H24.12.4	－	－	H25.3.4	
0.05～0.13	0.05～0.15	0.05～0.16	0.05～0.17	0.05～0.15	－	－	0.03～0.13	
H25.8.2	H25.9.4	H25.10.3	H25.11.5	H25.12.3	－	－	H26.3.4	
0.05～0.11	0.05～0.12	0.05～0.12	0.05～0.13	0.05～0.12	－	－	0.04～0.11	
				H23.12.14	H24.1.17	H24.2.2	H24.3.2	
				0.10～0.16	0.07～0.14	0.08～0.13	0.08～0.14	
H24.8.3	H24.9.5	H24.10.4	H24.11.5	H24.12.5	－	－	H25.3.5	
0.09～0.13	0.09～0.14	0.10～0.14	0.10～0.13	0.09～0.13	－	－	0.08～0.12	
H25.8.6	H25.9.5	H25.10.4	H25.11.7	H25.12.4	－	－	H26.3.6	
0.08～0.11	0.08～0.11	0.08～0.11	0.07～0.10	0.07～0.10	－	－	0.07～0.10	
				H23.12.27	H24.1.19	H24.2.21	H24.3.12	
				0.13～0.41	0.11～0.39	0.08～0.31	0.12～0.31	
H24.8.28	H24.9.24	H24.10.22	H24.11.22	H24.12.20	－	－	H25.3.21	
0.10～0.29	0.11～0.32	0.11～0.27	0.10～0.23	0.09～0.20	－	－	0.06～0.16	
H25.8.22	H25.9.20	H25.10.22	H25.11.19	H25.12.18	－	－	H26.3.19	
0.06～0.22	0.08～0.22	0.08～0.24	0.08～0.20	0.07～0.19	－	－	0.07～0.18	

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	4月	5月	6月	7月
一関第二高等学校	一関市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.16	H24.5.24	－	H24.7.18
						測定値	0.22～0.44	0.22～0.41	－	0.12～0.32
					平成25年度	測定日	H25.4.18	H25.5.21	H25.6.20	H25.7.16
						測定値	0.17～0.42	0.18～0.45	0.18～0.32	0.16～0.35
一関工業高等学校	一関市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.17	H24.5.25	H24.6.28	H24.7.19
						測定値	0.17～0.48	0.17～0.42	0.15～0.42	0.13～0.41
					平成25年度	測定日	H25.4.22	H25.5.23	H25.6.21	H25.7.22
						測定値	0.13～0.30	0.14～0.28	0.11～0.25	0.12～0.32
花泉高等学校	一関市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.26	H24.5.29	－	H24.7.24
						測定値	0.18～0.42	0.19～0.43	－	0.17～0.39
					平成25年度	測定日	H25.4.23	H25.5.24	H25.6.26	H25.7.23
						測定値	0.15～0.34	0.15～0.33	0.15～0.28	0.12～0.30
大東高等学校	一関市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.25	H24.5.31	－	H24.7.27
						測定値	0.13～0.25	0.14～0.24	－	0.12～0.23
					平成25年度	測定日	H25.4.24	H25.5.29	H25.6.27	H25.7.25
						測定値	0.10～0.22	0.10～0.24	0.09～0.20	0.09～0.21
千厩高等学校	一関市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.24	H24.5.30	－	H24.7.26
						測定値	0.16～0.27	0.15～0.28	－	0.14～0.25
					平成25年度	測定日	H25.4.25	H25.5.28	H25.6.26	H25.7.24
						測定値	0.07～0.20	0.06～0.20	0.07～0.19	0.06～0.17
千厩高等学校（旧校舎）	一関市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.24	H24.5.30	－	H24.7.26
						測定値	0.16～0.34	0.16～0.28	－	0.15～0.26
					平成25年度	測定日	H25.4.25	H25.5.28	H25.6.26	H25.7.24
						測定値	0.13～0.25	0.13～0.25	0.13～0.23	0.13～0.22
高田高等学校	陸前高田市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.11	H24.5.9	H24.6.5	H24.7.3
						測定値	0.09～0.21	0.08～0.19	0.08～0.16	0.08～0.15
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.14	H25.6.4	H25.7.8
						測定値	0.07～0.17	0.08～0.15	0.08～0.18	0.07～0.17
大船渡高等学校	大船渡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12	H24.5.14	H24.6.14	H24.7.11
						測定値	0.09～0.14	0.09～0.13	0.09～0.14	0.09～0.11
					平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.16	H25.6.18	H25.7.17
						測定値	0.08～0.13	0.07～0.12	0.07～0.12	0.07～0.12
大船渡東高等学校	大船渡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.18	H24.5.10	H24.6.8	H24.7.10
						測定値	0.09～0.23	0.08～0.24	0.08～0.24	0.08～0.23
					平成25年度	測定日	H25.4.18	H25.5.10	H25.6.10	H25.7.10
						測定値	0.07～0.20	0.06～0.19	0.07～0.20	0.07～0.19
住田高等学校	住田町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.17	H24.5.18	H24.6.19	H24.7.18
						測定値	0.10～0.13	0.10～0.13	0.09～0.12	0.09～0.12
					平成25年度	測定日	H25.4.19	H25.5.21	H25.6.21	H25.7.19
						測定値	0.08～0.11	0.08～0.10	0.08～0.10	0.08～0.09
釜石高等学校	釜石市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12	H24.5.14	H24.6.12	H24.7.10
						測定値	0.07～0.23	0.07～0.20	0.07～0.20	0.07～0.17
					平成25年度	測定日	H25.4.11	H25.5.16	H25.6.12	H25.7.9
						測定値	0.07～0.16	0.07～0.19	0.07～0.16	0.07～0.15
釜石商工高等学校	釜石市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.11	H24.5.16	H24.6.13	H24.7.19
						測定値	0.09～0.14	0.08～0.14	0.09～0.14	0.08～0.14
					平成25年度	測定日	－	H25.5.15	H25.6.14	H25.7.16
						測定値	－	0.07～0.11	0.07～0.10	0.07～0.11

測定値単位：μ Sv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
			H23.11.30	－	－	H24.2.16	H24.3.16	
			0.24～0.43	－	－	0.12～0.37	0.18～0.65	
H24.8.23	H24.9.19	H24.10.17	H24.11.21	H24.12.19	－	－	H25.3.14	
0.20～0.36	0.20～0.43	0.20～0.50	0.18～0.42	0.19～0.42	－	－	0.19～0.35	
H25.8.21	H25.9.19	H25.10.18	H25.11.15	H25.12.17	－	－	H26.3.18	
0.16～0.40	0.16～0.40	0.16～0.34	0.16～0.36	0.15～0.30	－	－	0.15～0.40	
						H24.2.20	H24.3.16	
						0.10～0.32	0.09～0.31	
H24.8.27	H24.9.20	H24.10.22	H24.11.22	H24.12.19	－	－	H25.3.15	
0.16～0.39	0.14～0.36	0.14～0.37	0.14～0.39	0.13～0.43	－	－	0.15～0.24	
H25.8.22	H25.9.20	H25.10.21	H25.11.18	H25.12.18	－	－	H26.3.19	
0.12～0.34	0.12～0.29	0.13～0.24	0.13～0.30	0.10～0.19	－	－	0.10～0.24	
				H23.12.22	H24.1.24	H24.2.24	H24.3.26	
				0.16～0.46	0.18～0.42	0.14～0.41	0.16～0.41	
H24.8.29	H24.9.25	H24.10.25	H24.11.26	H24.12.26	－	－	H25.3.22	
0.16～0.36	0.18～0.38	0.17～0.41	0.17～0.36	0.15～0.34	－	－	0.13～0.35	
H25.8.23	H25.9.24	H25.10.23	H25.11.20	H25.12.19	－	－	H26.3.20	
0.14～0.30	0.14～0.31	0.14～0.30	0.12～0.29	0.13～0.29	－	－	0.13～0.28	
			H23.11.17		H24.1.11	H24.2.23	H24.3.23	
			0.13～0.28		0.12～0.24	0.10～0.18	0.14～0.25	
H24.8.31	H24.9.26	H24.10.26	H24.11.28	H24.12.28	－	－	H25.3.27	
0.12～0.23	0.10～0.24	0.11～0.24	0.10～0.20	0.08～0.18	－	－	0.09～0.23	
H25.8.29	H25.9.26	H25.10.28	H25.11.26	H25.12.25	－	－	H26.3.27	
0.09～0.20	0.09～0.20	0.09～0.18	0.08～0.18	0.08～0.19	－	－	0.08～0.18	
				H23.12.16	H24.1.11	H24.2.22	H24.3.22	
				0.18～0.62	0.16～0.32	0.11～0.24	0.14～0.29	
H24.8.30	H24.9.26	H24.10.25	H24.11.27	H24.12.27	－	－	H25.3.25	
0.14～0.25	0.14～0.26	0.14～0.26	0.14～0.22	0.13～0.20	－	－	0.15～0.22	
H25.8.26	H25.9.25	H25.10.24	H25.11.25	H25.12.24	－	－	H26.3.25	
0.06～0.19	0.06～0.19	0.05～0.18	0.06～0.20	0.06～0.17	－	－	0.06～0.17	
				H23.12.16	H24.1.11	H24.2.22	H24.3.22	
				0.17～0.29	0.15～0.33	0.12～0.16	0.16～0.24	
H24.8.30	H24.9.26	H24.10.25	H24.11.27	H24.12.27	－	－	H25.3.25	
0.14～0.26	0.14～0.28	0.15～0.26	0.14～0.22	0.13～0.19	－	－	0.14～0.26	
H25.8.26	H25.9.25	H25.10.24	H25.11.25	H25.12.24	－	－	H26.3.25	
0.11～0.20	0.11～0.20	0.11～0.19	0.11～0.20	0.11～0.19	－	－	0.11～0.17	
				H23.12.19	－	H24.2.6	H24.3.6	
				0.09～0.21	－	0.07～0.19	0.08～0.23	
H24.8.7	H24.9.4	H24.10.2	H24.11.7	H24.12.5	－	－	H25.3.12	
0.08～0.15	0.08～0.15	0.08～0.16	0.08～0.16	0.07～0.19	－	－	0.08～0.18	
H25.8.5	H25.9.11	H25.10.8	H25.11.6	H25.12.3	－	－	H26.3.11	
0.06～0.14	0.07～0.15	0.07～0.17	0.07～0.17	0.07～0.14	－	－	0.07～0.14	
				H23.12.8	H24.1.18	H24.2.13	H24.3.13	
				0.09～0.15	0.09～0.15	0.09～0.15	0.10～0.13	
H24.8.20	H24.9.18	H24.10.16	H24.11.15	H24.12.17	－	－	H25.3.19	
0.09～0.13	0.08～0.13	0.08～0.13	0.08～0.13	0.08～0.12	－	－	0.08～0.13	
H25.8.21	H25.9.18	H25.10.17	H25.11.13	H25.12.11	－	－	H26.3.6	
0.06～0.09	0.07～0.12	0.07～0.10	0.07～0.11	0.07～0.12	－	－	0.07～0.12	
				H23.12.7	H24.1.30	H24.2.16	H24.3.12	
				0.09～0.25	0.12～0.23	0.08～0.21	0.09～0.22	
H24.8.9	H24.9.10	H24.10.10	H24.11.8	H24.12.10	－	－	H25.3.6	
0.09～0.23	0.08～0.21	0.08～0.23	0.08～0.25	0.08～0.22	－	－	0.08～0.22	
H25.8.7	H25.9.10	H25.10.10	H25.11.8	H25.12.5	－	－	H26.3.10	
0.07～0.17	0.06～0.18	0.06～0.18	0.06～0.19	0.07～0.17	－	－	0.06～0.18	
				H23.12.5	H24.1.5	H24.2.17	H24.3.15	
				0.12～0.14	0.10～0.12	0.05～0.10	0.07～0.11	
H24.8.17	H24.9.10	H24.10.19	H24.11.20	H24.12.20	－	－	H25.3.21	
0.09～0.12	0.07～0.12	0.09～0.11	0.09～0.11	0.08～0.10	－	－	0.07～0.11	
H25.8.20	H25.9.17	H25.10.18	H25.11.19	H25.12.18	－	－	H26.3.20	
0.08～0.10	0.07～0.09	0.07～0.09	0.07～0.09	0.07～0.09	－	－	0.07～0.10	
				H23.12.12	H24.1.16	H24.2.13	H24.3.12	
				0.02～0.08	0.07～0.26	0.06～0.17	0.07～0.16	
H24.8.10	H24.9.13	H24.10.11	H24.11.13	H24.12.13	－	－	H25.3.12	
0.07～0.18	0.07～0.19	0.07～0.19	0.07～0.18	0.07～0.19	－	－	0.08～0.17	
H25.8.8	H25.9.12	H25.10.8	H25.11.14	H25.12.12	－	－	H26.3.10	
0.07～0.16	0.07～0.16	0.06～0.15	0.07～0.15	0.06～0.18	－	－	0.06～0.14	
				H23.12.1	H24.1.18	H24.2.9	H24.3.6	
				0.09～0.15	0.09～0.14	0.08～0.14	0.07～0.15	
H24.8.8	H24.9.5	H24.10.10	H24.11.20	H24.12.11	－	－	H25.3.11	
0.08～0.13	0.08～0.14	0.08～0.13	0.08～0.13	0.08～0.13	－	－	0.07～0.12	
H25.8.23	H25.9.19	H25.10.18	H25.11.20	H25.12.24	－	－	H26.3.17	
0.06～0.11	0.06～0.10	0.06～0.10	0.07～0.11	0.06～0.10	－	－	0.06～0.09	

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
大槌高等学校	大槌町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.17	H24.6.27	H24.7.26
						測定値	0.07～0.11	0.07～0.12	0.07～0.12	0.08～0.10
					平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.22	H25.6.25	H25.7.23
						測定値	0.04～0.07	0.05～0.08	0.04～0.08	0.05～0.06
山田高等学校	山田町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.11	H24.5.16	H24.6.6	H24.7.12
						測定値	0.08～0.15	0.09～0.14	0.07～0.12	0.07～0.13
					平成25年度	測定日	H25.4.4	H25.5.23	H25.6.20	H25.7.18
						測定値	0.07～0.11	0.08～0.12	0.08～0.11	0.08～0.11
花巻清風支援学校	花巻市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.24	H24.5.24	H24.6.20	H24.7.24
						測定値	0.04～0.05	0.04～0.07	0.04～0.06	0.03～0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.22	H25.5.24	H25.6.25	H25.7.24
						測定値	0.04～0.06	0.05～0.06	0.05～0.07	0.05～0.06
前沢明峰支援学校	奥州市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12	H24.5.16	H24.6.14	H24.7.11
						測定値	0.14～0.54	0.13～0.51	0.13～0.53	0.14～0.43
					平成25年度	測定日	H25.4.11	H25.5.14	H25.6.13	H25.7.11
						測定値	0.10～0.39	0.09～0.40	0.08～0.31	0.08～0.33
一関清明支援学校	一関市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.13	H24.5.22	－	H24.7.17
						測定値	0.14～0.55	0.08～0.64	－	0.14～0.50
					平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.15	H25.6.19	H25.7.16
						測定値	0.05～0.44	0.05～0.41	0.06～0.43	0.05～0.45
同上　山目校舎	一関市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.13	H24.5.21	H24.6.15	H24.7.17
						測定値	0.11～0.35	0.16～0.24	0.17～0.40	0.14～0.24
					平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.15	H25.6.19	H25.7.16
						測定値	0.12～0.21	0.13～0.25	0.10～0.19	0.12～0.25
気仙光陵支援学校	大船渡市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.16	H24.6.15	H24.7.17
						測定値	0.13～0.54	0.12～0.52	0.12～0.45	0.12～0.51
					平成25年度	測定日	H25.4.12	H25.5.14	H25.6.11	H25.7.12
						測定値	0.11～0.42	0.10～0.41	0.10～0.38	0.10～0.37
釜石祥雲支援学校	釜石市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.25	H24.5.23	H24.6.19	H24.7.18
						測定値	0.09～0.12	0.08～0.12	0.10～0.12	0.09～0.12
					平成25年度	測定日	H25.4.23	H25.5.2	H25.6.5	H25.7.3
						測定値	0.09～0.11	0.08～0.12	0.08～0.11	0.07～0.11
盛岡第一高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.17	H24.5.18	H24.6.18	H24.7.18
						測定値	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.17	H25.5.20	H25.6.17	H25.7.16
						測定値	0.04～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.05
盛岡第二高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12	H24.5.15	H24.6.13	H24.7.12
						測定値	0.04～0.06	0.05～0.07	0.05～0.08	0.06～0.07
					平成25年度	測定日	H25.4.12	H25.5.15	H25.6.12	H25.7.10
						測定値	0.05～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06
盛岡第三高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.18	H24.5.21	H24.6.19	H24.7.19
						測定値	0.03～0.06	0.04～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.19	H25.5.21	H25.6.18	H25.7.17
						測定値	0.03～0.06	0.04～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05
盛岡第四高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.2	H24.6.4	H24.7.3
						測定値	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.08	0.04～0.07
					平成25年度	測定日	H25.4.3	H25.5.2	H25.6.3	H25.7.1
						測定値	0.04～0.07	0.03～0.06	0.03～0.08	0.04～0.07

測定値単位：μ Sv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
				H23.12.14	H24.1.25	H24.2.21	H24.3.28	
				0.09～0.13	0.07～0.11	0.07～0.09	0.08～0.11	
H24.8.29	H24.9.19	H24.10.26	H24.11.21	H24.12.20	－	－	H25.3.14	
0.08～0.11	0.07～0.11	0.07～0.12	0.07～0.11	0.08～0.11	－	－	0.06～0.11	
H25.8.26	H25.9.24	H25.10.22	H25.11.27	H25.12.18	－	－	H26.3.19	
0.07～0.11	0.05～0.07	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.07	－	－	0.04～0.06	
				H23.12.15	H24.1.19	H24.2.6	H24.3.6	
				0.08～0.15	0.10～0.18	0.08～0.13	0.08～0.15	
H24.8.8	H24.9.5	H24.10.5	H24.11.12	H24.12.11	－	－	H25.3.13	
0.08～0.12	0.08～0.12	0.08～0.12	0.08～0.12	0.08～0.12	－	－	0.08～0.12	
H25.8.28	H25.9.19	H25.10.18	H25.11.15	H25.12.13	－	－	H26.3.17	
0.07～0.11	0.08～0.10	0.07～0.11	0.07～0.11	0.08～0.10	－	－	0.06～0.10	
				H23.12.9	H24.1.12	H24.2.21	H24.3.23	
				0.06～0.09	0.05～0.07	0.02～0.03	0.03～0.05	
H24.8.23	H24.9.24	H24.10.22	H24.11.21	H24.12.25	－	－	H25.3.25	
0.04～0.05	0.05～0.06	0.04～0.06	0.05～0.06	0.06～0.07	－	－	0.04～0.06	
H25.8.28	H25.9.25	H25.10.22	H25.11.25	H25.12.25	－	－	H26.3.24	
0.04～0.06	0.05～0.06	0.05～0.06	0.04～0.06	0.03～0.06	－	－	0.02～0.05	
				H23.12.6	H24.1.11	H24.2.9	H24.3.9	
				0.17～0.54	0.11～0.57	0.09～0.42	0.15～0.5	
H24.8.9	H24.9.13	H24.10.12	H24.11.13	H24.12.13	－	－	H25.3.13	
0.14～0.45	0.12～0.44	0.13～0.42	0.14～0.41	0.11～0.41	－	－	0.11～0.41	
H25.8.15	H25.9.12	H25.10.15	H25.11.14	H25.12.12	－	－	H26.3.14	
0.08～0.34	0.07～0.33	0.07～0.32	0.07～0.31	0.08～0.33	－	－	0.07～0.32	
						H24.2.27	H24.3.14	
						0.07～0.52	0.08～0.55	
H24.8.21	H24.9.14	H24.10.15	H24.11.19	－	－	－	H25.3.14	
0.14～0.48	0.13～0.44	0.14～0.53	0.09～0.50	－	－	－	0.11～0.55	
H25.8.20	H25.9.18	H25.10.18	H25.11.16	H25.12.13	－	－	H26.3.18	
0.05～0.45	0.06～0.33	0.05～0.31	0.05～0.31	0.05～0.32	－	－	0.05～0.27	
						H24.2.27	H24.3.14	
						0.11～0.29	0.12～0.33	
H24.8.21	H24.9.14	H24.10.15	H24.11.19	－	－	－	H25.3.14	
0.13～0.28	0.14～0.30	0.15～0.26	0.13～0.23	－	－	－	0.13～0.28	
H25.8.20	H25.9.18	H25.10.18	H25.11.15	H25.12.13	－	－	H26.3.18	
0.12～0.20	0.12～0.21	0.11～0.23	0.11～0.19	0.11～0.21	－	－	0.10～0.19	
				H23.12.27	H24.1.31	H24.2.29	H24.3.9	
				0.15～0.55	0.09～0.51	0.11～0.42	0.13～0.54	
H24.8.21	H24.9.25	H24.10.16	H24.11.16	H24.12.18	－	－	H25.3.12	
0.13～0.51	0.13～0.53	0.12～0.53	0.11～0.45	0.11～0.45	－	－	0.11～0.43	
H25.8.9	H25.9.10	H25.10.8	H25.11.8	H25.12.10	－	－	H26.3.11	
0.09～0.40	0.10～0.40	0.10～0.39	0.09～0.33	0.09～0.37	－	－	0.07～0.31	
				H23.12.12	H24.1.19	H24.2.15	H24.3.23	
				0.02～0.12	0.10～0.12	0.10～0.11	0.09～0.12	
H24.8.27	H24.9.20	H24.10.22	H24.11.22	H24.12.14	－	－	H25.3.19	
0.07～0.12	0.08～0.12	0.09～0.12	0.09～0.12	0.08～0.12	－	－	0.08～0.10	
H25.8.2	H25.9.11	H25.10.9	H25.11.12	H25.12.10	－	－	H26.3.3	
0.08～0.11	0.08～0.10	0.08～0.10	0.08～0.10	0.08～0.11	－	－	0.08～0.09	
						H24.2.20	H24.3.9	
						0.03～0.06	0.04～0.06	
H24.8.20	H24.9.18	H24.10.17	H24.11.15	H24.12.17	－	－	H25.3.18	
0.03～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.07	0.04～0.06	－	－	0.03～0.06	
H25.8.20	H25.9.18	H25.10.18	H25.11.18	H25.12.16	－	－	H26.3.18	
0.04～0.07	0.03～0.06	0.03～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	－	－	0.05～0.06	
						H24.2.15	H24.3.14	
						0.03～0.07	0.04～0.07	
H24.8.10	H24.9.12	H24.10.12	H24.11.12	H24.12.12	－	－	H25.3.13	
0.03～0.04	0.04～0.05	0.04～0.07	0.05～0.07	0.04～0.06	－	－	0.04～0.06	
H25.8.9	H25.9.12	H25.10.15	H25.11.13	H25.12.11	－	－	H26.3.13	
0.05～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.05	－	－	0.03～0.04	
						H24.2.21	H24.3.21	
						0.03～0.05	0.03～0.06	
H24.8.21	H24.9.19	H24.10.18	H24.11.16	H24.12.18	－	－	H25.3.19	
0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.06	－	－	0.03～0.05	
H25.8.21	H25.9.19	H25.10.21	H25.11.19	H25.12.17	－	－	H26.3.19	
0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.04～0.05	0.03～0.04	－	－	0.03～0.05	
						H24.2.6	H24.3.5	
						0.03～0.08	0.04～0.08	
H24.8.1	H24.9.3	H24.10.2	H24.11.1	H24.12.3	－	－	H25.3.4	
0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.09	0.04～0.08	0.04～0.07	－	－	0.03～0.06	
H25.7.31	H25.9.3	H25.10.3	H25.11.1	H25.12.2	－	－	H26.3.4	
0.03～0.07	0.04～0.07	0.04～0.09	0.04～0.07	0.03～0.08	－	－	0.03～0.09	

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
盛岡北高等学校	滝沢市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.18	H24.5.16	−	H24.7.17
						測定値	0.04〜0.06	0.05〜0.06	−	0.04〜0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.23	H25.5.21	H25.6.19	H25.7.17
						測定値	0.04〜0.06	0.02〜0.04	0.05〜0.06	0.03〜0.06
盛岡南高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.6	H24.5.9	H24.6.7	H24.7.6
						測定値	0.03〜0.07	0.03〜0.06	0.03〜0.07	0.03〜0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.8	H25.5.9	H25.6.6	H25.7.4
						測定値	0.04〜0.06	0.03〜0.06	0.03〜0.05	0.03〜0.06
杜陵高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.16	H24.5.17	H24.6.15	H24.7.17
						測定値	0.04〜0.06	0.04〜0.06	0.04〜0.06	0.04〜0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.16	H25.5.17	H25.6.14	H25.7.12
						測定値	0.03〜0.06	0.04〜0.06	0.04〜0.06	0.06〜0.08
盛岡農業高等学校	滝沢市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.23	H24.5.23	H24.6.21	H24.7.23
						測定値	0.05〜0.08	0.05〜0.10	0.08〜0.16	0.06〜0.13
					平成25年度	測定日	H25.4.22	H25.5.23	H25.6.20	H25.7.19
						測定値	0.06〜0.14	0.06〜0.14	0.05〜0.12	0.06〜0.13
盛岡工業高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.9	H24.5.10	H24.6.8	H24.7.19
						測定値	0.05〜0.06	0.04〜0.06	0.05〜0.06	0.04〜0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.10	H25.6.10	H25.7.5
						測定値	0.05〜0.06	0.05〜0.07	0.04〜0.06	0.05〜0.06
盛岡商業高等学校	盛岡市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.11	H24.5.14	H24.6.12	H24.7.11
						測定値	0.04〜0.08	0.04〜0.07	0.04〜0.06	0.03〜0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.11	H25.5.14	H25.6.11	H25.7.9
						測定値	0.04〜0.07	0.04〜0.06	0.04〜0.05	0.04〜0.06
沼宮内高等学校	岩手町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.25	H24.5.28	H24.6.26	H24.7.26
						測定値	0.05〜0.07	0.05〜0.07	0.05〜0.07	0.05〜0.07
					平成25年度	測定日	H25.4.25	H25.5.28	H25.6.25	H25.7.24
						測定値	0.04〜0.06	0.04〜0.06	0.04〜0.06	0.04〜0.07
葛巻高等学校	葛巻町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.26	H24.5.29	H24.6.27	H24.7.27
						測定値	0.03〜0.08	0.05〜0.08	0.04〜0.08	0.04〜0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.26	H25.5.29	H25.6.26	H25.7.25
						測定値	0.05〜0.10	0.04〜0.09	0.05〜0.08	0.05〜0.09
平舘高等学校	八幡平市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.24	H24.5.25	H24.6.22	H24.7.25
						測定値	0.02〜0.03	0.03〜0.04	0.04〜0.05	0.04〜0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.23	H25.5.24	H25.6.21	H25.7.22
						測定値	0.02〜0.05	0.01〜0.02	0.01〜0.02	0.02〜0.03
雫石高等学校	雫石町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.17	−	H24.7.20
						測定値	0.03〜0.06	0.04〜0.06	−	0.03〜0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.25	H25.5.23	H25.6.20	H25.7.19
						測定値	0.03〜0.06	0.03〜0.06	0.04〜0.06	0.03〜0.05
宮古高等学校	宮古市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.10	H24.5.17	H24.6.14	H24.7.5
						測定値	0.07〜0.10	0.07〜0.10	0.06〜0.10	0.07〜0.10
					平成25年度	測定日	H25.4.1	H25.5.17	H25.6.17	H25.7.3
						測定値	0.06〜0.09	0.06〜0.10	0.06〜0.10	0.05〜0.09
宮古北高等学校	宮古市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.6	H24.5.18	H24.6.12	H24.7.10
						測定値	0.07〜0.11	0.08〜0.10	0.08〜0.10	0.08〜0.11
					平成25年度	測定日	H25.4.8	H25.5.27	H25.6.24	H25.7.22
						測定値	0.07〜0.08	0.07〜0.08	0.07〜0.08	0.06〜0.10

測定値単位：μSv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
						H24.2.14	H24.3.14	
						0.03～0.05	0.04～0.06	
H24.8.22	H24.9.20	H24.10.17	H24.11.28	H24.12.19	－	－	H25.3.21	
0.04～0.05	0.04～0.06	0.04～0.06	0.03～0.06	0.03～0.05	－	－	0.02～0.03	
H25.8.22	H25.9.19	H25.10.17	H25.11.19	H25.12.18	－	－	H26.3.19	
0.04～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	－	－	0.03～0.05	
						H24.2.9	H24.3.8	
						0.02～0.04	0.02～0.06	
H24.8.6	H24.9.6	H24.10.5	H24.11.6	H24.12.6	－	－	H25.3.7	
0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.04～0.06	－	－	0.02～0.05	
H25.8.5	H25.9.6	H25.10.8	H25.11.7	H25.12.5	－	－	H26.3.6	
0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	－	－	0.03～0.05	
				H23.12.2	H24.1.10	H24.2.16	H24.3.16	
				0.04～0.07	0.03～0.06	0.03～0.05	0.05～0.06	
H24.8.17	H24.9.14	H24.10.16	H24.11.14	H24.12.14	－	－	H25.3.15	
0.05～0.06	0.04～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	－	－	0.04～0.06	
H25.8.19	H25.9.17	H25.10.17	H25.11.15	H25.12.13	－	－	H26.3.17	
0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	0.06～0.07	－	－	0.03～0.05	
						H24.2.24	H24.3.26	
						0.02～0.04	0.05～0.09	
H24.8.23	H24.9.24	H24.10.23	H24.11.21	H24.12.20	－	－	H25.3.25	
0.06～0.12	0.06～0.12	0.05～0.10	0.06～0.13	0.05～0.10	－	－	0.05～0.10	
H25.8.23	H25.9.24	H25.10.23	H25.11.21	H25.12.19	－	－	H26.3.24	
0.05～0.11	0.06～0.12	0.06～0.13	0.06～0.14	0.04～0.07	－	－	0.02～0.05	
						H24.2.10	H24.3.9	
						0.03～0.05	0.03～0.06	
H24.8.7	H24.9.7	H24.10.5	H24.11.7	H24.12.7	－	－	H25.3.8	
0.04～0.06	0.05～0.07	0.05～0.07	0.04～0.06	0.05～0.07	－	－	0.04～0.06	
H25.8.6	H25.9.9	H25.10.9	H25.11.8	H25.12.6	－	－	H26.3.10	
0.05～0.07	0.05～0.06	0.04～0.06	0.05～0.07	0.04～0.06	－	－	0.05～0.06	
						H24.2.14	H24.3.12	
						0.02～0.05	0.03～0.07	
H24.8.9	H24.9.11	H24.10.11	H24.11.9	H24.12.11	－	－	H25.3.12	
0.05～0.07	0.03～0.07	0.04～0.06	0.04～0.07	0.03～0.07	－	－	0.03～0.07	
H25.8.6	H25.9.11	H25.10.10	H25.11.12	H25.12.10	－	－	H26.3.12	
0.04～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	－	－	0.03～0.05	
			H23.11.29	－	－	H24.2.28	H24.3.28	
			0.06～0.15	－	－	0.03～0.06	0.04～0.07	
H24.8.28	H24.9.26	H24.10.25	H24.11.26	H24.12.26	－	－	H25.3.27	
0.04～0.07	0.05～0.07	0.05～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06	－	－	0.04～0.07	
H25.8.28	H25.9.27	H25.10.28	H25.11.26	H25.12.25	－	－	H26.3.27	
0.05～0.07	0.05～0.06	0.04～0.07	0.05～0.08	0.03～0.05	－	－	0.04～0.06	
						－	H24.3.29	
						－	0.05～0.07	
H24.8.29	H24.9.27	H24.10.26	H24.11.27	H24.12.27	－	－	H25.3.28	
0.04～0.08	0.05～0.08	0.05～0.09	0.07～0.10	0.05～0.08	－	－	0.04～0.09	
H25.8.29	H25.9.30	H25.10.29	H25.11.27	H25.12.26	－	－	H26.3.28	
0.04～0.09	0.04～0.09	0.04～0.08	0.04～0.08	0.03～0.07	－	－	0.04～0.06	
				H23.12.9		H24.2.27	H24.3.27	
				0.03～0.05		0.02～0.03	0.03～0.05	
H24.8.27	H24.9.25	H24.10.24	H24.11.22	H24.12.25	－	－	H25.3.26	
0.03～0.05	0.04～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.04～0.06	－	－	0.03～0.05	
H25.8.27	H25.9.25	H25.10.24	H25.11.22	H25.12.24	－	－	H26.3.25	
0.02～0.04	0.02～0.03	0.02～0.03	0.03～0.04	0.02～0.03	－	－	0.01～0.02	
						H24.2.16	H24.3.15	
						0.02～0.05	0.04～0.06	
H24.8.23	H24.9.21	H24.10.18	H24.11.30	H24.12.20	－	－	H25.3.22	
0.03～0.05	0.05～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	－	－	0.03～0.05	
H25.8.26	H25.9.25	H25.10.22	H25.11.21	H25.12.24	－	－	－	
0.03～0.07	0.04～0.05	0.04～0.06	0.03～0.06	0.04～0.04	－	－	－	
				H23.12.14	H24.1.18	H24.2.9	H24.3.7	
				0.07～0.09	0.07～0.09	0.07～0.09	0.06～0.11	
H24.8.7	H24.9.7	H24.10.15	H24.11.7	H24.12.4	－	－	H25.3.5	
0.06～0.08	0.06～0.10	0.06～0.09	0.06～0.08	0.07～0.09	－	－	0.06～0.09	
H25.8.23	H25.9.17	H25.10.15	H25.11.12	H25.12.10	－	－	H26.3.11	
0.07～0.11	0.06～0.08	0.07～0.10	0.07～0.09	0.07～0.09	－	－	0.05～0.09	
				H23.12.12	H24.1.16	H24.2.14	H24.3.8	
				0.08～0.10	0.08～0.10	0.09～0.11	0.07～0.10	
H24.8.6	H24.9.13	H24.10.11	H24.11.13	H24.12.6	－	－	H25.3.7	
0.08～0.10	0.08～0.10	0.08～0.10	0.08～0.09	0.07～0.10	－	－	0.07～0.09	
H25.8.29	H25.9.24	H25.10.22	H25.11.19	H25.12.17	－	－	H26.3.18	
0.07～0.08	0.07～0.08	0.07～0.08	0.07～0.08	0.07～0.08	－	－	0.07～0.07	

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
宮古工業高等学校	宮古市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.10	H24.5.14	H24.6.5	H24.7.4
						測定値	0.06～0.09	0.06～0.09	0.06～0.09	0.06～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.4	H25.5.21	H25.6.19	H25.7.17
						測定値	0.05～0.09	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08
宮古商業高等学校	宮古市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.5	H24.5.10	H24.6.8	H24.7.11
						測定値	0.05～0.09	0.05～0.08	0.04～0.08	0.05～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.2	H25.5.20	H25.6.18	H25.7.3
						測定値	0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.08
宮古水産高等学校	宮古市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.10	H24.5.15	H24.6.15	H24.7.13
						測定値	0.06～0.11	0.06～0.12	0.06～0.12	0.06～0.12
					平成25年度	測定日	H25.4.10	H25.5.28	H25.6.25	H25.7.23
						測定値	0.05～0.11	0.06～0.11	0.06～0.11	0.06～0.11
岩泉高等学校	岩泉町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.9	H24.5.9	H24.6.13	H24.7.9
						測定値	0.05～0.14	0.04～0.13	0.04～0.14	0.04～0.14
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.29	H25.6.26	H25.7.5
						測定値	0.04～0.12	0.04～0.13	0.05～0.13	0.05～0.12
岩泉高等学校田野畑校	田野畑村	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	−	−	−	−
						測定値	−	−	−	−
					平成25年度	測定日	−	−	−	−
						測定値	−	−	−	−
久慈高等学校	久慈市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.2	H24.6.4	H24.7.3
						測定値	0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.2	H25.5.2	H25.6.4	H25.7.2
						測定値	0.07～0.10	0.06～0.10	0.07～0.10	0.07～0.10
久慈高等学校長内校	久慈市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.2	H24.6.4	H24.7.3
						測定値	0.08～0.10	0.07～0.09	0.08～0.09	0.08～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.2	H25.5.2	H25.6.4	H25.7.2
						測定値	0.08～0.10	0.07～0.09	0.07～0.10	0.08～0.10
久慈東高等学校	久慈市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.2	H24.6.4	H24.7.3
						測定値	0.07～0.10	0.06～0.09	0.06～0.09	0.06～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.2	H25.5.2	H25.6.5	H25.7.2
						測定値	0.06～0.10	0.06～0.08	0.06～0.09	0.06～0.08
久慈工業高等学校	野田村	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.2	H24.5.1	H24.6.1	H24.7.2
						測定値	0.04～0.11	0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.11
					平成25年度	測定日	H25.4.1	H25.5.1	H25.6.3	H25.7.1
						測定値	0.06～0.11	0.06～0.10	0.06～0.10	0.07～0.10
種市高等学校	洋野町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.4	H24.5.8	H24.6.6	H24.7.4
						測定値	0.05～0.07	0.05～0.07	0.04～0.07	0.05～0.07
					平成25年度	測定日	H25.4.3	H25.5.9	H25.6.7	H25.7.3
						測定値	0.04～0.08	0.05～0.07	0.04～0.07	0.04～0.07
大野高等学校	洋野町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.6	H24.5.9	H24.6.8	H24.7.5
						測定値	0.03～0.26	0.05～0.09	0.04～0.05	0.04～0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.4	H25.5.10	H25.6.10	H25.7.5
						測定値	0.03～0.05	0.05～0.08	0.05～0.07	0.03～0.05
軽米高等学校	軽米町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.10	H24.5.10	H24.6.12	H24.7.6
						測定値	0.04～0.08	0.04～0.08	0.03～0.05	0.04～0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.5	H25.5.14	H25.6.11	H25.7.8
						測定値	0.03～0.05	0.04～0.08	0.05～0.08	0.03～0.04

測定値単位: μ Sv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
				H23.12.15	H24.1.17	H24.2.6	H24.3.6	
				0.08～0.10	0.06～0.08	0.06～0.07	0.05～0.08	
H24.8.1	H24.9.6	H24.10.15	H24.11.16	H24.12.12	－	－	H25.3.12	
0.06～0.08	0.06～0.09	0.05～0.08	0.04～0.06	0.06～0.08	－	－	0.05～0.08	
H25.8.27	H25.9.18	H25.10.17	H25.11.14	H25.12.12	－	－	H26.3.13	
0.06～0.09	0.05～0.08	0.04～0.08	0.06～0.09	0.06～0.09	－	－	0.04～0.07	
				H23.12.5	H24.1.19	H24.2.10	－	
				0.05～0.08	0.05～0.09	0.05～0.09	－	
H24.8.3	H24.9.3	H24.10.15	H24.11.27	H24.12.14	－	－	H25.3.11	
0.05～0.08	0.03～0.08	0.05～0.08	0.04～0.08	0.05～0.08	－	－	0.04～0.09	
H25.8.22	H25.9.18	H25.10.15	H25.11.13	H25.12.11	－	－	H26.3.12	
0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.08	－	－	0.04～0.08	
				H23.12.16	H24.1.20	H24.2.14	H24.3.13	
				0.06～0.11	0.06～0.11	0.05～0.12	0.06～0.11	
H24.8.13	H24.9.10	H24.10.15	H24.11.16	H24.12.10	－	－	H25.3.14	
0.06～0.11	0.07～0.12	0.06～0.11	0.06～0.11	0.06～0.11	－	－	0.07～0.12	
H25.8.22	H25.9.25	H25.10.15	H25.11.20	H25.12.18	－	－	H26.3.13	
0.06～0.11	0.06～0.11	0.06～0.11	0.06～0.12	0.06～0.11	－	－	0.05～0.10	
				H23.12.13	H24.1.16	H24.2.8	H24.3.12	
				0.04～0.13	0.04～0.13	0.04～0.13	0.04～0.14	
H24.8.9	H24.9.11	H24.10.12	H24.11.8	H24.12.7	－	－	H25.3.8	
0.04～0.13	0.05～0.13	0.04～0.12	0.04～0.12	0.04～0.12	－	－	0.05～0.12	
H25.8.30	H25.9.26	H25.10.25	H25.11.21	H25.12.24	－	－	H26.3.19	
0.05～0.13	0.04～0.11	0.05～0.12	0.04～0.12	0.04～0.11	－	－	0.03～0.10	
				H23.12.13	H24.1.16	H24.2.8	H24.3.12	H24.3閉校
				0.07～0.09	0.07～0.10	0.06～0.09	0.06～0.09	
－	－	－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	－	－	
					H24.1.23	H24.2.2	H24.3.5	
					0.06～0.10	0.07～0.09	0.05～0.08	
H24.8.2	H24.9.4	H24.10.2	H24.11.2	H24.12.5	－	－	H25.3.4	
0.07～0.09	0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.10	－	－	0.06～0.09	
H25.8.1	H25.9.4	H25.10.2	H25.11.5	H25.12.4	－	－	H26.3.4	
0.06～0.09	0.07～0.09	0.07～0.09	0.07～0.10	0.07～0.10	－	－	0.06～0.08	
					H24.1.23	H24.2.2	H24.3.5	
					0.08～0.10	0.06～0.09	0.05～0.09	
H24.8.2	H24.9.4	H24.10.2	H24.11.2	H24.12.5	－	－	H25.3.4	
0.07～0.09	0.08～0.09	0.06～0.10	0.08～0.11	0.08～0.10	－	－	0.07～0.10	
H25.8.1	H25.9.4	H25.10.3	H25.11.5	H25.12.4	－	－	H26.3.4	
0.07～0.09	0.07～0.09	0.07～0.09	0.08～0.10	0.08～0.09	－	－	0.05～0.08	
				H23.12.22	H24.1.20	H24.2.3	H24.3.7	
				0.02～0.06	0.07～0.10	0.06～0.09	0.06～0.09	
H24.8.3	H24.9.4	H24.10.2	H24.11.2	H24.12.5	－	－	H25.3.4	
0.06～0.09	0.06～0.10	0.06～0.09	0.06～0.08	0.06～0.11	－	－	0.06～0.09	
H25.8.2	H25.9.4	H25.10.3	H25.11.5	H25.12.4	－	－	H26.3.4	
0.06～0.09	0.06～0.09	0.06～0.09	0.06～0.09	0.06～0.09	－	－	0.04～0.08	
				H23.12.8	H24.1.13	H24.2.1	H24.3.2	
				0.07～0.11	0.07～0.11	0.07～0.11	0.05～0.08	
H24.8.1	H24.9.3	H24.10.1	H24.11.1	H24.12.3	－	－	H25.3.1	
0.07～0.10	0.06～0.09	0.07～0.10	0.08～0.11	0.07～0.11	－	－	0.04～0.10	
H25.8.1	H25.9.3	H25.10.1	H25.11.1	H25.12.3	－	－	H26.3.3	
0.06～0.10	0.06～0.09	0.06～0.10	0.07～0.10	0.06～0.10	－	－	0.03～0.08	
				H23.12.15	H24.1.27	H24.2.6	H24.3.8	
				0.05～0.09	0.05～0.08	0.04～0.07	0.04～0.06	
H24.8.7	H24.9.6	H24.10.3	H24.11.5	H24.12.6			H25.3.5	
0.04～0.07	0.05～0.07	0.04～0.08	0.04～0.07	0.06～0.08	－	－	0.04～0.07	
H25.8.5	H25.9.5	H25.10.4	H25.11.6	H25.12.6	－	－	H26.3.5	
0.04～0.07	0.04～0.08	0.04～0.07	0.05～0.06	0.05～0.07	－	－	0.04～0.06	
				H23.12.2	H24.1.18	H24.2.7	H24.3.9	
				0.06～0.09	0.05～0.09	0.05～0.08	0.04～0.07	
H24.8.9	H24.9.6	H24.10.5	H24.11.7	H24.12.7	－	－	H25.3.6	
0.05～0.07	0.05～0.07	0.05～0.07	0.06～0.06	0.04～0.07	－	－	0.02～0.03	
H25.8.6	H25.9.6	H25.10.7	H25.11.7	H25.12.9	－	－	H26.3.6	
0.03～0.04	0.02～0.04	0.03～0.05	0.03～0.05	0.04～0.05	－	－	0.03～0.03	
				H23.12.26	H24.1.30	H24.2.8	H24.3.13	
				0.04～0.07	0.05～0.07	0.02～0.05	0.03～0.08	
H24.8.10	H24.9.7	H24.10.6	H24.11.8	H24.12.10	－	－	H25.3.11	
0.05～0.07	0.04～0.08	0.05～0.08	0.05～0.09	0.04～0.08	－	－	0.02～0.04	
H25.8.7	H25.9.10	H25.10.8	H25.11.11	H25.12.10	－	－	H26.3.10	
0.03～0.05	0.02～0.05	0.03～0.05	0.04～0.05	0.03～0.05	－	－	0.02～0.04	

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
伊保内高等学校	九戸村	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.11	H24.5.11	H24.6.13	H24.7.9
						測定値	0.06～0.08	0.05～0.07	0.05～0.07	0.06～0.10
					平成25年度	測定日	H25.4.6	H25.5.15	H25.6.12	H25.7.9
						測定値	0.05～0.07	0.06～0.07	0.06～0.09	0.06～0.07
福岡高等学校	二戸市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12	H24.5.14	H24.6.14	H24.7.10
						測定値	0.03～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.16	H25.6.12	H25.7.11
						測定値	0.03～0.05	0.05～0.06	0.03～0.06	0.03～0.04
福岡高等学校浄法寺校	二戸市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12	H24.5.14	H24.6.14	H24.7.10
						測定値	0.04～0.05	0.04～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.9	H25.5.16	H25.6.13	H25.7.11
						測定値	0.03～0.04	0.03～0.05	0.03～0.04	0.05～0.06
福岡工業高等学校	二戸市	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.13	H24.5.14	H24.6.14	H24.7.10
						測定値	0.03～0.05	0.04～0.05	0.04～0.06	0.04～0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.10	H25.5.16	H25.6.18	H25.7.18
						測定値	0.04～0.05	0.05～0.06	0.04～0.06	0.04～0.05
一戸高等学校	一戸町	1回/1月	1m	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.18,21	H24.6.18,20	H24.7.12,13
						測定値	0.03～0.06	0.03～0.06	0.04～0.06	0.02～0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.10,15	H25.5.20	H25.6.24,25	H25.7.24,25
						測定値	0.03～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06	0.04～0.06
盛岡視覚支援学校	盛岡市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.13	H24.5.16	H24.6.14	H24.7.13
						測定値	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.09	0.06～0.08
					平成25年度	測定日	H25.4.15	H25.5.16	H25.6.13	H25.7.11
						測定値	0.06～0.09	0.06～0.09	0.06～0.08	0.07～0.09
盛岡聴覚支援学校	盛岡市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.5	H24.5.8	H24.6.6	H24.7.5
						測定値	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.06	0.04～0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.5	H25.5.8	H25.6.5	H25.7.3
						測定値	0.03～0.07	0.03～0.07	0.03～0.06	0.04～0.06
盛岡となん支援学校	盛岡市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.4	H24.5.7	H24.6.5	H24.7.4
						測定値	0.04～0.06	0.03～0.05	0.03～0.04	0.04～0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.4	H25.5.7	H25.6.4	H25.7.2
						測定値	0.04～0.07	0.04～0.05	0.04～0.06	0.04～0.06
盛岡青松支援学校	盛岡市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.22	H24.6.20	H24.7.20
						測定値	0.06～0.09	0.05～0.09	0.05～0.08	0.05～0.09
					平成25年度	測定日	H25.4.19	H25.5.22	H25.6.19	H25.7.18
						測定値	0.06～0.07	0.05～0.09	0.05～0.08	0.05～0.07
盛岡峰南高等支援学校	盛岡市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.10	H24.5.11	H24.6.8	H24.7.9
						測定値	0.03～0.08	0.03～0.07	0.03～0.07	0.03～0.07
					平成25年度	測定日	H25.4.10	H25.5.13	H25.6.10	H25.7.8
						測定値	0.03～0.07	0.03～0.08	0.03～0.07	0.03～0.07
盛岡みたけ支援学校	滝沢市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.16	H24.5.14	－	H24.7.17
						測定値	0.05～0.14	0.05～0.14	－	0.04～0.12
					平成25年度	測定日	H25.4.23	H25.5.20	H25.6.18	H25.7.17
						測定値	0.04～0.10	0.03～0.09	0.03～0.08	0.04～0.06
盛岡みたけ支援学校（高等部）	盛岡市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.16	H24.5.14	－	H24.7.17
						測定値	0.05～0.07	0.05～0.07	－	0.05～0.06
					平成25年度	測定日	H25.4.22	H25.5.21	H25.6.17	H25.7.16
						測定値	0.04～0.07	0.04～0.05	0.04～0.04	0.05～0.05

測定値単位：μSv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
				H23.12.12	H24.1.17	H24.2.9	H24.3.14	
				0.06～0.10	0.05～0.06	0.04～0.06	0.04～0.05	
H24.8.10	H24.9.10	H24.10.10	H24.11.9	H24.12.11	－	－	H25.3.11	
0.05～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08	－	－	0.05～0.07	
H25.8.7	H25.9.11	H25.10.10	H25.11.12	H25.12.11	－	－	H26.3.11	
0.05～0.06	0.06～0.07	0.06～0.07	0.06～0.07	0.06～0.07	－	－	0.03～0.05	
			H23.11.28	－	H24.1.20	H24.2.10	H24.3.15	
			0.03～0.07	－	0.03～0.06	0.02～0.06	0.03～0.06	
H24.8.10	H24.9.10	H24.10.11	H24.11.12	H24.12.12	－	－	H25.3.12	
0.04～0.06	0.03～0.05	0.04～0.05	0.03～0.06	0.04～0.06	－	－	0.03～0.04	
H25.8.8	H25.9.11	H25.10.11	H25.11.13	H25.12.12	－	－	H26.3.12	
0.04～0.06	0.02～0.05	0.03～0.06	0.03～0.05	0.04～0.05	－	－	0.03～0.05	
			H23.11.29	－	H24.1.20	H24.2.10	H24.3.15	
			0.03～0.06	－	0.02～0.05	0.02～0.04	0.03～0.04	
H24.8.10	H24.9.10	H24.10.11	H24.11.12	H24.12.12	－	－	H25.3.12	
0.03～0.05	0.03～0.04	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	－	－	0.03～0.04	
H25.8.8	H25.9.12	H25.10.11	H25.11.13	H25.12.12	－	－	－	
0.03～0.04	0.03～0.05	0.02～0.04	0.03～0.03	0.04～0.05	－	－	－	
				H23.12.8	H24.1.13	H24.2.9	H24.3.16	
				0.04～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	
H24.8.13	H24.9.11	H24.10.12	H24.11.14	H24.12.13	－	－	H25.3.13	
0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.05	－	－	0.03～0.04	
H25.8.12	H25.9.12	H25.10.15	H25.11.14	H25.12.13	－	－	H26.3.24	
0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	－	－	0.04～0.05	
				H23.12.5	H24.1.11	H24.2.14	H24.3.28	
				0.03～0.07	0.03～0.06	0.03～0.05	0.03～0.06	
H24.8.21	H24.9.20,25	H24.10.18	H24.11.16・21	H24.12.18	－	－	H25.3.19	
0.03～0.06	0.03～0.07	0.03～0.06	0.02～0.06	0.03～0.05	－	－	0.03～0.06	
H25.8.20	H25.9.18	H25.10.17	H25.11.20	H25.12.17	－	－	H26.3.27	
0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05	－	－	0.03～0.05	
					H24.1.17	H24.2.16	H24.3.15	
					0.05～0.08	0.04～0.07	0.06～0.07	
H24.8.16	H24.9.13	H24.10.15	H24.11.13	H24.12.13	－	－	H25.3.14	
0.05～0.07	0.05～0.07	0.06～0.08	0.07～0.09	0.06～0.08	－	－	0.06～0.08	
H25.8.12	H25.9.13	H25.10.17	H25.11.14	H25.12.12	－	－	H26.3.14	
0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.08	0.06～0.09	0.06～0.07	－	－	0.05～0.07	
						H24.2.8	H24.3.7	
						0.01～0.03	0.01～0.02	
H24.8.3	H24.9.5	H24.10.4	H24.11.5	H24.12.5	－	－	H25.3.6	
0.03～0.05	0.03～0.05	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	－	－	0.03～0.05	
H25.8.2	H25.9.5	H25.10.4	H25.11.6	H25.12.3	－	－	H26.3.6	
0.04～0.08	0.03～0.07	0.04～0.07	0.04～0.08	0.03～0.07	－	－	0.04～0.07	
						H24.2.7	H24.3.6	
						0.02～0.06	0.03～0.06	
H24.8.2	H24.9.4	H24.10.3	H24.11.2	H24.12.4	－	－	H25.3.5	
0.04～0.05	0.04～0.06	0.03～0.06	0.04～0.06	0.05～0.06	－	－	0.04～0.06	
H25.8.1	H25.9.4	H25.10.4	H25.11.5	H25.12.3	－	－	H26.3.5	
0.04～0.06	0.04～0.07	0.04～0.07	0.04～0.06	0.03～0.06	－	－	0.04～0.07	
						H24.2.22	H24.3.22	
						0.04～0.1	0.05～0.08	
H24.8.21	H24.9.20	H24.10.19	H24.11.19	H24.12.19	－	－	H25.3.21	
0.04～0.08	0.05～0.07	0.05～0.08	0.05～0.08	0.05～0.08	－	－	0.04～0.07	
H25.8.22	H25.9.20	H25.10.22	H25.11.20	H25.12.18	－	－	H26.3.20	
0.05～0.09	0.05～0.08	0.05～0.08	0.05～0.09	0.04～0.07	－	－	0.05～0.06	
						H24.2.13	H24.3.12	
						0.02～0.06	0.03～0.07	
H24.8.8	H24.9.10	H24.10.10	H24.11.8	H24.12.10	－	－	H25.3.11	
0.03～0.07	0.03～0.07	0.03～0.08	0.04～0.08	0.02～0.06	－	－	0.03～0.07	
H25.8.7	H25.9.10	H25.10.11	H25.11.10	H25.12.9	－	－	H26.3.11	
0.03～0.06	0.03～0.07	0.03～0.06	0.04～0.07	0.03～0.07	－	－	0.02～0.07	
						H24.2.13	H24.3.12	
						0.03～0.11	0.03～0.12	
H24.8.20	H24.9.17	H24.10.15	H24.11.26	H24.12.17	－	－	H25.3.15	
0.04～0.14	0.04～0.14	0.05～0.14	0.05～0.10	0.04～0.13	－	－	0.04～0.12	
H25.8.21	H25.9.19	H25.10.17	H25.11.19	H25.12.18	－	－	H26.3.18	
0.04～0.08	0.04～0.08	0.04～0.10	0.04～0.09	0.04～0.08	－	－	0.03～0.09	
						H24.2.13	H24.3.12	
						0.04～0.05	0.03～0.05	
H24.8.20	H24.9.17	H24.10.15	H24.11.26	H24.12.17	－	－	H25.3.15	
0.05～0.07	0.05～0.07	0.05～0.07	0.05～0.07	0.04～0.06	－	－	0.04～0.06	
H25.8.20	H25.9.18	H25.10.17	H25.11.18	H25.12.17	－	－	H26.3.17	
0.05～0.06	0.05～0.06	0.05～0.06	0.05～0.06	0.05～0.05	－	－	0.04～0.05	

４ 県有施設の放射線量測定状況（年5回以上測定している施設）

施設名	市町村	測定頻度	測定高	測定箇所	測定年度	区分	４月	５月	６月	７月
盛岡みたけ支援学校奥中山校	一戸町	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19	H24.5.18	H24.6.18	H24.7.12
						測定値	0.05～0.06	0.05～0.07	0.03～0.05	0.03～0.05
					平成25年度	測定日	H25.4.12	H25.5.17	H25.6.24	H25.7.22
						測定値	0.03～0.04	0.03～0.06	0.05～0.07	0.03～0.04
宮古恵風支援学校	宮古市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.13	H24.5.8	H24.6.11	H24.7.6
						測定値	0.08～0.13	0.08～0.14	0.08～0.13	0.09～0.14
					平成25年度	測定日	H25.4.5	H25.5.24	H25.6.21	H25.7.19
						測定値	0.08～0.13	0.09～0.13	0.09～0.12	0.08～0.11
久慈拓陽支援学校	久慈市	1回/1月	50cm	校庭、雨どい、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.3	H24.5.7	H24.6.5	H24.7.4
						測定値	0.07～0.09	0.08～0.12	0.08～0.10	0.08～0.10
					平成25年度	測定日	H25.4.3	H25.5.8	H25.6.6	H25.7.3
						測定値	0.08～0.09	0.07～0.09	0.07～0.11	0.07～0.09
イ 社会体育施設、社会教育施設、文化施設										
県営運動公園	盛岡市	1回/2月	1m	児童公園、交通公園、野球場、陸上競技場等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.23		H24.6.20	
						測定値	0.04～0.07		0.02～0.08	
					平成25年度	測定日	H25.4.23		H25.6.26	
						測定値	0.02～0.06		0.04～0.07	
県営体育館	盛岡市	1回/2月	1m	体育館軒下、駐車場等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.26		H24.6.21	
						測定値	0.05～0.06		0.05～0.05	
					平成25年度	測定日	H25.4.18		H25.6.24	
						測定値	0.04～0.06		0.04～0.05	
県営野球場	盛岡市	1回/2月	1m	グラウンド、スタンド、管理棟前駐車場、管理棟前側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.24		H24.6.21	
						測定値	0.03～0.06		0.03～0.05	
					平成25年度	測定日	H25.4.25		H25.6.24	
						測定値	0.03～0.05		0.03～0.05	
県営武道館	盛岡市	1回/2月	1m	駐車場、道場軒下等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.23		H24.6.19	
						測定値	0.04～0.06		0.04～0.06	
					平成25年度	測定日	H25.4.18		H25.6.25	
						測定値	0.05～0.07		0.05～0.06	
県営スケート場	盛岡市	1回/2月（閉鎖期間中除く）	1m	リンク、管理棟・食堂棟玄関、入場門等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日				
						測定値				
					平成25年度	測定日				
						測定値				
県立御所湖広域公園艇庫	盛岡市	1回/2月（閉鎖期間中除く）	1m	駐車場、前庭	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.24		H24.6.19	
						測定値	0.03～0.03		0.03～0.04	
					平成25年度	測定日	H25.4.25		H25.6.25	
						測定値	0.03～0.03		0.03～0.04	
県立県南青少年の家	金ケ崎町	1回/2月	1m	グラウンド、野球場、キャンプ場、営火場、宿泊・管理棟軒下	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.13		H24.6.15	
						測定値	0.10～0.13		0.09～0.13	
					平成25年度	測定日	H25.4.30		H25.6.7	
						測定値	0.08～0.11		0.09～0.11	
県立陸中海岸青少年の家	山田町	1回/2月	1m	グラウンド、雨樋下、軒下等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.12		H24.6.28	
						測定値	0.10～0.15		0.09～0.14	
					平成25年度	測定日	H25.4.17		H25.6.26	
						測定値	0.09～0.13		0.09～0.12	
県立県北青少年の家	二戸市	1回/2月	1m	グラウンド、側溝等	平成23年度	測定日				
						測定値				
					平成24年度	測定日	H24.4.19		H24.6.21	
						測定値	0.03～0.05		0.03～0.05	
					平成25年度	測定日	H25.4.23		H25.6.25	
						測定値	0.02～0.05		0.03～0.05	

測定値単位：μSv/h

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
						H24.2.15	H24.3.28	
						0.03～0.05	0.04～0.05	
H24.8.21	H24.9.20	H24.10.17	H24.11.19	H24.12.18	－	－	H25.3.15	
0.04～0.04	0.05～0.06	0.03～0.04	0.03～0.04	0.04～0.05	－	－	0.02～0.04	
H25.8.19	H25.9.13	H25.10.18	H25.11.15	H25.12.16	－	－	H26.3.26	
0.03～0.04	0.03～0.04	0.03～0.04	0.03～0.04	0.03～0.04	－	－	0.04	
				H23.12.14	H24.1.18	H24.2.7	H24.3.9	
				0.08～0.13	0.08～0.12	0.08～0.12	0.08～0.12	
H24.8.10	H24.9.12	H24.10.10	H24.11.9	H24.12.5	－	－	H25.3.6	
0.09～0.12	0.09～0.13	0.08～0.12	0.08～0.12	0.08～0.12	－	－	0.08～0.11	
H25.8.29	H25.9.24	H25.10.21	H25.11.18	H25.12.16	－	－	H26.3.18	
0.09～0.13	0.08～0.12	0.07～0.12	0.08～0.12	0.08～0.11	－	－	0.07～0.11	
				H23.12.6	H24.1.25	H24.2.6	H24.3.7	
				0.08～0.11	0.07～0.10	0.07～0.09	0.06～0.09	
H24.8.6	H24.9.6	H24.10.3	H24.11.5	H24.12.6	－	－	H25.3.5	
0.07～0.10	0.07～0.10	0.07～0.12	0.08～0.10	0.08～0.12	－	－	0.06～0.09	
H25.8.5	H25.9.4	H25.10.4	H25.11.6	H25.12.5	－	－	－	
0.08～0.10	0.05～0.09	0.07～0.10	0.06～0.10	0.07～0.09	－	－	－	
				H23.12.12	H24.1.26	H24.2.27		
				0.03～0.07	0.03～0.07	0.03～0.07		
H24.8.8		H24.10.31		H24.12.12		H25.2.20		
0.03～0.07		0.04～0.06		0.03～0.06		0.02～0.06		
H25.8.28		H25.10.18		H25.12.11		H26.2.19		
0.04～0.06		0.04～0.05		0.04～0.05		0.04～0.05		
				H23.12.16	H24.1.28	H24.2.29		
				0.05～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05		
H24.8.7		H24.10.30		H24.12.10		H25.2.18		
0.04～0.05		0.04～0.05		0.04～0.05		0.03～0.04		
H25.8.27		H25.10.22		H25.12.9		H26.2.17		
0.04～0.05		0.04～0.04		0.04～0.05		0.04～0.04		
				H23.12.13	H24.1.27	H24.2.28		
				0.04～0.05	0.02～0.05	0.02～0.05		
H24.8.7		H24.10.30		H24.12.11		H25.2.18		
0.04～0.05		0.04～0.05		0.03～0.04		0.03～0.04		
H25.8.27		H25.10.22		H25.12.10		H26.2.17		
0.02～0.05		0.03～0.05		0.03～0.05		0.02～0.04		
				H23.12.15	H24.1.28	H24.2.27		
				0.05～0.07	0.04～0.06	0.04～0.06		
H24.8.6		H24.10.29		H24.12.10		H25.2.19		
0.05～0.07		0.04～0.06		0.03～0.05		0.03～0.05		
H25.8.29		H25.10.21		H25.12.9		H26.2.19		
0.04～0.05		0.04～0.05		0.04～0.05		0.03～0.05		
				H23.12.14	H24.1.26	H24.2.29		閉鎖期間：4月～10月
				0.05～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05		
		H24.10.29		H24.12.11		H25.2.19		
		0.04～0.05		0.04～0.05		0.04～0.04		
		H25.10.21		H25.12.10		H26.2.18		
		0.04～0.05		0.04～0.05		0.03～0.05		
				H23.12.14				閉鎖期間：11月～3月
				0.03～0.03				
H24.8.6		H24.10.29						
0.03～0.03		0.03～0.03						
H25.8.29								
0.03～0.04								
				H23.12.16	H24.1.13	H24.2.17		
				0.11～0.13	0.07～0.08	0.07～0.08		
H24.8.21		H24.10.10		H24.12.7		H25.2.8		
0.09～0.13		0.09～0.14		0.08～0.11		0.06～0.07		
H25.8.9		H25.10.11		H25.12.13		H26.2.14		
0.07～0.10		0.08～0.10		0.06～0.10		0.03～0.04		
				H23.12.8	H24.1.12	H24.2.14		
				0.10～0.15	0.10～0.15	0.10～0.15		
H24.8.10		H24.10.26		H24.12.20		H25.2.6		
0.08～0.12		0.09～0.14		0.09～0.12		0.09～0.13		
H25.8.8		H25.10.25		H25.12.20		H26.2.14		
0.08～0.13		0.09～0.13		0.08～0.12		0.07～0.08		
				H23.12.16	H24.1.19	H24.2.24		
				0.03～0.05	0.03～0.05	0.03～0.05		
H24.8.23		H24.10.26		H24.12.20		H25.2.21		
0.03～0.05		0.03～0.05		0.03～0.06		0.03～0.04		
H25.8.22		H25.10.29		H25.12.18		H26.2.22		
0.02～0.05		0.02～0.05		0.04～0.08		0.04～0.05		

５ 放射線影響対策関係事業の推移（平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度）

区分	事業名	部局等名	H26年度 当初（千円）	H25年度 最終（千円）	H24年度 最終（千円）	H23年度 最終（千円）	事業内容	備考
放射線量等測定	環境放射能水準調査費（細事業：環境放射能モニタリング強化費を含む。）	環境生活部	16,071	16,051	13,188	92,308	原子力発電所事故による本県の放射性物質による影響を把握するため、本県独自に放射線量等の測定調査を実施し県民等へ情報提供することにより、安心・安全に資するもの	
	放射性物質検査機器整備事業費	環境生活部	0	0	21,158	0	食品の放射性物質検査体制の整備を目的として、環境保健研究センターにGe半導体検出器及びNaIシンチレーションスペクトロメーターを各１台設置するもの	
	工業用水道事業	企業局	224	1,242	1,403	4,282	工業用水及び脱水汚泥の放射性物質濃度測定、敷地境界等の空間線量率測定、脱水汚泥（汚染土）の保管・処分を行うもの	
	放射線対策費	教育委員会事務局	10,781	34,767	48,442	7,163	県立学校における調査・測定、除染、県立学校牧草地等除染を行うもの	
	児童生徒放射線対策支援事業費	教育委員会事務局	27,021	26,653	14,862	55,426	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を行うもの	繰越含
放射線量低減	放射性物質除去・低減技術実証事業	総務部	8,801	10,919	11,134	0	放射性物質除去・低減措置推進の一環として、放射性物質除去・低減技術の情報収集と、生活圏、農林生産環境及び廃棄物を重点に、県内において適用できる除去・低減技術の実証試験を実施するとともに、市町村等へ情報提供するもの	
	放射線対策費（H23：放射能対策費）	環境生活部	3,690	613	4,069	12,426	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるため基礎知識を普及啓発するもの	
	放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業	環境生活部	0	0	74,859	0	本県の放射性物質に汚染された牧草等の農林業系副産物の焼却処理を進める市町村等に対し、その費用の一部を支援するもの（平成25年度は、環境省の「汚染廃棄物処理加速化事業」を活用）	
	放射性物質汚染廃棄物処理技術等支援事業	環境生活部	0	0	0	0	放射性物質に汚染された牧草等の農林業系副産物の焼却処理を進める市町村等に対し、計画策定や住民説明等の技術的支援を実施するもの(H25年度中に下記事業に移行)	
	放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業費	環境生活部	49,887	4,030	0	0	放射性物質に汚染された道路側溝汚泥の処理を推進するため、汚染状況重点調査地域に指定された県内3市町が道路側溝汚泥の一時保管施設を設置する場合（国庫補助事業対象外に限る）に、その経費に対して一部を支援するもの（平成26年度から名称変更し、農林業系汚染廃棄物処理等への技術支援を追加）	
	放射線対策費【再掲】	教育委員会事務局	【再】10,781	【再】34,767	【再】48,442	【再】7,163	県立学校における調査・測定、除染、県立学校牧草地等除染を行うもの	
県産食材等安全安心確保	食品放射性物質検査強化事業費	環境生活部	3,791	2,244	0	0	食の安全・安心を確保するために、食品の放射性物質検査検体数を増やし、より多くの情報を県民に発信するもの	
	放射性物質検査等管理運営費	環境生活部	2,162	4,317	0	0	食品の効率的な放射性物質検査の実施と県民への正しい知識の普及啓発の取組を円滑に行うため、食品の放射性物質検査の補助的作業及び食品の放射性物質汚染に係るきめ細かな情報提供を行う職員を配置するもの	
	食の信頼確保向上対策事業費（放射能対策）	環境生活部	3,876	2,069	1,520	0	食品と放射能に関するリスクコミュニケーションを実施すること等により、県民の正しい知識と理解の向上を図り、もって食品の信頼感の醸成に資するもの	
	野生動物との共生推進事業費（放射能対策）	環境生活部	285	426	900	0	食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉について放射性物質検査を実施するもの	
	シカ特別対策費（放射能対策）	環境生活部	29,946	23,931	14,310	0	シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、県内全域を対象に出荷制限指示が出されたことから減少している狩猟を補う捕獲を行うことにより、シカの個体数管理を適切に実施するもの	
	いわてブランド再生推進事業	商工労働観光部	21,257	31,553	0	0	放射性物質の影響による風評被害を払拭して、消費者の信頼を回復し、いわてブランドを再生するため、県産品の魅力を消費者に直接届ける等、販売機会の拡大を支援するもの	
	生産地証明等発行事業費	商工労働観光部	2,162	2,159	2,183	0	円滑な輸出に資するため、証明書の迅速な発行が求められることから、発行手続専門の期限付臨時職員を配置するもの	一部新規

5 放射線影響対策関係事業の推移（平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度）

区分	事業名	部局等名	H26年度 当初（千円）	H25年度 最終（千円）	H24年度 最終（千円）	H23年度 最終（千円）	事業内容	備考
県産食材等安全安心確保	農業経営安定緊急支援資金利子補給	農林水産部	8,994	7,420	7,478	1,276	原発事故に伴う放射性物質の拡散により、出荷制限や風評等の被害を受けた農業者に対し、農業経営継続に必要な運転資金を円滑に供給するため、岩手県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合が被災農業者に行う融資に対して利子補給を行い、末端無利子とするもの	
	県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費	農林水産部	75,019	57,894	57,562	153,871	安全安心な県産牛肉の供給体制を確立するため、県内外に出荷される県産牛全頭の放射性物質検査に係る経費を助成するとともに、県産牛に対する消費者の不安等を解消するため風評被害防止対策を実施するもの	
	いわて食材販路回復拡大推進事業費	農林水産部	0	0	53,146	4,997	県産農林水産物の風評被害を防止するとともに、縮小した県産品の販路の回復・拡大を図るため、各種広告媒体等を利用した安全安心な県産農林水産物のPRや首都圏での商談会開催等の取組を強化するもの	
	いわてブランド再生推進事業	農林水産部	80,000	76,170	0	0	県産農林水産物等の販路の回復・拡大を図るため、全国の消費者を対象として、県産農林水産物の安全・安心を発信するとともに、バイヤー等を対象とした商談会・産地見学会等を開催するもの	
	いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費	農林水産部	30,000	23,000	0	0	県産農林水産物の安全性確保に対する消費者の理解増進を図るため、市町村や生産者団体等が行う物産フェア等の開催に要する経費について、補助するもの	
	農業生産環境放射性物質影響防止支援事業	農林水産部	961	2,862	11,117	24,419	土壌から農作物への吸収・移行などについて科学的に調査・研究し、農業者等に対して適切な生産管理技術等に関する情報提供を行うもの	
	農産物放射性物質検査事業	農林水産部	2,695	1,132	3,744	0	国の通知に基づき県産農産物の放射性物質濃度検査を実施するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（利用自粛牧草地等処理円滑化事業）	農林水産部	401,076	2,018,052	1,791,510	279,764	汚染牧草等の移動や保管及び保管施設の設置を支援するもの。 また、適切な除染を行うための除染前の前植生処理（刈払い、除草剤散布）を実施するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（牛肉中放射性物質生体推定検査事業）	農林水産部	2,616	562	1,932	0	牛の生体から放射線を測定して牛肉中の放射線物質濃度を推定することでと畜後の食品の基準値超過を未然防止するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（県内産粗飼料放射線調査）	農林水産部	92,200	61,337	39,726	0	粗飼料（牧草、稲わら等）、畜産物（牛肉、牛乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ）の放射性物質検査するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（牧草地再生対策事業）	農林水産部	1,118,963	4,807,079	3,953,589	0	暫定許容値(牧草中の放射性物質100Bq/kg超過)及び原乳10Bq/kg未満対策(同、50Bq/kg超過～100q/kg以下)の牧草地13,606haについて工程表に基づきH24年度から3カ年で除染を実施するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（いわて型牧草地再生対策事業）	農林水産部	439,322	260,052	32,430	0	県が利用自粛を要請していない酪農50Bq/kg（肉用牛100Bq/kg）以下の牧草地であっても放射性物質の低減を図る除染を実施するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（公共牧場利用自粛対策事業）	農林水産部	28,178	22,179	20,966	0	利用自粛となった公共牧場から他地域の公共牧場への放牧、周年預託施設利用、農家自らの牛舎を利用した飼養等に係る掛かり増し経費について支援するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（廃用牛適正出荷対策事業）	農林水産部	88,523	168,185	219,930	12,100	廃用牛を集中管理する施設を県内3カ所（金ケ崎町250頭、八幡平市300頭、一関市950頭、計1,500頭の収容可能）に設置し、牛肉中の放射性物質が低減するまでの期間、農家から牛を預かり飼養するもの	
	放射性物質被害畜産総合対策事業（肉用牛肥育経営等緊急支援事業）	農林水産部	0	2,460	17,600	512,952	放射性物質の影響により廃用牛の出荷や屠畜ができない畜産農家の資金繰りを支援するため支援金を交付するもの	
	トウモロコシ転換緊急支援事業費	農林水産部	0	39,331	0	0	飼料用トウモロコシ収穫体制の整備を行い、早急に飼料用トウモロコシへの転換を推進することで酪農家の不安を払しょくし、安心して経営に取り組める体制を確立するもの	
	特用林産物放射性物質調査事業費	農林水産部	0	10,931	23,212	1,463	消費者や取引先の信頼を回復するため、また、産地力を回復するため、原木しいたけ及びしいたけ原木・ホダ木の全戸検査を行うもの	

５ 放射線影響対策関係事業の推移（平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度）

区分	事業名	部局等名	H26年度 当初（千円）	H25年度 最終（千円）	H24年度 最終（千円）	H23年度 最終（千円）	事業内容	備考
県産食材等安全安心確保	特用林産物放射性物質調査事業費（特用林産物放射性物質調査事業）	農林水産部	63,053	0	0	0	特用林産物の産地再生のため、原木しいたけの出荷制限解除のための検査を実施するとともに、消費者の信頼を回復するため、原木しいたけ、ほだ木及びしいたけ原木、その他特用林産物の検査を行うもの	
	原木しいたけ経営緊急支援事業費（きのこ原木等処理事業）	農林水産部	0	844,540	42,807	0	原木しいたけの再生産のため、市町村が行う使用自粛となったきのこ原木及びほだ木の処理、落葉層除去等のほだ場環境整備を支援するもの	
	特用林産物放射性物質調査事業費（きのこ原木等処理事業）	農林水産部	59,425	0	0	0	出荷制限を解除するために必要な検査において、新たに指標値超過が判明したきのこ原木及びほだ木の処理、落葉層除去等のホダ場環境整備を支援するもの	
	原木しいたけ経営緊急支援事業費（原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金）	農林水産部	483,189	194,401	190,756	0	出荷制限等により資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、集出荷団体が行う経営支援資金の貸付に必要な原資を貸付するもの	
	特用林産施設等体制整備事業費（特用林産施設等体制整備事業）	農林水産部	305,791	0	0	0	きのこ生産の維持・増進を図るため、菌床栽培施設等の特用林産施設の整備及びきのこ原木等の生産資材の導入を支援するもの	
	特用林産施設等体制整備事業費（原木しいたけ再生産促進事業）	農林水産部	14,147	11,345	0	0	放射性物質の影響により出荷制限が指示されている市町村において、簡易ハウスの設置を支援するもの	
	水産物安全出荷推進事業	農林水産部	2,818	3,132	9,672	12,000	県産水産物の安全性確保と出荷制限の早期解除を目的とした、水産物の放射性物質検査を実施するもの	
	林産物処理支援事業費	農林水産部	62,278	25,858	0	0	放射性物質の影響により、一部流通が滞っていた樹皮の処理を支援するもの	
	児童生徒放射線対策支援事業費【再掲】	教育委員会事務局	【再】27,021	【再】26,653	【再】14,862	【再】55,426	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を行うもの	繰越含
健康影響・学校	放射線健康影響調査費	保健福祉部	1,909	984	1,678	予備費対応	東京電力原子力発電所事故による健康への影響について、リスクコミュニケーションの観点から、平成23年度に調査対象となった子どもに対して、尿中放射性物質の継続調査を行うもの	
	放射線健康相談等支援事業費補助	保健福祉部	15,262	11,978	34,650	0	東京電力原子力発電所事故による健康への影響について、住民に最も身近な相談窓口である市町村が行う個別健康相談等の事業に要する経費の一部を補助するもの	
	放射線対策費【再掲】	教育委員会事務局	【再】10,781	【再】34,767	【再】48,442	【再】7,163	県立学校における調査・測定、除染、県立学校牧草地等除染を行うもの	
	児童生徒放射線対策支援事業費【再掲】	教育委員会事務局	【再】27,021	【再】26,653	【再】14,862	【再】55,426	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を行うもの	繰越含
風評被害対策、情報発信、普及啓発、その他	危機管理対策費	総務部	3,223	537	920	0	原発放射線影響対策の企画調整や東京電力株式会社への賠償請求等、原発放射線影響対策の推進に必要な体制を整備するとともに、新たに「岩手県放射線影響対策報告書」を発行し、情報発信を行うもの	
	原発放射線情報発信多角化事業費（H25：放射線影響対策情報発信強化事業費）	総務部	2,172	2,169	0	0	本県における原発放射線影響対策への取組や環境・食品等の放射線量等測定情報を、ホームページ等を通じてこれまで以上に分かりやすくかつきめ細かく発信することで、住民の不安解消と本県への風評被害の防止に資するもの	
	放射線対策費（H23：放射能対策費）【再掲】	環境生活部	【再】3,690	【再】613	【再】4,069	【再】12,426	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるため基礎知識を普及啓発するもの	
	放射性物質検査等管理運営費【再掲】	環境生活部	【再】2,162	【再】4,317	0	0	食品の効率的な放射性物質検査の実施と県民への正しい知識の普及啓発の取組を円滑に行うため、食品の放射性物質検査の補助的作業及び食品の放射性物質汚染に係るきめ細かな情報提供を行う職員を配置するもの	
	食の信頼確保向上対策事業費（放射能対策）【再掲】	環境生活部	【再】3,876	【再】2,069	【再】1,520	0	食品と放射能に関するリスクコミュニケーションを実施すること等により、県民の正しい知識と理解の向上を図り、もって食品の信頼感の醸成に資するもの	
	商工・観光風評対策緊急事業費【再掲】	商工労働観光部	【再】23,532	【再】23,110	【再】19,032	【再】2,253	損害賠償の相談等に応じ、賠償請求を円滑に行う支援体制を構築するほか、風評の払しょくに資するため、本県が持つ多様な観光物産資源の魅力や、震災から復興した事業者状況等を全国に情報発信するもの	一部新規

5 放射線影響対策関係事業の推移（平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度）

区分	事業名	部局等名	H26年度 当初（千円）	H25年度 最終（千円）	H24年度 最終（千円）	H23年度 最終（千円）	事業内容	備考
風評被害対策、情報発信、普及啓発、その他	いわてブランド再生推進事業【再掲】	商工労働観光部	【再】21,257	【再】31,553	0	0	放射性物質の影響による風評被害を払拭して、消費者の信頼を回復し、いわてブランドを再生するため、県産品の魅力を消費者に直接届ける等、販売機会の拡大を支援するもの	
	三陸観光再生事業費	商工労働観光部	26,115	16,802	0	0	震災学習を中心とした教育旅行を沿岸地域の観光の柱とするため、震災語り部の育成・スキルアップなど受入態勢の整備を行うとともに、ホームページによる情報発信や教育旅行誘致説明会を通じたPRなど誘客に取り組むもの	
	いわて観光キャンペーン推進協議会負担金	商工労働観光部	41,568	48,200	0	0	いわてDC（デスティネーションキャンペーン）の取組により構築した官民共同の取組をさらに推し進め、いわてDCの効果を持続・拡大させる大型観光キャンペーンを実施するもの	
	いわて食材販路回復拡大推進事業費【再掲】	農林水産部	0	0	【再】53,146	【再】4,997	県産農林水産物の風評被害を防止するとともに、縮小した県産品の販路の回復・拡大を図るため、各種広告媒体等を利用した安全安心な県産農林水産物のPRや首都圏での商談会開催等の取組を強化するもの	
	いわてブランド再生推進事業【再掲】	農林水産部	【再】80,000	【再】76,170	0	0	県産農林水産物等の販路の回復・拡大を図るため、全国の消費者を対象として、県産農林水産物の安全・安心を発信するとともに、バイヤー等を対象とした商談会・産地見学会等を開催するもの	
	いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費【再掲】	農林水産部	【再】30,000	【再】23,000	0	0	県産農林水産物の安全性確保に対する消費者の理解増進を図るため、市町村や生産者団体等が行う物産フェア等の開催に要する経費について、補助するもの	
損害賠償請求	危機管理対策費【再掲】	総務部	【再】3,223	【再】537	【再】920	0	原発放射線影響対策の企画調整や東京電力株式会社への賠償請求等、原発放射線影響対策の推進に必要な体制を整備するとともに、新たに「岩手県放射線影響対策報告書」を発行し、情報発信を行うもの	
	商工・観光風評対策緊急事業費	商工労働観光部	23,532	23,110	19,032	2,253	損害賠償の相談等に応じ、賠償請求を円滑に行う支援体制を構築するほか、風評の払しょくに資するため、本県が持つ多様な観光物産資源の魅力や、震災から復興した事業者状況等を全国に情報発信するもの	一部新規
	原子力発電所事故農畜産物被害調査事業	農林水産部	2,612	2,599	2,594	945	放射性物質による農畜産物の被害調査を行い、農業者の損害賠償に向けた取組を支援するもの	
	合計		3,655,595	8,905,275	6,744,079	1,177,645	【再掲】を除いた金額	

※ 平成26年度は当初予算額、平成23，24，25年度は最終予算額

６　問合せ先一覧

分野		担当課	電話番号
原発放射線対策の基本方針		総務部総務室放射線影響対策担当 （放射線影響対策特命チーム）	019-629-6815
損害賠償関係		総務部総務室放射線影響対策担当 （放射線影響対策特命チーム）	019-629-6815
環境放射能モニタリング		環境生活部環境保全課	019-629-5356
学校・教育施設	公立学校、給食関連	教育委員会事務局スポーツ健康課	019-629-6191
	私立学校、幼稚園	総務部法務学事課	019-629-5041
	保育所	保健福祉部子ども子育て支援課	019-629-5456
農林水産物	穀類、野菜、果実	農林水産部農産園芸課	019-629-5706
	牛乳、家畜、飼料作物	農林水産部畜産課	019-629-5723
	牛肉	農林水産部流通課	019-629-5736
	きのこ、山菜	農林水産部林業振興課	019-629-5770
	水産物	農林水産部水産振興課	019-629-5817
	営農技術対策	農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
流通食品		環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5323
野生鳥獣肉		環境生活部自然保護課	019-629-5371
水道水、飲料水		環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5360
工業製品		商工労働観光部ものづくり自動車産業振興課	019-629-5553
道路施設		県土整備部道路環境課	019-629-5875
廃棄物	下記以外の廃棄物	環境生活部資源循環推進課	019-629-5366
	下水汚泥	県土整備部下水環境課	019-629-5896
工業用水道		企業局業務課	019-629-6387
子どもの内部被ばく		保健福祉部医療政策室	019-629-5472